

令和6年 第1回定例会

青木村議会会議録

令和6年3月6日 開会

令和6年3月14日 閉会

青木村議会

令和六年

第一回〔三月〕定例会

青木村議会議録

令和六年

第一回〔三月〕定例会

青木村議会議録

令和6年第1回青木村議会定例会会議録目次

第 1 号 (3月6日)

○議事日程	1
○出席議員	2
○欠席議員	2
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	2
○事務局職員出席者	3
○開会の宣告	4
○議事録署名議員の指名	4
○会期決定	4
○村長挨拶	5
○報告第1号の上程、説明	15
○議案第1号の上程、説明	18
○議案第2号の上程、説明	19
○議案第3号の上程、説明	19
○議案第4号の上程、説明	20
○議案第5号の上程、説明	21
○議案第6号の上程、説明	22
○議案第7号の上程、説明	22
○議案第8号の上程、説明	23
○議案第9号の上程、説明	23
○議案第10号の上程、説明	24
○議案第11号の上程、説明	25
○議案第12号の上程、説明	26
○議案第13号の上程、説明	27
○議案第14号の上程、説明	28
○議案第15号の上程、説明	28
○議案第16号の上程、説明	29
○議案第17号の上程、説明	30

○議案第 18 号の上程、説明	3 8
○議案第 19 号の上程、説明	3 9
○議案第 20 号の上程、説明	6 6
○議案第 21 号の上程、説明	6 9
○議案第 22 号の上程、説明	7 3
○議案第 23 号の上程、説明	7 4
○議案第 24 号の上程、説明	7 8
○発議第 1 号の上程、説明	8 1
○発議第 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決	8 2
○令和 5 年度青木村社会福祉協議会会計補正予算（第 1 号）及び令和 6 年度青木 村社会福祉協議会会計予算の報告	8 4
○散会の宣告	8 7

第 2 号（3 月 8 日）

○議事日程	8 9
○出席議員	8 9
○欠席議員	8 9
○地方自治法第 121 号の規定により説明のため出席した者の職氏名	8 9
○事務局職員出席者	9 0
○開議の宣告	9 1
○議事日程の報告	9 1
○一般質問	9 1
松 本 淳 英 君	9 2
塩 澤 敏 樹 君	1 0 4
平 林 幸 一 君	1 1 7
坂 井 弘 君	1 2 8
沓 掛 計 三 君	1 5 2
金 井 とも子 君	1 6 4
宮 入 隆 通 君	1 7 5
○総括質疑	1 8 6

○委員会付託	1 8 8
○散会の宣告	1 8 9

第 3 号 (3月14日)

○議事日程	1 9 1
○出席議員	1 9 2
○欠席議員	1 9 2
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1 9 2
○事務局職員出席者	1 9 3
○開議の宣告	1 9 4
○議事日程の報告	1 9 4
○委員長審査報告	1 9 4
○報告第1号の質疑、討論、採決	1 9 7
○議案第1号の質疑、討論、採決	2 0 0
○議案第2号の質疑、討論、採決	2 0 6
○議案第3号の質疑、討論、採決	2 0 6
○議案第4号の質疑、討論、採決	2 0 7
○議案第5号の質疑、討論、採決	2 0 8
○議案第6号の質疑、討論、採決	2 1 2
○議案第7号の質疑、討論、採決	2 1 4
○議案第8号の質疑、討論、採決	2 1 6
○議案第9号の補足説明、質疑、討論、採決	2 1 6
○議案第10号の質疑、討論、採決	2 2 0
○議案第11号の質疑、討論、採決	2 2 0
○議案第12号の質疑、討論、採決	2 2 1
○議案第13号の質疑、討論、採決	2 2 2
○議案第14号の質疑、討論、採決	2 2 3
○議案第15号の質疑、討論、採決	2 2 4
○議案第16号の質疑、討論、採決	2 2 5
○議案第17号の質疑、討論、採決	2 3 1

○議案第 18 号の質疑、討論、採決	236
○議案第 19 号の質疑、討論、採決	236
○議案第 20 号の質疑、討論、採決	238
○議案第 21 号の質疑、討論、採決	239
○議案第 22 号の質疑、討論、採決	240
○議案第 23 号の質疑、討論、採決	241
○議案第 24 号の質疑、討論、採決	241
○発議第 1 号の質疑、討論、採決	242
○閉会の宣告	243
○署名議員	245

令和 6 年 3 月 6 日（水曜日）

（第 1 号）

令和6年第1回青木村議会定例会会議録

議 事 日 程（第1号）

令和6年3月6日（水曜日）午前9時開会

- 日程第 1 議事録署名議員指名
- 日程第 2 会期決定
- 日程第 3 報告第 1 号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第 4 議案第 1 号 青木村辺地総合整備計画の策定について
- 日程第 5 議案第 2 号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について
- 日程第 6 議案第 3 号 青木村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例及び職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7 議案第 4 号 青木村消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 議案第 5 号 青木村営バス設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 議案第 6 号 青木村高速情報通信網の設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 10 議案第 7 号 青木村福祉事業基金条例の一部を改正する条例について
- 日程第 11 議案第 8 号 青木村福祉医療費給付条例の一部を改正する条例について
- 日程第 12 議案第 9 号 青木村介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第 13 議案第 10 号 青木村指定居宅介護支援等の事業の従事者及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 14 議案第 11 号 青木村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第 15 議案第 12 号 青木村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第 16 議案第 13 号 青木村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のた

めの効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正
する条例について

日程第 17 議案第 14 号 教育長の任命について

日程第 18 議案第 15 号 人権擁護委員候補者の推薦の同意について

日程第 19 議案第 16 号 上田地域広域連合ふるさと基金に係る権利の一部を放棄すること
について

日程第 20 議案第 17 号 令和 5 年度青木村一般会計補正予算について

日程第 21 議案第 18 号 令和 5 年度青木村国民健康保険特別会計補正予算について

日程第 22 議案第 19 号 令和 6 年度青木村一般会計予算について

日程第 23 議案第 20 号 令和 6 年度青木村国民健康保険特別会計予算について

日程第 24 議案第 21 号 令和 6 年度青木村介護保険特別会計予算について

日程第 25 議案第 22 号 令和 6 年度青木村後期高齢者医療特別会計予算について

日程第 26 議案第 23 号 令和 6 年度青木村簡易水道事業会計予算について

日程第 27 議案第 24 号 令和 6 年度青木村特定環境保全公共下水道事業会計予算について

日程第 28 発議第 1 号 バス運転手不足を解消し路線バスを維持する支援強化を求める意
見書について

日程第 29 発議第 2 号 パレスチナ自治区ガザ地区の即時停戦を求める決議について

日程第 30 一般質問

出席議員（10名）

1 番 松 本 淳 英 君

2 番 塩 澤 敏 樹 君

3 番 平 林 幸 一 君

4 番 宮 入 隆 通 君

5 番 坂 井 弘 君

6 番 松 澤 正 登 君

7 番 金 井 とも子 君

8 番 宮 下 壽 章 君

9 番 杓 掛 計 三 君

10 番 居 鶴 貞 美 君

欠席議員（なし）

地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長 北 村 政 夫 君

教 育 長 杓 掛 英 明 君

参事兼 総務企画課長	片田幸男君	商工観光移住 課長	小林利行君
住民福祉課長	小根沢義行君	会計管理者兼 税務会計課長 兼防災危機監	奈良本安秀君
建設農林課長	稲垣和美君	保育園長	成沢亮子君
建設農林課 課長補佐兼 農業振興係長	上原博信君	総務企画課 課長補佐兼 事業推進室長	塩澤和宏君
総務企画課 企画財政係長	金井大介君	住民福祉課 課長補佐兼 保健衛生係長	早乙女敦君
商工観光 移住課長 商工観光移 住係	宮澤俊博君	総務企画課 課長補佐兼 総務係	小林宏記君
代表監査委員	内藤賢二君		

事務局職員出席者

事務局長 片田幸男 事務局員 小林宏記

開会 午前 9時00分

◎開会の宣告

○議長（松澤正登君） 皆さん、おはようございます。

定刻になりましたので、ただいまから令和6年第1回青木村議会定例会を開催いたします。

◎議事録署名議員の指名

○議長（松澤正登君） 日程第1、議事録署名議員の指名を行います。

会議規則第115条の規定により、1番、松本淳英議員、7番、金井とも子議員を指名します。

◎会期決定

○議長（松澤正登君） 日程第2、会期決定について議題とします。

お諮りします。

去る2月29日、議会運営委員会において、本定例会の会期は本日6日から15日までの10日間と決定されましたが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松澤正登君） 異議なしと認めます。

よって、会期は3月15日までの10日間と決定しました。

日程について、事務局より別紙、日程表をお配りします。

日程について申し上げます。

本日6日開会、議案説明と発議第2号の審議・採決を行い、散会とします。7日は議案審査のため休会、8日金曜日は一般質問と令和6年度一般会計、特別会計及び企業会計の予算についての総括質疑と委員会付託、9日と10日は休日のため休会、11日月曜日は総務建設委員会の委員会審議、12日火曜日は社会文教委員会の委員会審議、13日は議案審査のため休会、14日木曜日は委員長報告・審議・採決、15日金曜日は審議・採決とします。

◎村長挨拶

○議長（松澤正登君）　ここで村長より挨拶があります。

北村村長。

○村長（北村政夫君）　皆さん、おはようございます。

本日、令和6年第1回青木村議会3月定例会を招集いたしましたところ、全議員の議員さんには御出席をいただき、誠にありがとうございます。

日頃議員の皆さんには、村政の運営に御理解と御協力をいただいておりますこと、厚くお礼を申し上げます。

まず、令和6年1月1日16時6分に発生いたしました能登半島地震により犠牲となられた方々に心よりお悔やみを申し上げますとともに、被災された皆様にお見舞いを申し上げます。被災された皆さんの安全と被災地域の一日も早い復興をお祈り申し上げます。

3月1日現在でありますけれども、石川県の被害状況は、死者241名、安否不明者9人、避難者1万223人、住宅被害は7万6,824棟、断水約1万8,380戸、停電約570戸となっております。最大時の避難者数は約3万4,000人、孤立は3,345人でした。

マグニチュード7.6、最大震度7を観測し、激しい揺れと津波で甚大な被害をもたらした能登半島の地震。内陸型の地震としては最大級であり、2000年に一回レベルの大きな地震だったとの見方もございます。

この地震で、能登半島全体が機能不全に陥りました。国や全国の自治体の応援を得て、一部を除き復旧もある程度は進んでおりますが、いまだ安否不明や避難所暮らしの方々もおられ、生活再建のめどが立っていない方も多いとのことでもあります。私たちは、今後も息の長い支援を行っていく必要があります。

最も被害の大きかった能登半島先端にお住まいの50代の男性の方が、妻と帰省中の娘さんを亡くされ、「何も要らない、二人を返してくれたら何も要らない」とテレビカメラの前で涙ながらに語った言葉が胸に刺さりました。

地震発生直後から多くの情報が発信され、新聞でも連日報道されております。その中で、当村でも真剣に考え教訓にしていかなければならないことがたくさんあります。気になった新聞の見出しで主なものを挙げてみますと、1月4日、迫る72時間安否確認続く能登半島地

震、全容見えず、5日、死者94人、安否不明222人、7日、発生124時間、90代女性救出、8日、2,300人孤立、18日、進まぬ復旧、愛する地域離れ難く、18日、集団避難、帰れるのはいつ、輪島の中学生258人、26日です、犠牲者9割家屋倒壊で古い木造多く、26日、高齢化で耐震工事進まず、27日、在宅避難者把握遅れ、支援行き届かぬおそれ、31日、物資受入れや孤立集落支援、31日、県内防災「能登」教訓に。

以下、ありますので、御参考に御覧いただければと思います。

近年、日本では大きな自然災害が発生しています。寺田寅彦の警句であります「天災は忘れた頃にやってくる」は、過去の言葉となってしまいました。

また、世界的に見ても多くの大災害や紛争、感染症の拡大などが毎年のように起こり、人々の生活に大きな影響を及ぼしております。

私たちは、少なくとも大きな自然災害は必ず数年おきに起こることを前提として、青木村の行政をしっかりと確実に実施していかなければならないと強く思っております。

能登半島から私たちが今すぐ学ぶべきことはたくさんあります。議会や消防団、各区、そして村民の皆さんと検討し、全体としてスピードを速めながらできることから実施してまいります。

令和元年東日本台風の反省から、公助のみでなく自助・共助の必要性を村民の皆さんと共有し、改善・変更すべき点は実施してきたところではありますが、今回の震災を受け、地震を受け、総括や検証が国や関係機関で行われると思いますので、今後もそれらを参考に、青木村の安全・安心に努めてまいります。

次に、公共交通についてですが、令和6年4月より、バス運転者の労働時間等改善のため、青木線の平日夕方から夜間にかけての上田発4便の減便が、千曲バス株式会社から提示されました。

青木線は日常、学生や高齢者の皆さんが通学・通院の足として、必要不可欠な生命線であり、青木村地域公共交通会議の御了解をいただき、村営バスの路線に上田駅から青木バスターミナルまでの夜間往復の路線を新たに追加いたしまして、4月1日から運行を開始することといたしました。

以前から、JRなど地方鉄道の廃止や減便が大きな社会問題となっております。その主たる原因は、収支バランスが取れず経営が成り立たないことであります。さらには、慢性的な運転手不足といった問題があります。このままですと千曲バス青木線も、同様の経過をたどる可能性があります。今後、青木線存続のために「バスに乗ろう」を合言葉に、村民の皆さん

んにぜひ御協力をいただきたいと思います。

次に、今議会予算の保健衛生総務費の中で、鹿教湯病院運営費補助金として540万円を計上いたしました。上田市鹿教湯温泉に位置する鹿教湯三才山リハビリテーションセンターは、昭和31年開設の鹿教湯病院と平成元年開設の三才山病院が、平成19年4月に経営統合し、鹿教湯三才山リハビリテーションセンターとして、リハビリテーションを中心に多様なニーズに対応した医療・介護サービスの提供を行っております。

しかしながら、施設の老朽化等の様々な問題を抱えていたことから、三才山病院を閉院し、鹿教湯病院の既存施設を活用する大規模改築を実施し、病院機能の一元化が図られることになりました。

大規模改築に係る経費につきましては、自己資金、国庫補助金、借入金等のほかに上田地域医療の確保と充実を図るためとして、管内の市町村等に対して財政支援の要望が出されました。

具体的には、総事業費69億9,200万円のうち、市町村ごとの利用者の割合に応じた支援額として、青木村に2,700万円の支援要望がございました。

青木村にとって鹿教湯三才山リハビリテーションセンターは、多くの村民が、診察や人間ドックの健康診断に長年に渡り利用してきたこと、また、コロナ禍においては、令和3年度から始まった集団接種の体制をいち早く整えて、延べ49回集団接種を担ってもらい、多くの村民の健康と命を守っていただいた経緯があることなどから、他の市町村と同様この依頼を受けることとして、令和6年度から5年間に分けて支援を行いたいと思います。

また、青木村から鹿教湯三才山リハビリテーションセンターまでの上田市内の医療機関とほぼ同等の距離にあり、病院の大規模改修等により設備が充実することなどから、今後も利用者が増大することが予想されます。引き続き、主要地方道丸子信州新線の道路改良の促進を今後も県に要望してまいります。

2月21日に公表された内閣府月例経済白書によりますと、2月の景気は、このところ足踏みも見られるが、緩やかな回復をしているとのことでございます。

さて、今回の予算案の重点項目について申し上げます。

まず、学校給食費の無償化についてでございます。

すみません、2行目の小学校・中学校という言葉に、保育園と入れていただくようお願いいたします。

議員皆さんとの個別懇談の中で、全員の皆さんから強い御要望をいただきました保・小・

中学校の給食費の無償化につきまして、令和2年度から4年度までは、コロナ対策として国から交付されました地方創生臨時交付金を財源として充て、実施してまいりましたことから、保護者や教育委員の皆さんからも強い要請をいただいております。

給食費無償化は、保護者の経済的・時間的負担の軽減はもとより、子育て支援、少子化対策、定住・転入の促進など多くの効果があります。また、様々な経験を通して、食に対する心構えや栄養学、伝統的な食文化について学ぶ食育の観点からも、学校給食の果たす役割は大きいと考えております。

実施に当たりましては、毎年2,000万円余の財源が必要であり、村単独費で継続することは財政面での硬直化が懸念されますが、幸い企業誘致によりまして、来年度以降、税収の伸びが期待できますことから、他の要望に優先いたしまして、引き続き無償化を実施してまいります。これまでの4年間は毎年の予算編成の中で無料としてきましたが、今後は制度として無償といたします。

2つ目といたしまして、情報ネットワーク等高機能化促進事業の推進についてでございます。

村の情報ネットワーク等高機能化促進事業についてですが、現在のサービスは平成23年4月に供用を開始し、この3月で丸13年となります。機器等の老朽化によりまして更新に向けて事業を開始しております。

情報電話のサービスは、旧有線デジタル化に伴いまして、各地区のテレビ共聴組合の地上デジタル化に合わせて村が直営で運営を引き継ぎました。情報電話による朝・昼・晩の定時放送は、青木村の生活に根づき、文化になっております。また、緊急時や災害時の情報伝達手段といたしまして重要性も今回の能登半島地震で改めて実感したところでございます。

今回の更新は、村民の皆さんへ、いち早く、確実に、誰一人取り残さないシステムの高度化を目指すものでございます。運営を村から専門の事業者へと変更いたし、より質の高いサービスを持続可能な形で提供していくことになります。

プロポーザル方式の審査の結果、上田ケーブルビジョンの企画提案を採用し、策定された更新案に基づきまして、2月7日から2月26日まで12地区及び役場で村民の皆さんとの懇談会を行いました。13会場で275名の皆さんに御参加をいただき、前向きな御意見を多くいただきました。

今後、それらの御意見を整理いたしまして、質の高いサービスを長期的に提供できるよう、最終的な更新の内容を決定してまいります。また、より有利な財源の確保に努めてまいります。

す。

3つ目であります。道の駅あおきオンラインショップ開設についてでございます。

道の駅を主体といたしまして、青木村の農産物を中心に、あおきブランドを応援していただける方の拡大、創出を目指すため、インターネットショッピングモールを立ち上げ、販売とPRの強化を図り、売上げの増だけではなく、ふるさと納税の促進も活用できるよう、事業を進めます。

4、5年水張りの問題対策についてであります。

いわゆる国の「5年に1度の水張りルール」を受けて、令和6年度から令和8年度の3年間に、水田活用の直接支払交付金を受給するために1か月の湛水を1筆でも多くの水田で実施していただけるよう、水張りに必要な畦塗機、水中ポンプ、発電機などを村農業支援センターで購入いたしまして、担い手農家の方へ貸し出します。

舗装工事についてであります。田沢温泉旅館街にあります村道湯の入線につきまして、石畳道路の走行音に対する改善要望をいただいておりますため、舗装改良工事を実施いたします。

6の電動アシスト自転車レンタル事業の開始についてでございます。

村内の観光地、名勝景勝地を巡る手段の一つといたしまして、電動アシスト自転車を導入します。私ごとでありますけれども、私自身京都を訪れる機会がありまして、電動アシスト自転車の利便性を経験できました。インバウンドでの利用が多いことも目の当たりにしてまいりました。デマンド交通に加え、山間地の多い当村でも活用いただけたと思います。

4月以降、長野大学の学生や、道の駅連絡協議会とも連携しながら、具体的な利用方法や観光スポット、お勧めのコースの設定など、事業を進めてまいります。

次に、カンガルー教室の充実についてでございます。

発達に心配のあるお子さんを持つ保護者へのフォローとして、障害をお持ちのお子さんの養育に実績のある「NPO法人たんと。」に委託しまして、カンガルー教室の拡充をしてまいります。

1歳6か月、2歳、3歳児健診のフォローが必要とされるお子さんの遊び経験を増やし、発達を伸ばすことを目的といたします。

次に、小学校トイレの洋式化についてでございます。

小学校の便器の洋式化につきまして、令和4年度に校舎内の排水幹線改修工事を行い、排水がスムーズにできるようになりましたことで、昨年度からトイレの洋式化を計画的に実施

しております。家庭でも洋式のトイレが多いことから保護者や子供たちにも好評でございます。

次に、図書館設備の改善についてであります。図書館は、建設後20年余が経過いたしまして、様々な設備に老朽化による支障箇所が発生している状況でございます。中でも、空調設備に故障があり、また全体的に館内が暗いという御意見をいただいております。

図書館内の温度管理と照明管理は、図書館運営の中でも重要な要素でありますので、空調設備の更新及び照明設備のLED化工事を実施いたします。

次に、水道管の布設工事についてであります。簡易水道施設整備等10か年計画に基づきまして、水道水源の安定的な確保を行なうため、また耐震対策といたしまして、導水管布設替え工事ならびに送水管布設工事を進めてまいります。

更新後の管路は耐震管となり、地震の災害に強い管となります。令和6年度は、殿戸地区と深山地区の水源から配水池までの導水管と呼ばれる管路、それぞれ約1,000メートルの更新と当郷岡石地区にあります送水管約400メートルの更新を行います。

次に、上田地域広域連合の主な事業の内容や、当面の課題や現状について報告いたします。資源循環型施設建設についてでございます。

令和2年に着手いたしました環境影響評価につきまして、現在4つ目の手続のうち3つ目の準備書の手続を進めております。この準備書は、資源循環型施設の工事中及び稼働後の環境保全対策を検討いたしまして、施設の安全・安心に対する科学的根拠を示すものであります。今後は、公告、総覧及び住民説明会を開催いたしまして、令和6年度中には、環境影響評価の全ての手続を完了させる見込みでございます。

周辺整備事業につきましては、ワークショップやアンケートなどの結果を反映しながら内容の検討を進めております。地元住民の皆さんとは、資源循環型施設整備協議会を定期的に開催するなど話し合いを進めているところでございます。

管内のクリーンセンターは、いずれも老朽化しております。重要なインフラである資源循環型施設の早期建設に取り組んでまいります。

次に、地域医療対策について申し上げます。

4月1日より施行されます医師の働き方改革や医師の高齢化、医療従事者不足の顕在化などの影響によりまして、病院群輪番制の維持が大変懸念される状況にございます。輪番制を含めた二次救急医療体制を見直し、あるべき姿の構築に向けて、関係機関との協議を鋭意進めております。

ふるさと基金を活用した地域医療対策事業では、信州上田医療センターへの財政支援について、初期研修医と看護師に係る医療従事者確保事業の対象といたしまして、二次救急医療体制の強化を図ってまいります。

また、これまでの病院群輪番制に関する補助事業に、救急医療従事者確保事業を新たに加え、さらに上田市医師会が運営する上田看護専門学校の学生に対する看護師修学資金支援についても、事業を拡大して実施してまいります。

クリーンセンターについてでございますが、分別の徹底とリサイクルの推進に努めまして、令和5年は搬入ごみ1,540トン削減することができました。

次に、斎場について申し上げます。

今後、団塊ジュニア世代の高齢化に伴いまして、2040年には高齢者人口がピークを迎えると予想されております。利用者ニーズの把握に努め、人生の最後の別れをよいものにするため、質の高いサービスの提供に努めてまいります。

次に、広域消防についてであります。

救急・救助業務について申し上げます。令和5年中の救急出動件数が1万1,706件と、前年に続き過去最多となりました。10年前の平成25年と比較いたしますと、約2,500件増加しております。救助業務につきましても108件と、前年と比較いたしまして19件の増加、このうち救急救助件数が16件増加の42件と増加しております。

次に、火災予防について申し上げます。

令和5年度中の火災件数は64件で、前年と比較いたしまして12件の減少となりました。

続いて、さきの12月定例議会閉会後から本日までの主な行政報告をさせていただきます。

1月2日に、青木村成人式を挙行し、20歳となる皆さんのお祝いをいたしました。対象者31名のうち、29名の方が参加されました。

式典では、お世話になった先生方や来賓の皆さんから御祝辞をいただき、新成人の代表からは、家族やふるさとへの感謝、新たな決意が述べられました。式典終了後は関係者で交流会を開催し、落ち着いた和やかな雰囲気の中で、恩師やクラスメートとの久しぶりの再会を喜び合いました。

1月7日、青木村消防出初め式が盛大に行われました。晴天の下、堂々と、あおきっ子消防団の皆さんと一緒に分列行進が行われました。式典では団員や退団者の皆さんへの表彰等が行われ、消防団の存在が大変頼もしく感じられ、立派な出初め式でございました。

2月17日、小宮山克子氏の交通栄誉章「緑十字金賞」受章をお祝いする会が上田市内で開

催されました。小宮山克子さんは、平成6年から上田交通安全協会青木部会の女性部長を務められ、平成24年からは本会の女性部長を10年間、令和2年からは県安協女性部長を歴任されるなど、多年にわたり交通事故防止と交通秩序の確立に貢献されました。緑十字金章の受章は、上田安協で6人目、うち女性としては2人目でございます。

3月5日火曜日、昨日でございますが、長野県消防防災航空隊殉職者7周年追悼式が松本平広域公園の慰霊碑の前で行われました。上田地域広域連合から派遣されこの事故で亡くなられたました甲田道昭隊員の御霊前に、深甚なる敬意と感謝の誠をささげ、御冥福をお祈りしてまいりました。甲田隊員には、ふるさと公園あおきのヘリポートを設置する際、大変お世話になりました。

さて、今議会に提案しております主な議案についてであります。まず、議案第3号の青木村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例及び職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について申し上げます。

会計年度任用職員の給与等に関する条例改正につきましては、会計年度任用職員制度創設時から、期末手当は支給されてきたところでございますが、勤勉手当につきましては、今般、地方自治法が改正され、併せて勤勉手当を適切に支給するべきものとする総務省通知を受けまして、会計年度任用職員に対する勤勉手当を支給するため、また、期末手当と同様の勤勉手当の支給対象に育児休業をしている会計年度任用職員を含めるため、関係条例を改正するものでございます。

議案第9号の青木村介護保険条例の一部を改正する条例について、令和6年度から令和8年までの次期介護保険計画期間におきます介護保険料の額を、介護給付費の増加に対応するため、現状の月額6,000円から340円増の6,340円に改定しようとするものでございます。

次に、今年の主な事業の進捗状況について申し上げます。

まず、総務企画課関係でございますが、4番の消防団出動新システム導入補助金、達成いたしました。5番の地方創生臨時交付金、生活応援券配布事業、達成です。6番、下奈良本消防庫新設工事、達成でございます。

次に、税務会計課関係の1番、地方税共通納税システムの保守、達成でございます。

次に、建設農林課関係、1番、柿ノ木水路の改良工事、達成でございます。2番、当郷国道北3号線・6号線道路改良関連工事、達成でございます。5番、新規就農者育成総合対策交付金、達成でございます。7番、生産調整推進協力タチアカネ補助金、3月達成見込みでございます。

次に、商工観光移住課関係でございますが、2番の田沢ふれあい温泉センター補助の金、達成でございます。3番の令和5年度青木村地域消費券事業、3月達成の見込みでございます。

次に、住民福祉課関係でございますが、2番の乳幼児・児童医療給付金、達成でございます。次に、5番の低所得子育て世帯生活支援特別給付金、達成でございます。10番の地方創生臨時交付金事業、これも3月達成の見込みでございます。

次に、教育委員会関係について申し上げます。

1番の文化会館空調設備設置工事、これは達成でございます。4番の小学校トイレ洋式化工事、達成でございます。6番の英語検定受験料の補助金、達成でございます。

次に、簡易水道関係事業でございますが、滝川浄水場設備機器更新工事、3月達成の見込みでございます。

次に、令和6年2月、専決補正予算の概要について申し上げます。

令和6年2月、専決補正予算（第6号）の補正につきましては、歳入歳出それぞれ3,250万4,000円を追加いたしまして、総額を34億1,581万1,000円といたします。早急な対応を必要としたため、専決をさせていただきました。

まず、歳入につきまして1番の地方創生臨時交付金、3,250万4,000円の増でございます。

歳出につきましては、1番、地方税均等割課税世帯10万円、1,500万円の増でございます。

2番の令和6年度新たに住民税非課税世帯となった世帯10万円、350万円の増でございます。

次に、令和5年一般会計補正予算（第7号補正）の概要について申し上げます。

歳入歳出それぞれ190万3,000円を追加いたしまして、総額を34億1,771万4,000円といたします。各事業の確定に伴う予算の増減等について計上いたしました。

令和6年3月補正予算に係る一般会計の主な事業は、まず歳入について、3番でありけれども、デジタル田園都市国家構想交付金300万円の増、6番の民生費寄附金、これは故山本哲様より、御寄附をいただいた100万円の増でございます。

次に、歳出につきまして、1番の能登半島地震への公費義援金25万円の増でございます。

次に、3番の電動付自転車購入費110万円の増、次に、5番、乳幼児・児童医療給付金354万1,000円の増でございます。7番の生産調整推進協力タチアカネ補助金といたしまして、274万5,000円の増でございます。11番、災害時用といたしまして、非常食等の備蓄品を購入いたしました。188万4,000円の増でございます。

次に、令和6年度予算当初予算について、6年度の予算を御審議いただくことになっております。

一般会計は30億6,700万円。対前年度比1億8,000万円の増となりました。第6次青木村長期振興計画「明るい！優しい！あったかい！笑顔あふれる青木村 人と自然と産業が融和した豊かな郷」の3年目となります。6分野並びに6つの重点プロジェクトの達成に向けて取り組みます。

その概要について申し上げます。

一般会計30億6,700万円、特別会計12億2,119万9,000円、公営企業会計7億1,749万8,000円でございます。

一般会計の主な事業について申し上げます。

まず、1番でございますが、96万円、議員活動に対しまして、政務活動費の交付でございます。2番、2,336万4,000円、これは、住基や税等のシステムを、国が進めております標準化に対応するものでございます。次に、4番、1,100万円、これはインターネットによるショッピングサイトを立ち上げる予算でございます。次に、5番、275万円、五島慶太の伝記創刊に関する経費を計上いたしました。7番、小・中学校の給食費の無償化に係る経費を計上しました。これも保育園と入れていただきたいと思います。2,577万2,000円でございます。

税務会計課関係でございますが、2番の固定資産税の地図情報をクラウド化いたします予算332万2,000円でございます。2番の5年水張りルールに対応する経費を計上いたしました。畦塗機、水中ポンプ費、発電機等の購入によるもので204万8,000円でございます。

次に、7番の250万円でございますが、これは電線等の倒木による断線を防ぐため、危険木をあらかじめ伐採いたします。次に、10番でありますけれども800万円、これは国道143号と村松地区を結ぶ村道の舗装の打替え工事を行うものでございます。次に、11番、1,000万円、武道館から中挾区内を結ぶ村道の道路拡幅工事を行うものでございます。次に、12番、田沢温泉内村道の舗装の打替え工事を行います1,500万円の予算でございます。

次に、商工観光移住課関係でございます。

2番、200万円は、十観山の登山道を整備する経費を計上いたしました。3番、予算は計上してございませんが、村内の観光地を巡る周遊用といたしまして電動付自転車のレンタルを始めます。

次に、住民福祉課関係の3番でございますけれども、少子化対策といたしまして90万計上

いたしました。これは、結婚に伴う引っ越し費用、リフォーム費用を補助いたします。次に、6番をお願いいたします。13万2,000円、これはカンガルー教室、発達に心配のある親子の遊びの教室に係る経費を計上いたしました。次に、8番でございます。540万円、鹿教湯病院改築費を補助いたします。

それから、教育委員会関係で、1番の96万8,000円は、児童センター内の照明施設のLED化工事でございます。次に、2番の30万円は英語検定受験料を補助いたします。3番、70万円は準要保護就学援助費及び特別支援の就学奨励費にオンラインによる通信費を追加いたしましたものでございます。5番、54万4,000円は中挾区の豊受神社改修工事補助金を計上いたしました。6番の図書館費でございますが、これは空調設備の更新、照明設備のLED化の工事を実施いたします。8番の4,344万2,000円、これは総合グラウンドテニスコートの照明をLED化するものでございます。

次に、公営企業会計でございます。

1番、1,689万6,000円でございますが、導水管布設替に伴う実施設計を行います。次に、2番でございます。7,439万4,000円でございますが、導水管の耐震化布設替工事を行います。次に、3番の6,846万9,000円でございますが、送水管の耐震化布設替工事を行うものでございます。

以上、提案いたしました議案のうち主な内容を説明させていただきました。

詳細につきましては、教育長並びに担当課長から説明をいたしますので、御審議の上、御議決いただきますようお願い申し上げます。どうぞよろしくお願いいたします。

◎報告第1号の上程、説明

○議長（松澤正登君） 日程第3、報告第1号 専決処分の承認を求めることについてを議題とし、提案者の説明を求めます。

なお、専決処分につきましては、2項目あります。それぞれ担当別に説明することになりますので、御了承を願います。

初めに、令和5年度一般会計補正予算（第6号）について、小根沢住民福祉課長、説明を願います。

○住民福祉課長（小根沢義行君） それでは、お願いいたします。

令和５年度青木村一般会計補正予算（第６号）

令和５年度青木村一般会計補正予算（第６号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第１条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,250万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ34億1,581万1,000円とする。第２項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第１表歳入歳出予算補正による。

令和６年２月１日、地方自治法第179条の規定により専決した。

青木村長、北村政夫。

それでは、７ページ、８ページをお願いいたします。

２、歳入、款14国庫支出金、項２国庫補助金、目１総務費国庫補助金を3,250万4,000円追加し、１億2,725万4,000円とするもので、節１総務管理費補助金に3,250万4,000円の増は、地方創生臨時交付金低所得世帯支援分でございます。

９ページ、10ページをお願いいたします。

３、歳出、款３民生費、項６電気ガス食料品等価格高騰重点支援費、目２均等割課税世帯支援金を1,572万8,000円追加し、同額とするもので、節３職員手当等10万円は職員の超過勤務手当、節10需用費５万円は消耗品費、節11役務費７万8,000円は、郵送料と口座振替手数料、節12委託料50万円はシステム改修費、節18負担金補助及び交付金1,500万円は、令和５年度住民税均等割課税世帯への１人10万円の支援金でございます。

目３新非課税世帯支援金を402万2,000円追加し、同額とするもので、節３職員手当1,000円は職員超過勤務手当、節10需用費1,000円は消耗品費、節11役務費２万円は郵送料、口座振替手数料、節12委託料50万円はシステム改修費、節18負担金補助及び交付金350万円は、新たに令和６年度住民税非課税世帯への10万円の支援金でございます。

目４新均等割課税世帯支援金を201万円追加し、同額とするもので、節３職員手当等1,000円は職員超過勤務手当、節10需用費1,000円は消耗品費、節11役務費8,000円は郵送料、口座振替手数料、節12委託料50万円はシステム改修費、節18負担金補助及び交付金150万円は、新たに令和６年度住民税均等割世帯、課税世帯への10万円の支援金でございます。

目５定額減税支援金を346万4,000円追加し、同額とするもので、節３職員手当1,000円は職員超過勤務手当。

続きまして、11、12ページをお願いいたします。

節10需用費1,000円は消耗品費、節11役務費５万2,000円は郵送料、口座振替手数料、節

12委託料50万円はシステム改修費、節18負担金補助及び交付金291万円は、定額減税し切れないと見込まれる所得水準の方への支援金でございます。

目6こども加算支援金を728円追加し同額とするもので、節3職員手当10万円は職員超過勤務手当、節10需用費10万円は消耗品費、節11役務費8万円は郵送料、口座振替手数料、節12委託料50万円はシステム改修費、節18負担金補助及び交付金650万円は、低所得者の子育て世帯へ児童1人当たり5万円の支援金でございます。

以上、令和5年度一般会計補正予算の専決分について御説明いたしました。

○議長（松澤正登君） 2項目め、青木村手数料徴収条例の一部を改正する条例について、小根沢住民福祉課長、説明願います。

小根沢住民福祉課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） それでは、お願いいたします。

青木村手数料徴収条例の一部を改正する条例

令和6年2月29日、地方自治法第179条の規定により専決した。

青木村長、北村政夫。

それでは、2枚目の概要書のほうお願いいたします。

1、改正理由ですが、全国の市町村の戸籍情報を連携させる新たな戸籍情報連携システムが構築され、令和6年3月1日より、本籍地以外の市町村で戸籍証明書が交付できる広域交付、それに伴い他の行政機関の手続の際に戸籍謄本等の代わりに戸籍及び除籍電子証明書提供識別符号の発行等が開始することに伴い、手数料条例の一部の改正を行うものでございます。

2、改正の概要ですが、戸籍謄本の広域交付に伴い、戸籍・除籍の謄抄本に新たに発行の可能となる戸籍・除籍の証明書を追加いたします。なお、発行手数料は今までと同額の戸籍謄本450円、除籍謄本が750円でございます。

それに伴います電子証明書提供用識別符号ですが、これは戸籍・除籍の謄抄本等の発行の代わりに16桁の番号を交付することにより、その16桁の番号を他の行政機関に提示することで、提示された行政機関がその付番に基づき、自ら申請者の戸籍等の確認を行うことができるようになるというものでございます。手数料につきましては、戸籍に係るものは400円、除籍に係るものは700円でございます。

また、戸籍の届出内容に係る画像証明書の発行を新たに追加いたします。手数料は今までと同額の350円でございます。

以上、青木村手数料徴収条例の一部を改正する条例について御説明いたしました。

○議長（松澤正登君） 以上で、報告第1号 専決処分の承認を求めることについてを終了いたします。

◎議案第1号の上程、説明

○議長（松澤正登君） 続いて、日程第4、議案第1号 青木村辺地総合整備計画の策定についてを議題として、提案者の説明を求めます。

片田総務企画課長。

○参事兼総務企画課長（片田幸男君） それでは、御説明申し上げます。

議案第1号 青木村辺地総合整備計画の策定について

令和6年3月6日提出、青木村長、北村政夫。

本案は、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定に基づき、辺地地区で行う公共的施設の整備に係る財政上の計画を立案して、議会の議決を求めるものでございます。

おめくりいただいた1ページ目の表紙でございますけれども、今回の計画は令和6年度から10年度までの5年間となります。

次のページ2ページ目をお願いいたします。

今回からは、青木村全体の概要等の記載が省略されておりまして、ここから各辺地ごとの計画が記載してございます。

2ページ、3ページ目につきましては、入奈良本辺地についてでございます。具体的には、一番下の3の公共的施設の整備計画の中で、令和10年度までの5年間において、村道をはじめとしてレクリエーション施設、集会施設、簡易水道施設、合わせて1億4,731万2,000円の事業費で、辺地対策事業債を1億1,890万円で見込んでございます。

また、4ページ目の弘法地区、弘法辺地につきましても、簡易水道施設で3億1,023万6,000円の事業費に対しまして、辺地債が1億360万円、6ページ目の原池辺地につきましても、簡易水道施設で4億4,465万円の事業費に対しまして、辺地債を1億4,830万円、5年間で計画をしております。

以上、議案第1号について御説明いたしました。

◎議案第２号の上程、説明

○議長（松澤正登君） 日程第５、議案第２号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い関係条例の整備に関する条例についてを議題として、提案者の説明を求めます。

片田総務企画課長。

○参事兼総務企画課長（片田幸男君） それでは、御説明申し上げます。

議案第２号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い関係条例の整備に関する条例（案）

令和６年３月６日提出、青木村長、北村政夫。

裏面をお願いいたします。

今回、青木村監査委員条例と青木村簡易水道及び公共下水道事業の設置等に関する条例の一部をこの地方自治法の改正に伴って、改正するものでございます。

内容については、下段の概要説明のとおりでございまして、地方自治法の改正によりまして、指定公金事務取扱者制度の規定が新設されたことに伴って、上記条例が引用している監査の請求及び職員の賠償責任を規定する条文に条ずれが生じるため改正を行うものでございます。

以上、議案第２号について御説明をいたしました。

◎議案第３号の上程、説明

○議長（松澤正登君） 日程第６、議案第３号 青木村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例及び職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題として、提案者の説明を求めます。

片田総務企画課長。

○参事兼総務企画課長（片田幸男君） それでは、御説明申し上げます。

議案第３号 青木村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例及び職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例（案）

令和6年3月6日提出、青木村長、北村政夫。

1枚おめくりいただきまして、2ページ目の下段に概要説明をおつけしてございます。地方自治法の改正及び総務省通知を受けまして、令和6年度から会計年度任用職員に勤勉手当を支給するための会計年度任用職員の給与条例の改正と併せて期末手当同様に勤勉手当の支給対象に育児休業をしている会計年度任用職員を含めるため、育児休業条例の改正を行うものでございます。

以上、議案第3号について御説明申し上げます。

◎議案第4号の上程、説明

○議長（松澤正登君） 日程第7、議案第4号 青木村消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてを議題として、提案者の説明を求めます。

片田総務企画課長。

○参事兼総務企画課長（片田幸男君） それでは、議案第4号 青木村消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例（案）

令和6年3月6日提出、青木村長、北村政夫。

こちら最終ページに概要をおつけしてございますので御覧をいただければと存じます。

まず、条例改正の経緯でございますけれども、消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令、こちらは非常勤消防団員等の損害補償の額や内容等を定めておりまして、具体的な内容については、一般職の職員の給与に関する法律に規定される俸給月額や一般職の地方公務員の補償制度等を参考に定められております。

令和5年11月に給与法の一部が改正され、俸給月額が改定されたことから、損害補償の額の算定の基礎となる補償基礎額について改正を行うものでございます。

2の条例改正の概要ですけれども、1としまして、非常勤消防団員等の補償基礎額についてということでございます。非常勤消防団員及び非常勤水防団員に係る補償基礎額を次のとおり改定ということでございまして、表のとおり、各階級において10年未満と10年以上、20年未満の団員等について、それぞれ改正するものでございます。

また、消防作業従事者等の補償基礎額については、消防作業従事者に係る補償基礎額の最低額をこれまでの8,900円から9,100円に改定するものでございます。

以上、議案第4号について御説明申し上げました。

◎議案第5号の上程、説明

○議長（松澤正登君） 日程第8、議案第5号 青木村営バス設置条例の一部を改正する条例についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

片田総務企画課長。

○参事兼総務企画課長（片田幸男君） それでは、議案第5号について御説明申し上げます。

青木村営バス設置条例の一部を改正する条例（案）

令和6年3月6日提出、青木村長、北村政夫。

こちら最終の4ページに改正の概要をおつけしてございますので御覧ください。

令和6年4月1日より、千曲バス青木線が減便されることに伴い、代替運行として、村営バス上田駅線を新たに運行するために必要な事項について条例を改正するものでございます。

第3条では、運行区域を規定するもので、上田駅線を新たに追加いたしました。

第5条は、運行回数を規定するもので、上田駅線の追加によりまして、これまでのデマンドバスを除く9往復2台から10往復以内としました。

第7条第2項は、停留所を規定するもので、上田駅線の停留所をそれぞれ追加いたしました。

第8条第2項は、乗車料金を規定するもので、上田駅線の乗車料金について追加いたしました。現在の千曲バス運賃低減バス料金の大人300円を基本としまして、村内のみ乗車の場合は従来の村営バス料金としております。また、千曲バス青木線定期券所持者の乗車料金についても追加をいたしました。

第8条第6項は、片道定期券料金の規定を追加いたしました。

第10条は、乗車券の種類を規定するもので、片道定期券及び千曲バス青木線定期券を追加いたしました。

第12条第1項は、定期券の再交付を規定するもので、片道定期券を追加いたしました。

なお、条例の施行は4月1日以前に定期券を購入される場合を想定し、交付の日からの施行とし、上田駅線の運行は令和6年4月1日からといたしました。

以上、議案第5号について御説明いたしました。

◎議案第 6 号の上程、説明

○議長（松澤正登君） 日程第 9、議案第 6 号 青木村高速情報通信網の設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

片田総務企画課長。

○参事兼総務企画課長（片田幸男君） 議案第 6 号 青木村高速情報通信網の設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例（案）

令和 6 年 3 月 6 日提出、青木村長、北村政夫。

こちら最終ページに概要をおつけしてございますので御覧をいただければと存じます。

平成 23 年 4 月にスタートした現通信サービス、放送サービスについて、新しいサービスへの移行を検討してございまして、令和 8 年 4 月からは新しいサービスとなる予定でござい
ます。現サービスの提供が 2 か年程度となりますことから、現サービスに新規に加入するた
めの加入負担金を無料とするものでございます。

以上、議案第 6 号について御説明申し上げます。

◎議案第 7 号の上程、説明

○議長（松澤正登君） 日程第 10、議案第 7 号 青木村福祉事業基金条例の一部を改正する条例についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

小根沢住民福祉課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） それでは、議案第 7 号について御説明申し上げます。

青木村福祉事業基金条例の一部を改正する条例（案）

令和 6 年 3 月 6 日提出、青木村長、北村政夫。

裏面の下段の概要を御覧ください。

このたび、山本哲様より青木村の福祉事業に対し 100 万円の御寄附を頂いたことにより、
積立てに関する条文中に山本哲様寄附金を加えるものでございます。

以上、青木村福祉事業基金条例の一部を改正する条例案について御説明いたしました。

◎議案第 8 号の上程、説明

○議長（松澤正登君） 日程第11、議案第 8 号 青木村福祉医療費給付条例の一部を改正する条例についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

小根沢住民福祉課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） それでは、議案第 8 号について御説明申し上げます。

青木村福祉福祉医療費給付条例の一部を改正する条例（案）

令和 6 年 3 月 6 日提出、青木村長、北村政夫。

裏面の概要を御覧ください。

現在、ひとり親家庭の親が後期高齢者に該当している場合、福祉医療費給付対象から除外されておりますが、県がこの令和 6 年 4 月 1 日より、対象除外から除く改正を行うことにより、青木村においても同様の改正を行うものでございます。

以上、青木村福祉医療費給付条例の一部を改正する条例案について御説明いたしました。

◎議案第 9 号の上程、説明

○議長（松澤正登君） 日程第12、議案第 9 号 青木村介護保険条例の一部を改正する条例についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

小根沢住民福祉課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） それでは、議案第 9 号について御説明申し上げます。

青木村介護保険条例の一部を改正する条例（案）

令和 6 年 3 月 6 日提出、青木村長、北村政夫。

3 ページ目の改正の概要を御覧ください。

改正の理由ですが、令和 6 年度から 8 年度の第 9 期計画期間の第 1 号保険料の算定について、国の基準が見直され、介護保険施行令が改正されたことにより、条例の一部を改正するものでございます。

改正の概要ですが、介護保険制度の持続可能性を確保する観点から、低所得者の保険料の

上昇を抑制するため、保険料乗率が引き下げられ、所得段階も9段階から13段階に見直しが行われたため、村としても国の基準に準じて低所得者層の保険料乗率を引き下げ、所得段階を9段階から13段階とするものでございます。

また、記載のとおり、今後3年間の介護保険給付費等の増加額が6,814万円増加し、17億322万円になることを見据えまして、第9期では第8期の月額6,000円を340円増額の6,340円に設定するものでございます。

施行期日は令和6年4月1日、各所属段階に係る保険料額が次ページのとおりでございます。

以上、青木村介護保険条例の一部を改正する条例案について御説明いたしました。

◎議案第10号の上程、説明

○議長（松澤正登君） 日程第13、議案第10号 青木村指定居宅介護支援等の事業の従事者及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

小根沢住民福祉課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） それでは、議案第10号について御説明申し上げます。

青木村指定居宅介護支援等の事業の従事者及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例（案）

令和6年3月6日提出、青木村長、北村政夫。

4ページ目の改正の概要を御覧ください。

改正の理由ですが、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準の一部が改正されたことにより、所要の改正を行うものでございます。

主な改正概要ですが、1つ目としまして、公正中立性の確保のための取組の見直しとしまして、事業者の負担軽減の観点から、重要事項の一部の説明に関して利用者に説明し、理解を得ることを居宅介護支援事業者の努力義務へ変更いたします。

2、管理者の兼務範囲の明確化ということで、介護サービス事業所を効率的に運営する観点から、管理者が兼務できる事業所について同一敷地内における他の事業所でなくても、差し支えない旨を明確化するものでございます。

3、指定居宅サービス事業者等の連携によるモニタリング、人材の有効活用との観点から、利用者等の面接について、テレビ電話装置等で面接を行うことを可能とするものでございます。

4、書面掲示規制の見直し、事業所内での書面掲示を求めている事業所の運営規定等について、書面掲示に加え、ウェブサイトに掲載することを義務づけるものでございます。

5、身体的拘束等の適正化の推進、利用者または他の利用者等の生命、または身体保護するため、緊急、やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこととする。また、身体的拘束等を行う場合の記録を義務づけるものでございます。

以上、青木村指定居宅介護支援等の事業の従業者及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例案について御説明いたしました。

◎議案第11号の上程、説明

○議長（松澤正登君） 日程第14、議案第11号 青木村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

小根沢住民福祉課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） それでは、議案第11号について御説明申し上げます。

青木村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）

令和6年3月6日提出、青木村長、北村政夫。

5ページ目の改正概要をお願いいたします。

改正理由ですが、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部が改正されたことにより、所要の改正を行うものでございます。

主な改正概要ですが、1、介護予防支援の円滑な実施、村において、管内の要支援者の状況を適切に把握する観点から、村から情報提供の求めがあった場合に、介護予防サービス計画の実施状況を情報提供することとするものでございます。

2、デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直し、申請や届出等について、C D - R O

M等の特定の使用を定める規定があり、オンライン化の妨げとなっているため、CD-ROM等の特定の記録媒体をその他の電磁的記録媒体に改めるものでございます。

なお、3から5につきましては、議案第10号で説明した内容と同様でございますので、省略させていただきます。

以上、青木村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案について御説明いたしました。

◎議案第12号の上程、説明

○議長（松澤正登君） 日程第15、議案第12号 青木村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

小根沢住民福祉課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） それでは、議案第12号 青木村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）について御説明申し上げます。

青木村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）

令和6年3月6日提出、青木村長、北村政夫。

10ページの改正の概要をお願いいたします。

改正理由ですが、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部が改正されたことにより、所要の改正を行うものでございます。

主な改正概要ですが、1、管理者の兼務、介護サービス事業所を効率的に運営する観点から、管理者による他事業所の職務との兼務について、兼務可能な他事業所のサービス類型を限定しないこととする改正でございます。

2、協力医療機関との連携体制の構築、高齢者施設内で対応可能な医療の範囲を超えた場合に、協力医療機関と連携の下で適切な対応が行われるよう在宅医療医を担う医療機関等と実行性のある連携体制を構築するための見直しを行うものでございます。

3、新興感染症発生時等の対応を行う医療機関との連携、新興感染症の発生時等に施設内の感染者への診療等を迅速に対応できる体制を平時から構築するため、指定している医療機関との間で新興感染症の発生時等の対応を取り決めるよう努めることとするものでございます。

4、緊急時等における対応方法の定期的な見直しの義務づけ、緊急時等における対応方法について配置医師及び協力医療機関の協力を得て定めることとし、1年に1回以上見直しを行うことを義務づけるものでございます。

5、ユニットケアの質の向上のための体制の確保、ユニット型施設の管理者は、ユニットケア施設管理者研修の受講に努めなければならないものとするものでございます。

6、利用者の安全、介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討する委員会設置義務、介護現場における課題について対応を検討し、業務改善に取り組む環境を整備するため、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を検討するための委員会の設置を義務づけるものでございます。

なお、7から9につきましては、議案第10、11号の改正で説明した内容と同一でございますので、省略させていただきます。

以上、青木村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案について御説明いたしました。

◎議案第13号の上程、説明

○議長（松澤正登君） 日程第16、議案第13号 青木村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

小根沢住民福祉課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） それでは、議案第13号について御説明申し上げます。

青木村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）

令和6年3月6日提出、青木村長、北村政夫。

6 ページ目の改正概要をお願いいたします。

改正理由ですが、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部が改正されたことにより、所要の改正を行うものでございます。

主な改正概要ですが、主な改正概要1から7につきましては、議案第12号で説明した内容と同一でございますので省略させていただきます。

以上で、青木村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案について御説明いたしました。

◎議案第14号の上程、説明

○議長（松澤正登君） 日程第17、議案第14号 教育長の任命ついてを議題とし、提案者の説明を求めます。

北村村長。

○村長（北村政夫君） 議案第14号 教育長の任命について、人事案件でございますので、最終日に改めて提案させていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

◎議案第15号の上程、説明

○議長（松澤正登君） 日程第18、議案第15号 人権擁護委員候補者の推薦の同意についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

北村村長。

○村長（北村政夫君） 議案第15号 人権擁護委員候補者の推薦の同意についてでございますが、人事案件でございますので、最終日に改めて提案させていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

◎議案第16号の上程、説明

○議長（松澤正登君） 日程第19、議案第16号 上田地域広域連合ふるさと基金に係る権利の一部を放棄することについてを議題とし、提案者の説明を求めます。

片田総務企画課長。

○参事兼総務企画課長（片田幸男君） それでは、議案第16号について御説明申し上げます。

上田地域広域連合ふるさと基金に係る権利の一部を放棄することについて

下記のとおり権利を放棄したいので、地方自治法第96条第1項第10号の規定により議会の議決を求める。

令和6年3月6日提出、青木村長、北村政夫。

記。

1 としまして、放棄する権利の内容、上田地域広域連合ふるさと基金に対する出資総額3,142万4,000円のうち、375万3,000円。

2、権利放棄に係る相手方、上田市上丸子1612番地、上田地域広域連合長、土屋陽一。

3、権利放棄をする理由、上田地域広域連合ふるさと基金の一部を令和6年度に実施する地域医療対策事業信州上田医療センター医療従事者確保事業、救急医療従事者確保事業、看護師修学資金支援事業、病院群輪番制病院等救急搬送収容事業及び病院群輪番制後方支援事業に充当するもの。

次のページをお願いいたします。

概要について御説明を申し上げます。

広域連合ふるさと基金に係る権利の一部放棄することにつきましては、1のふるさと基金についてにも記載されておりますが、平成26年度から30年度までは上小医療圏地域医療再生計画に係る継続事業として、財政支援を実施し、その後、5年間を期限とした令和元年度から令和5年度までの地域医療対策事業による財政支援の財源として、権利放棄を行ってきておりまして、現在は、5億6,000万円余の残高がございます。

今回の権利放棄の総額は1億1,736万1,000円で、そのうち、青木村の放棄予定額は375万3,000円、その後の青木村の基金残高は2,767万1,000円となります。

なお、事業別の青木村の財政支援額につきましては、次の2ページ以降に記載されておりますので、御覧いただきたいと存じます。

3、令和6年度地域医療対策事業の財政支援についてということで、（１）の信州上田医療センター医療従事者確保事業に189万4,000円、その下の（２）の救急医療従事者確保事業に65万6,000円、次のページへまいりまして、（３）の看護師修学資金支援事業に24万2,000円、（４）の病院群輪番制病院等緊急搬送収容事業に53万9,000円、最後、４ページ目の（５）病院群輪番制病院後方支援事業に71万7,000円となっております。

以上、議案第16号について御説明申し上げます。

◎議案第17号の上程、説明

○議長（松澤正登君） 日程第20、議案第17号 令和5年度青木村一般会計補正予算についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

歳入については、片田総務企画課長より一括説明をいただき、歳出については、教育長及び各担当課長によりお願いします。

初めに、片田総務企画課長。

○参事兼総務企画課長（片田幸男君） 議案第17号について御説明申し上げます。

令和5年度青木村一般会計補正予算（第7号）

令和5年度青木村一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ190万3,000円を追加し、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ34億1,771万4,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用できる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

（地方債）

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和6年3月6日提出、青木村長、北村政夫。

3ページをお願いいたします。

第2表、繰越明許費について御説明申し上げます。

款2総務費、項1戸籍住民基本台帳費、事業名が読み仮名対応に係る戸籍システム改修、金額が627万円で、国の改修スケジュールの都合によりまして、6年度に繰り越して実施するものでございます。

その下、款7土木費、項2道路橋梁費、村道当郷国道北2号線道路改良工事、金額が2,040万円で、地権者との調整に不測の日数を要しましたことから、翌年度に繰り越して実施するものでございます。

続いて、款10災害復旧費、項2公共土木災害復旧費、村道青木の森1号線災害復旧工事ですが、冬期間の迂回路の確保が困難なため、2,695万3,000円を翌年度に繰り越して実施するものでございます。

続いて、4ページ、第3表、地方債補正でございます。

起債の目的、防災基盤整備事業債、限度額を補正後ゼロ円とするものでございまして、図書館のLED工事、空調工事の設計費を当初借り入れる予定でございましたけれども、一般財源で対応することとしましたので、皆減とするものでございます。

その次、脱炭素化事業債は、限度額を補正後500万円に減額するもので、小学校体育館と武道館のLED化工事が実績により減となったものでございます。

緊急防災減災事業債は、限度額を補正後390万円とするもので、下奈良本区に新設した消防庫の工事に係るものでございまして、実績により減となります。

災害復旧事業債は、補正後1,430万円に増額するもので青木の森1号線災害復旧工事に係る設計費についても借入れが可能となりましたので、限度額が増加となります。

臨時財政対策債、補正後910万円は交付税額の増額決定により、借入れ可能額が減となったため、補正をするものでございます。

なお、起債の方法、利率、償還の方法については変更がございません。

続いて、9ページ、10ページを御覧ください。

2、歳入については、こちらから一括して御説明を申し上げます。

初めに、款10項1目1地方交付税は、198万2,000円を追加し14億659万9,000円とするもので、普通交付税が見込みより増でございます。

款14国庫支出金、項2国庫補助金、目1総務費国庫補助金は、10万4,000円を減額し1億2,715万円とするもので、節1総務管理費補助金10万4,000円の減は、001の社会保障税番号システム整備費289万6,000円が補助率の改定により見込みより増、004デジタル田園都市国

家構想交付金300万円の減は地方創生プロジェクト事業費の実績により減額となりました。

目5教育費国庫補助金は、36万1,000円を減額し、266万8,000円とするもので、節1教育費補助金で特別支援教育就学奨励費補助金が減となりましたが、給食費相当分について、保護者負担がなかったため、補助金も減となったものでございます。

続きまして、款15県支出金、項2県負担金、目1民生費県負担金は、169万円を追加し、1,992万4,000円とするもので、節2児童福祉費補助金は、001乳幼児児童医療給付補助金、002母子父子家庭医療費給付補助金、いずれも見込みより増でございます。

目3農林水産業費県補助金は、172万6,000円を追加し、8,110万9,000円とするもので、節1農業費補助金は、新規就農者育成総合対策で、新規就農者1名の設備投資に対する補助金4分の3が採択となりました。

続きまして、款16財産収入、項2財産売払い収入、目2不動産売払い収入は、139万8,000円を減額し、160万6,000円とするもので、節1土地売払い代金は殿戸地区の慶太塾横の駐車場用地を村が取得整備して、東急さんに売却したのですが、整備費用が見込みより減となったことによる減額でございます。

続きまして、款17項1寄附金、目2民生費寄附金は、100万円を追加し200万1,000円とするもので、先頃、叙勲の栄に浴されました当郷区の山本哲様より、社会福祉に役立ててほしいとの御寄附をいただいたものでございます。

続きまして、款18繰入金、項1目1基金繰入金は、125万円を減額し3億4,565万3,000円とするもので、乳用育成牛・繁殖和牛育成事業基金をそれぞれ減額とするものでございます。

款20諸収入、項4目1雑入は1万8,000円を追加し2,357万8,000円とするもので、節3雑入の001雑入は砂防工事による道路拡幅に伴い、中山間横引集落の面積減により返還金が発生いたしました。018新型コロナワクチン接種費等1万3,000円は、他市町村居住者で青木村で接種を受けた方の接種分となります。

款21項1村債については、先ほど地方債補正で御説明したとおりですので、説明は省略させていただきます。

次の13ページ、14ページをお願いいたします。

3、歳出につきましては、各担当課より御説明申し上げます。

初めに、総務企画課関係ですが、款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費は、25万円を追加し1億9,636万5,000円とするもので、節18負担金及び交付金、町村会負担金25万円は、能登半島地震の公費義援金となります。

目9 地方創生プロジェクト事業費は、176万4,000円を減額し1,418万7,000円とするもので、節10需用費40万円の減は、実績により減額といたしました。

節12委託料、380万円の減は、今年度、五島慶太翁ゆかりの地を案内するアプリの導入を予定しておりましたが、この後、説明しますアシスト付自転車の予約システム等と検討したほうが合理的であると判断いたしまして、今年度は減額し、6年度に実施することといたしました。

節14工事請負費138万6,000円は、ハイブリット発電システムのエネ空ミライズあおきの安全対策やメンテナンス工事に係る経費を計上してございます。

節17備品購入費110万円の増は、電動アシスト付自転車を当初3台の購入を予定しておりましたが、6台に増やすということで、増額をお願いするものでございます。

続いて、目10地方創生臨時交付金事業費ですが、145万円を減額し4,084万1,000円とするもので、実績に合わせて補正をお願いするものでございます。

節13使用料及び賃借料の増は、貸出用のポケットルーター10台を念のため引き続き使用できるよう契約継続したため、使用料が見込みより増となりました。

節18負担金補助及び交付金の001負担金は、保・小・中の給食費について、食材費の高騰を考慮して予算取りをしておりましたが、実績に応じて減額するものでございます。

続いて、少し飛びますが、19、20ページをお願いいたします。

上段の款8項1消防費、目3消防施設費は財源の振り替えとなっております。目5災害対策費は、188万4,000円を追加し、243万3,000円とするもので、さきの能登半島地震を受けて、内部で検討し、緊急に配備が必要と判断した組立てトイレや毛布、防災テント、パーティション等をここでお願いするものでございます。

以上、議案第17号について歳入全般と総務企画課関係の歳出について御説明を申し上げます。

○議長（松澤正登君） それでは、奈良本税務会計課長。

○会計管理者兼税務会計課長兼防災危機管理監（奈良本安秀君） それでは、税務会計課関係の歳出について御説明を申し上げます。

13、14ページをお願いいたします。

項3 徴税費、目1 税務総務費84万3,000円を追加し2,809万5,000円とするもので、節18負担金補助及び交付金5万円は、地方税電子化協議会への負担金が見込みより増、節22償還金利子及び割引料79万3,000円は、修正申告等に基づく住民税等の還付金で、見込みより増と

なったものでございます。

続きまして、目2賦課徴収費は、95万9,000円を増額し3,107万6,000円とするもので、節11需用費、消耗品費13万9,000円は、法令等の加除に係る費用の増、印刷製本費31万4,000円は税関係書類発送用の封筒の印刷に係る費用の増でございます。節12委託料の014オフィスバンク保守料は口座振替収納システムの保守料で見込みより増、020コンビニ税証明発行制御変更対応49万5,000円は、現在、御利用いただいておりますコンビニにおける税関係の証明書の発行におきまして、世帯主から見て、被扶養者及び配偶者に当たる方の発行を可能とするためのシステム改修に係る経費でございます。

以上、税務会計課関係の説明を申し上げます。

○議長（松澤正登君） 小根沢住民福祉課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） それでは、住民福祉課関係について御説明申し上げます。

15、16ページをお願いいたします。

款2総務費、項4戸籍住民基本台帳費、目1戸籍住民基本台帳費について、予算の増減等はありませんが、財源内訳の構成により一般財源289万6,000円を減額し、同額を国庫支出金に振り替えるものでございます。

款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費を100万円追加し7,628万7,000円とするもので、節24積立金100万円の増は、山本哲様より村に御寄附いただいた100万円を福祉事業基金に積み立てるものでございます。

目2障害者福祉費を9万5,000円追加し、1億5,101万1,000円とするもので、節19扶助費9万5,000円の増は、障害者補装具の給付金の見込みより増によるものでございます。

目3老人福祉費を154万円追加し2億6,572万4,000円とするもので、節18負担金補助及び交付金154万1,000円の増は、長野県後期高齢者医療広域連合負担金143万6,000円の増と人間ドック補助金10万5,000円の増によるものでございます。

項2児童福祉費、目2児童措置費を359万3,000円追加し、7,678万2,000円とするもので、節19扶助費354万1,000円の増は福祉医療費無償化に伴う乳幼児児童の医療費を見込みより増によるものでございます。節22償還金利子及び割引料5万2,000円の増は、児童手当国庫負担金の過年度分の確定に伴う返還金でございます。

目3母子父子福祉費を56万2,000円追加し258万6,000円とするもので、節19扶助費56万2,000円の増は、福祉医療費無償化に伴う母子父子家庭の医療費の見込みより増によるものでございます。

目 7 子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費を60万4,000円追加し、567万6,000円とするもので、節22償還金利子及び割引料60万4,000円の増は給付金事業の過年度の額の確定に伴う国庫補助金の返納金でございます。

17、18ページを御覧ください。

款 4 衛生費、項 1 保健衛生費、目 4 新型コロナウイルス予防接種事業費について、予算の増減等はありませんが、他市町村の住民の方で青木村で接種した方の接種料について、財源内訳の構成により一般財源を 1 万3,000円減額し、同額をその他に振り替えるものでございます。

以上、住民福祉課関係の補正予算について御説明いたしました。

○議長（松澤正登君） 稲垣建設農林課長。

○建設農林課長（稲垣和美君） それでは、建設農林課関係の歳出について御説明申し上げます。

17、18ページをお願いいたします。

款 5 農林水産業費、項 1 農業費、目 2 農業総務費4,000円を追加し、3,177万円とするものでございます。節18負担金補助及び交付金4,000円は、千曲川ワインバレー特区連絡協議会負担金について、見込みより増でございます。

目 3 農業振興費206万9,000円を追加し、5,013万8,000円とするものでございます。節10需用費29万2,000円は、夫神作業所内にありますそばの石臼製粉機の修繕料について、見込みより増でございます。節18負担金補助及び交付金、002補助金、005花卉・野菜・果樹等栽培施設補助金140万円の減は、ブドウ棚を設置する予定の栽培農家が申請を翌年度に先送りする旨の申出があったことから減額するものでございます。009生産調整推進協力タチアカネ補助金274万9,000円は、水田活用直接支払いの産地交付金減収補填分として174万9,000円、5年水張りへの対応の経費として100万円、016水田営農推進機械施設等導入事業補助金44万5,000円は、稲作農家が導入する乾燥機の購入補助金として30%相当分、021そば保管庫冷却機工事補助金174万8,000円の減は、来年度に県補助金を活用して導入する予定のため減額するものでございます。003交付金、005新規就農者育成総合対策交付金172万7,000円は、本年度に新規就農した野菜栽培農家 1 件に対して、ラジコン動噴樹及び灌水施設導入補助金として国から交付されるものでございます。

節22償還金利子及び割引料4,000円は中山間地域農業直接支払い交付金につきまして、入田沢中之組沢砂防堰堤工事に伴う道路拡幅工事のため、減少した農地分の交付金を国、県へ

返還するものでございます。

目 4 畜産業費、125万円を減額し22万3,000円とするものです。

節17備品購入費につきましては、繁殖和牛・乳用育成牛ともに購入がなかったことから減額するものでございます。

款 7 土木費、項 2 道路橋梁費、目 2 道路新設改良費、14万9,000円を追加し、6,909万5,000円とするものでございます。

節18負担金補助及び交付金、14万9,000円は急傾斜地崩落対策事業補助負担金として、沓掛湯原地区の県事業費増加分の5%を負担するものでございます。

21、22ページをお願いいたします。

款10災害復旧費、項 2 公共土木施設災害復旧費、目 2 道路橋梁災害復旧費につきまして、補正額はございませんが、財源振替を行うものでございます。

以上、建設農林課関係の補正予算を御説明申し上げました。

○議長（松澤正登君） 小林商工観光移住課長。

○商工観光移住課長（小林利行君） それでは、商工観光移住課関係について御説明申し上げます。

17、18ページをお願いします。

款 6 商工費、項 1 商工費、目 3 観光費、140万5,000円を減額し2,357万8,000円とするものです。節14工事請負費、001観光施設整備工事費145万2,000円の減額は、殿戸区東急グループ慶太塾東側の駐車場整備工事費について、実績に合わせ減額いたしました。節26公課費、002登録免許税、001登録免許税 4万7,000円の増額は、慶太塾駐車場用地を一般社団法人東急グループ慶太塾に売却するに当たり、必要となった費用を計上させていただきました。

19、20ページをお願いします。

款 7 土木費、項 3 住宅費、目 1 住宅管理費165万円を追加し、798万9,000円とするものです。節10需用費、006修繕料、001修繕料、165万円は村営住宅の入退去に伴う修繕費用、老朽化による水回り修繕、給湯器交換に係る費用が見込みより増となったため計上させていただきました。

項 4 別荘事業費、目 1 別荘事業費、28万6,000円を追加し、1,646万4,000円とするものです。節12委託料、001委託料、28万6,000円は別荘地内排水路整備の測量業務に19万8,000円、不動産簡易鑑定評価業務委託料に 8万8,000円を計上いたしました。

以上、商工観光移住課関係の補正予算を御説明いたしました。よろしくお願いいたします。

○議長（松澤正登君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） 教育委員会関係についてお願いします。

15ページをお開きください。

款3民生費、項2児童福祉費、目5児童福祉施設費ですが、20万円を減額して1,641万5,000円といたしました。これは児童センターの光熱水費が見込みより減になったためでございます。

続いて、19ページをお願いします。

款9教育費、項1教育総務費、目3教育指導費ですが、278万3,000円を減額して、1,773万5,000円といたしました。これは、節19扶助費の減で、002準要保護等児童生徒就学援助費が見込みより減になったことによります。減額の主な要因は、これまで就学援助の内容としていた給食費として補助していた額を区分から外したことによります。コロナ禍では長期にわたって学校閉鎖になっていたこともあり、補助対象としていましたが、通常の生活になった今、給食費としての支給は外すべきと判断いたしました。

項2小学校費、目1学校管理費ですが、70万円を減額して8,407万8,000円といたしました。光熱水費が見込みより減になったためでございます。

項3中学校費、目1学校管理費も80万円減額いたしました。小学校と同様に光熱水費が見込みより減になったためでございます。

項4社会教育費、目2公民館費ですが、6万円を減額しました。これは、成人式の参加者のPCR検査補助の支出がなかったことによる減額であります。目3文化会館費ですが、120万円を減額しました。光熱水費が見込みより減になったためでございます。目7図書館費ですが、80万円の財源振替えを行っております。

21ページをお願いします。

項5保健体育費、目2体育施設費ですが、197万4,000円を減額して1,741万7,000円といたしました。節10需用費の減は、光熱水費が減になったためでございます。節14工事請負費の減は、武道館のLED工事が、見込みより減になったためでございます。

教育費は以上でございます。

○議長（松澤正登君） ここで、暫時休憩といたします。

時計で11時まで休憩といたします。

休憩 午前10時51分

再開 午前 11 時 00 分

○議長（松澤正登君） それでは、再開したいと思います。

◎議案第 18 号の上程、説明

○議長（松澤正登君） 日程第21、議案第18号 令和5年度青木村国民健康保険特別会計補正予算についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

小根沢住民福祉課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） それでは、議案第18号について御説明をいたします。

令和5年度青木村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

令和5年度青木村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ164万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億9,962万9,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年3月6日提出、青木村長、北村政夫。

それでは、7ページ、8ページをお願いいたします。

2 歳入

款5 県支出金、項1 県負担金及び補助金、目1 保険給付費交付金を65万円追加し4億5,336万9,000円とするもので、節2 保険給付費交付金（特別交付金）の65万円は、特別調整交付金の増によるものでございます。

款6 繰入金、項1 他会計繰入金、目一般会計繰入金を1,000円追加し3,482万7,000円とするもので、節9 産前産後保険料繰入金1,000円は、産前産後保険料免除に伴う繰入金の分でございます。

款7 繰越金、項1 繰越金、目1 繰越金を99万1,000円追加し1,799万1,000円とするもので、節1 繰越金99万1,000円は、前年度繰越金の見込みより増によるものでございます。

9 ページ、10 ページをお願いいたします。

3 歳出

款 1 総務費、項 1 総務管理費、目 1 一般管理費を27万5,000円追加し187万7,000円とするもので、節12委託料27万5,000円は、次期国保システム改修による増でございます。

項 2 徴税費、目 1 賦課徴収費を37万6,000円追加し291万6,000円とするもので、節12委託料37万6,000円は、産前産後保険料免除に伴うシステム改修に伴う増でございます。

款 2 保険給付費、項 5 葬祭諸費、目 1 葬祭費を 6 万円追加し26万円にするもので、節18負担金補助及び交付金 6 万円は、葬祭費の見込みより増によるものでございます。

款 5 諸支出金、項 1 償還金及び還付金加算金、目 1 一般被保険者保険料還付金を90万4,000円追加し120万4,000円とするもので、節22償還金利子及び割引料90万4,000円は、保険料還付金の増によるものでございます。

目 2 一般被保険者保険料還付加算金を 2 万7,000円追加し 2 万8,000円とするもので、節22償還金利子及び割引料 2 万7,000円は、国民健康保険料還付金に係る還付加算金でございます。

以上、令和 5 年度青木村国民健康保険特別会計補正予算について御説明いたしました。

◎議案第 19 号の上程、説明

○議長（松澤正登君） 日程第22、議案第19号 令和 6 年度青木村一般会計予算についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

歳入については、片田総務企画課長より一括説明いただき、歳出については、教育長及び各担当課長よりお願いします。

初めに、片田総務企画課長。

○参事兼総務企画課長（片田幸男君） それでは、議案第19号 令和 6 年度青木村一般会計予算について御説明申し上げます。

1 ページを御覧ください。

令和 6 年度青木村一般会計予算

令和 6 年度青木村一般会計予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出の総額は、歳入歳出それぞれ30億6,700万円と定める。

第2項 歳入歳出予算の款項の区分及び該当区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は2億円と定める。

(歳入歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳入歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は次のとおりと定める。

各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項間の流用。

令和6年3月6日提出、青木村長、北村政夫。

予算総額30億6,700万円は、前年度予算と比べて1億8,000万円の増、率で6.2%の増となります。

続いて、2ページから7ページまでの第1表、歳入歳出予算につきましては省略させていただきます、8ページをお願いいたします。

第2表、債務負担行為について御説明申し上げます。

事項は、鹿教湯病院運営費補助金で、期間は令和6年度から令和10年度までの5年間、限度額は2,700万円となります。

続いて、9ページ、第3表、地方債について御説明申し上げます。

歳入予算の中では、31ページにも記載されております。また、歳出については、それぞれ対象の事業に充当して事業を実施するものでございます。

起債の目的、限度額、起債の方法、利率、償還の方法の順で御説明申し上げます。

まず、目的、地域活性化事業債で、国土保全対策事業債を農業用水路工事に充当する起債

です。限度額が290万円、方法は証書借入れまたは証券発行により、利率が3%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金等について、利率見直しを行った後においては当該見直し後の利率）となります。償還の方法は、政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定するものとする。ただし、財政の都合により、繰上償還または償還年限の短縮、もしくは借換えができるものとする。

以下、起債の方法、利率、償還の方法については同様となりますので、省略をさせていただきます。

続いて、脱炭素化推進事業債、限度額4,680万円は、図書館、児童センター、総合グラウンド及びテニスコートの照明のLED化工事に充当いたします。

緊急防災・減災事業債、限度額1,540万円は、指定避難所の空調設備工事で、図書館並びに細谷区公民館を予定しております。

続いて、公共施設等適正管理推進事業債、限度額640万円は、保育園並びに小学校のトイレの洋式化工事に充当いたします。

臨時財政対策債、限度額で410万円は、財政支援としての起債ですが、前年より減額となっております。

次に、11ページをお願いいたします。

11ページから13ページまで、歳入歳出予算事項別明細書の総括表となりますので、予算額の構成割合について申し上げます。

11ページの歳入では、1、村税17.1%、2、地方譲与税1.4%、3、利子割交付金は構成割合が出てまいりません。4、配当割交付金0.1%、5、株式譲渡所得割交付金は構成割合が出てまいりません。6、法人事業税交付金0.2%、7、地方消費税交付金3.1%、8、自動車税環境性能割交付金0.1%、9、地方特例交付金0.4%、10、地方交付税43.2%、11、交通安全対策特別交付金につきましては構成割合が出てまいりません。12、分担金及び負担金1.5%、13、使用料及び手数料2.3%、14、国庫支出金6.1%、15、県支出金5.3%、16、財産収入0.2%、17、寄附金0.4%、18、繰入金10.6%、19、繰越金4.2%、20、諸収入1.3%、21、村債2.5%。

続いて、12ページをお願いします。

歳出では、款1議会費1.3%、2、総務費18.3%、3、民生費26.1、4、衛生費7.9%、5、農林水産業費6.8%、6、商工費4.4%、7、土木費11%、8、消防費5.5%、9、教育費12.7%、10、災害復旧費は構成割合が出てまいりません。11、公債費5.9%、予備費が

0.1%、以上となります。

続いて、14ページをお願いいたします。

説明に当たりましては、歳入及び歳出の本年度の予算額については読み上げを省略させていただきますので、よろしくお願いいたします。

2の歳入については、一括して御説明を申し上げます。

まず、村税につきましては、先日お配りいたしました補足資料を御覧いただきたいと存じます。

款1村税、項1村民税、目1個人分は753万7,000円の減、節1現年課税分については、前年と比較して均等割769万9,000円は人数で1名減、金額で4,000円の減、所得割1億6,554万円は人数で22名の増、金額では324万6,000円の増を見込みました。また、定額減税分として1,786人分、1,071万6,000円の減を見込んでおります。

目2法人分は2,156万3,000円の増、節1現年度課税分については、前年と比較して均等割816万3,000円は131万3,000円の増、法人数合計は1法人の増となっています。法人税割2,601万9,000円は、2025万円の増を見込みました。

項2目1固定資産税は9,413万円の増、節1現年課税分については、土地5,575万2,000円が90万1,000円の増、次のページへまいりまして、家屋1億4,325万2,000円が5,274万6,000円の増、償却資産7,905万5,000円は4,047万円の増を見込みました。

目2固有資産等所在市町村交付金については、前年7,000円の増となっております。

項3目1軽自動車税、種別割は87万円の増、節1現年課税分1,987万7,000円については、83万6,000円の増、次のページへまいりまして、台数合計で2,736台を見込んでおります。

目2環境性能割は、前年3万5,000円の減を見込みました。

項4目1たばこ税は23万6,000円の減、全体本数で3万6,000本の減を見込んでいます。

項5目1入湯税は9万5,000円の減、節1現年課税分189万2,000円については、宿泊者が1万1,947人、日帰りが2,000人を見込んでおります。

予算書の14ページ、15ページに戻っていただきまして、下段の款2地方譲与税、項1目1地方揮発油譲与税は19万円の減、こちらは県の見込みに合わせて算出をいたしました。

項2目1自動車重量贈与税は、70万円の増。

項3目1森林環境譲与税は、390万円の増を県に準じて見込んでおります。

款3項1、次のページへまいりまして、目1利子割交付金、2万7,000円の減。

款4項1目1配当割交付金80万円の減は、いずれも県に準じて見込んでおります。

款5項1目1 株式譲渡所得割交付金は、80万円の減。

款6項1目1 法人事業税交付金は、170万円の増を見込んでおります。

款7項1目1 地方消費税交付金は、前年同額で県に準じて見込みました。

款8項1目1 自動車税環境性能割交付金は8万5,000円の増、こちらも県に準じて増額を見込んでおります。

款9項1目1 地方特例交付金1,061万6,000円の増は、個人住民税定額減税減収補填分を見込みました。

項2目1 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金は、令和3年度に新たに新設されたもので、生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置による減収を補填するものですが、6年度も頭出しとさせていただいております。

款10項1目1 地方交付税4,500万円の減は、節1 地方交付税の普通交付税については、国では1.7%増額を見込んでいるものの、企業誘致により、家屋や償却資産に関わる税収の増分の75%が基準財政収入額に算入されることから、相当分の減を見込みました。また、特別交付税については、前年同額の7,000万円で見込みました。

款11項1目1 節1 交通安全対策特別交付金、こちらは25万円の減を見込みました。

款12分担金及び負担金、項1 分担金、次のページへまいりまして、目1 農林水産業費分担金は前年同額で、節1 農業費分担金は、循環型社会形成事業の当郷中村水路工事等に係る分担金でございます。

項2 負担金、目1 総務費負担金9万円の減で、減の要因は高速情報通信サービス負担金で、通信サービス加入負担金、放送サービス加入負担金を計上しておりましたが、新システムへの移行を控え、4月以降の現サービスへの加入負担金を徴収しないこととしたことによるものでございます。

節2 地方創生推進交付金事業負担金は、長和町から、共同推進事業としてそばのPR費用に係る経費で、こちらは前年同額となっております。

目2 民生費負担金は2万6,000円の減で、節1 社会福祉費負担金の老人保護措置費入所負担金が3人分で106万円の減、節2 児童福祉費負担金は103万4,000円の増で、保育料は未満児が37人、早朝保育料が65人、延長保育料が60人、一時的保育料は8万6,000円の増を見込んでおります。給食費軽減事業は28万5,000円の増で、3歳以上児83名、うち第1子42名、第2子25人で、村の全額負担で算出をいたしました。

目3 衛生費負担金は18万3,000円の減で、節1 保健衛生費負担金は、未熟児療育医療受給

者負担金で同額でございます。

節2 上水道費負担金は、水道業務に従事しています職員の人件費分について、水道会計から一般会計への負担金として納付いただくもので、18万3,000円の減となっております。

目4 土木費負担金は61万円の減で、節1 土木費負担金は、別荘管理費負担金で8万8,000円の増、1,268万8,000円を計上いたしました。

節2 公共下水道費負担金は、下水道会計が負担すべき職員の人件費分について、一般会計へ負担金として納付いただくもので、69万8,000円の減となっております。

款13 使用料及び手数料、項1 使用料、目1 総務使用料は118万5,000円の増で、節1 総務使用料のバスターミナル喫茶店使用料、村営駐車場使用料は前年同額、村営バス運行収入は5万9,000円の減額で見込みました。

節2 現年度分高速情報通信サービス使用料は105万5,000円の増で、通信サービス利用料と放送サービス利用料は、前年調停額の90%で見込みました。

節4 光ケーブル使用料は24万8,000円の増で、固定使用料と加入者数による使用料の合計となっております。

次のページへまいりまして、目2 商工使用料は24万円の増で、節1 観光施設使用料でキャンプ場で9万3,000円の増、昆虫資料館使用料は実績により14万7,000円の増を見込んでおります。

目3 土木使用料は57万5,000円の減で、節1 住宅使用料の教員住宅使用料が21万6,000円の増、村営住宅使用料は実績により79万1,000円の減を見込んでおります。

節3 別荘施設使用料は、別荘のテニスコートの使用料を前年同額で計上しております。

目4 教育使用料21万7,000円の増は、節1 保健体育使用料で7万円の増、会館使用料で3万5,000円の増、美術館使用料は11万2,000円の増で、それぞれ実績を基に計上いたしました。

目5 衛生使用料は、男性の料理教室6回分の使用料を見込みました。

項2 手数料、目1 総務手数料7万2,000円の減は、節1 徴税手数料は前年同額で、節2 戸籍住民基本台帳手数料は7万2,000円の減、節3 総務管理費手数料1万1,000円は、情報センターの広告手数料で同額となっております。

目2 衛生手数料は1万1,000円の減で、節1 保健衛生手数料のうち犬新規登録手数料は10頭分、注射済票交付手数料は260頭分を見込んでおります。

款14 国庫支出金、項1 国庫負担金、目1 民生費国庫負担金は253万円の減で、節1 社会福

祉費負担金が33万5,000円の減で、いずれも2分の1の国庫負担、節2児童福祉費負担金は192万円の減で3分の2の国庫負担、節3保険基盤安定負担金は27万5,000円の減で、2分の1負担となっております。

次のページへまいりまして、目2衛生費国庫負担金は前年同額で、節1保健衛生費負担金は未熟児療育医療事業負担金で2分の1の負担となっております。

項2国庫補助金、目1総務費国庫補助金は4,390万9,000円の増で、節1総務管理費補助金で前年2,144万3,000円の増、社会保障・税番号システム整備費補助金が499万8,000円とデジタル田園都市国家構想交付金、旧地方創生推進交付金として、関係人口拡大事業関係で500万円を計上してございます。003地方創生臨時交付金の2,144万5,000円が増額の要因となっております。

節2村営バス運行管理費補助金は、内示に基づき20万円の減となっております。

節3マイナンバーカード交付事務費補助金は、38万5,000円の減となっております。

節4デジタル基盤改革支援補助金は2,305万1,000円の増で、国が進める行政手続のオンライン化、標準化に係るシステムの改修補助でございます。

目2民生費国庫補助金は前年267万円の増で、節1社会福祉費補助金001は、システム改修に伴う補助、002障害者地域生活支援事業補助金は19万4,000円の増、003地域少子化対策重点推進交付金は、新規で2分の1の補助となっております。

節2児童福祉費補助金は、001児童クラブ運営補助金が7万7,000円の増で3分の1補助、002児童手当制度改正準備事業補助金で、こちらは100%の補助となっております。

目3衛生費国庫補助金は166万7,000円の減で、節1保健衛生費補助金の合併処理浄化槽設置補助金は前年同額で1期分を見込みました。疾病予防対策事業補助金は、風疹対策とがん検診支援で2分の1補助となっております。母子保健衛生費国庫補助金は4万5,000円の減で、母子相談、妊娠出産包括支援事業等に係る2分の1の補助金です。004一体化事業国庫補助金は3年度からスタートしており、14万1,000円の増、介護と高齢者の一体化事業に対する補助金で3分の2の補助となっております。005出産・子育て応援交付金は166万7,000円の減で、3分の2の補助となっております。

目4土木費国庫補助金は253万円の増で、節1土木費補助金は、橋梁の補修設計3橋分に係る補助金でございます。

節2住宅費補助金、住宅建築物耐震改修等事業補助金として、耐震診断1戸分3万2,000円を見込みました。2分の1の補助となっております。

目 5 教育費国庫補助金は36万6,000円の減で、節 1 教育費補助金で特別支援教育就学奨励費が36万2,000円の減、2 分の 1 の補助でございます。002私立幼稚園施設利用給付金が23万4,000円の減で、003子どものための教育・保育給付交付金は新規で、それぞれ 2 分の 1 の補助となっております。

目 6 商工費国庫補助金は前年同額で、U I J ターン就業・創業移住支援事業補助金でございます。

項 3 委託金、目 1 総務費委託金は前年同額で、節 1 戸籍住民基本台帳費委託金は、中長期在留者居住地届出等事務委託金でございます。

目 2 民生費委託金は30万2,000円の減で、節 1 基礎年金事務委託金は30万円の減、節 2 児童福祉費委託金は、特別児童扶養手当事務委託金として20人分で、ほぼ前年同額となっております。

款15県支出金、次のページへまいりまして、項 1 県負担金、目 1 民生費県負担金は44万7,000円の減で、節 1 社会福祉費負担金は16万8,000円の減、いずれも 4 分の 1 の県負担となります。

節 2 児童福祉費負担金の児童手当負担金は50万円の減で、6 分の 1 が県の負担となっております。

節 3 保険基盤安定負担金については、保険基盤安定負担金国保分は115万2,000円の減で、県より保険料軽減分として 4 分の 3、保険者支援分で 4 分の 1 負担となっております。また、保険基盤安定負担金後期高齢者分は137万3,000円の増で、4 分の 3 が県の負担となっております。

目 2 衛生費県負担金は前年同額で、保健衛生費負担金についての県負担は、保険事業費負担金が 3 分の 2、未熟児療育医療事業負担金が 4 分の 1 負担となっております。

項 2 県補助金、目 1 民生費県補助金は425万2,000円の増で、節 1 社会福祉費補助金のうち、001民生児童委員交付金は同額、002障害者福祉医療費給付事業補助金は同額で 5 分の 2 の補助、003、004もほぼ前年同額で 2 分の 1 補助、005社会福祉法人による生活困難者利用者減免事業補助金は1,000円の頭出しで 4 分の 3 の補助、006高齢者に優しい住宅改修補助金についても頭出しでございます。007高齢者地域支え合い事業補助金は 1 万6,000円の減で 3 分の 2 の補助、008障害者地域生活支援事業補助金は同額で 4 分の 1 の補助、009地域福祉総合助成金事業補助金も同額で 2 分の 1 補助となっております。

節 2 児童福祉費補助金については425万8,000円の増で、節 1 乳幼児・児童医療費給付補

助金379万6,000円の増と、002母子父子家庭医療費給付補助金38万円の増、こちらいずれも2分の1補助、005児童クラブ運営補助金7万7,000円の増が3分の1補助となっております。

目2衛生費県補助金は前年35万1,000円の減で、節1保健衛生費補助金の001一体化事業補助金は6万9,000円の増で3分の1補助、先ほど国庫補助金3分の2と合わせて100%補助となります。002自殺対策緊急強化事業補助金は3,000円の減で2分の1補助、003合併浄化槽設置補助金は1期分3分の1の補助でございます。004出産・子育て応援交付金は41万7,000円の減で、6分の1補助となります。

目3農林水産業費県補助金は1,005万1,000円の増で、節1農業費補助金のうち、003中山間地域等直接支払事業交付金は、ほぼ前年同額で事業費の4分の3補助、005多面的機能支払事業交付金が20万円の増で4分の3補助、007地籍調査事業補助金は198万円の増で、中村4区、5区に対する補助金、4分の3補助となっております。013新規就農者育成総合対策は1名の新規就農者の経営開始資金を計上しました。021地域計画策定推進事業補助金は新規で、目標地図の作成、印刷製本に係る補助となります。

次のページ、節2林業費補助金は668万2,000円の増となります。001松林健全化推進事業、伐倒駆除が138万円の増で2分の1補助、002保全松林健全化整備事業補助金も611万1,000円の増で、こちらは70%の補助となっております。003樹幹注入事業補助金は1万1,000円の増、005野生鳥獣総合管理対策事業補助金は、前年同額でくくりわな30基の購入に係る補助でございます。006鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業は前年同額となっております。

目4土木費県補助金は、耐震診断に係る県の補助分でございます。

目5教育費補助金は2,000円の減で、節3教育総務費補助金は、001私立幼稚園施設利用給付金で、利用費総額の4分の1補助を見込んでおります。002は新規で、4分の1補助となっております。

目6商工費県補助金は前年同額で、U I J ターンの県の補助分となります。

項3委託金、目1総務費委託金は582万9,000円の減で、節1総務管理費委託金は前年と1万3,000円の減、節2徴収税委託金は3,000円の減で、納税義務者2,268人分に対するものでございます。

続いて、款16財産収入、項1財産運用収入、目1財産貸付収入は1万円の減で、土地建物貸付収入は村有地並びに公共施設の屋根貸し、駐在所の借地料、道路占用料等の収入でございます。

目 2 利子及び配当金は55万3,000円の増で、節 1 利子及び配当金で財政調整基金等の利子分でございます。

款17項 1 寄附金、目 1 一般寄附金は前年50万円の増、目 3 教育費寄附金は前年同額で見込んでおります。

次のページへまいりまして、款18繰入金、項 1 目 1 基金繰入金は488万6,000円の増で、節 1 基金繰入金のうち、001財政調整基金が630万円の減、公共施設整備基金が2,644万円の増となっております。003土地開発基金は前年同額で、公有財産購入費等に充当予定でございます。

款19項 1 目 1 繰越金は同額で、前年度繰越金でございます。

款20諸収入、項 1 延滞金加算金及び過料、目 1 延滞金は前年同額、項 2 村預金利子も前年同額、項 3 貸付金元利収入も前年同額となっております。

項 4 目 1 雑入は、174万円の減となっております。

項 5 受託事業収入、次のページへまいりまして、目 4 土木費受託事業収入は12万2,000円の減で、別荘の下草刈り等の受託収入となります。

款21項 1 村債につきましては、先ほど第 3 表、地方債で御説明申し上げたとおりですので、説明のほうは省略させていただきます。

続いて、3、歳出については各担当より御説明を申し上げます。

32、33ページ、説明につきましては、昨年と比較して変更になった項目等を主に御説明申し上げます。

初めに、総務企画課関係についてお願いいたします。

款 1 項 1 目 1 議会費は21万9,000円の減となります。内容は、議員数10名分に係る予算となっております。共済費の減が減額の要因で、その他はほぼ前年同額となっております。

款 2 総務費、項 1 総務管理費、目 1 一般管理費は715万8,000円の減となります。内容は、特別職と総務企画課関係職員に係る人件費と役場業務全般に係る経費等が計上されております。

節 1 報酬から、35ページの節 4 共済費までは、村長と一般職員 9 名、再任用職員 4 名、フルタイムの会計年度職員 2 名分を計上してございます。

36、37ページ、節 7 報償費は、年度末退職予定者 1 名分の記念品代でございます。

節 8 旅費は前年同額、節 9 交際費も前年同額、節10需用費は48万6,000円の増で、主には消耗品費の増でございます。

節11役務費は2万5,000円の増、節12委託料は288万2,000円の減で、主には001電算処理委託料の減で、今年度実施しました給与システムの更新がなくなったことが主な原因となっております。

節13使用料及び賃借料、235万7,000円の増となっておりますが、次のページの電算システム使用料の増が主な要因で、今年度行いました強靱化対策機器のリース料が12か月分となりますことから、使用料が増となっております。

節18負担金補助及び交付金については、13万5,000円の減で、ほぼ前年同様の内容となっておりますが、負担金の005長野県電子申請・届出サービス負担金と007職員研修負担金が若干の増となっております。

目2文書広報費は242万円の減となります。内容は、毎月発行しております広報あおきと例規集等に係る経費となっております。

節11役務費は、役場の電話料、情報電話使用料、郵送料、非常用携帯電話等の費用が計上されております。

節12委託料は242万円の減となっておりますが、004の例規集データ更新等委託料の減が主な要因でございます。

目3財政管理費は、予算書と決算書の印刷代となっております。

続いて、40、41ページ、下段の目5財産管理費は1,585万9,000円の増となっております。内容は、庁舎を含めて公共施設、公共用地、公用車、積立金等の管理に係る経費が計上されております。増の主な要因は、節12委託料で2,305万2,000円の増となっておりますが、次のページへまいりまして、008電算機器設定委託料で、自治体システムの標準化に伴う対応により大幅に金額が伸びておりますが、こちらは国費により100%賄われる予定となっております。

節24積立金は、財政調整基金等基金の利子を積み立てるもので、55万3,000円の増となっております。

続いて、目6企画費は284万8,000円の増となります。内容については、ふるさと応援寄附金、地域おこし協力隊2名分、企業人材派遣制度1名分の経費等が計上されてございます。増の主な要因は、地域おこし協力隊に係る手当を含めた人件費の増と、次のページへまいりまして、企業人材派遣に伴う車両に関わる増分として、需用費では燃料費の増、使用料及び賃借料ではリース料の増が主なものとなっております。

目7諸費は272万5,000円の減となりました。内容は、次のページにかけて、交通安全対

策、防犯関係等の経費が計上されております。特に新たに御説明すべき事項はございませんが、減額の要因は、各地区の要望に応じて防犯灯の設置工事ですとか、カーブミラー設置、修繕等を行っておりますが、要望量の減と令和5年度については、別途地区名の標識の改修を行ってりましたので、それがなくなっただけということで、需用費の修繕料と工事請負費が減額となっております。

目8情報通信サービス事業費は1,261万9,000円の減となります。内容は、情報通信センターの設備機器の管理及び保守等の経費が計上されております。

節1報酬は、パートタイム1名分、節2給料はフルタイム2名、以下、次のページ、節4共済費までは、それらに係る人件費でございます。

その他、ほぼ例年同様の内容となっておりますが、節12の委託料は985万4,000円の減で、今年度実施しましたフリーWi-Fiの機器等の更新委託料と情報告知の次期システムの検討に関わる委託料の分が前年より減となっております。

50、51ページへまいりまして、節14工事請負費は721万円の減ですが、先端設備更新工事として、5年度はテレビ関係のシグナルプロセッサの更新工事を行いました、6年度は大きな工事がなく減額となっております。

目9地方創生プロジェクト事業費は、103万3,000円の減となりました。今年度の事業は、地域資源を生かした関係人口拡大プロジェクトとして、タチアカネをはじめとする農産物を生かした取組、地域の偉人五島慶太を生かした取組を行う予定となっております。

節12委託料は、前年対比430万円の減となっておりますが、農産物関係でECサイトの立ち上げ等に165万円、五島慶太の関係では伝記の創刊に275万円、未来創造館での企画展に22万円、五島慶太ゆかりの地を巡るアプリの製作に110万円を計上いたしました。タチアカネ関係ではPR委託に33万円、長和町との共同推進事業費220万円を見込みました。

続いて、次のページ、52、53ページへまいりまして、目10地方創生臨時交付金事業費は270万円の増でございます、国の令和5年度の臨時交付金の繰越分を受けて、保・小・中の給食費について負担金として計上いたしました。

項2村営バス運行管理費、目1運行管理費は36万5,000円の増となりました。内容は、村営バス運行管理費と地域路線バス等に係る経費が計上されております。ほぼ前年同様の内容となっておりますが、次の54、55ページの節18負担金補助及び交付金の負担金、地域路線バス維持対策負担金は、上田市との協力で実施しております運賃低減バスの運行事業の負担金ですが、こちら実績を考慮して110万2,000円の減となっております。

なお、千曲バス青木線の減便に伴う代替運行の経費につきましては、本予算編成に間に合いませんでしたので、必要な予算については、後の議会にお諮りする予定でございます。

続いて、少し飛びますが、60、61ページをお願いいたします。

最下段になりますが、款2項5選挙費、目1選挙管理委員会費については、選挙管理委員4名に係る経費でございます。

次のページ、目2選挙啓発費が同額となっております。県議会議員選挙費は皆減となります。

項6統計調査費、目1統計調査総務費は前年114万8,000円の増となります。令和6年度は、令和7年の国勢調査の準備事務と2025年農林業センサスが年明けに実施されることによりまして、主に統計調査員の報酬等が増となっております。

項7監査委員費につきましては、監査委員2名分の活動経費で前年同様となっております。

続いて、また少し飛びますが、134、135ページをお願いします。

款8項1消防費、目1常備消防費は811万2,000円の増で、上田広域連合への負担金が増額となっております。

目2非常備消防費は416万6,000円の減となります。内容は、消防団に係る活動経費が主な内容となっております。

節1報酬、001消防団団員手当は基本消防団員と消防団協力団員、機能別消防団員に対する報酬となっております。002自動車ポンプ班員は、ポンプ車班14人とポンプ班11人分、003消防委員は会議、各種大会への参加報酬となっております。

節3職員手当等は、前年同額の内容となっております。

節7報償費の001退職団員報償金は、今年度の12人分から6年度は4人分ということで、315万7,000円の減となっております。以下については、大会等の謝礼、記念品代となっております。

節10需用費は消耗品費で、昨年に引き続き、団員の安全確保のための難燃性活動服30着、防寒着40着、Tシャツ40着ほかを計上しております。

次のページへまいりまして、節18負担金補助及び交付金は47万8,000円の増で、負担金は損害補償掛金が300名分、006の退職報償金掛金は団員200人分となっております。補助金の003本部運営補助金57万8,000円の増は、団で導入しました消防団アプリの利用料に対する補助金が計上されております。004地域消費券購入補助金は130人分でございます。

目 3 消防施設費は、65万3,000円の減となります。内容は、地区及び消防団の要望に対して、消防設備等全般にわたり計上されております。

節10需用費は前年並みで、修繕料は小型動力ポンプ修繕並びに積載車等の車検代や消火栓、防火水槽の修繕費等の経費が計上されております。

次のページへまいりまして、目 4 水防費は土のう袋、土のう用砂の購入に関わるものでございます。

目 5 災害対策費は45万1,000円の増で、計画的な備蓄品の購入費をこちらで計上してございますが、能登半島地震を受けて、食料品以外の物品も含めて増額を予定しております。

続いて、また少し飛びますが、176、177ページをお願いします。

款11項 1 公債費、目 1 元金は400万円の減、目 2 利子は60万円の減となっております。

款12項 1 目 1 予備費は700万円減額し、コロナ前の金額300万円といたしました。

178ページ以降は、給与費明細書になります。

特別職については、一番下の比較の欄で、その他の特別職が121人減となっておりますが、こちらは選挙に係る投票所の管理者、職務代理、立会人等の減によるものでございます。

179ページ、2、一般職の（1）総括表については、比較の欄で職員数が6名の増、フルタイムの会計年度任用職員が含まれております。括弧内の数字は、再任用職員とパートタイムの会計年度任用職員の数で4名の増となっております。

180ページには、内訳として会計年度任用職員以外と会計年度任用職員とに分けて集計してございます。

次のページ以降については、記載のとおりですので、説明については省略させていただきます。

以上、議案第19号 令和6年度一般会計予算について、歳入全般と歳出の総務企画課関係について御説明いたしました。

○議長（松澤正登君） それでは、ここで暫時休憩いたします。

13時でお願いいたします。

休憩 午前 11時58分

再開 午後 1時00分

○議長（松澤正登君） それでは、会議を再開いたします。

初めに、私のほうから報告を申し上げます。

議席番号３番、平林幸一議員より欠席の届出がありまして、午後の本会議を欠席いたしますので報告いたします。

それでは、奈良本税務会計課長。

○会計管理者兼税務会計課長兼防災危機管理監（奈良本安秀君） それでは、税務会計課関係の歳出について御説明を申し上げます。

予算書の38ページをお開きください。

款２総務費、項１総務管理費、目４会計管理費2,100万8,000円は、前年度対比で963万8,000円の増でございます。

節２給料、節３職員手当等、節４共済費につきましては職員２名分でございます。

次のページ、40ページをお願いします。

節11役務費の004手数料227万4,000円は、前年度対比で101万9,000円の増でございますが、指定金融機関への公金取扱手数料が主なもので、本年10月１日より内国為替制度運営費が導入され、指定金融機関が行う公金収納等事務の経費負担が見直され、今まで無料であった公金支払いに係る振込手数料が有料化されることによる経費の増加が主な理由でございます。

節12委託料の11万円と、その下、節13使用料及び賃借料２万7,000円は、公金支払いに係る事務のデータ電送化に伴う経費で、皆増でございます。

続きまして、54ページをお開きください。

款２総務費、項３徴税費、目１税務総務費2,814万8,000円は、前年度対比で262万2,000円の増でございます。

節１報酬は、固定資産評価審査委員３名分で２万2,000円、パートタイムの会計年度任用職員１名分で73万1,000円、節２給料から次の56ページにいきまして、節４までの共済費は職員３名分とフルタイムの会計年度任用職員１名分でございます。

続きまして、目２賦課徴収費2,822万3,000円は、前年度対比で132万1,000円の減でございます。

節10需用費、004印刷製本費360万6,000円は、納税通知書等に係る印刷代、節11役務費、004手数料のうち、001の口座振替手数料につきましては、税関係の口座振替収納に係る各金融機関への手数料でございます。

58ページをお願いします。

節12委託料、001委託料2,105万2,000円は、固定資産税の評価替え及び住民税の特別徴収税額通知の電子化対応が終了したことにより、前年度対比で126万7,000円の減でございます。012固定資産台帳等基礎資料整理業務839万3,000円は、固定資産税の地図情報システムのライセンスの更新及びクラウド化で25万3,000円の増でございます。020地方税電子申告支援サービス電子化74万3,000円と、その下、021所得税・住民税定額減税対応50万9,000円につきましては、令和6年度の税制改正を受けて行うもので、皆増でございます。

以上、税務会計課関係の歳出について御説明を申し上げました。

○議長（松澤正登君） 次に、小根沢住民福祉課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） それでは、住民福祉課に関わる歳出予算について御説明させていただきます。

58、59ページを御覧ください。

款2総務費、項4戸籍住民基本台帳費、目1戸籍住民基本台帳費、節2給料、節3職員手当、節4共済費につきましては、職員2名分でございます。

60、61ページをお願いいたします。

節12委託料1,505万6,000円は、002戸籍情報システムに係るシステム保守委託料が前年度比23万2,000円の増、その他は前年度並みでございます。

節13使用料及び賃借料924万1,000円は、賃借料002住基戸籍総合システムハードリース料等で、前年度より370万4,000円の増でございます。

目2マイナンバーカード交付事務費、節3職員手当等は職員の超過勤務手当、節11役務費24万9,000円はマイナンバーカードの通知郵送料、節12委託料6万6,000円は、マイナンバーカードの保守委託料でございます。

目3証明書コンビニ交付事業、節11役務費6,000円は、コンビニ交付委託手数料で、交付したコンビニに支払う手数料でございます。節12委託料160万円は、コンビニ交付システム保守管理委託料、節18負担金補助及び交付金70万円は、コンビニ交付に係る地方公共団体情報システム機構（J-LIS）への運営負担金でございます。

62、63ページをお願いいたします。

款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費、節1報酬282万8,000円は民生委員17名分、男女共同参画計画策定委員の報酬でございます。

64、65ページをお願いいたします。

節2給料、節3職員手当等、節4共済費は職員3名、会計年度任用職員1名分でございます。

す。

節 7 報償費300万円は出産祝い金21名分で、前年度と同額を計上してございます。

66、67ページをお願いいたします。

節18負担金補助及び交付金511万3,000円は、社会福祉協議会等への負担金で、前年比69万5,000円の減となっております。負担金004社会福祉協議会への負担金が24万円の減、006子育て支援施設ゆりかごへの負担金が48万円の減となっております。その他は前年度並みでございます。

節27繰出金は、国庫特別会計へ繰り出すものでございます。

目 2 障害者福祉費、節 1 報酬 3 万2,000円は、障害福祉計画策定委員 8 名分でございます。

節11役務費142万1,000円は、障害福祉計画策定のためのアンケート郵送料がなくなったため、前年度より10万5,000円の減となっております。

68、69ページをお願いいたします。

節12委託料は前年度並みでございます。

節18負担金補助及び交付金は38万円の増で、負担金001障害者介護給付費審査委員会負担金が28万6,000円の増、002相談支援事業負担金で10万1,000円の増、その他は前年度並みでございます。

節19扶助費は前年度並みでございます。

70、71ページをお願いいたします。

目 3 老人福祉費、節 1 報酬は、介護保険事業計画策定委員会委員10名分の報酬でございます。

節 7 報償費は高齢者祝い金54名分で、前年度並みでございます。

節10需用費は35万7,000円の減で、001消耗品費は年末の独居老人宅等へのおせち料理の費用と、002燃料費はくつろぎの湯の灯油台で40万円の減でございます。

節12委託料は38万6,000円の増で、委託料001くつろぎの湯管理委託料は165万4,000円の増、002老人センター管理委託料は138万8,000円の増でございます。5年度に新規事業として計上いたしました、介護保険老人福祉保健計画策定委託料336万6,000円が減となっております。

節13使用料及び賃借料32万4,000円は、後期高齢者医療総合システム使用料とサーバーの賃借料で、20万8,000円の減でございます。

節18負担金補助及び交付金ですが、負担金003長野県後期高齢者医療広域連合負担金は47

万7,000円の増となっております。あとは前年度並みでございます。

72、73ページをお願いいたします。

節19扶助費は、001老人保護措置費が188万2,000円の減、あとは前年度並みでございます。

節27繰出金は803万1,000円の増でございます。

目4地域包括支援センター費は、節1報酬は会計年度任用職員2名分、節2給料、節3職員手当等、節4共済費は職員2名、会計年度任用職員1名分でございます。

74、75ページをお願いいたします。

節12委託料387万8,000円は、介護予防サービス計画委託料が22万2,000円の増、介護予防ケアマネジメント委託料が4万8,000円の減となっております。

目5国民年金費、目6人権対策費は前年度並みでございます。

目7地域少子化対策強化事業ですが、76、77ページをお願いいたします。

節18負担金補助及び交付金は、001上田地域定住自立圏婚活交流会に係る負担金と、新規事業で、002結婚新生活支援事業として90万円を増で計上してございます。これは、新たに結婚生活をスタートするに当たり、住宅取得費用、リフォーム費用等を助成する国の事業でございます。

項2児童福祉費、目1児童福祉総務費、節12委託料は、002児童手当制度改正に係るシステム委託料として192万7,000円の増でございます。

目2児童措置費、節19扶助費、児童手当は288万円の減、乳幼児児童医療給付費は、福祉医療費窓口負担無償化に伴うもので、675万6,000円の増でございます。

目3母子父子福祉費、節19扶助費は、母子父子家庭の親の福祉医療費窓口負担無償化に伴うもので、84万4,000円の増でございます。

飛びまして、84、85ページをお願いいたします。

目6子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費、節22償還金利子及び割引料は、過年度分の国庫補助返納金でございます。

目7長野県子育て世帯生活支援特別給付金、節22償還金利子及び割引料は、過年度分の県費補助金返納金でございます。

款4衛生費ですが、86、87ページをお願いいたします。

項1保健衛生費、目1保健衛生総務費、節1報酬は、衛生委員12名、保健補導員42名、健康寿命延伸プロジェクト委員8名分等でございます。

節2給料、節3職員手当等、節4共済費は職員6名分でございます。

節7 報償費は、弁護士相談の費用でございます。

88、89ページをお願いいたします。

節10 需用費の005 光熱水費184万9,000円は、保健センターの電気料で16万8,000円の増、その他は前年度並みとなっております。

節12 委託料は26万4,000円の減で、検診事業の委託料は前年度並みで、健康寿命延伸計画作成に係る委託料として計上しました19万8,000円が減額となっております。

節13 使用料及び賃借料は前年度並みでございます。

90、91ページをお願いいたします。

節18 負担金補助及び交付金は280万6,000円の増でございます。新規事業の補助金010 アピアランスケア補助金ですが、これはがん等に罹患した方の精神的な負担を軽減し社会参加を促進するために、医療用のウィッグや補整具等に対し補助を行うものでございます。011 鹿教湯三才山リハビリテーションセンターの運営費補助として、5年間で2,700万円を補助する金額のうちの6年度分としまして、新たに540万を計上したものを、交付金001 出産・子育て応援祝い金として1人当たり10万円の交付金で、5年度には4年度と5年度の2年度分として500万円計上していたものを、6年度につきましては、6年度1年度分としまして250万を計上するため、250万円の減額となっております。その他は前年度並みでございます。

目2 予防費、節10 需用費は37万8,000円の減、医薬材料費の減によるものでございます。

節12 委託料は30万1,000円の減でございます。

節18 負担金補助及び交付金は前年度並みでございます。

続きまして、目3 環境衛生費ですが、92、93ページをお願いいたします。

節12 委託料46万8,000円の減で、007 特定外来種調査駆除委託料の54万6,000円の減によるものでございます。それ以外は前年度並みでございます。

節18 負担金補助及び交付金は前年度並みの見込みとなっております。

目4 高齢者の保健事業と介護予防の一体化事業は、節1 報酬は会計年度任用職員分。

94、95ページをお願いいたします。

節12 委託料は74万4,000円の減、それ以外は前年度並みでございます。

また、新型コロナウイルス予防接種事業は、令和6年度より公費負担による接種が終了したために事業を廃止するものでございます。

項2 清掃費、目1 じんかい処理費ですが、節11 役務費60万8,000円の増、節12 委託料96万4,000円の減、節18 負担金補助及び交付金534万7,000円の増は、001 上田クリーンセンター

負担金の305万7,000円の増、002ごみ処理広域化推進費負担金の204万6,000円の増等によるものでございます。

目2し尿処理費、節18負担金補助及び交付金は69万4,000円の減となっております。

以上、住民福祉課関係の歳出予算について説明いたしました。

○議長（松澤正登君） 次は、稲垣建設農林課長。

○建設農林課長（稲垣和美君） それでは、建設農林課関係の歳出予算について御説明申し上げます。

説明に当たりましては、新たに計上した箇所、変更となった箇所などを中心に御説明をさせていただきます。

94ページをお願いいたします。

款4衛生費、項3上水道費、目1上水道費7,767万4,000円につきましては、節2給料から節4共済費までの人件費として職員1名分、再任用職員0.5人分を計上しております。

96ページをお願いいたします。

節18負担金補助及び交付金7,000万円につきましては30万円の減、簡易水道事業会計負担金を計上しております。

款5農林水産業費、項1農業費、目1農業委員会費、節1報酬299万3,000円は、委員16名分の報酬でございます。

98ページをお願いいたします。

目2農業総務費、節1報酬では会計年度任用職員2名分、節2給料では職員3名分、会計年度任用職員地域農業マネジャー1名分を計上しております。

100ページをお願いします。

目3農業振興費、節12委託料、002農業支援委託料361万3,000円につきましては、国からの水田活用直接支払交付金を受けるために、農家等の皆さんに5年に一度の水張りを行っていただくための支援としまして、畦塗り機、水中ポンプ、発電機の導入費用を含めて計上しました。003図面作成委託料124万3,000円は、地域計画の目標地図の作成委託料。

102ページにまいりまして、004支障木除去委託料80万3,000円は、上段の入奈良本牧場内の支障木の伐採、農地整備に係る委託料として計上しております。

節18負担金補助及び交付金、002補助金、002農技連補助金20万の中では、タチアカネそばの単収増を目指して、実証圃による栽培実証試験を昨年度に引き続いて行う予定にしております。004花卉・野菜・果樹等栽培施設補助金140万円では、ビニールハウス、ぶどう棚

施設設置に係る費用の20%補助を予定しております。007生産調整推進協力タチアカネ補助金600万円につきましては、水田活用直接支払交付金の産地交付金につきましては、国からの配分額が減少した場合の農家補填分及び水張り対策支援分として計上しております。018堆肥活用事業補助金8万4,000円では、販売農家が堆肥を購入する際の30%、上限額3万円を補助するものでございます。003交付金、001中山間地域等直接支払交付金1,288万6,000円では、21集落分を計上しております。003多面的機能支払交付金1,018万5,000円につきましては、農地維持分432万7,000円、資源向上585万8,000円を6組織に交付するものでございます。005環境保全型農業直接支払交付金31万2,000円につきましては、有機農業に取り組む1組織に対しまして10アール当たり1万2,000円を交付するものでございます。

104ページをお願いします。

目5農地費、節12委託料36万3,000円の調査設計委託料と、節14工事請負費302万5,000円につきましては、村単の当郷地区中村水路改修工事費分として計上しております。

節18負担金補助及び交付金、002補助金、001村単土地改良補助金102万円は、5年水張りへの対応として、水路改修等に対する60%の補助額を計上しております。

目6生産調整推進対策費、節18負担金補助及び交付金の001負担金150万1,000円は、農業再生協議会への事務費負担金として計上しております。

目8国土調査費、節1報酬301万円につきましては会計年度任用職員2名分、節2給料では職員1名分を計上しております。

106ページをお願いします。

節12委託料、001一筆測量委託料589万1,000円では、2年目の取組となります中村地区4区の測量業務と、令和7年度新規地区の中村地区5区の事前調査として、素図作成及び境界杭設置業務委託料を計上しております。

飛びまして、110ページをお願いします。

項2林業費、目2林業振興費、節12委託料、001委託料、001地域林政アドバイザー業務委託料250万円は、森林経営計画の指導、間伐等の施業現場の調査を委託しております。002国庫補助事業委託料、001保全松林健全化整備事業委託料3,636万円につきましては、春駆除、秋駆除で計1,200立方メートル分を、002樹幹注入事業121万円では大法寺周辺で50本分を予定しております。003県費補助事業委託料、001松林健全化推進事業、伐倒駆除1,460万円につきましては、春駆除、秋駆除合計で計500立方メートル分を予定しております。005森林環境譲与税事業委託料、001松くい被害拡大防止事業909万円では、300立方メートル

ル分の伐倒駆除を予定しております。002ライフライン等保全対策事業250万円では、中部電力と連携しながら、村道沿線の電線等に覆いかぶさっている危険木の伐採事業として計上いたしました。003松くい虫潜在感染木調査事業委託料100万円は、松やにの出方で判断する予防対策として作業料50日分を計上いたしております。004松くい虫伐倒薫蒸植林再生事業委託50万円は、伐倒薫蒸しました山林に抵抗性アカマツを1,000本植林する事業として新規計上いたしました。

節17備品購入費、002有害鳥獣駆除機材42万7,000円につきましては、くくりわな30基、捕獲おり5基を予定しております。

節18負担金補助及び交付金、002補助金、002森林造成事業補助金662万2,000円につきましては、査定経費の10%を村がかさ上げ補助するもので、搬出間伐45ヘクタール、496万8,000円が主なものでございます。004薪・ペレットストーブ購入補助金は5万円を上限に購入補助するもので、薪ストーブ、ペレットストーブそれぞれ3件分を見込んで計上いたしました。

飛びまして、122ページをお願いいたします。

款7土木費、項1土木管理費、目1土木総務費、節1報酬につきましては会計年度任用職員1名分、節2給料等につきましては職員2名分を計上しております。

126ページをお願いいたします。

節18負担金補助及び交付金、002補助金、002住宅用雨水貯留施設設置補助金5万円は、購入設置に関する費用の3分の2を補助するもので、上限額は100リットル以上500リットル未満で2万5,000円の2件分を計上いたしました。

目2公共下水道費、節2給料等につきましては、下水道事業職員1名分、再任用職員0.5人分を計上しております。

節18負担金補助及び交付金1億7,640万3,000円につきましては、1,337万8,000円の減、公共下水道事業会計への補助金となります。

項2道路橋梁費、目1道路維持費、節1報酬22万円につきましては、臨時的に除雪作業を実施していただくものでございます。

節10需用費、修繕料1,900万円では、村道の道路修繕、舗装、道路排水修繕を計上しております。

128ページをお願いいたします。

節13使用料及び賃借料100万円につきましては、各地区で御協力をいただいております材

料支給事業等の重機借上料等を見込んでおります。

節14工事請負費2,500万円につきましては、村道道路改良工事等を計上しております。

節15原材料費300万円、材料支給事業に伴う砕石生コン等が主なものでございます。

目2道路新設改良費、節2給料等につきましては、職員1名分でございます。

節14工事請負費3,300万円につきましては、村道当郷国道北5号線の舗装修繕工事、村道福祉会館1号線の道路拡幅工事、村道湯の入線の石畳舗装の打ち替え工事費分として計上しております。

130ページをお願いいたします。

目3橋梁維持費、節12委託料450万円につきましては、夫神区の夫神橋、青木区の落合橋、入奈良本区の浦田橋の3橋に係る橋梁保守設計委託料として計上いたしました。

飛びまして、174ページをお願いいたします。

節10災害復旧費につきましては、頭出しとして計上させていただきました。

以上、建設農林課関係の歳出予算について御説明を申し上げます。

○議長（松澤正登君） 小林商工観光移住課長。

○商工観光移住課長（小林利行君） 引き続き、商工観光移住課に係る歳出予算について御説明をさせていただきます。

予算書110、111ページを御覧ください。

款6商工費、項1商工費、目1商工総務費は169万円の増で、主な内容は職員3名分の人件費になります。

112、113ページをお願いします。

目2商工業振興費は19万9,000円の減額となりました。

節18負担金補助及び交付金、002補助金1,682万3,000円には、商工会や村内商工業者への事業支援、各種制度資金融資保証料の補助金、商工業商工奨励金、1億円発行予定の地域商品券発行事業では、村負担分を前年の5%から3%に下げ計上させていただきました。

114、115ページを御覧ください。

目3観光費は366万8,000円の増、主な要因は節8旅費、002特別旅費49万9,000円は、銀座NAGANOでの誘客宣伝や国民保養温泉地協議会総会参加のための出張旅費。

節10需用費、004印刷製本費103万9,000円は、観光パンフレットの新規作成費用、006修繕料は、公用車2台が車検となりますので、その費用を見込んでいます。

116、117ページをお願いいたします。

節12委託料、004村単事業委託料、001トレッキング委託料は、昆虫資料館側からの十観山トレッキングコースの道標整備費用を計上させていただきました。

節18負担金補助及び交付金、002補助金、002イベント補助金228万円には、タチアカネ花・実まつり、産業祭、市町村交流イベントへの出張開催助成費用を計上し、産業祭は開催20回目を迎えることから、イベント愛称名を村内外に募集し、決定したいと考えております。

目4昆虫資料館費は466万3,000円の増、職員の人件費と開設20周年を迎え、記念企画展に係る費用を計上しました。

118、119ページを御覧ください。

節7報償費18万6,000円には、記念企画8件分の謝礼費用を計上しております。

節17備品購入費用18万6,000円は、展示用の額の購入費用を計上させていただきました。

目5移住定住促進費は162万円の増、節2給料につきましては、任用職員2名分を計上しています。

おめくりをお願いいたします。120、121ページをお願いします。

節14工事請負費33万円は、二地域居住コンパクト住宅へのエアコン1基の設置工事を計上しました。

節18負担金補助及び交付金は、前年同額で計上させていただいております。

おめくりをお願いいたします。122、123ページをお願いします。

目6道の駅関連施設運営費は275万5,000円の増、節14工事請負費474万円は、道の駅に防犯カメラ新規3か所、移設2か所の設置工事費を計上させていただきました。

少し飛んでいただきます。130、131ページをお願いします。

款7土木費、項3住宅費、目1住宅管理費は122万2,000円の増、節10需用費、006修繕料は、村営住宅の修繕に係る費用について、老朽化も進んでおり前年110万円増の616万円を計上させていただいております。

目2住宅建設費は100万円の増、節18負担金補助及び交付金、002補助金、002住宅解体工事補助金は前年の実績から10件分の増、100万円増が主な要因であります。

項4別荘事業費、目1別荘事業費は104万7,000円の減額。前年の管理事務所増築工事費165万円の減額が主な要因です。

132、133ページをお願いします。

節17備品購入費66万9,000円の主な内訳は、管理事務所のストーブに22万円、空気清浄機13万2,000円、いずれも1台分の購入費用を計上させていただいております。

以上、商工観光移住課関係について御説明申し上げました。

○議長（松澤正登君） 成沢保育園長。

○保育園長（成沢亮子君） 保育園関係について御説明申し上げます。

76ページから81ページをお願いします。

款3民生費、項2児童福祉費、目4保育所費の予算総額は1億8,031万6,000円でございます。昨年度の当初予算より3,439万7,000円の増となっております。

77ページ、節1報酬から節4共済費及び81ページ、節8旅費までは正規保育士13名、フルタイム10名、パートタイム11名、早朝延長保育士3名の見込みとなります。また、人件費等の合計で見ますと、昨年度より3,452万9,000円の増となっております。これは、会計年度任用職員の処遇改善及びベア等による大幅な増加となっております。また、昨年度よりお願いをしています農作業全般を引き受けてくださっている現場作業員の方の賃金と、第3期子ども・子育て支援事業計画におけるアンケート集計に伴う事務作業費を別件計上させていただきます。

節10需用費、消耗品費の保育教材は、消毒液と令和5年度から始めたおむつ処理のためのごみ袋代で5万8,000円、燃料費は、物価高騰のため5万3,000円ほど増となっております。修繕料は、老朽化を迎えている園庭遊具の計画的修繕分と故障頻度が増えてきたファンヒーター2台分などとなっております。

節12委託料、003消防設備点検委託料の3万円の増は、火災通報装置取替えに伴う新規契約のため、保守点検料以外に非常通報装置の点検費用が増えたものになります。006清掃委託料15万4,000円の増は、園庭の桜ですが、隣の敷地に出た枝の伐採とてんぐ巣病治療によるものとなっております。007保育所給食業務委託料4万7,000円は、栄養管理ソフトわんぱくランチの更新及び保守点検料となっており、新規の計上となっております。こちらはソフトの入替えよりも定期的な更新料のほうが、長期的に見て安くなる見込みとなっております。008委託料110万円は、第3期青木村子ども・子育て支援事業計画策定業務のための冊子印刷及び校正料となっております。

82ページ、83ページをお願いします。

節13使用料及び賃借料の複写機借用料9万2,000円の増は、輪転機、コピー機ともリース期間が近づいてきておりますので、今回合わせて1台の複合機に契約するものです。

節14工事請負費の110万円は、現在2歳児トイレに設置されている和式便座を、2歳児が扱いやすい洋式トイレへ改修工事するものとなっております。

節17備品購入費17万6,000円増の内訳は、職員用ロッカー及び下駄箱等と、来年度より園児が毎日持参してくるお弁当を温めて提供できるようにしたく、以上児6クラス分の温蔵庫購入を予定しているものとなっております。

以上、保育園関係について御説明いたしました。

○議長（松澤正登君） 杓掛教育長。

○教育長（杓掛英明君） では、教育委員会関係の歳出予算について説明を申し上げます。

82ページをお開きください。

款3民生費、項3児童福祉費、目5児童福祉施設費は、児童センター関係の予算でございますが、281万円の増で、主なものは85ページの節14工事請負費の増で、児童センターのLED工事を計画しております。また賃金増についても配慮してあります。あとはほぼ例年どおりであります。

飛びまして、138ページをお開きください。

款9教育費、項1教育総務費、目1教育委員会費でございますが、6万円の減で、節1報酬、教育委員につきましては4名分でございます。

続いて、目2事務局費でございますが、387万9,000円の減となっております。減額の主な要因は、今まで雇用していたスクールカウンセラーの業務を、来年度は、現在東信教育事務所に勤務しているスクールソーシャルワーカーさんをお願いすることにしたため、その方の報酬を教育指導費の報酬に計上したことによる減でございます。

スクールソーシャルワーカーは、主に家庭と学校との間に立って相談に乗っていただく方で、実は今年も青木村に何度か来ていただいて、保護者や学校の相談に乗っていただいている方を来年度お願いすることができました。

続きまして、140ページ、目3教育指導費は134万7,000円の減になっております。

節1報酬として120万円を、先ほどお話ししたスクールソーシャルワーカーの報酬として計上してございます。

節7報償費では、小中学校の講師謝礼、子育てフォーラムの講師謝礼、子育て講座の講師謝礼を盛り込んであります。

143ページ、節18負担金補助及び交付金では、002補助金として幼児教育無償化に伴う認可幼稚園や認可外幼稚園の幼児への補助と、特別支援学校に通学する医療的ケアが必要な児童のための通学補助金。さらに、昨年度から行っている英語検定受験料の補助金を計上してございます。

145ページですが、節19扶助費では、準要保護就学援助費、小学校で20名分、中学校で12名分を見込んであります。来年度から新たにオンライン通信費を追加いたします。

続きまして、項2小学校費、目1学校管理費でございますが、1,129万6,000円の増となっております。

節1の報酬、節2の給料では、例年と同様に支援員7名、理科専科1名、常勤の講師2名分を予定しております、丁寧な指導を行うよう対応しております。

次の149ページの節13使用料及び賃借料の001使用料では、保護者に通知をするオクレンジャーの使用料と学習に使用するeラーニング、さらに特別支援学級で使用する学習ソフトすららの使用料であります。

節14工事請負費ですが、小学校の和式トイレを洋式に変える工事と、小学校の職員トイレと更衣室の修繕工事、さらに体育館の雨漏り修繕工事を予定しております。小学校のトイレの洋式化工事は、今年から各階ごとに改修を行っており大変好評であることから、来年度も計画的に改修を行うものであります。

続きまして、項3中学校費、目1学校管理費でございますが、140万5,000円の増でございます。

節2の給料では、今年度と同様に体育と理科と英語の講師を配置する予定であります。

153ページの節13使用料及び賃借料の005使用料ですが、小学校と同様にオクレンジャー、eライブラリ、それからすららのソフトの使用料であります。

節14工事請負費ですが、給食室の回転釜更新工事と、雨漏りのためのシール材塗布工事を予定しております。

154ページ、項4社会教育費、目1社会教育総務費については例年どおりでございます。

目2公民館費は49万7,000円の減になっております。来年度は総合文化祭の年になりますので、節1報酬の中に、文化祭運営に関わって主事の皆さんへの1日分の報酬を計上してあります。

次に、156ページの目3文化会館費は70万3,000円の減でございます。特に申し上げることはございません。

158ページ、目4文化材保護費は443万3,000円の減額になっております。この減額は、今年行っていた沓掛地区の野生里芋整備事業が完成したため、来年度は減額になっております。

161ページ、節12委託料として埋蔵文化財試掘調査委託料を計上してあります。

節18負担金補助及び交付金の補助金には、中挾区の豊受神社の改修工事補助金を計上して

あります。

次に、160ページの目5 青少年健全育成費は、昨年度と同様の予算となっております。

節1 報酬では、部活動地域移行を見据えて部活動指導員報酬を昨年度並みに計上してあります。

162ページ、目6 美術館費は102万4,000円の増となっております。

節13使用料及び賃借料の002賃借料に展示物借用料を盛り込んでございます。

164ページの目7 図書館費は3,088万6,000円の増となっております。

増額の主な要因は、169ページの節14工事請負費の増で、図書館の空調設備の設置工事と照明器具をLED化する費用であります。現在の図書館の冷暖房装置は、7基中で半分程度の機械が稼働するというような状況でありまして、早急な改修が必要であると考えて工事をお願いするものであります。

168ページ、目8 歴史文化資料館費は29万6,000円を増額してあります。

これは、節10需用費の増で、パンフレットと義民の伝説のリーフレットを増刷する予定であります。

目9 民俗資料館費については、特別申し上げることはありません。

目10五島慶太未来創造館費ですが、210万9,000円の増となっております。

これは主に、171ページの節12委託料の増で、来年度計画している3回の企画展に関わる費用であります。1回目は、夏休みに子供向けに行う青木村の縄文弥生時代、2回目は、栗林一石の生誕130年記念展、3回目は、小林一三と五島慶太展を計画しております。

次に、172ページ、項5 保健体育費、目1 保健体育総務費でございますが、ここは特に申し上げることはございません。

目2 体育施設費ですが、4,971万6,000円の増で、次の175ページの節14工事請負費として、総合グラウンドの照明LED化工事、テニスコートの照明LED化工事、村営プールの管理棟の屋根の改修工事、総合体育館の屋根の雨漏り補修工事を計画しております。

以上、教育委員会関係の歳出予算の説明を申し上げます。

◎議案第20号の上程、説明

○議長（松澤正登君） 日程第23、議案第20号 令和6年度青木村国民健康保険特別会計予

算についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

小根沢住民福祉課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） それでは、議案第20号 令和6年度青木村国民健康保険特別会計予算について御説明申し上げます。

189ページをお願いいたします。

令和6年度青木村国民健康保険特別会計予算。

令和6年度青木村国民健康保険特別会計予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ5億5,018万8,000円と定める。

第2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和6年3月6日提出、青木村長、北村政夫。

196、197ページをお願いいたします。

2 歳入

款1 国民健康保険税、項1 国民健康保険税、目1 一般被保険者国民健康保険税は8,738万6,000円で、443万円の減でございます。

款5 県支出金、項1 県負担金及び補助金、目1 保険給付費交付金は4億1,306万8,000円で、3,965万1,000円の減でございます。

節1 保険給付費交付金（普通交付金）は4億217万9,000円で、3,674万1,000円の減、医療費に係る県からの交付金でございます。

198、199ページをお願いします。

節2 保険給付費交付金（特別交付金）は、1,088万9,000円で、291万円の減でございます。

款6 繰入金、項1 他会計繰入金、目1 一般会計繰入金は3,235万9,000円で、246万7,000円の減でございます。

節1 保険基盤安定繰入金（保険税軽減分）は135万5,000円の減、節2 保険基盤安定繰入金（保険者支援分）は55万円の減、節6 財政安定化支援事業繰入金56万3,000円の減等によるものでございます。

項2 基金繰入金、目1 基金繰入金は140万円で、20万円の減でございます。

款7 繰越金、項1 繰越金、目1 繰越金は1,550万円で、150万円の減でございます。前年度からの繰越金でございます。

飛びまして、202、203ページをお願いいたします。

3 歳出

款 1 総務費、項 1 総務管理費、目 1 一般管理費、節12委託料は189万5,000円の増で、国保システムのパソコン更新に伴う委託料199万1,000円の増等でございます。

目 2 国民健康保険団体連合会負担金は前年度並みでございます。

項 2 徴税費、目 1 賦課徴収費、節10需用費は16万円の増で、納税通知書の用紙代等の増でございます。

節12委託料、60万4,000円の増で、産前産後保険料免除に係る国保連合会の委託料増等でございます。

款 2 保険給付費、項 1 療養給付費、目 1 一般被保険者療養給付費は、被保険者の診療報酬費で3,511万5,000円の減でございます。

目 2 一般被保険者療養費は、被保険者の補装具等の療養費68万6,000円の減でございます。

204、205ページをお願いいたします。

項 2 高額療養費、目 1 一般被保険者高額療養費は、高額医療費に係る療養費で76万2,000円の減となっております。

目 2 一般被保険者高額介護合算療養費は、医療、介護の両方を利用する世帯が高額な支払額になった場合の療養費で、前年度と同額でございます。

項 3 移送費から項 7 結核精神諸費までは前年度並みでございます。

206、207ページをお願いいたします。

款 3 国民健康保険事業費納付金、項 1 医療給付費分、目 1 一般被保険者医療給付費分は8,282万8,000円で、662万2,000円の減でございます。

項 2 後期高齢者支援金等分、目 1 一般被保険者後期高齢者支援金等分は3,042万円で、74万9,000円の減。

項 3 介護納付金分、目 1 介護納付金分は952万9,000円で、14万4,000円の減でございます。いずれも県の積算に基づきまして国庫の財政運営主体である県に納める負担金でございます。

款 4 保険事業費、項 1 保険事業費、目 1 保健衛生普及費は、人間ドック検診補助金で前年度並みでございます。

項 2 特定健康診査等事業費、目 1 特定健康診査等事業費は特定健診、特定保健指導等に係る経費497万円で、79万3,000円の増でございます。

続きまして、208、209ページをお願いいたします。

節12委託料は特定健診の委託料42万円の増でございます。

項3ヘルスアップ事業費、目1生活習慣病予防対策費は348万4,000円で、86万5,000円の減でございます。

節1報酬は、会計年度任用職員の報酬分、節10需用費は20万6,000円の減、節12委託料は78万4,000円の増で、新たに健康づくり教室の委託費41万6,000円の増でございます。また、検診結果データに係る委託料36万8,000円の増等もございます。

目2生活習慣病等重症化予防対策費は75万7,000円で、490万4,000円の減でございます。

節1報酬は会計年度任用職員分、節10需用費は7万3,000円の減、節12委託料はデータ作成費等を委託していたものをKDBシステム等により、職員自ら作成することによりまして368万2,000円の減になるものでございます。

目3重複・頻回受診者等に対する対策費は37万7,000円で、146万4,000円の減となります。

節10需用費は24万5,000円の減、節12委託料はデータ作成委託料で、実績によりまして88万円の減となるものでございます。

目4健康教育費、節7報酬費は、講演会の講師謝金として5万円、節8需用費としまして1万5,000円を新たに計上いたしました。

210、211ページをお願いいたします。

款5諸支出金、款6予備費につきましては前年度並みとなっております。

以上、令和6年度青木村国民健康保険特別会計予算について御説明いたしました。

◎議案第21号の上程、説明

○議長（松澤正登君） 日程第24、議案第21号 令和6年度青木村介護保険特別会計予算についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

小根沢住民福祉課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） それでは、議案第21号 令和6年度青木村介護保険特別会計予算について御説明申し上げます。

213ページをお願いいたします。

令和6年度青木村介護保険特別会計予算。

令和6年度青木村介護保険特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ5億9,058万8,000円と定める。

第2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和6年3月6日提出、青木村長、北村政夫。

220、221ページをお願いいたします。

2 歳入

款1保険料、項1介護保険料、目1第1号被保険者保険料は1億1,998万5,000円で、365万8,000円の増となっております。

款3国庫支出金、項1国庫負担金、目1介護給付費負担金は9,277万5,000円で、701万6,000円の増でございます。5年度の実績見込みによります。

項2国庫補助金、目1調整交付金は3,315万4,000円で、219万1,000円の減。

目2地域支援事業交付金（介護予防日常生活支援総合事業）は287万9,000円で、8,000円の増。

目3地域支援事業交付金（介護予防日常生活支援総合事業以外の地域支援）は98万5,000円で、7万4,000円の増、それぞれ令和5年度の実績見込みによります。

目4保険者機能強化推進交付金は72万4,000円で、11万7,000円の増。

目5介護保険保険者努力支援交付金は137万7,000円で、52万2,000円の増の見込みでございます。

款4支払基金交付金、項1支払基金交付金、目1介護給付費交付金は1億4,437万7,000円で、1,053万4,000円の増でございます。介護給付費の27%相当分で5年度実績による見込みでございます。

222、223ページをお願いいたします。

目2地域支援事業支援交付金は388万7,000円で、1万2,000円の増でございますが、地域支援事業の27%相当分で、5年度実績による見込みでございます。

款5県支出金、項1県負担金、目1介護給付費負担金は8,101万2,000円で、566万3,000円の増でございます。給付費のうち施設分17.5%、居宅分12.5%を計上してございます。いずれも5年度実績による見込みでございます。

項3県補助金、目1地域支援事業交付金（介護予防日常生活支援総合事業）は180万円で、6,000円の増。

目 2 地域支援事業交付金（介護予防日常生活支援総合事業以外の地域支援）は49万3,000円で、3万7,000円の増、5年度実績の見込みでございます。

款 6 繰入金、項 1 一般会計繰入金、目 1 介護給付費繰入金は6,684万1,000円で、487万6,000円の増でございます。保険給付費の12.5%を繰り入れるものでございます。

目 2 地域支援事業繰入金（介護予防日常生活支援総合事業）は180万円で、6,000円の増でございます。地域支援事業介護予防日常生活支援総合事業の12.5%を繰り入れるものでございます。

目 3 地域支援事業繰入金（介護予防日常生活支援総合事業以外の地域支援）は49万3,000円で、3万7,000円の増、包括的支援・任意事業分の19.25%を繰り入れるものでございます。いずれも5年度実績による見込みでございます。

目 4 その他一般会計繰入金は2,885万7,000円で、280万円の増でございます。事務費等の繰入金でございます。

目 5 低所得者保険料軽減繰入金は514万2,000円で、79万9,000円の減、5年度の実績によりまして低所得者の保険料軽減分を繰り入れるものでございます。

224、225ページをお願いいたします。

項 2 基金繰入金、目 1 介護支払準備基金繰入金400万円で、基金への繰入れでございます。

226、227ページをお願いいたします。

3 歳出

款 1 総務費、項 1 総務管理費、目 1 一般管理費は359万5,000円で、129万円の増です。

節12委託料124万8,000円の増、002介護報酬改定等に伴うシステム改修費122万1,000円の増等でございます。

項 2 介護認定審査会費、目 1 認定審査会共同設置等負担金は1,069万3,000円で、83万9,000円の増でございます。上田地域広域連合に負担金として支払うものでございます。

款 2 保険給付費、項 1 介護サービス等諸費、目 1 居宅介護サービス給付費は1億9,072万7,000円で、1,113万2,000円の増で、要介護1から5の在宅サービスの給付費に係るもので、5年度実績による見込みでございます。

228、229ページをお願いいたします。

目 3 地域密着型介護サービス給付費は3,114万9,000円で、94万9,000円の増でございます。認知症グループホームの給付費に係るもので、5年度実績による見込みでございます。

目 5 施設介護サービス給付費は2億5,425万5,000円で、1,635万8,000円の増でございます。

す。老人福祉施設等の施設サービスの給付費に係るもので、5年度実績による見込みでございます。

230、231ページをお願いいたします。

目7居宅介護福祉用具購入費、目8居宅介護住宅改修費は前年度並みでございます。

目9居宅介護サービス計画給付費は2,225万4,000円で、51万9,000円の増でございます。要介護者の計画作成費用になります。5年度実績による見込みでございます。

232、233ページをお願いいたします。

項2介護予防サービス等諸費、目1介護予防サービス給付費は1,225万1,000円で、129万3,000円の増でございます。要支援1・2の方の在宅サービス費で、デイケア、福祉用具貸与、ショートステイ等に係るもので、5年度実績によるものでございます。

項5介護予防福祉用具購入費は17万円で3万円の増、項6介護予防住宅改修費は10万円で、30万円の減で、令和5年度実績によるものでございます。

目7介護予防サービス計画給付費は247万円で、22万2,000円の増でございます。要支援の方のプラン策定費用でございます。

234、235ページをお願いいたします。

項3その他諸費、目1審査支払手数料は前年度並みでございます。

項4高額介護サービス等費、目1高額介護サービス費は1,263万5,000円で、183万5,000円の増でございます。介護保険利用者の負担上限額を超えた場合に、所得に応じて給付されるサービスでございます。

236、237ページをお願いいたします。

項5特定入所者介護サービス等費、目1特定入所者介護サービス費は1,891万3,000円で、66万4,000円の減でございます。要介護者の施設の食事代、部屋代の減額分でございます。

項6高額医療合算介護サービス等費、目1高額医療合算介護サービス費は180万円で、48万5,000円の増。要介護者の介護費用と医療費の個人負担分が限度額以上になった場合に支給するものでございます。

続きまして、238、239ページをお願いいたします。

款5地域支援事業、項1介護予防生活支援サービス事業費、目1介護予防生活支援サービス事業費は1,594万5,000円で、17万4,000円の増でございます。令和5年度実績の見込みによるものでございます。

目2介護予防ケアマネジメント事業費は140万8,000円、4万8,000円の減、5年度実績の

見込みでございます。

240、241ページをお願いいたします。

項2 一般介護予防事業費、目1 一般介護予防事業費、節7 報償費は介護予防事業に係る講師謝金等で、前年度並みでございます。

項3 包括的支援事業任意事業費ですが、243、244ページをお願いいたします。

目4 任意事業費は839万5,000円で、55万9,000円の増でございます。

節12委託料は介護予防地域支え合い事業といたしまして、外出支援サービス事業、緊急通報体制等整備事業、訪問理美容サービス事業費を計上してございます。

節18負担金補助及び交付金は、紙おむつ補助金、節19扶助費は、寝たきり認知症老人介護慰労金を見込んでございます。

以上、令和6年度青木村介護保険特別会計予算について御説明いたしました。

◎議案第22号の上程、説明

○議長（松澤正登君） 引き続き、日程第25、議案第22号 令和6年度青木村後期高齢者医療特別会計予算についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

小根沢住民福祉課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） それでは、議案第22号 令和6年度青木村後期高齢者医療特別会計予算について御説明申し上げます。

247ページをお願いいたします。

令和6年度青木村後期高齢者医療特別会計予算。

令和6年度青木村後期高齢者医療特別会計予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ8,042万3,000円と定める。

第2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和6年3月6日提出、青木村長、北村政夫。

254、55ページをお願いいたします。

2 歳入

款 1 後期高齢者医療保険料、項 1 後期高齢者医療保険料、目 1 特別徴収保険料は4,179万5,000円で、536万8,000円の増。

目 2 普通徴収保険料は2,058万6,000円で、354万4,000円の増となっております。

款 3 繰入金、項 1 一般会計繰入金、目 1 保険基盤安定繰入金は1,803万8,000円で、183万1,000円の増となっております。

256、257ページをお願いいたします。

3 歳出

款 1 後期高齢者医療広域連合納付金、項 1 後期高齢者医療広域連合納付金、目 1 後期高齢者医療広域連合納付金は8,042万円で、1,074万3,000円の増でございます。徴収した保険料と保険基盤安定繰入金を合算して、後期高齢者医療広域連合へ負担金として納付するものでございます。

以上、令和 6 年度青木村後期高齢者医療特別会計予算について御説明いたしました。

◎議案第 23 号の上程、説明

○議長（松澤正登君） 日程第26、議案第23号 令和 6 年度青木村簡易水道事業会計予算についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

稲垣建設農林課長。

○建設農林課長（稲垣和美君） それでは、1 ページをお願いいたします。

議案第23号 令和 6 年度青木村簡易水道事業会計予算について御説明申し上げます。

（総則）

第 1 条 令和 6 年度青木村簡易水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

（1）給水戸数、2,049戸。

（2）年間総配水量、54万30立方メートル。

（3）一日平均配水量、1,480立方メートル。

（4）主要な建設改良事業、配水施設費、1 億6,635万9,000円。

内容につきましては、後ほど御説明を申し上げます。

(収益的收入及び支出)

第3条 収益的收入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入

第1款水道事業収益1億8,659万2,000円、第1項営業収益8,989万8,000円、第2項営業外収益9,669万4,000円。

支出

第1款水道事業費用1億7,025万4,000円、第1項営業費用1億5,665万2,000円、第2項営業外費用1,350万2,000円、第4項予備費10万円。

(資本的收入及び支出)

第4条 資本的收入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的收入額が資本的支出額に対し不足する額4,012万9,000円は、損益勘定留保資金2,500万5,000円、消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,512万4,000円で補填するものとする。)

2ページをお願いいたします。

収入

第1款資本的收入2億603万円、第1項企業債1億3,570万円、第2項補助金7,033万円。

支出

第1款資本的支出2億4,615万9,000円、第1項建設改良費1億6,635万9,000円、第2項企業債償還金7,980万円。

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還方法は、次のとおりと定める。

簡易水道事業債1億3,570万円、証書借入又は証券発行、年3%以内、公的資金については、その融通条件により、民間等資金の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、財政その他の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、5,000万円と定める。

(予定支出の各項目の経費の流用)

第7条 予定支出の各項目の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 同一款内における各項目の間の流用。

3 ページをお願いいたします。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 人件費等負担金、767万4,000円。

(他会計からの補助金)

第9条 営業経費、建設改良費及び企業債元金償還等に充てるため、他会計からの補助を受ける額は、7,000万円である。

令和6年3月6日提出、青木村長、北村政夫。

13ページをお願いいたします。

最初に1点、おわびして訂正を申し上げたいと存じます。

13ページの表の最上段にあります令和6年度青木村簡易水道事業積算資料とありますが、正しくは、積算資料ではなく会計予算内訳書となります。正しくは、令和6年度青木村簡易水道事業会計予算内訳書となります。大変申し訳ございませんでした。訂正をお願いいたします。

それでは、予算内訳書の収益的収入及び支出について、収入の主なものを申し上げます。

款1水道事業収益、項1営業収益、目1水道使用料8,932万円、前年度と同額を計上しております。家庭内利用が多くを占めており、前年度実績は減少を見込んでおりますが、令和5年度途中から操業を開始した企業の使用料等を考慮し、同額計上といたしました。

項2営業外収益、目1他会計補助金3,010万円、685万円の増として計上しました。一般会計からの補助金でございます。

目2長期前受金戻入6,659万3,000円につきましては、将来にわたって利用する資産を取得したときに、その財源に国庫補助金等が充当される場合には、その国庫補助金等は収入として一括計上せずに、資産の耐用年数にわたって分割計上されるものでございます。

14ページをお願いいたします。

支出について、主なものを申し上げます。

款1水道事業費用、項1営業費用、目1原水及び浄水費、節17委託料は、原水水質検査委託料242万円、草刈り及び植栽管理委託料224万1,000円が主なものでございます。

節20修繕費110万円、浄水場等の施設修繕を見込んでおります。

目 2 配水及び給水費、節17委託料は、浄水水質検査委託料335万5,000円。

節20修繕料1,100万円は、水道本管止水等修繕、量水器取替費として見込んでございます。

目 3 総係費、節17委託料は電算委託料159万1,000円、検針委託料165万円、水道管路台帳更新業務委託料143万円が主なものでございます。

15ページをお願いいたします。

節31負担金、人件費等負担金767万4,000円は、職員 1 名、再任用職員0.5人分の人件費を見込んでおります。

目 4 減価償却費 1 億605万3,000円は、構築物減価償却費7,942万3,000円、111万8,000円の減が主なものでございます。

項 2 営業外費用1,350万2,000円につきましては、目 1 支払利息及び企業債取扱諸費1,100万円の企業債部分が主なものでございます。

16ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出について、収入の主なものを申し上げます。

款 1 資本的収入、項 1 企業債、目 1 建設改良企業債 1 億3,570万円、項 2 補助金、目 1 国庫補助金3,043万円につきましては、補助率 3 分の 1 で導水管の布設替え工事に充当するものでございます。

目 2 他会計補助金3,990万円、385万円の減につきましては、元金償還充当手当他会計補助金を計上しております。

支出について、主なものを申し上げます。

款 1 資本的支出、項 1 建設改良費、目 2 配水施設費、節17委託料2,349万6,000円は、令和 7 年度に国庫補助事業として予定しております、入田沢の弘法地籍と中村地区の導水管布設替工事を行うための実施設計委託料として1,689万6,000円、当郷の岡石地籍の送水管布設替工事に係る実施設計委託料として660万円。

節33工事請負費 1 億4,286万3,000円につきましては、入奈良本の深山地籍と殿戸地区において導水管布設替工事を、当郷の岡石地籍における送水管布設替え工事費として計上をいたしました。

項 2 目 1 企業債償還金7,980万円、770万円の減につきましては、水道事業債の元金償還金として計上いたしております。

以上、令和 6 年度青木村簡易水道事業会計予算について御説明を申し上げます。

◎議案第24号の上程、説明

○議長（松澤正登君） 日程第27、議案第24号 令和6年度青木村特定環境保全公共下水道事業会計予算についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

稲垣建設農林課長。

○建設農林課長（稲垣和美君） それでは、1ページをお願いいたします。

議案第24号 令和6年度青木村特定環境保全公共下水道事業会計予算について御説明を申し上げます。

（総則）

第1条 令和6年度青木村特定環境保全公共下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

（1）処理区域内人口、4,050人。

（2）年間処理水量、32万5,900立方メートル。

（3）一日平均処理水量、893立方メートル。

（4）主要な建設改良事業、イ、下水道管布設替工事2,000円。ロ、処理場建設改良工事638万円。

内容につきましては後ほど御説明を申し上げます。

（収益的收入及び支出）

第3条 収益的收入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入

第1款下水道事業収益2億2,240万6,000円、第1項営業収益6,947万1,000円、第2項営業外収益1億5,293万5,000円。

支出

第1款下水道事業費用2億1,980万6,000円、第1項営業費用2億229万2,000円、第2項営業外費用1,741万4,000円、第3項予備費10万円。

（資本的收入及び支出）

第4条 資本的收入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的收入額が資本的支

出額に対し不足する額1,001万8,000円は、損益勘定留保資金941万7,000円、消費税及び地方消費税資本的収支調整額60万1,000円で補填するものとする。）。

2 ページをお願いします。

収入

第1款資本的収入1億5,681万5,000円、第1項下水道費分担金215万1,000円、第2項他会計補助金1億5,466万4,000円。

支出

第1款資本的支出1億6,683万3,000円、第2項固定資産購入費23万1,000円、第3項企業債償還金1億6,022万円。

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、5,000万円と定める。

(予定支出の各項目の経費の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 同一款内における各項の間の流用。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 人件費等負担金1,040万7,000円。

(他会計からの補助金)

第8条 営業経費、建設改良費及び企業債元金償還等に充てるため、他会計からの補助を受ける額は、1億7,640万3,000円である。

令和6年3月6日提出、青木村長、北村政夫。

11ページをお願いいたします。

予算内訳書の収益的収入及び支出について、収入の主なものを申し上げます。

款1下水道事業収益、項1営業収益、目1下水道使用料6,943万9,000円、前年度実績等から前年度と同額を計上しており、家庭内利用が主なものでございます。

項2営業外収益、目1他会計補助金2,173万9,000円、422万9,000円の減につきましては、償還金利子分に充当するものでございます。

目 2 長期前受金戻入 1 億3,119万6,000円、前年度同額につきましては、節 4 国庫補助金 4,502万2,000円、節 5 他会計補助金、企業債元金償還充当他会計補助金6,947万2,000円が主なものでございます。将来にわたって利用する資産を取得したときに、その財源に国庫補助金等が充当される場合には、その国庫補助金等を収入として一括計上せず、資産の耐用年数にわたって分割計上されるものでございます。

12ページをお願いいたします。

支出について、主なものを申し上げます。

款 1 下水道事業費用、項 1 営業費用、目 1 管渠費、節17委託料、下水道本管清掃・点検業務委託料120万3,000円は、延長約 1 キロメートルを予定しております。

目 2 処理場費3,716万2,000円、171万4,000円の増につきましては、節17委託料、処理場維持管理委託料1,188万円、脱水汚泥処理業務委託料689万7,000円が主なものでございます。

節20修繕費489万5,000円につきましては、浄化センター電気設備として操作盤、電流計、機械設備として汚泥搬送機、薬品タンク、攪拌機等の修繕を見込んでおります。

13ページをお願いいたします。

目 3 総係費、節17委託料643万1,000円につきましては、下水道全体計画・事業計画変更設計委託料420万円が主なものでございます。

節31負担金、人件費等負担金1,040万7,000円につきましては、職員 1 名、再任用職員0.5 人分を見込んでおります。

14ページをお願いいたします。

目 4 減価償却費 1 億4,211万3,000円、16万8,000円の増につきましては、機械及び装置減価償却費92万4,000円の微増が要因でございます。

項 2 営業外費用1,741万4,000円、501万円の減につきましては、目 1 支払利息及び企業債取扱諸費、企業債利息分の減少が主な要因でございます。

15ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出について、収入の主なものを申し上げます。

款 1 資本的収入、項 1 目 1 下水道費分担金215万円は、5 戸分の受益者分担金を計上しております。

項 2 補助金、目 1 他会計補助金 1 億5,466万4,000円につきましては、元金償還充当手当他会計補助金を計上しております。

16ページをお願いいたします。

支出について、主なものを申し上げます。

款 1 資本的支出、項 1 建設改良費、目 1 管路建設改良費2,000円につきましては、受託工事が発生した場合の予算を頭出し計上しております。

目 2 処理場建設改良費、節33工事請負費638万円につきましては、浄化センター内の汚泥脱水機について部品交換を伴うオーバーホールによる改修工事費として計上いたしました。

項 3 目 1 企業債償還金 1 億6,022万円、1,261万6,000円の減につきましては、下水道事業償元金償還金として計上しております。

以上、令和 6 年度青木村特定環境保全公共下水道事業会計予算について御説明を申し上げます。

◎発議第 1 号の上程、説明

○議長（松澤正登君） 日程第28、発議第 1 号 バス運転手不足を解消し路線バスを維持する支援強化を求める意見書についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

松本淳英議員。

○1 番（松本淳英君） 発議第 1 号 バス運転手不足を解消し路線バスを維持する支援強化を求める意見書について。

読み上げをもちまして、説明とさせていただきます。

青木村議会議長、松澤正登殿。

提出者、青木村議会議員、松本淳英。賛成者、青木村議会議員、宮入隆通、坂井弘。

バス運転手不足を解消し路線バスを維持する支援強化を求める意見書。

上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条第 1 項及び第 2 項の規定により提出します。

裏面を御覧ください。

バス運転手不足により、全国の路線バスが「減便・廃止」を余儀なくされている。背景には、バス運転手の給与水準が他業種に比べて低いことや、長時間労働など待遇面の悪さが挙げられる。このため、バス事業者においては、賃金や労働条件の改善、運転免許取得費用の助成など、人材の確保・育成につながる取組を実施しているが、コロナ禍で落ち込んだ乗客数が完全に戻り切れていないことや、燃料費高騰による収益面での打撃が追い打ちをかけており、バス事業者の企業努力だけでこの問題を解決することは困難である。

減便・廃止の影響は都市部より中山間地域において深刻である。路線バスを含む地域公共交通は、持続可能な地域づくりのための重要な資源であり、その衰退は、地域住民の移動手段の確保を困難にし、地方社会経済活動の衰退を招く深刻な問題を引き起こすことになる。

よって、国（県）においては、バス運転手不足を解消し路線バスを維持するための抜本的な支援強化を確実に実施されるよう、強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和6年3月、長野県青木村議会。

議決後の提出先。衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、総務大臣、財務大臣、国土交通大臣、長野県知事あて。

以上、発議第1号について説明いたしました。

◎発議第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（松澤正登君） 日程第29、発議第2号 パレスチナ自治区ガザ地区の即時停戦を求める決議についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

坂井弘議員。

○5番（坂井 弘君） パレスチナ自治区ガザ地区の即時停戦を求める決議（案）を提案いたします。

発議第2号。

2024年3月6日、青木村議会議長、松澤正登様。

提出者、青木村議会議員、坂井弘。賛成者、青木村議会議員、宮入隆通。

パレスチナ自治区ガザ地区の即時停戦を求める決議（案）。

上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

案分読み上げに先立ち、趣旨説明を行います。

10月7日、パレスチナのイスラム組織ハマスによるイスラエルの攻撃、人質連行を契機としたパレスチナ自治区ガザ地区へのイスラエルの軍事行動が開始されて以降、5か月が経過しました。ハマスの拠点があるとして、ガザ北部に執拗な攻撃が加えられ、学校、病院、時には爆撃で傷ついた人が人を運ぶ救急車さえも標的にされました。罪のない子供、女性、民間人が流血し、抱きかかえられて運ばれる姿、肉親を亡くし泣き崩れる家族、破壊され尽く

されたまち、見るに堪えないむごい光景を、この間私たちは日々報道を通して目の当たりにしてきました。怒りと悲しみに心底震えました。

イスラエルの蛮行は、パレスチナを壊滅させようとするジェノサイドそのものです。ガザ地区における犠牲者は既に3万人、攻撃を逃れ南部ラファに避難している人々は100万人を超え、57万6,000人が飢餓寸前の状態に陥っています。

一方、そうした状況にあるにもかかわらず、国連パレスチナ難民救済事業機関（UNRWA）への資金拠出を停止する国が増え、6番目に拠出の多い日本政府もまたこれに同調しています。UNRWAは資金不足に直面し、最大の人道支援活動が危機に瀕しています。また、国連における人道停戦決議をアメリカの拒否権行使により採択されず機能不全に陥っています。一刻も早い停戦と手厚い人道支援が求められます。

こうした状況に鑑み、世界の平和と人類の幸福を願う立場から、本青木村議会においては、本決議を全会一致で採択いただきますよう提案いたします。

決議文、案文を朗読いたします。

パレスチナ自治区ガザ地区の即時停戦を求める決議（案）。

昨年10月来5か月、パレスチナ・ガザ地区において、イスラエルとパレスチナのイスラム組織ハマスとの軍事衝突が続いている。

直接の契機となったハマスによる民間人の殺傷・連行は、国際平和と基本的人権を蹂躪するものであり、容認できるものではない。

一方、イスラエルの軍事行動により、病院や学校、難民キャンプなどに無差別攻撃が加えられ、3万人を超す人々が犠牲となり、その7割を女性・子どもが占めている。さらにガザ南部に逃れた避難民は、支援物資が滞り飢餓寸前の状態に陥っている。ジェノサイドともいふべきこうした深刻な事態が引き起こされていることは、人道および国際法の観点から断じて許されない。

憎悪と暴力の連鎖は、日本国憲法前文に謳われた「全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利」を剥奪する。

本議会は、全世界の平和を願い、イスラエルとハマスの双方をはじめとする全ての当事者、国会及び政府、国際社会に対し、一刻も早い事態の解決に向けて、次の事項を実現するよう強く求める。

- 1 ガザ地区における即時かつ持続的停戦及びイスラエル・ハマス双方の人質の即時解放。
- 2 国際法、国際人道法の遵守。

3 人道支援の取組による人道危機の改善。

以上、決議する。

2024年3月、青木村議会。

提出先、内閣総理大臣、外務大臣、衆議院議長、参議院議長。

なお、本決議を採択いただきました折には、決議文を意見書として関係機関に送付することを併せてお認めいただきたいと思います。

以上、提案します。

○議長（松澤正登君） 提案者からの説明が終わりました。

本案件につきましては、一刻も早い事態解決を望むため本日審議、採決を行いますので、引き続き質疑に入ります。

質疑のある方。

ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松澤正登君） 質疑を終了します。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

〔発言する声なし〕

○議長（松澤正登君） 賛成の方の討論を許します。

〔発言する声なし〕

○議長（松澤正登君） 討論終結、採決を行います。

発議第2号は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（松澤正登君） 全員賛成。

発議第2号 パレスチナ自治区ガザ地区の即時停戦を求める決議については、原案のとおり可決されました。

○議長（松澤正登君）　続きまして、日程、議案にはありませんが、令和５年度社会福祉協議会会計補正予算及び令和６年度青木村社会福祉協議会会計予算について報告をいただきます。
小根沢住民福祉課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君）　それでは、お願いいたします。

令和５年度青木村社会福祉協議会会計補正予算（第１号）。

令和５年度青木村社会福祉協議会会計補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ138万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,541万円とする。

第２項　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

令和６年３月６日提出、青木村社会福祉協議会長、清水よし江。

７ページ、８ページをお願いいたします。

２　歳入

款５繰越金、項１繰越金、目１繰越金を138万円追加し318万円とするもので、節１繰越金の増によるものでございます。

９ページ、10ページをお願いいたします。

３　歳出

款２事業費、項８くつろぎの湯運営費、目１くつろぎの湯運営費を138万円追加し、1,839万8,000円とするもので、節10需用費138万円の増は、くつろぎの湯の下水管等の修繕料の増によるものでございます。

以上、令和５年度青木村社会福祉協議会会計補正予算について御説明申し上げました。

続きまして、令和６年度青木村社会福祉協議会会計予算について御説明申し上げます。

令和６年度青木村社会福祉協議会会計予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条　歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,665万4,000円と定める。

第２項　歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表歳入歳出予算」による。

（歳出予算の流用）

第２条　地方自治法第220条第２項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を

流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第1号 各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和6年3月6日提出、社会福祉法人青木村社会福祉協議会会長、清水よし江。

8ページ、9ページをお願いいたします。

2 歳入

款1補助金、項1村補助金、目1村補助金は428万7,000円で24万円の減となっております。

款2配分金、項1配分金、目1配分金は88万円で、赤い羽根・歳末助け合い共同募金より約80%が配分されるもので、前年度と同額になってございます。

款3事業委託金、項1村委託金、目1村委託金は老人センターとくつろぎの湯の村からの委託金分で、296万2,000円の増となっております。

款4使用料及び手数料、項1使用料、目1使用料、項2手数料、目1手数料は前年度並みとなっております。

款5繰越金、項1繰越金、目1繰越金も180万円で、前年と同額となっております。

款6諸収入、項1雑入、目1雑入は8万5,000円で、10万4,000円の減となっております。
10ページ、11ページをお願いいたします。

3 歳出

款1事務費、項2事務費、目1事務費は339万6,000円で36万1,000円の減となっております。節1報酬は会長、理事、評議員と監事、会計年度任用職員分等で9万5,000円の増でございます。

節10需用費が8万円の増、節12委託料は6万6,000円の増となっております。

12、13ページをお願いいたします。

款2事業費、項1援護費、目1援護費、節19扶助費は、両親片親のない家庭慰問金、フードバンク食糧支援事業、経済的困窮者生理用品無償配布等事業で前年度並みとなっております。

14、15ページをお願いいたします。

項5老人センター費、目1老人センター費は1,086万5,000円で、180万8,000円の増で、節1報酬、節2給料、節3職員手当、節4共済費は、老人センターの会計年度任用職員分でございます。

節 1 の報酬は 5 万 4, 000 円の増、節 2 給料は 29 万 2, 000 円の増、節 3 職員手当等は 87 万 6, 000 円の増となっておりますが、それ以外は前年度並みでございます。

16、17 ページをお願いいたします。

項 8 くつろぎの湯運営費、目 1 くつろぎの湯運営費は 1, 867 万 2, 000 円で、165 万 4, 000 円の増となっております。

節 1 報酬、節 2 給料、節 3 職員手当、節 4 共済費等は、くつろぎの湯の会計年度任用職員分でございます。

18、19 ページをお願いいたします。

節 10 需用費は前年度より 43 万円増でございます。光熱水費が 37 万 6, 000 円の増となっておりますが、その他は前年度並みでございます。

20、21 ページをお願いいたします。

項 5 結婚推進事業、目 1 結婚推進事業費ですが、節 1 報酬は結婚相談員分でございます。節 18 負担金補助及び交付金 10 万円は、長野県マッチングシステム登録への補助金でございます。

以上、令和 6 年度青木村社会福祉協議会会計予算について御説明いたしました。

◎散会の宣告

○議長（松澤正登君） 以上で本日の日程は全て終了しました。

本日はこれにて散会といたします。

この後、全員協議会を議員控室で行いますので、議員の皆さんは御移動をお願いいたします。

御苦労さまでした。

散会 午後 2 時 47 分

令和 6 年 3 月 8 日（金曜日）

（第 2 号）

令和6年第1回青木村議会定例会会議録

議 事 日 程（第2号）

令和6年3月8日（金曜日）午前9時開議

日程第 1 一般質問

出席議員（10名）

1 番	松 本 淳 英 君	2 番	塩 澤 敏 樹 君
3 番	平 林 幸 一 君	4 番	宮 入 隆 通 君
5 番	坂 井 弘 君	6 番	松 澤 正 登 君
7 番	金 井 とも子 君	8 番	宮 下 壽 章 君
9 番	沓 掛 計 三 君	10 番	居 鶴 貞 美 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	北 村 政 夫 君	教 育 長	沓 掛 英 明 君
参事兼 総務企画課長	片 田 幸 男 君	商工観光移住 課 長	小 林 利 行 君
住民福祉課長	小根沢 義 行 君	会計管理者兼 税務会計課長 兼防災危機 管理 監	奈良本 安 秀 君
建設農林課長	稲 垣 和 美 君	教 育 次 長 兼 公 民 館 長	宮 下 剛 男 君
保 育 園 長	成 沢 亮 子 君	建 設 農 林 課 課 長 補 佐 兼 農 業 振 興 係 長	上 原 博 信 君
建 設 農 林 課 課 長 補 佐 兼 建 設 防 災 危 機 管 理 監	小 林 義 昌 君	建 設 農 林 課 課 長 補 佐 兼 上 下 水 道 係 長	横 沢 幸 哉 君
総務企画課 課 長 補 佐 兼 事 業 推 進 室 長	塩 澤 和 宏 君	総務企画課 企 画 財 政 係 長	金 井 大 介 君

課 兼 長
社 佐 係
福 補 生
民 長 衛
住 課 保

女 乙 早 敦 君

課 兼 長
社 佐 係
福 補 生
民 長 衛
住 課 保

依 田 哲 也 君

光 課 住 長
觀 移
工 住 光
商 工 移
移 商 係

宮 澤 俊 博 君

課 兼 長
画 佐 係
企 補
務 長 務
總 課 綜

小 林 宏 記 君

事務局職員出席者

事 務 局 長 片 田 幸 男

事 務 局 員 小 林 宏 記

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

○議長（松澤正登君） 皆さん、おはようございます。

定刻になりましたので、本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（松澤正登君） 本日の一般質問の傍聴には、村民の皆様の傍聴もいただいております。

大変に御苦労さまです。

傍聴席の皆様にお知らせをいたします。

本日の一般質問はもとよりですが、11日及び12日には委員会審議が行われますので、御都合がございましたら傍聴いただければ幸いです。

◎一般質問

○議長（松澤正登君） 本日は、令和6年第1回青木村議会定例会の中で一般質問日となっております。

7人の議員が一般質問を行い、終了後、総括質疑、委員会付託を行い、散会といたします。

質疑の方法は、質問者の希望により一括質疑方式及び一問一答方式で行ってください。

質問者並びに答弁者をお願いします。質問、答弁とも簡潔明瞭に行い、議論を深めてください。また、一問一答方式の際は必ず議長の指名を受けてから発言してください。質問時間は40分を超えることはできませんので、御承知おきください。

では質問に入ります。

通告順に登壇をお願いします。

◇ 松 本 淳 英 君

○議長（松澤正登君） 1 番、松本淳英議員。

〔1 番 松本淳英君 登壇〕

○1 番（松本淳英君） 議席番号 1 番、松本淳英です。

事前通告に基づきまして、大きく 1 項目、防災計画の見直しにつきまして質問いたします。一括での質問とさせていただきます。

本年 1 月 1 日に発生しました能登半島地震は、マグニチュード 7.6、最大震度 7 の大地震となり、死者 241 名、負傷者 1,296 名という大きな被害をもたらしました。改めまして、亡くなられました方の御冥福をお祈りするとともに、被災されました方にお見舞いと一日も早い復興をお祈り申し上げます。

今回の震災において、改めて自然の力の前に我々がいかに無力であるかということを痛感させられました。しかし一方では、厳しい環境下においても何とか生き延びようとする強い意志とそれを支えようとするたくさんの温かい心がありました。

行政に携わる者としては、災害が発生した場合、その影響をたとえ少しでも和らげるために努力することや、住民同士が助け合っていける環境をつくることが強く求められます。そのためには、今回の災害から多くを学び、将来発生するであろう災害に向けて準備をすることが重要であることは改めて申すまでもございません。

最初の質問として、このたびの能登半島での地震を受けまして、当村の災害対策を具体的にどのように見直していく予定であるか質問いたします。

当村においては、防災に関連した青木村地域防災計画、また災害時職員初動マニュアルなど幾つかの個別計画があります。まずはこれらの見直しになるかと思いますが、その後、住民に対する情報提供、防災訓練への反映まで進めていくものと考えられます。2019 年の台風 19 号の災害の際には、青木村地域防災力向上行動計画が策定され、同災害の経験を総括する成案が実現しております。

今回の能登半島地震を受けた防災計画の見直しの方向性、スケジュールなどを御答弁ください。

今回の地震において大きな問題となったことの一つは集落の孤立化であります。特定の集落に通じる数少ない道路が地震により使用不能になり、救済や支援物資の配布に時間がかかりました。

当村においても災害発生時に集落が孤立化する危険性があります。県道奈良本・豊科線の

日信工業前バス停西側、村道当郷室賀線統合公民館北西などは、広範囲にわたって土砂災害特別警戒区域に指定されております。土砂災害が発生した場合には復旧に時間がかかることが懸念されます。

令和3年に策定された青木村国土強靱化地域計画では、長期にわたる孤立化地域の発生というリスクシナリオに対して、村道の災害予防対策の推進、公民館等施設の整備及び食料品の備蓄が対応策として挙げられております。

代替道路の強化や備蓄品の見直しについて、今回の地震の経験を踏まえて今後どのような対応を図っていくのか質問いたします。

関連した質問として、青木の森別荘地区における災害対策の準備について質問いたします。

同別荘地区は、アクセスが限定されているとともに、地区内に土砂災害特別警戒区域が多く存在します。加えて、その特性上、避難対象者名簿を作りにくい、情報電話による効率的な情報提供が難しい、他の地区に見られるような人間関係が利用者間にないなど、他の地域に比べて災害発生時の対応が難しくなることが懸念されます。

極度に人、物などの資源が不足する災害発生時に特定の地域の対応に多くの資源が割り当てられてしまうことは、結果的に他の地域への支援が弱くなることにつながります。別荘地区利用者の安全確保や災害時の業務負担の低減のために、平時からの準備が他の地域以上に求められるものと考えられますが、今後の同地区における防災準備について質問いたします。

次に、公共施設の耐震化について質問いたします。

令和4年に策定された青木村公共施設等総合管理計画によりますと、村内の公共施設のうち、1981年以前に建てられた建物で耐震化が実施されていない唯一の建物として信州昆虫資料館があります。

信州昆虫資料館は、広域避難施設や指定避難場所には指定されておきませんが、公共の集客施設として重要な役割を担っております。公共施設として最も古い部類に入る建物であり、今後、耐震化や建て替えなどが必要となつてまいりますが、そのためには施設としてそれ相応の集客があることも求められます。

信州昆虫資料館について耐震化や集客など、今後の運営の在り方について御答弁をお願いいたします。

また、村内におけるコミュニティセンターなどの避難施設において、施設周辺が土砂災害特別警戒区域に指定されているところがあります。万が一、土砂災害が発生した場合、その復旧に時間がかかり、避難施設が十分に機能を果たせない状況も懸念されます。避難経路の

研究や2次避難計画の策定などが求められますが、どのような対応を図っていくか御答弁をお願いいたします。

次に、周辺自治体との連携について質問いたします。

上田市周辺の自治体とは、上田地域広域連合で消防行政を運営するほか、上田地域定住自立圏においても情報交換会の実施や相互連携による防災訓練の実施など、自治体間で連携し災害対応力の強化を図っております。

一方で、松本市や筑北村、麻績村とは同じような枠組みがありません。これらの隣接自治体との連携も重要でありますし、近い将来においてその重要性がさらに高まることは間違いありません。これらの自治体との災害対策の連携について今後どう進めていくのか、質問いたします。

またあわせて、災害時における民間企業との連携について質問いたします。

2004年に起きた新潟中越沖地震では、災害地において操業していた民間企業が経営基盤を生かし復旧に努めたことが、地域全体の復旧を後押しする大きな役割を果たしました。ただ一方では、企業中心の復旧しか進まなかったという意見もあったのも事実であります。

大きな災害が発生し、人、物、全ての資源が極度に不足する状況においては、行政と民間企業が連携を図り、互いにメリットが出る形で復旧・復興に励むことが求められます。厳しい競争を生き抜くために必死に経営をしている民間企業に対して一方的な依頼はできませんが、互いにメリットがある形で、機能別消防団員のさらなる強化、また個別企業との災害援助協定の締結などを行うことが考えられます。

災害時における民間企業との連携強化について当村の考えを御答弁ください。

次に、村内における携帯電話の通信環境について質問いたします。

災害時には適切な情報の取得が平時以上に求められます。既に情報取得の基本的なツールとなっている携帯電話の村内の通信環境はどのような状況にありますでしょうか。

生活圏においてはほぼどの地域においても利用可能な状況にあるとは思いますが、場所によっては電波がまだ弱いところもあります。また、携帯電話の通話ができない公共施設も存在します。災害時には多くの方が一斉に携帯電話を利用することが想定されますし、物理的な障害が発生することも想定されます。

一般的に人口密度が低い地域においては、通信会社も通信環境を充実させるメリットが薄いため、自治体として状況を把握し環境の整備を求めていくことが重要かと考えますが、村内における携帯電話の通信環境とその改善についてどのような状況にあるのか質問いたしま

す。

あわせて、携帯電話の通信を補完する形として、避難所、避難施設におけるW i - F i 環境の充実が求められます。広域避難施設や指定避難所におけるW i - F i 設備の配備やキャパシティの状況や、今後の整備の計画について質問いたします。

次に、災害時の医療機能について質問いたします。

青木村国土強靱化地域計画には、消防医療機能の麻痺というリスクシナリオに対する対応策として「災害時に備えた救護所の設置の検討」とあります。現在、具体的にどのようなことが検討されているのか御答弁をお願いいたします。

引き続き、青木診療所における設備耐震化についてですが、青木村国土強靱化計画では、「災害時に医療活動の拠点となる青木村診療所の災害医療体制の整備に努めるとともに、施設の災害対応の強化を図る」必要性が指摘されております。その進捗や今後の計画を御答弁ください。

また、青木診療所においては、エコーなど平時の医療機器の充実を村としても進めていただきました。当面必要な医療設備の導入はほぼ終了しているものと理解しておりますが、青木村周辺の診療所、クリニック（川西生協診療所、室賀診療所）と比べまして、現在の医療設備の配備状況はどのようになっているのか、あわせて御答弁をお願いいたします。

また、青木診療所におきましては、毎週木曜日に午後10時まで診療を続ける夜間診療を現在実施しております。周辺自治体の筑北村、麻績村では1つの谷に3つの医療機関が存在しますが、全て18時までに診療を終えており、それ以降の診療については松本市や上田市の医療機関を受診する必要があります。

上田市により近い当村において22時まで診療をしていただけることは大変恵まれた環境にあるといえます。この恵まれた夜間診療を維持していくために、当村として何か支援できることがあるのか質問いたします。

最後に、青木診療所の行政区を超えた位置づけについて当村の考えをお聞きいたします。

同診療所は、青木村民のみならず、上田市川西方面から通院される方もいらっしゃいます。夜間診療や医療設備の充実が進めば、筑北村、麻績村を含めて、より広い地域からの利用者が期待されます。

長期的な人口減少に伴う利用者の減少が懸念される中で、村外から利用者を増やし青木診療所の経営を安定化させることは、医療サービスの維持と改善という面で青木村民の福祉に還元されることとございます。

1 村 1 医療機関ということで村として全面的に青木診療所を支援できることは、周辺の他の診療施設にはない強みであり、この強みを生かした運営が期待されるところであります。このような観点より、同施設に対する当村としての支援の在り方について質問いたします。

以上13点、よろしく御答弁のほうをお願いいたします。

○議長（松澤正登君） 北村村長。

〔村長 北村政夫君 登壇〕

○村長（北村政夫君） おはようございます。どうぞよろしくお願いいたします。

松本議員から13項目のご質問をいただきましたけれども、私のほうから総括的な答弁と1番、6番、7番を中心にお答えさせていただきたいと思います。

大規模災害の発生時におきましては、被害自治体のみではなくて、人的・物的な資源が限られ、膨大な災害の対応業務を単独で行うことは極めて困難な状況となると思っております。また、甚大な被害による行政機能の停止や指揮命令系統の混乱、通信手段の断絶等が想定されますことから、災害直後から多岐にわたり支援の受入れが必要となります。

関係機関等から人的・物的などの各種の資源について円滑に応援を受けることができるよう、連絡、要請の手順、災害対策本部の役割分担、連絡調整、要員の配置、資機材の集積、輸送など、必要な準備を整える必要がございます。しかし、受援に当たっての準備は必ずしも十分ではなく、村の計画の見直しが必要であるところでございます。

近年におきましては、御案内のとおり、豪雨災害が激甚化いたしますし頻発化しております。近い将来では、南海トラフ地震をはじめといたしまして大規模地震の発生の確率が高まっているところでございます。

援助を事前に受ける体制の準備あるいは実効ある運用が一層必要であるというふうに思っております。また、そうしたことは、より具体的な計画、マニュアルの策定とふだんの訓練によりまして初めて実現すると認識しております。

6点目の周辺市町村との連携についてでございますが、防災に限らず様々な交流を進めているところでございます。特に筑北村とは議会同士の交流をいただいているところでございます。

自治体同士の災害関連の協定はございませんが、隣接している自治体は御質問にもありましたように上田市だけではないので、これらの自治体とも連携していくことは今回の地震の反省から大変重要であると考えております。

大規模災害が起きたときに、隣接する市町村の状況を知っておくあるいは道路の状況はど

うかということが連絡が取れるような、そういった体制を今後取ってまいりたいと思っております。非常時には、まずお互いの被害の状況、道路の被害状況など、連絡の取り合える関係を構築してまいります。

次に、7番の民間企業との連携についてでございますが、民間企業あるいは団体との連携協定は大変大切なことでございます。村では、これまでも生活物資や建設機械等、20社の皆さんと協定を締結させていただいておりますが、今後、この数を増やしていきたいというふうに思っております。

少し以前から医療法人、そして建設会社とこういった能登半島地震のようなときの協定を結んでいただきたいというお願いをしているところでございます。また、久喜市など災害相互協定を結んでおります自治体の市内の企業の皆さんあるいは団体等と連携を深めていくことをお互いの共通課題にしていきたいと考えております。

現在、民間企業との災害協定につきましては、飲料水の提供、生活物資、段ボールベッド、LPガス、EVによる電力、重機、簡易トイレ、コンテナハウス、OA機器等の供給の協定を締結しているところでございます。

以上でございます。

○議長（松澤正登君） 奈良本防災危機管理監。

〔会計管理者兼税務会計課長兼防災危機管理監 奈良本安秀君 登壇〕

○会計管理者兼税務会計課長兼防災危機管理監（奈良本安秀君） それでは、私のほうからは

①と②と⑤についてお答えさせていただきます。

まず、①の防災計画の見直し等の方向性、スケジュールでございますけれども、当村におきましては、防災に関連する計画は、地域防災計画のほかに、令和元年の19号台風災害の教訓を生かしました青木村地域防災力向上行動計画を翌年の令和2年12月に策定しております。

また、職員向けではございますけれども、災害の発生時から2日間48時間までの初動期を中心に、各担当班が実施すべき応急対策をまとめました職員の初動マニュアルを策定しております。この職員初動マニュアルにつきましては、今般、能登半島地震を受けまして、早速、時点修正などの見直しを行いました。

村の地域防災計画の見直しにつきましては、上位計画でございます長野県地域防災計画の見直しを受けて修正してまいります。

いずれにしても、能登半島地震の災害等がまだ収束しておりませんで、見えてきていない部分もございますので、国や県がこの災害の総括をしていかれると思いますので、それ

らの対応を受けて対応してまいりたいと思います。

続きまして、②の代替道路の強化や備蓄品の見直しについての今後の対応等でございますけれども、まず代替道路の強化につきましては、村内の幹線道路となります国道や県道及び主要地方道に関しましては、引き続き国や県に働きかけを行いまして防災・減災対策を促進していくとともに、村道に関しましては通行量の多い主要路線や危険箇所の地元の皆様と協議いたしまして、順次、防災対策を図っていきたいと思っております。

続いて、備蓄品につきましては、現在、村では、飲料水につきましては2リットル換算で690本、食料につきましては主食、副食、それから汁物等を合わせまして約1,000食分の備蓄をしております。賞味期限の切れましたものにつきましては、その都度、補充している状況でございます。

この量が適正かどうかにつきましては災害の規模によって異なるわけでございますけれども、今回のような大規模な震災を想定した場合には絶対量が不足していると思われれます。

村だけで必要量を備蓄するということは保管場所等の物理的にも限界がございます。現在、災害援助協定を締結しております民間企業や他の自治体からの援助であったり、また、住民の皆様一人一人が日頃から、自助の取組として最低3日間の飲料水と非常食の備蓄を心がけていただくようお願いしてまいります。

また、食料以外の備蓄品、例えば避難所で使用する毛布でありますとかマット、簡易トイレ、簡易テント等は、今議会に上程しております補正予算にも計上させていただいております。今後につきましても順次整備をしてまいります。

続きまして、⑤の避難施設が十分な機能を果たせない場合の避難経路の研究や2次避難計画の策定などの対応についてでございますけれども、災害の規模や被災箇所によりましては、避難施設が被災もしくはそこに行くまでの道路が寸断されて行くことができない等、避難施設としてその機能確保が困難となるケースが想定されます。

現在、各地区で進めていただいております地区防災マップでございますけれども、現在、5地区、当郷、入田沢、中村、中挾、沓掛地区が作成済みでございますけれども、この中では、マップ作成時に避難経路ですとか2次避難施設の場所等を話し合われている地区もあると聞いております。

これから今後作成していただく地区についても、御質問の事項を含めて検討いたしまして地区防災マップを作成していただくよう、村も一緒になって考えていきたいと思っております。

私からは以上でございます。

○議長（松澤正登君） 小林商工観光移住課長。

〔商工観光移住課長 小林利行君 登壇〕

○商工観光移住課長（小林利行君） お願いいたします。

私のほうからは御質問の③、④について御答弁させていただきます。

まず、③青木の森別荘地の災害対応についてでございます。

こちらのほうは、青木村青木の森別荘地の土地的な地勢や特性は議員の御指摘のとおりでございます。また、先ほど奈良本危機管理監からの答弁もありましたように、能登半島地震、また東日本大震災、熊本地震とは被害状況も災害対応も復興支援も違っておりました、改めてその地域の実情に合った防災対策が必要と考えております。

今後、国や県がこの震災を総括し検証される中で、それを踏まえてその対策、動向を注視し、別荘に住まわれている方、定住者と別荘住民の対応について研究してまいりたいというふうに考えております。

今、村では、土砂災害特別警戒区域が多く存在していることを皆さんにお知らせするために、小学校や道の駅、今年は大法寺駐車場に土砂災害特別警戒区域の掲示板を設置し、啓蒙に努めているところでございます。

それとあわせて、別荘地においてはなるべく早い情報をお出ししたいということで、情報を出すことによりまして、早期自主避難、大雨が予想される際には別荘地に来ない、近づかないといった危機意識を図っていきたいというふうに考えております。

情報の取得につきましては、青木の森管理事務所を含めて現在計画を進めております高度高速情報ネットワークの整備の導入を進めていきたいというふうに考えております。

続きまして、④信州昆虫資料館の耐震化についての御質問でございます。

まず、信州昆虫資料館につきましては、昭和50年、1975年4月、農協の保養施設として整備されました。鉄筋コンクリートの2階建てという造りでございます。平成15年、2003年11月に信州昆虫資料館としまして整備されまして、その後、平成28年、2016年4月に村に移管されたところでございます。

耐震診断の有無は不明でございますが、平成29年3月の青木村公共施設等総合管理計画では、健全度調査AからDの4段階の判定調査、Aが一番安全でございますが、B評価をいただいております。その中で、全体的に健全ではありますけれども、部分的に劣化が進行している、緊急の補修の必要性はないが、維持・保全での管理の中で劣化部分について定期的な

観察が必要というコメントをいただいております。

建物自体は建築されまして49年が経過する中で、建物の寿命、費用対効果等の総合的な観点から判断しまして、今後どのように運用していくかというのはこれから検討していきたいというふうに思っております。

いずれにしましても耐震診断の有無が不明でございますので、令和6年度におきまして早急に耐震診断を実施するよう指示を受けたところでございます。

以上でございます。

○議長（松澤正登君） 片田総務企画課長。

〔参事兼総務企画課長 片田幸男君 登壇〕

○参事兼総務企画課長（片田幸男君） それでは、私のほうから⑧と⑨にいただいた御質問、まず、⑧村内における携帯電話の通信環境とその改善についてということで御答弁を申し上げます。

議員御指摘のとおり、村内では今、居住エリアについてはほぼ通信ができないという場所はないというふうに認識しております。携帯電話の普及当初は通信環境の悪いエリアが村内でも多く発生しておりましたので、都度、県等へ報告をしてきた経過もございます。

現在は携帯会社のカバーエリアをインターネット上でも確認することができますけれども、主要な大手といいますか、ドコモ、au、ソフトバンク、楽天モバイル等、ちょっとワイモバイルはまだ一部のような感じですがけれども、各社ともほぼ全村をカバーする形で網羅されているというふうに認識しております。

峠道ですとか山手に入りますと電波が弱いなと感じる場所がございますけれども、自分と異なる会社と契約している方とは、問題なく通話ができたり通信ができたり、またその逆もございます。普及当初のエリアの獲得といいますか奪い合いの名残なのかもしれませんが、この辺についても徐々に改善されているというふうに認識しております。

このところ役場には通信環境についての問合せ等はございませんし、公共施設についても私自身は通信環境が悪いという場所はないというふうに認識しておりましたけれども、議員の御指摘がございました郷土美術館について、私も早速先日、確認に行っていました。

確かに、周辺エリアはアンテナが立っている状況でしたけれども、建物の中に入ると電波が弱いなというのを感じたところです。恐らく建物が窓のない頑丈な造りというようなこともあるかと思いますが、こういった場合には電波改善機器を設置することで改善する可能性がございますので、教育委員会とも相談して早速対応していただくよう、大手2社で

すけれども、対応を申請していただきました。

通信環境が悪いと感じる場合ですけれども、それが本当に周辺エリア全体なのかあるいは会社によって違うのかとか、あと、建物の中だけなのかとかというようなことによって対応の方法が変わってまいりますので、そういった場合には、状況をお聞きする中で必要な対応を図ってまいりたいというふうに考えております。

続いて⑨の御質問、広域避難所、指定避難所におけるW i - F i 設備の配備ですとかキャパシティの状況、今後の計画といった御質問でございましたけれども、避難所のW i - F i 環境につきましては、役場とか道の駅とかふるさと公園、また文化会館、総合体育館、図書館、保育園等、広域の避難施設については村でフリーW i - F i の環境を整えております。

現状、キャパシティについては100名程度ということになっております。また、役場、教育委員会でポケットルーターを十数台契約しておりますので、いざというときはこんなものも使うと柔軟な対応ができるのかなというふうに考えております。

今後の計画ですけれども、情報通信サービスの更新がここで行われますので、これに合わせて、各地区の避難所についても公民館等についても非常時のW i - F i 環境を整えていくことが必要じゃないかなということで検討してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（松澤正登君） 小根沢住民福祉課長。

〔住民福祉課長 小根沢義行君 登壇〕

○住民福祉課長（小根沢義行君） それでは、私のほうから⑩から⑬について御回答させていただきます。

⑩の災害時の医療救護所の設置と⑪の青木診療所の医療設備の充実状況につきましては、関連する内容でありますので合わせて御回答させていただきます。

医療救護所は、災害時の応急手当等の医療救護活動を行う場所であります。村単独での設置は難しいことがあるため、関係機関等と連携の上、設置する必要がございますが、青木診療所が村内で唯一の医療機関であることから、災害発生時における医療救護所、医療活動の拠点となることが想定されます。そのため、平成30年度以降、診療所からの要望によりまして必要な施設・設備整備等の支援を行ってまいりました。

具体的に言いますと、超音波診断装置ですとかエックス線診断装置、内視鏡装置、自動血球計数測定装置等の設備及び建物や水回り等の施設改修等の支援を行ってまいりました。

近隣の医療機関と比べてどうかという御質問でございますが、近隣の医療機関の状況につ

いては詳細は把握しておりませんが、青木診療所につきましては、診療所からの要望に基づいて設備等の支援を行ってきたことから、他の診療所と比較しても見劣りする内容のものではないというふうに考えております。

今後も、通常の医療及び災害時の医療拠点となることが想定されます青木診療所に対する支援を必要に応じて検討してまいりたいというふうに考えております。

続きまして、⑫、⑬の青木診療所の支援の在り方についてですが、こちらにつきましても合わせて答弁させていただきます。

青木診療所につきましては、毎週木曜日の夜10時まで診療時間を延長していただいていることに関しましては大変にありがたいことであるというふうに思っております。青木診療所に対しましては、先ほど答弁いたしましたとおり、今までも必要な施設・設備等の支援を行ってきているところでございますが、引き続き必要な支援等を行ってまいりたいというふうに考えております。

また、毎週木曜日に行っていただいている夜間診療につきましても、診療所と相談の上、広報等について村としてできることがあるのかどうかということを検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（松澤正登君） 松本議員。

○1番（松本淳英君） 御答弁ありがとうございました。

今ございました青木村診療所につきましては、小川原先生の御希望に応じるという形で医療設備の充実をしていただいたことで、他の施設と比べて遜色のない設備を実現しているということございまして、青木村民の医療福祉の拡大に大きく貢献しているものと考えられます。今後は、やはりこの環境を生かして、より広範囲な地域から利用者を受け入れることが求められるかと思います。

村内においても、設備の状況や夜間診療の実施についてまだ知らない方がたくさんいらっしゃると思います。周辺の自治体の住民においてはまだほとんど知られていないというのが現実ではないでしょうか。周辺自治体の広報や各種情報ツール等を使いまして、より多くの方に当診療所の環境のよさを知っていただいて、利用者を増やすようぜひ村としても支援していただけたらと思います。

また、携帯電話の通信環境につきまして早急な対応をしていただきまして、ありがとうございます。そうは申しましても、やはり会社によって入るところ、入らないところ、場所に

よって入る、入らないのむらがあるというのは事実でございます。日常生活にも影響することでございますので、丁寧な状況の把握等を今後も図っていただけたらと思います。

W i - F i 設備につきまして、ポケットルーターの配布、こちらもありがとうございます。やはり一番気になるのはキャパシティの問題かと思います。100名程度ということも今ございましたが、これが十分な数字なのかどうか引き続き検討していただけたらと思います。

別の視点になりますが、将来、各種会議や集会は、より I T 機器を利用した形で開催されることが予想されます。当村においても、様々な会議や総会、サミット等の候補地になるかと思いますが、通信インフラが未整備なために青木村では開催できないということが生じないように、ポケットルーター等、災害以外の利用も今後積極的に図っていただけたらと思います。

今回の地震において一番の教訓はやはり集落の孤立化にあったと思われます。当村でも孤立化が懸念される集落があります。大きな災害発生時には、代替となる道路も利用できなくなる可能性が十分に考えられます。平時より計画的に村道の整備が求められるところでありますし、孤立化が懸念される地域に対する道路については、より優先的な対応を図っていただけたらと思います。

また、備蓄品の配備につきまして速やかに予算づけしていただいたことは、村民にとっても大変頼もしいことかと思います。災害発生時には、食料、衣料品に限らず幅広い物資が不足する懸念がありますので、定期的に備蓄品の内容も見直していただけたらと思いますし、やはり孤立化が想定される地域というのは限定されていますので、その地域に対してどのように配備していくか、他の地域・地区に比べて多めに配備するとかいろいろ考えることができるかと思いますが、こちらのほうも随時見直しをしていただけたらと思います。

いずれにしても、最終的には村民一人一人の自助の働きと共助の輪につなげていく必要があるかと思います。各種見直しなどが行われた場合において、村民への周知については丁寧な対応を取っていただけたらと思います。

また、理解だけでなく実際に行動できることが何よりも重要でございます。今後、村として実施される防災訓練等も、今回の地震の教訓を踏まえて実施されることが求められるかと思います。他の周辺市町村の協力と想定外を想定した訓練等、やるべきことはたくさんあるかと思いますが、少しでも防災に強い村づくりの実現に向けて努力していただけたらと思います。

以上をもちまして私からの質問は終了とさせていただきます。

◇ 塩 澤 敏 樹 君

○議長（松澤正登君） 続いて、2番、塩澤敏樹議員の登壇を願います。

塩澤議員。

〔2番 塩澤敏樹君 登壇〕

○2番（塩澤敏樹君） 議席番号2番、塩澤敏樹です。

通告書に従いまして青木村の防災について10項目を一問一答にて質問しますので、先ほど松本議員からも質問があったのと重なるところがあると思いますが、御答弁をよろしく願いいたします。

まず最初に、自分からも能登半島地震で亡くなられた方の御冥福をお祈りするとともに、被災された方にお見舞い申し上げ、一日も早い復興を祈っているところであります。

能登半島地震は、電気やガス、水道、道路など暮らしに欠かせないインフラを一瞬で寸断した地震であります。その影響は発生から2か月が経過した今でも広範囲に続いていて、山間地が多く高齢化が進むなど、半島の実情は青木村とも重なるかと思っています。

石川県内では、一時避難所に身を寄せている避難者は発生直後は2割となり、約6,600人まで減った一方、ピーク時の6割に当たる約230か所の避難所がまだ残っています。

避難所設置等について、ここで豪雨災害のときに避難所を設置された方の記事がありましたので読ませていただきますと、

災害があった際、平時の昼間に避難所に駆け込むことはできないとまず感じました。少ない人数で避難所の設置を始めようとしたのですが、受付を設置するにも、筆記用具は選挙の投票で使う鉛筆を学校からお借りするなど、消毒液、名簿、マニュアルと必要なものはあちらこちらから集めてそろえたのが実情です。また、防災倉庫にあった油性マジックは劣化して使えない状態で、避難所の入り口と受付に案内の紙を貼ることもできず、後から場所が分かりにくかったと指摘をいただきました。

避難所の方から一番多かった問合せは水や食料はないのかという質問でした。新型コロナ対策により学校の給水器は使用できないと聞いていたため、そのことをお伝えすると、80代の御高齢の方が、豪雨の中、大きな道路を渡って学校の向かいにあるコンビニまで水を買に行かれました。受付を不在にして代わりにコンビニに行くことはできず、大変心

苦しい思いをしました。

避難者が続々といらっしやる中で、マニュアルを読みながらゆっくり準備する余裕は時間的にも精神的にもありません。この日のために防災訓練や研修を繰り返し、スキルアップを図っていたつもりですが、実際に運営すると反省点が多く、今後の活動に大きな課題を残したのが現実です。

という記事がありました。

発災からBCP発動までに必要な対応である初動対応、混乱した状況の中で適切に初動対応を実施できるのか不安に感じます。落ち着いて対応を行うためには入念な事前準備やマニュアルの作成が必要です。専任の防災担当職員がいない市町村が多数存在し、災害発生時の対応能力に課題を有している状況ではないでしょうか。

避難所開設初動態勢強化として、初動対応ボックスを指定避難所に配備する自治体や企業があります。災害時に避難所を迅速に開設するために必要な備品等を収納するなどですが、避難所運営の未経験者でも初動対応ボックスを開ければ誰でも開設できるよう、分かりやすく必要な備品をしっかりとそろえてあるのが大切だと思います。

水や食料も防災備蓄倉庫に保管されたままでは意味がなく、初動態勢時に準備ができているよう、あらかじめ初動対応ボックスに入れておく必要があるのではないのでしょうか。先ほどからお聞きしますと、職員の初動対応マニュアルはあるということですが、この初動対応ボックスも含め、村の初動対応についてのマニュアルや初動対応ボックス等の準備についての村のお考えをまずお聞きします。

○議長（松澤正登君） 奈良本防災危機管理監。

○会計管理者兼税務会計課長兼防災危機管理監（奈良本安秀君） それではお答え申し上げます。

塩澤議員御指摘の初動対応マニュアルの件でございますけれども、先ほどの繰り返しの申し上げになりますけれども、職員向けには、災害発生時から2日目までの初動期を中心とした職員初動マニュアルを、今般、地震を受けまして時点修正などの見直しを行い、各課・係において再確認したところでございます。

初動対応ボックスにつきましては、避難所開設に必要な事務用品関係については、選挙等で使用しておりますボックスにはなりますけれども、そういったもので代用できるということで、ボックスにして役場のほうでは準備してございます。それらを常に事前に各避難所のほうに配備しておくというのは今後また検討してまいりたいと思っております。

また、事務用品以外のものにつきましても、どのようなものが必要なのかを検討し、併せて準備していきたいと思います。あわせて、避難所開設時における役割とか流れを記載しました行動手順書及びマニュアル等も作成いたしまして、区長さんはじめ区の役員さんと情報を共有するとともに、住民の皆様にもお示しできるように努めてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（松澤正登君） 塩澤議員。

○2番（塩澤敏樹君） ありがとうございます。

避難所運営を地区の役員さんが結局行うようになっていくんだと思いますが、役員さんのみで行うのは困難でなかなか難しいということで、避難した村民全員が運営に当たるというような形で、村民も含めたマニュアル共有や訓練が非常に重要になってくると思います。書面等工夫して早急なマニュアルづくりとそれからボックス等の準備をお願いしたいと思えます。

何点か避難所に関していろいろ質問をさせていただきますが、次に、災害時の非常参集職員についてですが、まず、村内に住んでいる職員の皆さんの数と村外に住んでいる職員の皆さんの数はどのくらいなのかお聞きしたいと思います。また、それに対して初動対応に支障はないのかどうかということをお聞きします。

また、村の正規職員は、今回の資料を見させていただきますと、令和5年度は54人ほどですが、村の会計年度任用職員、非常勤職員はフルタイム、ハーフタイムの方を合わせると120人ほどになる。多くの非正規職員の方がいらっしゃいます。非正規の方は避難所運営などの災害時対応にも動員するのでしょうか。

会計年度任用職員については、新地方公務員法、非常勤の職員と位置づけられていることから、常勤的非常勤職員、嘱託職員みたいな方に該当する場合を除き、地方公務員災害補償法の適用にはなっていません。災害要員にするなら正職員化や待遇改善は必須ではないでしょうか、村のお考えをお聞きします。

○議長（松澤正登君） 片田総務企画課長。

○参事兼総務企画課長（片田幸男君） ご質問の村内、村外の職員の割合でございますが、今御質問の中にもございましたけれども、単純に村内、村外で分けますと、保育士も含めた正規職員54名中、村内在住26名、おおむね半数が村外から通勤しているということになっております。村内でも遠い所に住んでいる、遠方に住んでいる職員もおります。おおむね半径

10キロ圏内に居住する職員を含めると、全体で8割以上の職員が5分から20分程度で参集が可能だというふうに考えております。

また、今、初動マニュアルのお話もございましたけれども、災害時の参集に当たりましては、そもそも自分が村外に外出している場合もございますし、まず本人、また家族あるいは家屋、家に被害があるか、自分が被災していないかとかということですね。被害を受けたとするとそれは重症なのか軽症なのか、その程度に応じて参集可能かを判断して、所属課へ参集あるいは参集できない旨を報告することとなっております。

青木村でもし局地的に被害が大きいとというようなことが起こりますと、自身も被災して参集できない職員が発生する可能性もございます。そういった場合には、今お話しした村内居住、特に10キロ圏内ぐらいに居住している職員を中心に初動から対応していただくケースがあるというふうにも考えております。

会計年度任用職員等の位置づけに関してですが、初動対応マニュアルも含めてなんですけれども、警戒のレベルに応じて活動体制を4段階に分けて職員の参集範囲を広げていくということにしてあります。最初の警戒段階から初期段階というような段階で、どんどん必要に応じて参集範囲を広げていくことになっているんですが、もし大規模な災害に発展した際には、その4段階の最高のレベルに達するということになりますので、その段階ではお手伝いいただく可能性が出てくるというふうに考えております。

以上です。

○議長（松澤正登君） 塩澤議員。

○2番（塩澤敏樹君） 多くの非正規職員がいるので、一緒にやはり活動できるようにしていくことがとても重要なと思います。そのようなことも非正規職員の人が認識できるようにしていただきたいと思います。と同時に、先ほど言った出たときの待遇的なものも含め、保険的なこと、それから給与的なこと等もまた確認していただければと思いますが、よろしくお願いいたします。

次に、避難所の感染症対策についてですが、避難所での感染症蔓延を防がなければなりません。私たちが今、避難をしなければならないと仮定したとき、感染症対策もしての避難所運営を村としてどのような対策を考えているのかお伺いします。

○議長（松澤正登君） 小根沢住民福祉課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） 災害発生時の避難所における感染症の拡大は、避難している方が安心して避難生活を送るためにも大変重要なことであると認識しております。感染予

防のためには、コロナ感染症の感染拡大を予防するための対策も参考にいたしまして、うがい、手指消毒、マスク着用、簡易トイレ等の衛生管理及び保健師等による避難している方の日々の健康チェック、避難スペースをパーティション等のスペースで分ける、段ボールベッド等を使用し直接床に寝ることがないようにする等の対策を行います。

また、そのために必要な衛生用品の備蓄等を行っております。また、感染症の方が出た場合には感染拡大を防止するために、県、保健所等からの支援も仰ぎながら、避難所内での動線、避難場所、スペースを分ける等の対応を行ってまいります。

以上でございます。

○議長（松澤正登君） 塩澤議員。

○2番（塩澤敏樹君） 駒ヶ根の青年会協力隊の事務局長さんが災害発生の日からそちらに入って避難所の運営等に当たっていたようですが、そのときに、直後は想定を超える人が来て衛生環境も悪化した。結果、新型コロナウイルスやノロウイルスなどの感染が広がってしまったと。一遍に多くの人に来て一遍に感染してしまったということであります。

今、避難所についても、スペースを分けるとか衛生用品がどこにあるとかそういうことも含めて、やはりふだんから避難所の運営、備品等の確認をぜひとも村でやっていただきたい。集まってからでは感染はもう抑えられないと思いますので、集まる前にしておいて、隔離できるような形とかしていただきたいと思います。よろしくお願いします。

次に、先ほどもありました防災備蓄品についてであります。補正予算や新年度予算にも予算化されてのっていました。改めて聞きますが、村ではどこに何をどれだけ備蓄しているのか、また、村民への周知や啓発等、防災備蓄計画の考え方について伺います。

○議長（松澤正登君） 奈良本防災危機管理監。

○会計管理者兼税務会計課長兼防災危機管理監（奈良本安秀君） まず、現在の備蓄でございますけれども、役場におきましては、先ほどの松本議員の質問でもお答えしておりますけれども、食料関係で、飲料水が2リットル換算で690本、食料品については主食、副食、汁物合わせて約1,000食分を役場において保管しております。

それから、旧授産所になりますけれども、防災倉庫を建てさせていただいて、そちらの防災倉庫の中には防災マットが10セット、毛布10セット、簡易式トイレが10セット、それからパーティション類が36、一人用テントが5つ、それから保温寝袋・保温シートが100セット、段ボールベッドが20セットでございます。

それから、小学校の体育館横の倉庫については、フリーズドライビスケットが186個、緊

急用トイレのコンパクトタイプが約100回分、段ボールベッドが50組ございます。それから、小学校前の水防庫でございますが、そちらには一輪車ですとか浄水器、鎌、のこぎり、くわ、つるはし、とびや掛矢、ブルーシート、土のう袋等の備品を配備してございます。

それで、防災備蓄計画の基本的な考え、方針につきましては、大規模な災害が発生した場合には住民の皆様が一人一人、おおむね3日間は自らの備蓄で賄うことを原則とさせていただいておりますので、こういったことをまず十分に周知啓発をしまいたいと思っております。

村としては、この間、例えば食料を持ち出すことができなかった方を想定いたしまして必要量を備蓄しておりますので、今後とも、必要な量につきましては的確に判断して備蓄をしまいたいと思いますし、また、災害応援協定に基づいて調達をするいわゆる流通備蓄の確保についても併せて努めてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（松澤正登君） 塩澤議員。

○2番（塩澤敏樹君） 多くの物がこれからもまた新年度予算で買われて配置されていくと思います。ただ、避難所としては、村の一番収容人数が多い村の体育館になるかと思います。そういう場所とかいろんなところにも必要になってくると思いますので、計画的にも考えていただければと思います。小さいところの各公民館等についてもそうだと思いますが、よろしく願いいたします。

先ほど期限切れのものは全てそれなりに替えていくということですが、賞味期限が表示されている水や食品に関しても期限が切れる前に有効活用していただきたい。水なんかは上田市では部活動の子たちに配ってくれたりしていましたし、いろんなことができるのかなということであります。加えて、最近ではアルファ米もカレー味や五目味などいろんな種類が出てきている。また、問題はアレルギー対応についても考えていかなければいけないということだと思います。それから、小分けタイプの備蓄等についても配慮していただきたいと思えます。

また、簡易トイレについても、避難所のトイレも不足すると思います。今、幾つか用意されているようですが、後で学校についての質問をさせていただきます。その中においても用意していただきたいというところでもありますので、よろしくお願いいたします。それから、事前に想定避難者数が分かれば、それに応じたトイレの数というのも確保することが必要になってくると思いますので、またそんなことも考えてトイレの数をお願いしたいと思

います。

次に、自主防災組織づくりについてですが、効果的に防災対策は自助、共助、公助、先ほどこから出ていますが、やはり備蓄品についてもまた村のほうで啓発していただきまして、各家庭で用意するというような自助がうまく連携することでなし得ることだと言われています。

阪神・淡路大震災では、家屋の倒壊によって、被災した人のうち約95%の人は自力または家族や隣人に救助されたと言われています。被害が大きくなるほど被災者の数も膨大になり、情報は混乱し、公共施設が被害を受けることから防災機関も適切な対応ができにくくなります。このような事実からも、住民の防災力を向上するためには、顔の見える関係、地域密着でしかできない活動がとても大切さを持っていると思います。

そこで、青木村地域防災計画には、「青木村は、組織化が遅れているため組織化の促進、自主防災組織のかん養を図っていくことが今後の課題である。また、小中学校、事業所等においても自主防災組織の組織化を推進する必要がある。」とありますが、村内の自主防災組織の現状と課題について伺います。

○議長（松澤正登君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 村内の自主防災組織、今、議員からご質問の中でありましたように、自分たちの地域は自分で守るという自覚や連帯感に基づきまして組織するものでございます。日頃の活動を通しまして、災害に対する被害を予防し、軽減するための活動を行っていただいているところでございます。

村の現状につきましては、昨年度、青木区において組織化されましたが、その他の地区についてはまだ未整備の状況でございます。一昨年から区長会の会議の中で自主防災組織の設立をお願いしておる状況でございますが、課題は地区によって事情が異なりまして、一概に申し上げられないんですけれども、防災活動への参加者が少ないという理由であったり、あるいはリーダー等の人材育成が進んでいないなどが挙げられております。

今回の能登半島の地震を機に、区長さんをはじめとしました区民の方々に機運の醸成を図って自主防災組織の必要性というものを理解していただきまして、次のステップに進んでいただきたいというふうに思っております。

地区防災マップは5地区で策定しておりますので、この組織の中であるいは運動の中でこういったことも考えていただきたいというふうに思います。

それから、区長会で特に私のほうからお願いするのは、自主防災組織ということにならなくても、区の役員の中で防災を担当する皆さんをちゃんと位置づけてほしいと。1年間のほ

った回りではなくて、少なくともトップあるいはナンバー２の人は３年間ぐらいこれを担っていただく。色々なことを継承していくということが大事なのだというお願いを併せてしているところでございます。

○議長（松澤正登君） 塩澤議員。

○２番（塩澤敏樹君） ありがとうございます。青木区においてできたということですが、各地区でもできるようにしていくことが、先ほど村長さんの言われた自分たちの地域は自分たちで守るという自覚、連帯感、それに基づいて自主的に地域で結成していくようにしたいと思います。そのためには日頃からの防災活動も、そうすると行いやすい、また、いざというときも連携が取れた行動ができると考えるので、地域の防災力の強化のためにはこの自主防災組織の実用的な体制づくりと自主防災活動の活性化を目指して、これからも村としても応援していただきたい、地域でつくるためにと思いますが、よろしくお願いいたします。

村長さんが言われたように、役員の中にそういう担当の方を設けて、そこを中心としてつくっていくというのがいいことだなと思いましたので、よろしくお願いいたします。

同じように防災についても一つ、防災士という資格ができていまして、防災士とは、災害への備えや対応を学ぶ専門の資格を取得し、防災活動を支えるための知識と技術を習得した人のことで、自治体にも防災対策が求められており、企業の防災担当者や市町村職員にも資格取得が推進されています。

風水害のとき、自主避難など、災害を小さくする自主防災組織の役割は大きい、公的機関が被災地に着くまでには地域にいる人が対応することが重要です。その中心的な役割を果たす防災士の育成について伺います。また、その資格を取る際の補助についても伺います。

○議長（松澤正登君） 奈良本防災危機管理監。

○会計管理者兼税務会計課長兼防災危機管理監（奈良本安秀君） 防災士の件でございますけれども、議員御指摘のとおり、防災士は、自助、共助、協働を原則として社会の様々な場で防災力を高める活動が期待されております。そのための十分な知識と一定の知識、技能を習得したことを日本防災士機構が認証するということで、資格自体は民間の資格になります。

この資格の取得によりまして特定の権利が得られるとかもしくは行動が義務づけられるといったことはなくて、あくまでも自発的な防災ボランティア活動を行うということでございます。

近年、防災士の社会的評価とか期待が急速に高まっております、実際、当村におきまし

でも消防団ＯＢの方が取得されております。今後も、こういった資格を我々職員も含めてですけれども取得され、また、各地域においても防災リーダー的な存在になっていただく方が増えていくことを期待するとともに、各種の団体に向けたＰＲとか取得に係る補助というものも前向きに検討してまいります。

以上です。

○議長（松澤正登君） 塩澤議員。

○２番（塩澤敏樹君） ありがとうございます。

民間の資格で公的なものではないですが、やはり地域のリーダーとなり得るのかと思いますので、先ほどの消防団の方や消防団のＯＢの方等にも呼びかけていただき、また、地域で興味を持っている方もいらっしゃるかと思いますので、村で補助するから資格を取りませんかというような働きかけをこれからもお願いしていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

次に、地域防災計画の中に議会についての明記がありますが、災害時に議会として災害対策支援本部を設置し、首長がつくる災害対策をサポートする、こうしたルールを決めている議会が多いようであります。

議会の役割として、１つは、議員が情報の結節点となることです。議員が地域で集めた情報や要望を災害対策本部に伝える一方、災害対策本部で話し合われた内容を住民に情報を伝えることが大切であります。

ただし、気をつけるべきことは、議員が自分の地域や支援者の要望だけを行政に伝えるようなことはしないことです。そうしたことを避けるため、議員が集めた情報を議会に一旦集約し、要望としてまとめた上で災害対策本部に伝えることが大切です。

２つ目は、議員が地域の支援活動をするということです。災害時は、行政の負担を踏まえると議会を開くのが難しくなります。そのため、議員はその間、避難所の運営や在宅避難者の支援など、地域で支援活動をするのが大切です。

この２つが災害時に議員がすべき行動として重要だと考えます。さらに、議会ＢＣＰの課題として、議会をいつ正常化するかを決めておくことも大切であります。

そこで、地域防災計画の中に議会の位置づけについて明記していくことについてのお考えをお伺いします。

○議長（松澤正登君） 片田総務企画課長。

○参事兼総務企画課長（片田幸男君） 議員の皆様方につきましては、地域の中でも中核的な

お立場であろうかと思しますので、住民の皆様から寄せられる期待も大きいものがあると存じます。

今御質問の中にもありましたけれども、議員各位が各地区のリーダー的存在としてやらなければならないこと、あるいは地区によっては災害時の組織体制等の中に既に位置づけられているケース等もあろうかと思われます。

各区には区長さんという方もおられますので、そちらとの情報の錯綜を回避しつつ、どういった形で防災計画に位置づけていくことが望ましいのか、これは議員間でもしっかりと議論をしていただいて、全員の皆さんの御賛同の上で防災計画の位置づけについてはまた共に一緒になって検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（松澤正登君） 塩澤議員。

○2番（塩澤敏樹君） そうですね。住民の代表である議員が救援、復興等の段階でその機能を十分に発揮できる仕組みをつくっていくことが大切だと考えます。そこで、議会の役割として、議会としても議会災害対応マニュアルみたいなものをつくって、話し合いながら村と一緒に考えていければというふうに考えていますので、よろしくお願いいたします。

次に、文部科学省は、昨年7月に、避難所に指定されている全国の公立学校の防災機能に関する調査結果を公表しました。県内は、携帯トイレなど断水時に使えるトイレがあるのは54.2%、非常用物資の備蓄体制があるのが67.2%、それぞれ全国平均に比べ19.4%、14.8%低く、整備が遅れているという状態であります。

そこで、地域防災と学校の連携についてですが、子供たちは日中、学校で過ごしています。また、避難所に利用されることが多く、災害と学校の関係は極めて重要なものと考えます。そこで、地域と学校の連携も必要になってきます。校内での防災災害対応マニュアル、災害の発生対応マニュアルが必要と考えていますが、地域と学校の連携についてどのように考えているのかお考えをお聞きます。

○議長（松澤正登君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） 能登半島地震でもそうであったように、災害時における避難所として学校の果たす役割は大変に大きいと思っております。一方で、災害時には児童・生徒や保護者、さらに教員本人やその家族も被災者であることが予想されます。そのような状況の中、教員は献身的に熱心に対応する傾向があるとされております。自分も被災者でありながら、地域住民の避難所としての運営や児童・生徒の生命の確認、教育活動の再開に向けた準備等、大きなストレスを受けることになります。

そこで、災害発生から避難所開所までの過程を4つの段階に分けて、見通しを持って対応することが重要になると考えております。

1つ目に、救命避難期、災害が発生した直後の緊急避難時ですね。それから2つ目、生命確保期、救援物資が届くまで命を長らえる期間、それまでは学校として協力してもらい、次の段階である3番目、生活確保期、避難生活が続く時期、4番目、教育活動再開期、教育活動が再開される時期では、地域の自治組織に運営を引き継ぐように見通しを持っておくことが大事になると考えています。

また、素早い避難所の立ち上げのためには村の災害用備品を承知しておくこと、それから、避難所運営計画を村と共有しておく必要があると考えています。

このように、第3期である生活確保期に向けた自治組織による運営への意向をスムーズに行うためには、地域教育委員会と学校との対応マニュアルの共有と連携が欠かせないと考えておりまして、現在、校長先生方とも検討を始めているところであります。

○議長（松澤正登君） 塩澤議員。

○2番（塩澤敏樹君） ありがとうございます。

先ほどのトイレの件もそうですが、以前に勤務した塩田中には中庭に非常用トイレがすぐできる施設ができていまして、何かあったときにはそこにボックスを置くとトイレになるというのがあると。これからもまた新しい施設を造って、いろんなところでそういうものも含めて考えていただきたい。

学校等は、いろいろ教室も多くあったりして感染対策にはいろんな部屋が使えるとか最初のうちはできると思いますので、利用して使っていただきたいと思います。と同時に、学校だけでなく各公共の施設も避難所としてスムーズに行えるような、そういう連携をふだんから取っていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

次に、地域防災計画の市民へのさらなる周知についてであります。地域防災計画は住民が知って初めて役に立つものだと思います。この周知には各区や児童・民生委員さんなどの協力が不可欠だと思いますが、防災計画の分かりやすい概要版を作成し、災害に関心のあるこの時期に全戸に配布することが効果的ではないかと考えます。

そこで、概要版の作成とか配布についてのお考えをお聞きします。

○議長（松澤正登君） 奈良本防災危機管理監。

○会計管理者兼税務会計課長兼防災危機管理監（奈良本安秀君） 地域防災計画につきましては、御存じのとおり、災害対策基本法または大規模地震対策特別措置法に基づいて、住民生

活に甚大な被害を及ぼすおそれのある大規模な災害に対処するために策定された計画でございまして、本計画は防災に係るあくまでも基本的な事項を定めたものでございます。

村としては、防災計画に基づいて、先ほど来申し上げておりますけれども、令和元年の19号台風の被害の教訓を生かして、実践的行動計画として地域防災力向上計画を令和2年に策定しまして、その防災力向上計画の自助編というものをダイジェスト版にして、そちらを村民に全戸配布しております。

また、共助編についてのダイジェスト版については、毎年、区長会の席で区長さん等にお配りしております。この自助編、共助編等に係る防災力向上計画については村のホームページのほうにも掲載はさせていただいております。

防災計画自体は紙にすると300ページ以上にも及ぶ計画でありまして、内容についても抽象的であったり非常に分かりづらい箇所も多いため、この計画の概要版というよりは防災力向上計画の共助編も含めたダイジェスト版を、自助編、共助編をまとめた概要版等を作成して配布をしていければと現在考えております。

いずれにしても、住民の皆様にとって分かりやすいものを作成して周知を図っていきたいと思っております。

以上です。

○議長（松澤正登君） 塩澤議員。

○2番（塩澤敏樹君） ありがとうございます。

19号の後に出了た冊子を持ってきたんですが、それも少し厚くて、いっぱい読んでかなきゃいけない。その後に自助、共助のあれが幾つも出てくるわけですが、1つにまとめたもので、かつみんなが見られるようなものがあればいいのかなというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

最後であります、松本議員からも冒頭に質問がありましたけれども、地域防災計画の修正箇所を含め、本村の地域防災力向上についてと今後の取組について村のお考えをお伺ひしますが、松本議員に答えたことがありますので、何かありましたらお願ひしたいと思ひます。よろしくお願ひします。

○議長（松澤正登君） 北村村長。

○村长（北村政夫君） 塩澤議員から青木村の防災について今まで9項目の御質問いただきました。そのまとめということにもなろうかと思ひますけれども、地域防災計画は、これまでの大規模な自然災害を教訓にいたしまして、村、そして関係機関がその点を認識いたしまし

て、相互に連携し防災対策を推進する。そして、村民の命と財産を保護することを目的としているところでございます。

大きな柱といたしまして、1つとして風水害対策、2つ目として震災対策、3つ目、その他の対策編となっております。修正事項といたしましては、ただいま御質問いただきました9項目で御答弁した内容、それからさっきの松本議員への答弁、そういったことを踏まえまして、修正のある箇所については検討してまいりたいというふうに思っております。

そして、今後の取組の中心についてでございますけれども、村民の皆さんの命と財産を守ることを基本といたしまして、特に今回、能登半島地震を受けて思いますのは、被災直後の飲料水の確保、それから支援物資や支援隊を受け入れる等の確保、そして自助、共助、公助の役割分担、こういったことを中心に今後取組をまとめてまいりたいと考えております。

○議長（松澤正登君） 塩澤議員。

○2番（塩澤敏樹君） ありがとうございます。

今回の震災を検証した後にまた見直しが図られていくのかと思いますが、村長さんの言われた自らの身は自分で守るという認識の下で、村民がそういう認識になれるようにしていくことが必要だと思うんです。

それで、地域、職場、家庭等においてお互いに協力し合い、災害時を念頭に置いた防災対策を日頃から認識できるよう、村として機会あるたびに村民に防災についての意識づけをしていくことが大切だと考えています。特に今、災害があった時期に関心が高いので、地域の皆さんに働きかけていただきたいと思います。

地域防災計画の説明会や実践に即した防災訓練、それからまた親子防災キャンプなどの実施も考えていただき、村民とともに防災活動を実施するなどし、地域の防災力向上や連携づくりをこれからもお願いしたいと思います。

また、村で進めている社協さんの支え合いマップ、それから災害時の要支援者の個別支援計画、先ほどの自主防災組織等、全て関連するものだと思います。それぞれがそれぞれでつくっていくのではなくて、村として小さい青木村でできるので、1つの組織としてそれを全で行う。支え合いマップに要支援者の人を絞り込む。逃げるところはどこだということと一緒に組織として行い、避難訓練も要支援者の人のことを考えたり、地域の人を考えたりして行うというような、一緒になってできる1つの組織を、それぞれでやるんじゃなくて1つの組織として取組をしていただきたいと要望して、質問を終わらせていただきます。

御答弁ありがとうございます。

○議長（松澤正登君） 塩澤敏樹議員の一般質問は終了しました。

ここで暫時休憩いたします。

10時40分再開です。

休憩 午前10時26分

再開 午前10時40分

○議長（松澤正登君） それでは再開いたします。

◇ 平 林 幸 一 君

○議長（松澤正登君） 3番、平林幸一議員の登壇を願います。

平林議員。

〔3番 平林幸一君 登壇〕

○3番（平林幸一君） 議席番号3番、平林幸一です。

議長のお許しをいただきましたので、私はさきに通告いたしました大項目2点について質問してまいります。

質問に先立ちまして、令和6年の元旦に発生しました能登半島地震によりお亡くなりになられた方々の御冥福をお祈りしますとともに、御家族が被災され、今もなお困難な状況の中におられる方々に対しまして心よりお見舞い申し上げます。被災地の日も早い復旧・復興が進みますようお祈り申し上げます。

まず初めに、大項目1、地震防災・減災促進の取組について、小項目6点でお伺いしてまいります。前の同僚議員お二人と重複する質問もあるかと思いますが、一問一答での御答弁をお願いいたします。

それでは、まず小項目1としまして、青木村の耐震化促進に向けた取組についてお伺いしてまいります。

令和6年の元旦に発生しました能登半島地震では、古いですがけれども、1月30日までに石川県内で災害関連死の疑いを含め238人の死亡が確認されています。このうち警察が検死を

行った222人、その死因について約4割の方が倒壊した建物の下敷きなどによる圧死だったということが分かりました。また、その7割が60歳以上の方々であったと発表されました。最大震度7の地震であり、熊本地震と同様、主に古い家屋が倒壊し甚大な被害を受けているのを目の当たりにしました。今後、私たちの住む地域にいつ発生してもおかしくない地震です。

政府は、30年以内に震度6弱以上の激しい揺れに襲われる確率を示した予測地図を公表しています。東海地震88%、南海トラフ地震70%から80%、首都直下地震70%と非常に高くなっています。一方、今回の能登半島地震のように確率が低い地域にも激しい揺れがあった。そういうことを考えますと、どこにいても激しい揺れが起き得るとして事前の防災対策を取ることが重要と考えます。

長野県は、甚大な被害の発生が予想される地震から県民の命と財産を守るとして、市町村と連携し住宅の耐震化の促進に取り組むとしています。そこで、青木村も住宅の耐震化加速に向けた具体的行動計画、アクションプログラムを策定し取組を進めていると承知しております。

そこで、小項目1として、このアクションプログラムの取組状況、それから現在の耐震化率、また今後の目標値をお伺いいたします。

○議長（松澤正登君） 小林商工観光移住課長。

○商工観光移住課長（小林利行君） お答えいたします。

平成28年8月に青木村耐震改修促進計画書が策定されました。令和3年3月に改正されまして、令和4年4月には、青木村住宅耐震化緊急促進アクションプログラムが策定されたところでございます。

こちらでは、青木村の住宅の耐震化を進めようということで、令和2年の住宅総数3,782戸に対しまして耐震性を満たすものが1,908戸、耐震化率は50.4%となっているところでございます。こちらのアクションプログラムの目標数値は90%としているところで、まだまだ取組が結びつかない状況にあります。

以上でございます。

○議長（松澤正登君） 平林議員。

○3番（平林幸一君） ありがとうございます。

青木村の耐震化率、先ほど公共施設、それから不特定多数の方が集まる施設というのはほぼ進められているというのを確認しましたが、ただいまの御答弁から個人住宅は目標に対し

て大きく未達ということが分かりました。この現状を早急に改善するべく、耐震化率を上げるための行政の促し、それから支援が重要と考えます。今後取り組むとの御答弁をいただきましたので、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

続いて、小項目2ですけれども、住宅の耐震化の支援策についてお伺ひしてまいります。

今回の能登半島地震を契機に、自宅の耐震性について強く意識する方々が多くなったというふうに思います。耐震基準は、1981年、昭和56年以前、それから1980年、昭和56年以降、それから2000年以降の大きく3つの時期に分けられ、1980年5月以前に建てられた建物を旧耐震基準、それから1981年6月以降の建築基準で建築された建物を新耐震基準という表現で区別され、その後、1995年に発生しました阪神・淡路大震災の甚大な被害を目の当たりにし、さらに耐震基準を見直すこととなり、2000年に基準が見直され新・新耐震基準となりました。

熊本地震における木造住宅の国交省被害調査報告によりますと、人命を奪ってしまう倒壊が起きた木造住宅の棟数、倒壊率は、旧耐震基準で造られた住宅倒壊は214棟、759棟中28.8%、それから新耐震基準、これは76棟倒壊、調査913棟中8.7%、それから新・新の2000年基準ですけれども7棟、319棟中2.2%という報告がされています。

震度6から7程度の大規模な地震が発生すると、旧耐震基準の建物は人命を奪ってしまうような倒壊が起こる可能性が非常に高く、また、新耐震基準の建物でも看過できない棟数が倒壊しています。専門家は、現時点では2000年基準、新・新耐震基準住宅が最も安全と言っています。今後の地震で、倒壊による下敷きで圧死する人が一人でもあってはならないというふうに思います。青木村の耐震化促進に向けた具体的な支援策について、耐震診断の支援、それから耐震性能の劣る住宅の耐震改修、建て替えの支援、それから古民家の外観を生かした耐震補強設計への支援、ブロック塀等の転倒防止対策などを村は取り組んでいると承知しています。

そこで、小項目2としまして、青木村の現在までのこれら支援の実績と今後の取組についてお伺ひいたします。

○議長（松澤正登君） 小林商工観光移住課長。

○商工観光移住課長（小林利行君） お答えいたします。

耐震基準の改正につきましては、議員のお話にあったとおり、耐震改修をせずに倒壊するおそのの基準については議員の御指摘のとおりというふうに認識しております。

耐震診断につきましては、村では無料の精密診断を行っておりまして、平成23年から令和

4年にかけて14棟の精密診断を行っているところです。また、耐震補強工事につきましては、最大100万円の補助を出させていただいているところでございますが、平成24年から令和4年にかけて2棟の実績がございます。古民家等の耐震補強につきましては、村の補助金としては実績はございませんが、例えば民間のリフォーム完成見学会ですとか、特に古民家の再生についてはたけている大工等が村にも在籍しておりますので、相談がありましたらそちらのほうに紹介しているところでございます。

ブロック塀の転倒防止等の御質問をいただいております。

ブロック塀につきましては、青木村通学路等安全確保のためのブロック塀等除却事業補助金交付要綱を設けまして、平成30年6月の大阪北部を震源とした地震において倒壊したブロック塀により小学生が下敷きになるなど、大変痛ましい事故を受けて、この工事補助が生まれたものでございます。こちらにつきましては、平成30年に3件、令和元年に1件、令和4年に1件と合計5件の方にこちらの補助金10万円を支給させていただいております。

以上でございます。

○議長（松澤正登君） 平林議員。

○3番（平林幸一君） ありがとうございます。

青木村の耐震化促進に向けた具体的な支援策、活用実績、今、改修で2棟、それからブロック塀で5件、こういう実績が報告され促されているというふうに思います。しかしながら、この実績から見ますとまだまだ住民の方々の認知度が低いように思われます。今後も周知と促しに強力に取り組むということをお願いしますのふえ、よろしくお願いしたいと思います。

それから、小項目3、耐震診断、耐震改修等の助成対象の拡大見直しについてお伺いしてまいります。現在の支援の助成対象は、1981年以前に建てられた旧耐震基準の建物を対象としています。2016年の熊本地震、本年の能登半島地震では震度7の地震が発生し、新耐震基準の建物でも倒壊が8.7%起きたことから、建物の下敷きで圧死者を一人も出さないためには、新耐震基準の建物も耐震診断、耐震改修等の対象に含む必要があるというふうに考えます。

そこで、小項目3として、建築基準法の現行基準、新・新耐震基準、2000年基準を満たさない新耐震基準の木造住宅も耐震診断、改修の助成対象とする拡大見直しを提案いたします。

○議長（松澤正登君） 小林商工観光移住課長。

○商工観光移住課長（小林利行君） 御意見につきましては、先ほど来お話をさせていただ

ておりますが、このような震災を受けまして国・県が震災を総括、検証する中で、これを踏まえて対策がまた新しく行われるというふうに期待しまして、回答に代えさせていただきたいと思います。

○議長（松澤正登君） 平林議員。

○3番（平林幸一君） ありがとうございます。

ただいまの御答弁から、旧耐震基準の建物も当然、それから新耐震基準の建物も耐震診断、それから耐震改修助成対象に、国、それから県の動きを見ながらということで、助成対象にしてもらえる方向を検討するというふうに御回答いただいたものと受け止めます。これにより、住民の耐震化工事に拍車がかかることに期待し、お願いしたいというふうに思います。

続いて小項目4です。耐震化を促進するための環境整備についてお伺いいたします。

令和3年1月に県が実施しました「住まいに関する県民アンケート」の速報結果によりますと、住宅の地震対策に対して「耐震性が不足していることが分かった場合」の対策についてお尋ねしたところ、「倒壊せず避難ができる程度に住宅を補強したい」というのが最も多く、それでも耐震補強を行わない理由としては、「資金的な理由により実施できない」が最も多い結果となっています。

これらの結果から、県は、「耐震診断や耐震改修を促進するためには県民が安心して耐震改修を行うことができる体制の整備を引き続き行っていくことが必要」としています。また、「所有者が安心して耐震改修を実施することができる環境の整備が重要」と言っています。改修に関わる事業者は住宅所有者の現在、将来の住まい方に対する考え方に沿って生活に影響の少ない改修箇所の検討、安価な工法の採用、それから工事期間の短縮などが図れるよう、効果的な耐震化方策を提案することが望まれます。

また、村は、所有者へのダイレクトメールや戸別訪問等により耐震化の必要性や支援制度の案内を行うことにより、直接的に耐震化を促す取組を進めています。

また、専門家の育成として、先ほども塩澤議員のほうからありましたけれども、耐震診断士養成、改修事業者等の技術力向上として一定の知識を習得した改修事業者情報を一覧にして公表するなど、環境整備の取組などを進めていると承知しています。

そこで、小項目4としまして、青木村の現在までのこれらの環境整備の実績と今後の取組についてお伺いいたします。

○議長（松澤正登君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 耐震の必要性につきましては、今御質問がありましたように旧耐震基

準では非常に悪い、能登半島も多分、調査すればそういう結果であろうというふうに思っています。

もう少しその必要性について村民の皆さんに、こういった機会を、不幸なことを参考にし、て恐縮ですけども、村民の皆さんにPRしていく必要があるかなというふうに思っております。

実績につきましては先ほど数字を申し上げたとおりでありますけれども、大工さんなんかの話によりますと、リフォームの際に耐震もやっているというような家もあるようでありますので、我々が承知している以上に耐震化という数はややあるだろうというふうにも思っているところでございます。

いずれにいたしましても、全体とすれば僅かなところなものですから、まずは精密診断の必要性あるいは補助がある、6万6,000円の枠内でありましてけれども、国が2分の1、県が4分の1、村が4分の1ということで、本人の手出しはないというようなPRをして精密診断を急いでいただく。それから、耐震工事100万円の補助が今言った割合で出ますので、工事費全体から見ると大したことはないかもしれませんが、予備水になればというふうに思っております。

それからもう一つ、多額の金がかかったり大きな家だったりする場合には部分的に、例えばユニットトイレ、風呂だけにするとか、居間だけにする、あるいは寝室だけにするという方法も、実はその方法についてはたくさんあるようでありますので、そういったことも、少し民間の皆さんの力を借りてPRしていかなければならないというふうに思っているところでございます。

いずれにいたしましても、今回の能登半島の被災を受けて村民の皆さんの意識も大分変わりつつあると思いますので、この機会を捉えまして積極的にPRし、促進を図ってまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（松澤正登君） 平林議員。

○3番（平林幸一君） ありがとうございました。

ただいま力強い御答弁を村長からいただきました。今後、耐震化を促す環境整備の取組をさらに進めていただく旨を述べていただきました。このことをさらに期待し、お願いしていきたいというふうに思います。

続いて小項目5、マイ・タイムライン、防災行動計画の普及啓発の取組についてお伺いし

てまいります。

実際に災害が起きたとき、事前準備なしでその場で冷静に行動できる人は恐らく少ないでしょう。各地で毎年のように大規模な洪水が発生し、既に異常気象が日常になりつつある今、自分の命も家族の命も自ら守るという意識を持つことが必要になってきました。

そこで、災害時の適切な行動を知るために、住民一人一人のマイ・タイムライン、防災行動計画を作成することが重要です。マイ・タイムラインを作成すれば、想定される災害に対してどのような行動を取るかを知ることができ、防災意識が高まります。避難先の確認や物資の確保をしていくことで、災害時にいち早く行動することができます。

マイ・タイムライン（台風・大雨版）、これは河川の水位が上昇するときに自分自身が取ると標準的な防災行動を時系列的に整理し、自ら考え、命を守る避難行動のための一助とするものです。その検討過程では、村が作成公表した洪水ハザードマップを用いて自らの様々な洪水リスクを知り、どのような避難行動が必要か、また、どういうタイミングで避難することがよいのかを自ら考え、さらには家族と一緒に日常的に考えるものです。

それから、マイ・タイムライン（地震版）では、地震が発生したときに備えて、自分や家族の取る避難に備えた行動を一人一人あらかじめ決めておく防災行動計画です。地震は予測できませんが、日頃の備えや起こったとき、起こった場所での行動を考えておくことでスムーズな避難につなげることができます。自分や家族の状況に合わせて地震発生時の行動を考え、作成し、定期的に見直すことが重要です。大地震が起ることを前提とし、私たち自身ができる対策、家具転倒防止、寝室や子供部屋にはできるだけ家具を置かないなど、今から打っておくことが大切です。

マイ・タイムラインの作成などさらなる普及啓発に向け、行政の職員や地域のリーダーがマイ・タイムラインの意義や重要性を住民に分かりやすく伝え、それら支援を行うことが求められています。そこで、小項目5として、青木村のマイ・タイムライン作成支援、普及啓発の取組についてお伺いいたします。

○議長（松澤正登君） 奈良本防災危機管理監。

○会計管理者兼税務会計課長兼防災危機管理監（奈良本安秀君） 議員御指摘のとおり、マイ・タイムライン、防災行動計画につきましても、自分自身が取ると標準的な防災行動を時系列的に整理し、自ら考え、命を守る避難行動のための一助となるものでございまして、これを作成しておくことで、急な判断が迫られるときに、自分自身の行動のチェックリスト、また、判断のサポートツールとして大いに役立つものでございます。

現在、各地区で進めていただいております地区防災マップの作成では、作成していただいている過程の中で懇談会という時間がありますけれども、その懇談会の中で検討された地区もございまして、完成された地区防災マップの中には個々のマイ・タイムラインを記入できるようなものがあります。これはちなみに、とある地区の防災マップですけれども、この中にマイ・タイムラインをそれぞれ個々に書いていただけるようになっておりまして、そういったところで、区民、それから住民の皆さんに周知を図っていただいていると認識しています。

まだ未作成、今後作成していただく地区についても、ぜひこのマイ・タイムライン、防災行動計画の重要性というものは御理解いただきたいですし、また、今回は水害、土砂災害等だけではなくて、議員御指摘のとおり、マイ・タイムラインの地震版についても併せて御検討していただくように周知を図っていただいて、村も一緒になって考えていきたいと思っています。

以上です。

○議長（松澤正登君） 平林議員。

○3番（平林幸一君） ありがとうございます。

今進められている防災マップ作成、こういうことにも活用され、中にうたわれているという御答弁であります。マイタイムライン、防災行動計画の普及啓発の取組をさらにしていただけるというふうに受け取りました。各家庭にはこの行動計画があり、家族全員が有事に命を守ることにつながる、そういうことを期待いたします。

続いて小項目6です。孤立集落発生の初動期対応準備についてお伺いしてまいります。

能登半島地震では、陥没や土砂崩れなどで道路が寸断されて多くの地区が孤立状態となり、救助活動や救援物資の輸送が長期間困難となりました。このたびのことを踏まえ、中山間地域の青木村においても同様、当該集落への迂回路がない孤立可能性のある集落が発生するおそれがあるというふうに考えます。

土砂災害等による道路構造物の損傷、道路への土砂堆積により通信手段の断絶、また、道路等外部との物理的アクセスの断絶等によって、情報の確認や情報伝達ができない状況が発生し、初動期の救助救援活動に遅れが発生すること、また、急峻な地形も多く、地滑り、土砂崩れ等に伴う河道閉塞（天然ダム）により背後地区の家屋が水没することなどの事態が懸念されます。

国は、孤立可能性のある集落の初動期の対応準備として、以下、1つとして、情報確認、

自主防災組織、消防団員による市町村等との連絡や、災害時要援護者の支援等の体制の確保、2つ目、通信手段の確保、運用、衛星携帯電話など、3つ目、物資の備蓄、調達体制の確保、4つ目、孤立集落のニーズ把握、物資供給の手段としてのオフロードバイク等の確保、5つ目、的確なヘリコプターの利用、孤立集落周辺での運用環境の整備、6つ目、河道閉塞（天然ダム）の危機管理対応などを平時より準備することとしています。

そこで、小項目6として、青木村の孤立可能性のある集落の認識数とその初期対応準備の状況、それから課題をお伺いいたします。

○議長（松澤正登君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 孤立集落についてでございますけれども、可能性のある集落は私ども幾つか承知しておりますけれども、限定して何か所という状況は災害の内容とか規模とかによって違いますので断定はできませんけれども、村内にもそういう可能性のあるところ、心配のあるところ、あるいはこうしなければならないなというところは承知しております。

災害時における孤立の内容は、大きく分けまして、情報からの孤立あるいは交通手段、輸送手段の孤立、この2つに大別されるかなというふうに思っております。情報通信につきましては、今計画中の情報通信等の高機能化の中でもその対応を最優先で考えているところでございます。

いずれにいたしましても、孤立した地域の住民の生活に大きな影響を及ぼしますので、住民の皆さんには、日頃からハザードマップで危険地域あるいは危険度を常に確認していただくよう周知してまいりたいというふうに思っております。

災害直後には、命を守る対応、それから人命に関わる救助、それから生命を維持するための物資の緊急輸送、こういったことを最優先でしていく必要があります。今後につきましては、今5番まで御質問いただきましたようなことを常に念頭に置きながら対応してまいりたいと考えております。

○議長（松澤正登君） 平林議員。

○3番（平林幸一君） ありがとうございます。

御答弁から、青木村内にも孤立可能性のある集落があるというふうに認識をしているとのこと、またこのことを踏まえ初動期の対応準備を着々と進めているということが確認でき、心強く思いました。今後さらに初動期対応準備の充実を図っていただき、有事後の復旧が速やかに進み貢献することに期待いたします。

以上で、大項目1の地震防災・減災促進の取組について質問してまいりました。私たちの

住む日本列島は地殻の動きが活発なプレートの境目に存在して、私たちは地震や火山活動と共存していく宿命にあります。地震活動が規則的であっても不規則的であっても、我々がこの地震列島に住み続けるならば、本当の地震リスクを現在も、それから未来の日本人も持ち続けることが重要であるというふうに考えます。地域にいつ発生してもおかしくない地震は、今後は連発発生する地震のリスクが極めて高くなるおそれがあります。私たちは、命を守るために自助・共助・公助、全ての知恵を絞って地道な対策を着実に実行することが重要であります。そのことを自覚することだというふうに思います。このことを申し上げまして、大項目1の地震防災・減災促進の取組についての質問を終わります。

続いて、大項目2、新たな自然災害太陽フレアに備える新たな対策について質問してまいります。

新たな災害についてお尋ねいたします。それは太陽フレアです。初耳と言われる方々がほとんどだと思います。太陽フレアとは、太陽の表面に見える黒点周辺で起こる大規模な爆発です。そして、大規模な太陽フレアが発生した場合は国内外のインフラに大きな被害をもたらす、都市機能の停止や情報難民の発生など様々な被害が想定されます。太陽フレアは、人類が人工衛星を使った通信システムや地球上での放送、ネットワークを構築したことなどにより、社会が高度化したことによる新たな自然災害であります。

国でも総務省において検討会を設置し、国では、太陽フレアにより通信機器などに最大2週間に渡り断続的に影響があるケースなどを取りまとめた報告書を一昨年公表しております。それは、宇宙天気が社会経済にもたらすリスク、太陽フレア爆発等によって通信、放送、測位、衛星運用、航空運用、電力網に異常を発生させ、社会経済に多大な被害をもたらすおそれがあるとしています。

実際に国内外では、過去の事例ですけれども、1989年、カナダで電力会社の設備が磁気嵐の影響で故障し、約9時間にわたり停電が発生、約600万人に影響が出ました。2003年、スウェーデンで送電システムが磁気嵐の影響で障害を起こし、約1時間の停電が発生し約5万人に影響が出ました。このような大規模停電、無線通信の途絶、人工衛星の喪失といった被害が発生しています。このため、アメリカやイギリスでは、国家全体が対処すべき国家リスクとして宇宙天気を明確に位置づけています。

そして、国の検討会では、極端な現象がもたらす最悪シナリオと対処、100年に1回またはそれ以下の頻度で発生する極端な宇宙的現象がもたらす最悪シナリオを検討した結果、我が国の社会経済や国民生活に甚大な被害をもたらすおそれがあるとし、また、この発生には周

期があり11年周期、次回発生予測は2025年、来年の7月です。このため、国、関係企業・関係団体、学术界は、宇宙天気に関するリスクを理解し、対策を講じていくべきであるとしています。

これは、国だけでなく県、市町村の問題です。具体的には、大規模停電、ネット、携帯電話、GPSなど無線の通信障害が2週間途絶、110番や119番など警察、消防無線など、住民の安心安全な暮らしに甚大な影響が見込まれます。今まで問題視されてきませんでした。自治体の首長はこれを認識する必要があると言われています。

そこで、来年とされる太陽フレアに備え、今後、国・県の対応と連携し新たな対策をすべきですが、村の見解をお伺いいたします。

○議長（松澤正登君） 奈良本防災危機管理監。

○会計管理者兼税務会計課長兼防災危機管理監（奈良本安秀君） 太陽フレアについての概要につきましては議員おっしゃるとおりでございます。この太陽フレアが発生した場合には、通信、衛星、航空、電力など様々な被害が想定されております。人工衛星を使った通信システムや、地球上での放送ネットワークを構築したことによる新たな自然災害であると言われております。総務省は、「宇宙天気予報の高度化の在り方に関する検討会報告書」を令和4年の6月21日付で発表しております。

本村といたしましても、具体的に県のほうからこのフレアに対しての対策についての通知等は来ているわけではございませんけれども、今後、国の動きを注視して、国や県の対応と連携していくとともに情報収集にも努めて、それらを発信していくことが重要であると考えております。

予防といたしまして、細かい部分ではございますけれども、例えば携帯電話の代替として複数の連絡手段を確保しておいたりとか、停電や物流の停滞に備えて蓄電器や非常食や飲料水を用意しておくこと、それから、コンピューターなどの機器のプラグをコンセントから抜いておけばハードが壊れるリスクも軽減できるというようなことで、こういったようなことも少しずつ住民の皆様にも周知を図っていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（松澤正登君） 平林議員。

○3番（平林幸一君） ありがとうございます。

御答弁から、青木村として太陽フレアを理解し、国・県等の対応、そういったものを同様に対策を準備しているということが確認できました。総務省の発表の最悪のシナリオでは、

携帯電話の通信やテレビなどの放送が2週間断続的に利用できなくなったり視聴できなくなるおそれがあります。同様に、警察無線、消防無線、列車無線、110番や119番を含む全ての通信がつながりにくくなる。衛星や電波なしには成立しないレベルまで進んだ現代社会において、それらが封じられた場合の影響は非常に過酷、史上類を見ないほどになるでしょう。この影響や被害を完全に防ぐことは難しく、できるだけリスクを減らす、そういう方法しかありません。

基本的には、電力への影響を想定して停電対策を中心に行い、さらに、物流の麻痺や停電の長期化などに鑑み、非常食を備蓄したりスマホを使わない連絡手段を用意しておくことが基本的な防災対策であるというふうに考えます。

太陽フレアはあまりに壮大な災禍のように聞こえますが、ふだんから災害の多い日本で暮らす私たちの防災は太陽フレアにも十分対応できるというふうに思います。いつ起こっても不思議でない段階まで来ている南海トラフ地震、首都直下地震を意識した備えを徹底することだというふうに思います。

以上申し上げまして、大項目2の新たな自然災害太陽フレアに備える新たな対策についての質問を終わり、私の全ての質問を終わります。

御答弁いただきました村長はじめ課長の皆さん、ありがとうございました。

○議長（松澤正登君） 3番、平林幸一議員の一般質問は終了しました。

◇ 坂 井 弘 君

○議長（松澤正登君） 続いて、5番、坂井弘議員の登壇を願います。

坂井議員。

〔5番 坂井 弘君 登壇〕

○5番（坂井 弘君） 議席番号5番、坂井弘でございます。

3点にわたって質問いたします。

最初に、教育費の保護者負担軽減に向けて質問いたします。

本定例議会初日に行われました村長挨拶において、学校給食費について今後は制度として無償とするという表明がございました。この表明を私は感無量の思いでお聞きいたしました。

思えば、学校給食費無償化について私が議会で取り上げたのは7年前、議員となって初め

ての2017年6月議会での一般質問でした。給食費の支払いを滞らせてしまう御家庭の子供たちに悲しい思いをさせてはならないと訴えました。以来、昨年12月議会までこの問題を私は7回にわたって一般質問で取り上げ、実現を求めてまいりました。2020年度からは、コロナ対策としての地方創生臨時交付金を用いた単年度措置による学校給食費無償化が実現しました。以後4年間の経過を踏まえ、今般、恒久制度化が打ち出される運びとなったことを大いに歓迎し、感謝するものです。

小学校の入学説明会で、来年度の給食費が無償になるかはまだ分からない、有償になれば月にこれぐらいはかかると説明された保護者からは、無償化を継続してもらうためなら署名活動でも何でもやりたいと訴えられました。今回の村長の決断は、そうした保護者や子供たちを大いに勇気づけ励ますものになることは間違いありません。

さて、こうした明るい展望が開かれた半面、保護者並びに子供たち自身による教育費負担は相変わらず深刻な事態に直面しています。2月17日の信濃毎日新聞では、2022年度の小学生の1人当たり県平均学校徴収金は7万8,133円、中学生11万4,758円、高校生8万5,895円と報道されています。これに対し青木村では小学生2万7,082円、中学生6万6,981円、県平均に比べ格段に低いのは学校給食費が無償となっているためです。

それにしても、本来無償であるべき義務教育の教育費が小学生で3万円、中学生で7万円近い額が保護者負担となっているのが実態です。こうした実情、実態に対する教育長の見解を伺います。

○議長（松澤正登君） 杓掛教育長。

○教育長（杓掛英明君） 通告になかったので、今、突然の質問だったので。

それに対しては、青木村では今お話があったように、給食費が無償化ということで、本当に保護者の皆さんが喜んでいるということは承知しているところであります。これが続くということで私も同様にありがたいなと思っているところであります。

○議長（松澤正登君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） 通告がなかったということです。通告したつもりだったんですが、なかったですか。

給食費が無償化になるということについての教育長の見解がございましたが、なおかつそれでも教育費の保護者負担がかなりあるんだと、そういったことについて教育長はどうお考えかということをお聞きしたかったんですが、答弁を用意していないということですので先へ進みます。

その同じ報道では、県教委は保護者の負担軽減を進めているとしております。青木村として今後どのような点で負担軽減を進めるお考えでしょうか。

これも通告なかったですか。ないですか。どこから通告がありますか。

〔「奨学金」の声あり〕

○5番（坂井 弘君） 奨学金からですか。分かりました。

じゃすみません……

○議長（松澤正登君） 承知できましたか。

○5番（坂井 弘君） 分かりました。よろしいですか。

○議長（松澤正登君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） それでは奨学金の実情について伺います。

本村の子供たちが一般的に利用できる奨学金としては、村の奨学金、県の奨学金、日本学生支援機構の奨学金が考えられますが、それぞれの奨学金について、満額を借りた場合、高校卒業時並びに4年制大学卒業時に返済しなければならない総額はどれぐらいになるかお分かりでしょうか。

○議長（松澤正登君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） 村の場合ですと、高校卒業時には月3万円ですので108万円となります。大学卒業時は月5万円ですので240万円となります。県の場合、私立校だと高校卒業時に月3万円ということなので108万円です。日本学生支援機構の場合、有利子だと月12万円になりますので大学卒業時は576万円になります。無利子だと月6万4,000円です。4年間で307万2,000円ということになります。

○議長（松澤正登君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） お調べいただきありがとうございました。

今、教育長が言っていた額を、それぞれの卒業時から1年ないしは半年後には返さなければいけないという状況になるわけですが、こうした実情、実態に対し教育長の見解はいかがでしょう。

○議長（松澤正登君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） 村の場合は1年間据置きで2倍の年月をかけて返すということになりますので、月の返還は借りたときの2分の1ということになります。実は我が家も村の奨学金をお借りすることができて大変ありがたかったわけですが、多くの奨学金を貸してもらえば当然返済額は大きくなるというふうに認識しております。

○議長（松澤正登君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） 高校あるいは大学を卒業して夢や希望に満ちあふれて社会に乗り出そうとするときに、莫大な借金を抱えて船出するということでは意気消沈するかと思います。先ほどの御答弁だと、最大に借りた場合576万円、約600万円を借金として抱えて船出するというのが実態だと思います。それをさせないためには貸与型ではなく給付型の奨学金が必要ではないでしょうか。

県でも大学生の給付型奨学金制度を始めておりますが、昨年度の県全体の応募者430名に対し給付決定者は34名という狭き門でした。村として給付型奨学金制度を創設することができないか、以前、2017年6月議会で質問いたしました。御答弁は、村の貸与型奨学金を全部給付型にするにはかなりの財政負担を伴うため現実的ではない、公平性の観点からも難しい課題があるというものでした。最大のネックは財源確保の問題であると理解しているところです。

そこで、給付型奨学金制度創設のため考えられる財源確保策はないのでしょうか。お考えの確保策がありましたら教えていただきたいと思います。

○議長（松澤正登君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） 財源確保ということですが、現在、今お話のようにほぼ1億7,000万円の基金で運営しております。現在は47名に貸出し中で78名が返済中であります。据置きが12名、これだけの大金を基金としても現在の運営が精いっぱいだというふうに考えています。

一方で、給付型にするととなると、今お話しのように行政としての公平性、平等性の視点から考えたとき、どのような条件をつけて対象者を決めるのかという難しい問題がございますし、最も大きな問題としては財源をどうするかという、そういう課題がやはりついて回るといふふうに考えております。

○議長（松澤正登君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） 御承知かと思いますが、立科町では大学生に対し月額3万5,000円の奨学金を給付する事業を始めました。坂城町でもかなり以前から給付型の奨学金制度を設けています。これら、給付型奨学金制度を設けている各自治体では財源確保をどのようにされているのでしょうか。お分かりでしょうか。

○議長（松澤正登君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） 上田市の場合を調べたところなんですが、原資というのは市民の皆

さんからの寄附金で運営しているというふうに承知しております。上田市の場合は高校生に対して月6,000円、年間7万2,000円の給付をしております、通信制の場合は年3万円ということになっています。

県も実はそういうことをしてまして、県の運営する給付型の奨学金も、その原資というのは閉鎖した信濃寮の運営団体の寄附金が原資になっているというふうに承知しております。

○議長（松澤正登君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） 青木村においては、一般財源から歳出を確保するという事は難しいというのが今の現状かと思えますけれども、今御答弁のあった寄附金等ふるさと納税の活用、あるいは使用目的を絞ったガバメントクラウドファンディング、さらには村に関係する大型企業からの協力を仰ぐ、そんなようなことをお考えになって創設に向けた前向きな検討を始めていただきたいと思います、お考えをお聞かせください。

○議長（松澤正登君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） 村民に呼びかけるというような場合、給付型にするような場合、まず膨大な資金が必要になるということが出てくると思います。

それで、その制度を制度化した場合にはそれを継続して実施していかなければいけないために、今ここでそれを呼びかけます、その制度を始めますといったときに、やりました、でも1年しかもちませんでしたでは、これは制度としていかなものかということが予想されますので、相当な考えがないとこのスタートには踏み切れないかなということが今の考えるところであります。

○議長（松澤正登君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） 先ほど例に挙げました立科町ですけれども、給付型の奨学金以外、貸与型の奨学金返済に対して奨学金返済支援制度を設けています。年間返済額の3分の2、上限12万円を5年間、町が返済支援するというものですが、まずもって給付型をすぐに始めるのが難しいというのであれば、こういった返済支援制度、そういったことも考える必要はないでしょうか、お考えをお聞かせください。

○議長（松澤正登君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） 立科町のことも承知しておりますし、実は上田市の場合もそういうことを行っておりまして、奨学金返済支援制度は、市が指定する中小企業へ就職した場合、返還費用の一部を市が補助するという事になっています。こういう補助制度を設けるということになった場合、狙いは何なのか、クリアしなければならない課題は何か、原資はどう

するか等かなり議論を経て考えていかなくてならない問題ではないかというふうに考えております。

現状では制度化するということはすぐにできるとは言いかねますが、ただ一方で、月3万円とか5万円のレベルで無償で貸与するという制度は青木村ならではの制度ですので、この青木村の持っている今の制度のすごさというのも青木村では誇っていいのではないかなというところも考えるところであります。

○議長（松澤正登君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） 貸与型として多くの人を支援しているということは理解しているところでありますけれども、一方で、最初に申し上げた大学卒業時で600万円もの借金を抱えなければならぬという今の日本の現状、そうしたことを考えたときに、給付型あるいは返済型というような形、そういったことについてもしっかりと議論し、検討をお願いしたいということを申し述べておきます。

奨学金に関する質問の最後に、村の奨学金制度の対象者について伺います

貸与規則第3条、奨学生の資格（2）では、「高等学校、高等専門学校及び大学に在学している者」とされております。県の高等学校等奨学金制度では、貸与対象者を「高等学校等に在学する者であること。」として、「高等学校等とは高等学校、特別支援学校の高等部、専修学校の高等課程」と説明されています。村の規定では特別支援学校の高等部等が抜け落ちているように思われますが、この点についての見解を求めます。

○議長（松澤正登君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） 特別支援学校の高等部は準ずる教育として位置づけられております。また、高等部の卒業生には大学への入学、受験の資格があります。したがって、高校に準ずる教育を受ける高等部の生徒も当然対象になると考えております。

○議長（松澤正登君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） 分かりました。再確認ですが、特別支援学校についてもその範疇であるという理解でよろしいわけですね、分かりました。ありがとうございました。

次に、小中学生の通学かばんについてお尋ねいたします。

小学校のランドセルについては、このところ、ランドセル症候群が指摘されるようになってまいりました。平均4キロから5キロ、時には10キロ近くにもなる学用品を詰めたランドセルを背負っての通学は、小さな子供たちの体に多大な負担をかけていることが指摘されております。そのため、最近は様々な形の通学リュックが販売されるようになってまいりまし

た。ランドセルに形の似た商品名「ラクサック」といったようなものも売り出されております。5万円から7万円台が相場と言われるランドセルに対して、通学リュックは数千円から1万円程度であり、重さもランドセルよりもかなり軽量となります。

この際、村として、ランドセル登校を推奨するのではなく、通学リュックでの登校を推奨してはどうでしょうか。また、入学時の保護者負担を軽減する観点から、入学祝いに村として通学リュックをプレゼントするといったことはできないのでしょうか、お考えをお聞かせください。

○議長（松澤正登君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） ランドセルを背負って小学校に入学することに、大きな喜びや夢を感じている子供たちや保護者の皆さんもおられるのではないかと考えています。そのような状況もある中で、教育委員会として、また村として、通学リュックにしていきたいと思いますとはちょっと現在のところでは言いにくいかなというふうに思っておりまして、一つの御意見として承り、社会の動きを見ながら、もし必要があれば対応していきたいと考えております。

○議長（松澤正登君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） 今、教育長がお話になった保護者やあるいはおじいちゃん、おばあちゃんのそうした思いというか、その辺は理解はするところでありますけれども、一方で、先ほど述べたような状況にあることも鑑みて、せめてアンケートを取るとかそういったことをまず手始めにするというような、そういったことから出発してはどうかなと思いますが、お考えいただきたいと思います。

さて、中学生の場合はどうでしょう。青木中学校では、近隣中学校と同様、通学かばんを両肩かけのものとし、あっせんしていますが、中学校入学に際してはこのほかに、男子は詰め襟の学生服、女子は奨励服、また運動着は、上下長袖、半袖、半ズボンなど学校指定のものを購入させています。入学前にこうした一連のものを買いそろえるには相当の出費を要します。

2年前、2022年3月議会で、私は、中学校の制服のジェンダー化について取り上げましたが、その際の教育長の答弁は、今後は、ジェンダーに配慮した制服あるいは制服そのものを外すという考え方になると思う。ただ、今年のPTA活動はSDGsの考え方で動いているので、すぐに制服を変えるということは難しいというものでありました。

それから2年が経過しました。これまでに子供たちや保護者の意識を問うような調査は行われたのでしょうか。また、教育委員会としてイニシアチブを取って啓蒙するような働きか

けはあったのでしょうか。この際、制服のジェンダー化について考えるとともに保護者負担の軽減という観点から、教育長が２年前におっしゃったように、制服そのものの自由化についても選択肢に入れて考えてみてはどうでしょう。また、進学祝い金を支給するなどの取組、先ほど小学生では入学祝い金ということですが、併せてそうしたことについてのお考えもお聞かせください。

○議長（松澤正登君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） 中学校のジェンダーレス化については、生徒会の活動として位置づけていくのか、現在検討している段階であるというふうにお聞きしています。したがって、アンケート調査、それから啓蒙活動といった段階にはまだないと認識しております。

いずれにしても、生徒や保護者の考えを基に検討することになるというふうと考えておりますので、教育委員会としては、その動きを見て必要な助言を行うことになるかと認識しております。自由化についても、生徒や保護者、学校の意向が重要になるというふうと考えております。

それから、進学祝い金についてですが、準要保護家庭に入学準備金として小学校入学の場合は５万４,０６０円、中学校入学の場合は６万３,０００円を助成しております。全家庭に対しての祝い金については提言として承っておきたいと思っております。

○議長（松澤正登君） 坂井議員。

○５番（坂井 弘君） 保護者あるいは学校の意向、そうしたことを見ながらという御答弁は、従来より教育長のいろんな御答弁の中でもそういった声を聞いてきたところです。それも一理あるかと思いますが、一方で、ジェンダーに配慮するとか人権に配慮するとか、そういったことについてはやはり教育委員会としてある一定のイニシアチブを取り、牽引し、そうした積極的な姿勢、そういうことが問われている。教育委員会の見識が必要ではないかというふうに思います。そうしたことを打ち出すこともある面で考えて取り組んでいただきたいということを要望申し上げ、１点目の質問を終わります。

２点目、災害の未然防止策並びに生活環境保全策について質問いたします。

質問に先立ち、本年元旦の能登半島地震によりお亡くなりになられました方々に哀悼の意を表するとともに、被災されました皆様にお見舞い申し上げ、一日も早い復興をお祈り申し上げます。

能登半島地震から２か月余りが経過しました。この間、青木村として、また村民各位からも様々な形で支援の手が差し伸べられてきたところです。

本議会冒頭の村長挨拶でも、今回の能登半島地震から私たちが今すぐ学ぶべき事項はたくさんある、国、関係機関の総括や検証を参考に青木村の安全・安心に努めたいとされました。今回の経験を通し、青木村の防災に関して学ぶべき教訓、課題は何か。先ほど来と同僚議員の質問の中でも幾つかお答えになっていたように感じますが、現段階で教訓、課題として捉えておくべきことについてお考えがありましたらお聞かせください。

○議長（松澤正登君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 先ほど各議員にお答えしたところでございますが、付け加えて申し上げたいというふうに思います。

相次ぐ災害を自分のこととか我が村のことというふうに捉えて、そういうふうに思いますと、災害が起きたことの想定は、あるいは必要なことはよく浮かんでくるわけでございます。もう一つ、被害を受けるのも被害を防ぐのも、それから被害を拡大させるのも、これはもう人為的なことであるというふうに改めて思ったところであります。こういったことを前提に考えていく必要があるというふうに思います。

それから、災害は段階的によっていろいろ対応が違ってくる。すべきことはあるというふうに思っておりまして、予防の段階、応急の段階、それから復旧・復興の段階と、それぞれ段階ごとに必要なことを決めておく必要があるというふうにも考えております。

それから、行政や住民の皆さんと災害対応の在り方を学ぶ上で大切なことだと思ったのは、災害現場に向き合って、あるいは被害軽減のために必死に指揮した人、あるいは災害現場で働いた経験のある人、こういった人の話を我々がもっと身近で聞くチャンスをつくりたいというふうに思っております。今後、防災訓練もありますけれども、消防団あるいは関係する皆さんとこういう場を設けていく必要があるというふうに思っております。当然のことながら、いざというときにどうするかは平時のときに決めておかねばならない大変重要なことであります。

もう一つ、私はよく分からないといひましようか、全てを承知していないのでこれはしっかり検証して、もし村がこうなったら、能登半島みたいな状況になったら、指揮命令系統はどういうふうに全てなっているのかなというのが、新聞、テレビを一生懸命見ているんですけども、例えば当初、中部圏の知事会が表に出てきましたね。それから官邸が出たり各省庁が出てきたりいろいろありまして、一元的にやった資料がなかなか出てこないの、こういうことを承知しておきたい。災害のときに、いつ、私は誰にＳＯＳを出せばいいのかということ、一義的には県とかそういった所になると思うんですけども、もっと短く距離を結

ぶところがあるだろうというふうに思うんです。

例えば私が関係しています水道についてでありますけれども、これは各市町村から各県庁に行って、そして厚生労働省に行って、全国の水道協会に行って、全国の水道協会から中部ブロックの水道協会に行って長野県の水道協会に来ていると。非常にややこしいんですけれども、こういうルールというのは今後いろいろ検証される、あるいは総括されるというふうに思うので、しっかり受けておき、いざというときにどこに的確にこの情報を出せばいいのかということをしっかり勉強しておきたい、承知しておきたいというふうに思っております。

それから、先ほど議員にもお答え申し上げましたけれども、能登半島の道路の状況を見ますと、隣接する市町村と情報交換できるような体制をしっかりとつくっておく必要があるというふうに思っております。

いずれにいたしましても、国等が行います全国の検証、総括、こういったものを受けまして安心安全な村づくりに取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（松澤正登君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） これまでお答えになっていなかった部分についても、補足的に幾つか重要な点を述べていただいたというふうに理解いたします。大変ありがとうございました。ぜひ学び得た教訓、課題をしっかりと整理し、今後の村の防災に役立てていただくようお願いいたします。

具体的に住宅の耐震化についてお伺いたします。この件については既に松本議員、平林議員から質問があったところですので重複する部分をなるべく避けたいと思いますが、かなり重複してしまっていました。

まず、公共施設の耐震化ですが、松本議員からは具体的に昆虫資料館という名称が挙げられていましたが、青木村耐震改修促進計画書、令和3年3月改正によれば、10棟のうち9棟が耐震性を満たしているが、もう1棟、その他の建造物に分類されるものが令和7年までに耐震改修が必要な建物とされており、その同じ令和7年までに耐震化率は100%とするということが盛り込まれています。これは昆虫資料館のことなのかどうか。

また、公営住宅の耐震化の現状と目標では、95戸57棟のうち2棟が1981年以前の建築であり、耐震性未診断とされています。こうした具体的な建物はどんなものなのか。そして、これを100%耐震化に向けた具体的アプローチはどのようにしていくのかご説明願います。

○議長（松澤正登君） 小林商工観光移住課長。

○商工観光移住課長（小林利行君） まず、御質問いただきました公共施設1棟は信州昆虫資

料館であります。こちらにつきましては、今までも多くの改修等を行ってきておりましたけれども、平成28年に村に移管された際に耐震診断が行われているかどうかというのは不明で、ありません。よりまして、耐震補強工事も含めてされていないのが実情であります。

令和6年にこちらの信州昆虫資料館の建物の耐震診断を行うようにいたしまして、その結果に基づいて、耐震補強が必要であれば耐震補強工事等を進めていきたいと思っております。ただ、使われている施設の内容、場所もありますので、必要最低限でやらせていただきたいというふうに思っております。

続きまして、公営住宅2棟につきましては、湯坂下にあります旧県営住宅であります。青木団地と言われまして、昭和39年に建設されておるもので、平成10年に県から払下げを受けた住宅であります。こちらにつきましては、唯一、昭和56年以前の公営住宅であります。ただ、こちらの建物につきましては、簡易平屋住宅ということで屋根のほうも軽量でされていますし、建物自体も構造的には耐震性があるということで、専門家のほうから御助言をいただいておりますことを申し添えます。

以上でございます。

○議長（松澤正登君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） 先ほど松本議員への答弁では、昆虫資料館はB判定というようなお答えだったかと思うんですが、今のお答えですと令和6年度に耐震診断をするというお話でしたが、その辺のちょっと整合性をお願いします。

○議長（松澤正登君） 小林商工観光移住課長。

○商工観光移住課長（小林利行君） 松本議員に答弁させていただいた中では、青木村公共施設等総合管理計画というのが平成29年3月に策定されまして、この中で村の公共施設の長寿命化を図るにはどうしたらよろしいだろうかということを設計士、建築士等で確認していただきました。その中で設計上の健全度調査というのがありまして、その中ではB評価ということで評価をいただいた次第です。

以上でございます。

○議長（松澤正登君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） 耐震化100%を令和7年までにという計画になっていますが、これは達成できるのでしょうか、資料館の場合。

○議長（松澤正登君） 小林商工観光移住課長。

○商工観光移住課長（小林利行君） 令和7年に達成できるように進めたいと思っております。

○議長（松澤正登君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） 続いて、一般の住宅についてはどうでしょうか。これについても平林議員から質問があり、先ほどの答弁の中では、現在の進捗状況は診断数13、補強工事2というふうな数字を挙げていただきました。その数字は、既に先ほど来話題になっています青木村住宅耐震化緊急促進アクションプログラムの中に、平成23年から令和3年の11年間における実績というふうに掲載してございます。ということは、令和3年4月1日以降は全くその状況から変わっていないというふうに読み取れるわけですが、かなりの乖離があると思うところであります。

その乖離を埋めるべくアクションプログラムではその取組内容まで定めており、相談会の実施、リーフレットの作成、ホームページの実績の公表を掲げておりますけれども、既に5年計画のうち3年が経過しております。こうした取組は具体的にされているのか、そして残り2年間で100%達成できるのか、その辺のことについてお聞かせください。

○議長（松澤正登君） 小林商工観光移住課長。

○商工観光移住課長（小林利行君） 村のホームページにおきまして、木造精密耐震診断の実績ということで、平成23年から令和3年度に係る数字、実績を公表させていただいております。今、議員御指摘のとおり、目標数値に向けまして、目標数値90%というものを村のほうで定めておりますが、なかなか数字が上がってこないのは取組に基づかないのが実績ではございますが、住宅総数の母数が3,782戸、それにつきまして耐震性を満たすものが1,908戸、耐震化率50.4%というのが今の現状でございます。

こちらのほうの分母にあります3,782戸につきましては、県の住宅・土地統計調査に基づく数字でございまして、実際にはかなり多くの空き家が含まれているのではないかというふうに思っております。世帯数が1,700ほどですから相当数の空き家が含まれていて、こちらのほうが思ったように数字が上がってこないという現状も否めませんけれども、実際には、私どものほうもホームページや村の広報とかもろもろ、この耐震化に向けて広報に努めているところですが、なかなか取組が結びついていかない状況であります。

また、耐震補強工事につきましては、補助金を使ったものを2件、今まで実績として挙げさせていただいておりますけれども、こちらにつきましては、診断結果に基づいて、設計士、建築士のほうから耐震補強の方法とか工法、金額も含めて住民の皆さんのほうにお知らせしているところでございます。

以上でございます。

○議長（松澤正登君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） 目標を先ほど私100%と申しましたが、90%ですので訂正します。

ホームページ掲載は、令和3年までの進捗状況が載っていることは存じ上げておりますけれども、肝腎なのは取組の実を上げるためにどういう取組をするのか。そのために広報やホームページを活用するということではないかと思うんですね。そうしたところで、こうした助成金があるんだとか、こういう危険性があるんだとか、そういったことをホームページや広報等で流す必要があるんじゃないかと思うんですが、それが見当たらないんです。先ほど村長がおっしゃった部分的にユニットを使うとか、そういう方法もあるんだということをお聞きをしたわけですが、そういったことも含めて広報を徹底して取組を進めていただきたいと思いますが、いかがですか。

○議長（松澤正登君） 小林商工観光移住課長。

○商工観光移住課長（小林利行君） 御指摘のとおり認識させていただきます。また、対象となる昭和56年以前の建物には多くの高齢者が含まれていると思います。高齢者向けへの周知も含めて進めていきたいと思います。

以上でございます。

○議長（松澤正登君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） ぜひよろしくお願いします。

もう1点、これも先ほど平林議員からありましたが、耐震診断及び耐震改修のための補助事業の対象が1981年建設以前のものということについて、これを拡大するようという要望がございました。私からも、この点についてはぜひそのようにしていただきたいということとであり、また、県・国等にも働きかけながら村としても進めていただきたいということを強く申し述べておきたいと思います。よろしくお願いします。

さて、土砂災害特別警戒区域に関して伺います。

村内の急傾斜地の多くの場所が県の土砂災害特別警戒区域に指定され、これを受けて、2014年10月には青木村土砂災害ハザードマップが作成されております。そのために特別警戒区域内での住宅建築に規制がかかり、災害の際の土砂流入を防ぐために特別の対策を施さなければ新たに住宅を建築することができなくなりました。

私は、2017年9月議会においてこの補強工事に助成制度を設けるよう提案しましたが、従来から設けている定住促進応援補助金もしくは住宅リフォーム補助金を活用されたいという御答弁でありました。

そこでお聞きいたします。基準をクリアするための特別な補強工事というのは一体どれぐらいかかるものか、工事単価についてもし見積りが出るようでしたら教えてください。

○議長（松澤正登君） 小林商工観光移住課長。

○商工観光移住課長（小林利行君） いわゆる土砂災害特別警戒区域内、レッドゾーンと略させていただきますけれども、そちらのほうに建物を建てる際に、その土砂の流入といいいますか、土砂に耐えるための構造として、まず建物自体の壁を強化する方法、基礎を強化する方法、その前に擁壁、壁を設置する方法、その２種類が有力というふうに言われています。こちらにつきましては、従来の住宅の建築価格から比べまして、今までちょっと村のほうに事例がないんですけれども、設計士に確認しますと平米20万から30万増というふうに伺いました。

以上でございます。

○議長（松澤正登君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） ありがとうございます。かなり高額な建設の費用がかかるということとをまず確認をしておきたいと思います。

にもかかわらず、従来の補助制度の活用のみで工事を賄うというのはしょせん無理があると言わざるを得ません。定住促進が上限100万、住宅リフォーム20万です。補強工事のための必要経費を上乗せすべきではないかと思うところですが、見解は従来と変わらないでしょうか。

○議長（松澤正登君） 小林商工観光移住課長。

○商工観光移住課長（小林利行君） 住み慣れた地域、また住宅で安心して住んでいただくというのは、お互いの共通の願いだというように思っています。

その中で、今お住いのところがレッドゾーンという、土砂災害の大変危険な地域であるということを御理解いただくように努めていかなければいけないというのはあるんですが、こちらの補強工事につきましても、今これだけ長雨や集中豪雨が多い中で、国・県のほうも補強工事について検討しているようにお聞きしましたので、それを見据えて対応したいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（松澤正登君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） レッドゾーンに該当している、現存する世帯数というのはどれぐらいでしょうか。

○議長（松澤正登君） 奈良本防災危機管理監。

○会計管理者兼税務会計課長兼防災危機管理監（奈良本安秀君） 少し前になりますが、平成24年度の上田建設事務所の調査によりますと、全体で130戸130世帯が該当しておるということでございます。

以上です。

○議長（松澤正登君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） この130世帯についてはそれこそ防御工事をすべきではないかと思うんですけども、この防御工事とかそういった130戸に対する積極的な措置がこれまでに取られていないように思うんですが、危ない場所というように指定しながらそのまま放置している、言わば見捨てているのも同然ではないかと思うんですが、その辺についてはどうお考えでしょう。

土砂災害特別警戒区域内、レッドゾーンにある特定空き家を取り壊し更地化し、その後新たに住宅を建設しようとしても補強工事を施さなければ建築できない。その補助制度も今のところない。今、商工観光移住課長の御答弁では県の動きを見ながら考えていきたいという積極的な御答弁いただきましたが、そうした中でやむを得ず更地化したままにすれば固定資産税が今度は従来の6倍になる。住宅建設ができない、名目は宅地だけれども、そこに6倍の固定資産税を払い続けていかなければならない。こういった制度はまさに踏んだり蹴つたりの制度と言わなければならないんじゃないでしょうか。

レッドゾーンにある建物を取り壊し更地化した場合、固定資産税を6倍化することなく、従来どおりもしくは引き下げるべきと考えます。村ではいかがお考えでしょう。こうした土地の固定資産税について特別の軽減措置を取っている自治体はないでしょうか、お答えください。

○議長（松澤正登君） 奈良本税務会計課長。

○会計管理者兼税務会計課長兼防災危機管理監（奈良本安秀君） 議員おっしゃるとおり、現在、固定資産税には住宅用地特例というものがございまして、住宅が建つ土地にかかる固定資産税は、更地に係る固定資産税と比べて約6分の1などに減額される特例でございます。

仮にこの住宅を取り壊して更地化した場合はじゃ逆に6倍になるかと申すと、決して6倍ではなくて、土地の評価額というものが急上昇した場合などには、そのまま税額が上がらないように負担調整措置というものが取られまして、負担調整は、去年に比べて今年がどのぐらいあるかというその負担水準を計算して課税標準額というものを決めますが、相当額がそ

の課税標準、このような場合に、負担水準が70%を超えてくる場合はその年の評価額の70%相当額を課税標準額としますというような計算をしますので、単純に住宅を壊したから6倍になるのではなくて、おおむね3倍から4倍になるのが一般的でございます。

土砂災害特別区域、いわゆるレッドゾーン等に指定された土地についての固定資産税の軽減というのは、土地に一定の利用制限がかかるという視点から、土地の評価額に所要の減価補正を行い軽減することが考えられます。住宅を取り壊す、取り壊さないに関係なく、その土地の評価額自体に減価補正をかけるという軽減措置でございます。

こういった軽減措置を行っている自治体というのは、実は近隣の自治体は既にこういった減価補正等の措置に対応しているということでございましたので、当村におきましても至急検討して減価による補正を実施してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（松澤正登君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） 今お聞きして、近隣は既にやっていると。要するに青木村だけが乗り遅れてしまったというのが今の実情だということでお聞きしたんですが、なぜ青木村だけ乗り遅れたんでしょう。また、近隣では評価額をどの程度に補正しているのでしょうか。お願いします。

○議長（松澤正登君） 奈良本会計管理者。

○会計管理者兼税務会計課長兼防災危機管理監（奈良本安秀君） なぜ青木村だけ乗り遅れたかというのは、個々に行っている減価補正措置でございますので、なかなか近隣の情報としてそういった情報も得られなかったということであったりとか、もろもろの理由があると思いますので、そういったことを反省して、至急、減価補正による対応を実施してまいりたいと思っております。

それで、近隣の市町村で行っている減価補正の率は、一律ではないですけれども、おおむね近隣の市町村の率を見ますと、その土地が土砂災害特別警戒区域にかかっていた場合に、最大で30%の減価補正をするという自治体が多くありました。

以上でございます。

○議長（松澤正登君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） 補正を直ちにやるんでしょうか。いつやるんでしょう。

○議長（松澤正登君） 税務会計課長。

○会計管理者兼税務会計課長兼防災危機管理監（奈良本安秀君） 実は現在、上田建設事務所

のほうで前回作成した土砂災害特別警戒区域のデータの見直しのための基礎調査というものを実施しているそうでございます。その基礎調査自体が令和6年度末の業務完了を目標にしておきまして、令和7年度中にデータを提供していただけるというようなスケジュール感で事業を進めているというふうに聞いております。

そのデータを村は頂いた後、そのデータとうちが持っている固定資産税の課税台帳の地図データと重ね合わせて、どの土地がいわゆるレッドゾーンにかかっているかという作業を行う期間が一定期間、約1年間ぐらいかかってしまうんですが、これは業者に委託して行ってもらえるようになります。それを受けて今度、該当している土地についての減価補正を行うという作業になりますので、令和7年中にデータをいただくので令和8年に、現在、固定資産税の評価替えは3年ごとに行わせていただいています。令和6年度が評価替えの時期になっておりますので、この作業を終えて、次の令和9年度の評価替えのときには反映させていくことができるようにしたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（松澤正登君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） 先ほど言いましたが、2014年頃あるいはそれ以前にレッドゾーン指定があったわけですね。それからずっと、他の市町村では補正がされていたのに青木村では令和9年まで補正がされなかったということですね。これ、今までの分はどうなるんでしょうか。遡って補正をすべきだと思うんですが、その点や、それからまたこれまでに発生した事象についても適用できるのかどうか。当然適用するんだと思いますが、その辺についてお伺いします。

○議長（松澤正登君） 奈良本税務会計課長。

○会計管理者兼税務会計課長兼防災危機管理監（奈良本安秀君） 今御指摘いただいた事項も含めて、今後の検討課題として検討させていただきたいと思います。

以上です。

○議長（松澤正登君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） ぜひ村民が不利益を被らないようにお願いしたいと思いますし、それから、先ほど30%引けるという評価額のことでありますが、青木村が導入が遅れたというふうな反省も含めて、ぜひ評価額が従来と変わらないような形に持っていっていただきたいというふうに思うところであります。

次ですが、先月1日、当郷区において竹内製作所の事業拡張並びに社員寮建設に伴う事業

説明会が開かれました。その際、私は2点の質問、要望をいたしました。

1点目は異臭についてです。竹内製作所からは現在稼働中の工場の東側に塗装工場と資材庫を建設予定であることが説明され、参加者から塗装工程における臭気を心配する声が上がりました。工場側からは最新装置により臭気が屋外に出ることはないという説明がありましたが、現状においても工場北東の塗装建屋から強烈な塗料の臭いが拡散されており、散歩する住民、また風向きによっては東側の住宅地まで臭いが届き、苦情が寄せられていることを指摘いたしました。工場長らはその事実も知らなかったと答えられ、その後、当然対処されると思っていたのですが、先月末になって再び住民から苦情が寄せられ、駆けつけてみると確かに強烈な塗料臭が漂っていました。こうしたことに対して村としては指導、規制をすることはできないのでしょうか。

竹内製作所の進出を前に、2020年3月議会において私は村の環境保全に関する条例施行規則が不備であることを指摘し、一昨年、2022年2月に整備改正されました。しかし、この規則で悪臭の規制対象となっているのは動物の飼育や汚物、廃棄物の処理に関するものであり、工場から排出される化学物質についてはうたわれていないように思われますが、見解をお伺いします。

○議長（松澤正登君） 小根沢住民福祉課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） それではお答えいたします。

青木村環境保全に関する条例施行規則に規定する悪臭に関する規制の根拠法令につきましては、国の悪臭防止法、それに基づきます悪臭防止法施行規則、悪臭防止施行令等の規定に基づいております。その規定の中で規制地域、規制物質、規制基準というのが規定されております。規制物質につきましては、アンモニア、硫化水素等の22物質がその中で規定されているところであります。

また、法令の中では規制地域につきましては県が指定するということにされておきまして、都市計画法の規定に基づきます住居専用地域、商業施設、工業地域等の用途指定地域が指定されておきませんが、青木村におきましては、規制地域の地域指定がされているところがないために規制の対象外になっております。

今、議員から御質問がありました施行規則に規定されていないと、そういう御指摘があったんですけれども、そもそもこの悪臭防止法という法律に基づきますと、青木村の施行規則に規定されているもの以外に工場とかその他の事業所につきましてはもう規制の対象になっておりますので、村の施行規則に規定がないものにつきましても国の法令においては規制対

象になっております。

ただ、今申し上げましたように、指定の規制地域につきましては県の指定になりますので、青木村においてはその地域指定がないために規制の対象になっていないということでございます。

以上でございます。

○議長（松澤正登君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） よく分かる御説明ありがとうございました。

そうしますと、この悪臭については何も規制がかけられないということですか。

○議長（松澤正登君） 稲垣建設農林課長。

○建設農林課長（稲垣和美君） それではお答え申し上げます。

議員も出ていただきました過日の説明会の数日後でございますけれども、竹内製作所の担当社員、また県内で環境測定を行っている会社の担当で現地を歩いていただいたというふうにお聞きしております。

議員や住民の方からお話があったとおりでございます。社員の方からも、風向きによってはやはり塗装の臭いがするというような話も聞いております。その後、役場のほうで今後の対応についての打合せを行いたいということでお越しをいただきました。その際、村からは竹内製作所に対しまして、まず塗装作業を行っている際に、この臭気に関しては嗅覚の測定法、それから、先ほども住民福祉課長から答弁がありましたとおり、22の物質を分析する機器の解析法という2つの調査がございまして、この2つの調査をいずれも行っていただきたいというところで今お願いしているところでございます。

今現在の青木工場の塗装作業におきましては、臭気に関して消臭剤と水蒸気による消臭機器というものを設置しているというふうに説明を受けておりますが、今後、この2つの調査を実施していただいた結果を受けて、県下で基準を設けている自治体の基準も参考にしながら、必要に応じて何らかのさらなる対策を講じていただくようお願いしたいというふうを考えております。

竹内製作所からは、従来からの地域の皆さんとともに良好な関係を発展してまいりたいという考えであるということをお聞きしておりますので、その言葉を受けて、良好な関係を維持していただくために引き続き方策を取っていただくよう、村からお願いしてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（松澤正登君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） 調査をするということですが、そこに期待したいと思いますけれども、一方、異臭は放たれたままなんです。これについて止める方策をまず取ってもらいたいというふうに思うんですが、その点も含めて要望しておきたいと思います。

それから、規則等では規制できないという今の現状からして、今、建設農林課長からもお答えがありましたけれども、村の独自の規制というか、そういったこともある面では必要ではないかなと思いますので、そうしたものを含めて今後の対策をお考えいただきたいというふうに思います。

2点目の指摘は社員寮建設に関わってです。建設に際して、竹内製作所並びに建築業者であるセキスイハイムによる近隣住民宅を戸別訪問しての挨拶はありましたが、4棟もの社員寮があのような密集した形で建てられるということは説明されておませんでした。想定外の状況に不満を漏らす住民が少なくありません。とりわけお隣の若者定住促進住宅に住んでいらっしゃる方からは、子供がいて、これまで日に3度、洗濯物を干すことができた、今は一度切りしか乾かないと切実な声が寄せられています。

竹内製作所の側からしてみれば、建築基準法にのっとった建築物であり問題はないということになるかと思いますが、住民感情からすれば不満が募るところです。今後、村内への企業進出によって日照権が問題になる事例が出てくることも考えられます。

村としてこうした問題にどう対処されていくのか、今回の進め方は果たしてこれでよかったのか、村としてどうお考えか、教訓とすべきことは何か見解をお聞かせください。

○議長（松澤正登君） 稲垣建設農林課長。

○建設農林課長（稲垣和美君） 村としましては、今回この社員寮の建築工事に入る前に地元説明会を開催していただくようお願いしてきたところでございますが、結果的には、議員がおっしゃるとおり、竹内製作所側からは周辺のお宅を1軒ずつ回って丁寧に説明するというところでございました。

直近の対応といたしまして、今の社員寮の東隣になります村営住宅森第二団地に入居されております上下2軒、西側のお宅でございますけれども、こちらにつきましては、前回の説明会の後に御連絡を1軒ずつ取りまして、竹内製作所が目隠しフェンスの設置、それから東南側の社員寮2階通路の東の端にのぞき見防止用のネットを設置する内容についての説明を事前にさせていただき、その後、設置をさせていただいたというふうに理解しております。

今回、竹内製作所が社員寮を計画、設計する上で周辺住民の皆さんへ配慮した点というこ

とでお聞きしてある点が6点ございます。1点目は、村営住宅との境に目隠し用のフェンスを設置、2点目としまして、社員寮の建物東側には窓を一切造らない、3番目としまして、ごみステーションを敷地内に設置し自前で収集運搬する仕組みとし、地元のごみステーションは使わない、4番目としまして、高さを規制するため2階建て以上の高層にはしない、5番目としまして、北側歩道への影をできる限り抑えるため歩道との境界から一定の距離を確保する、6番目としまして、敷地から国道及び北側歩道への人・車等の移動を制限し、出入口を西側の1か所のみとしたというふうにお聞きしております。

今回、いずれにしましても、説明会で大勢の住民の皆さんから御心配や懸念の声をいただいておりますので、今後につきましては、また拡張計画等もお聞きする中、工事等に着手する前の構想段階で地元説明会を開催し、地元の皆さんに御理解、御協力いただくような丁寧な配慮をお願いしてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（松澤正登君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） 大型企業の進出等によって近隣住民との摩擦が起きないように、規制条例を設けることも含めて村としての指導力を発揮していただくよう強く要望しておきたいと思います。

以上、2点目の質問を終え、3点目に移ります。

自立支援のための医療福祉策について質問いたします。

昨年11月21日付信濃毎日新聞に、精神障害者の入院医療費助成に関する記事が掲載されました。報道によれば、精神障害者の入院医療費の助成を行っている県内の自治体は半数の38市町村、東信地方で助成を行っていないのは青木村のみ、お隣の坂城町でも助成を行っているということでした。この報道内容は事実でしょうか。

○議長（松澤正登君） 小根沢住民福祉課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） それではお答えいたします。

報道の内容につきましては、精神保健福祉手帳を所持している者に対して入院医療費の助成を行っているかということであるかと思えます。

少し制度が複雑なので分かりにくいんですけども、青木村では、精神保健福祉手帳の所持を条件としまして入院医療費の助成は確かに行っておりません。ですが、手帳の交付のみにかかわらず障害者年金を受けている方、この方に対しましては入院医療費の助成を行っております。現在のところ、障害者年金受給者は約40名ほどになりますが、入院医療費の助成

を行っているということでございます。

以上でございます。

○議長（松澤正登君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） ちょっと頭が回ってなくてごめんなさい。

年金をもらっている方は先ほどの精神保健福祉手帳を持たれている方と重複する人もおありかと思いますが、そこから外れる方もいるということで理解していいですか。

○議長（松澤正登君） 小根沢住民福祉課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） 御指摘のように、精神保健福祉手帳の所持と年金の受給というのはイコールではございません。ですから、手帳を所持していて年金も受給している方もおりますし、手帳を所持していて年金を受給していない方もおります。逆に手帳を所持していなくて年金だけもらっている方もおりまし、両方とも対象外の方、この4パターンがあると認識しております。

ですので、青木村の場合には、年金を受給している方、年金受給者の中には当然手帳を所持している方もおりますし手帳を所持していない方もおります。この方につきましては今把握している中では約2名ほどいらっしゃいます。逆に手帳を所持していない方で年金を受給している方、この方については6名から7名ほどいらっしゃいます。ですので、手帳と年金の受給者がイコールではないという現状があります。

ただ、青木村の場合は、現状としますと、幅広い対象者の方に入院医療費の助成を行っているということで認識しております。

以上でございます。

○議長（松澤正登君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） 確認ですけれども、精神保健福祉手帳をお持ちで年金支給を受けていない方が2名とおっしゃったんでしょうか。そうすると、2名が外れているだけだということですね。

そうしましたら、信毎報道ではああいう形で報道されてしまうと、青木村はいかにもやっていないような感じを受けてしまって、とてもショックを受けたんです。では、ほかの市町村は精神保健福祉手帳をお持ちの方についてやっているという報道ですね、言うなれば。そうしましたら、青木村はあと2名でしたら、そこまで広げてほかと足並みをそろえたらどうですか。

○議長（松澤正登君） 小根沢住民福祉課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） 先ほど申し上げましたように、現在の青木村の制度は対象範囲が他の市町村と比較しましても幅広い範囲になっております。通院に限りましては手帳所持、年金受給、どちらかに該当すれば対象ということで、基本的には先ほど申し上げました4つのパターンがあるんですけれども、4パターン、両方とも対象外の方以外の方については入院医療費の助成も行っております。

ということでありますので、現在の制度は他の市町村と比較いたしましても対象範囲を拡大しての非常に充実した制度でございますので、もし今後、今、県のほうの助成制度はございませんが、県の助成制度等の変更等がございましたら、その時点で検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（松澤正登君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） 青木村のほうが優れているんだというふうにお聞きいたしました。ただ、この2名についても救っていただきたいなという、その辺も御検討いただきたいと思います。

では次にまいります。最後です。

高齢難聴者の補聴器購入助成、この件に関しては今まで何度も質問してまいりましたが、前向きな答弁はいただいております。国の行政姿勢を見ておりますと、残念ながら福祉切捨ての方向に流れています。地方が声を上げなければ国は動きません。

青木村では、18歳までの子供の医療費を無料にし、窓口負担もなくなりました。加えて、昨年から受益者負担分も取り払い完全無料化を実現しました。こうした動きの中で県も次第に助成範囲を拡大し、就学前までから小学3年生まで、さらには今般は中学3年生までと医療費を無料にしようとしています。国もようやくペナルティーを取り外すまでになってまいりました。まず地方が動くことが実現への早道であるということを如実に物語っていると思います。

子供の医療費完全無料化を実現するに当たって、村長は2022年6月議会でこう答弁されています。財源が不安定な状況にあるので、より慎重に考えたい。しかし、県下の3分の1の市町村が受益者負担ゼロもしくは3分の1というような状況なので、研究をさせていただきたい。まさに画期的な御答弁でした。こうして子供の医療費窓口完全無料化を実現したわけであります。

2022年5月、長野県で補聴器の購入助成を行っている自治体は、木曽町、南木曽町、南

牧村、南箕輪村の4町村だけでした。それから2年、今や14町村に飛躍的に拡大しています。そして、この3月議会でお隣の長和町でも補聴器の購入助成を導入するやに聞いております。3分の1までにはなっていませんが、2割の自治体が導入に踏み切っています。こうした動きをどのように感じていらっしゃるでしょうか。青木村でもいよいよ実現すべきときではないでしょうか。お考えをお聞かせください。

○議長（松澤正登君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 村の次年度の予算編成の際に、各議員さんと個別に約1時間ぐらいずつ時間をいただきまして、いろいろディスカッションをしましてまいりました。議会の冒頭で御挨拶申し上げましたように、全議員さんから保・小・中の給食費の無償化について強い御要望をいただきました。その際、私のほうから、補聴器の補助については給食費を無償化すると財政的には大変厳しいというお話をさせていただいたところでございますが、今、坂井議員がおっしゃいましたように14市町村で約2割が始めたということは、私も少し拡大してほとんどの市町村に電話で聞いてみました。今お話がありましたように長和町では来年度に予定していると、それから小海町、朝日村、木島平村でも来年度に新たに実施する予定というふうに聞いております。

これまで金井とも子議員、居鶴貞美議員、杓掛計三議員、松澤正登議員からも同様の御質問を長くいただいてきたところでございますので、今後、やっている町村から助成の費用の内容、補助額、対象者などあるいはそういった課題などの調整をいただきながら、実現に向けて検討してまいります。

○議長（松澤正登君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） 感動を持ってお聞きいたしました。先ほど子供の医療費窓口完全無料化のときの御答弁も紹介したわけですが、同様に前向きに考えていく、その表明をいただいたというふうに思い感無量であります。

ぜひ実現に向けて一步を踏み出していきたいということを申し上げ、以上3点にわたりました私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（松澤正登君） 5番、坂井弘議員の一般質問は終了しました。

ここで暫時休憩といたします。

13時30分開会といたしますので、よろしくお願いします。

休憩 午後 零時33分

再開 午後 1時30分

○議長（松澤正登君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◇ 沓掛計三君

○議長（松澤正登君） それでは一般質問を続けます。

9番、沓掛計三議員の登壇を願います。

沓掛議員。

〔9番 沓掛計三君 登壇〕

○9番（沓掛計三君） 9番、沓掛計三でございます。

本日は、水道水の安定確保対策についてということで一問一答で質問しますので、よろしくをお願いします。

それでは質問に入ります。

昨年の小雨等異常気象により、秋頃から主水源である滝川ダムの水位低下による水道水の節水を村民にお願いし、断水することなく給水したことは、職員は本当に御苦労さまでございました。

村は、滝川ダムを中心に、水道統合整備により、村の90%ぐらいはこの水源からのポンプアップ等で配水できると考えていました。これだけ長い節水は私の記憶からはありませんでした。1月の能登地震災害後、水の大切さを改めて認識いたしました。しかし、今回の水不足の原因が昨年の異常気象によるということだけで済ませてよいのかどうか、今後の対策について御質問いたします。

それでは質問要旨に入ります。

上田市や長和町は美ヶ原、菅平、千曲川、白樺湖、和田峠などの大きな水源を持っておりますが、青木村は山の稜線が迫っており豊富な水源はなく、主水源として滝川ダム、市ノ沢堰堤、原池水源を主とした水道水の統合整備をしてきました。この3水源の平時期に対する集水状況はどのようになっているかお聞きします。

○議長（松澤正登君） 稲垣建設農林課長。

○建設農林課長（稲垣和美君） それではお答え申し上げます。

御質問にありましたように、滝川、市ノ沢、原池、この3つの水源が青木村の水道水の主水源でありまして、これらで村の全体の約85%を担っている状況でございます。滝川、市ノ沢につきましては、2つのダムから取水後に浄水場におきまして急速ろ過、滅菌をした後、配水しておりまして、原池に関しては、湧水で滅菌のみをして配水しているという状況でございます。

平時につきましては、これらの水源は十分な水量を有しており、それぞれ余水もある状態でございます。滝川と市ノ沢の臼川堰堤につきましては、農業用水としても利用されているという状況でございます。

以上です。

○議長（松澤正登君） 杓掛議員。

○9番（杓掛計三君） 昨年度ですか、節水をお願いしたときは、私は滝川ダムという感じで思っていたんですけども、それぞれの水源は今までの予定のと通りの何%ぐらい取水していたのか分かりますか。

○議長（松澤正登君） 稲垣建設農林課長。

○建設農林課長（稲垣和美君） 予定といたしますか、原池に関して、実はかなり深刻な状況が昨年の12月中旬頃に起きました。具体的な取水量というものを で測っているわけではないんですけども、通常は渇水期と言われる2月頃の渇水のときと同じような取水量しか昨年の12月中旬ではなかったと。それから、滝川ダムの余水がなく堰堤の水位が下がってきたということから、今回、節水の御協力をお願いしてきたという経緯でございます。

以上です。

○議長（松澤正登君） 杓掛議員。

○9番（杓掛計三君） 市ノ沢堰堤からの水道水の確保のために配水管等の施設整備をして滝川水系との連携を図り、村で最大の配水池である夫神配水池への安定供給の確保を計画したと思うが、現在、入奈良本の市ノ沢と滝川ダム、あと夫神配水池の連携というのはうまくいっているのかどうか。

○議長（松澤正登君） 稲垣建設農林課長。

○建設農林課長（稲垣和美君） 過去には夫神配水池というのは滝川水系だけで運用しておりましたけれども、今、議員からお話がありました統合整備事業を経まして平成30年度より市ノ沢浄水場が本格稼働しまして、現在は、夫神配水池につきましては滝川と市ノ沢の両水系

で運用しております。

この両水系の配水量を調整することによりまして、滝川水系の配水量を減らし取水量を温存することが実現できた結果、今回のような渇水期であっても安定供給することができたということでございます。さらには、その温存したことによって、水源が減ってきた原池のほうにも一部ポンプアップすることで、この3つの水系をうまく調節することで結果としてバランスの取れた配水ができた結果、安定供給につながったということで理解しております。

以上です。

○議長（松澤正登君） 沓掛議員。

○9番（沓掛計三君） 今回、節水については村全体に依頼してきました。現在の滝川ダムの水位状況、気象状況にもよりますが、今後の予測について、また節水対策による効果についてですけれども、この間、個人に節水をお願いした中で、節水状況や水道料金の減収等について、短期間であるかと思えますけれども、どの程度の節水量をふだんよりしてもらったのか、水道料金がどのくらい減ったのか、分かればお聞きしたいと思います。

○議長（松澤正登君） 稲垣建設農林課長。

○建設農林課長（稲垣和美君） 現在では、滝川ダムにつきましては満水の状況でありまして、僅かながら堰堤からオーバーフローもしているという状況でございます。この2月の中旬以降に降った雨と気温の高い日が続いたことで降り積もった雪が解けた結果、ダム湖水の流入量が増えまして、2月末にダムが満水になったという経緯でございます。今後、定期的に雪や雨が降って水量が回復してくれば水量不足は解消し、渇水状態から脱却するものと考えております。

しかしながら、先ほども申し上げましたとおり、湧水水源については、昨年秋以降の雨不足が続いた影響によりまして十分な水量がいまだに確保できていない状況でございます。特に一番大きな原池水源につきましては、先ほども申し上げましたとおり、昨年12月中旬時点で例年の渇水が最も心配される平年の2月と同程度の水量しかない状態ございまして、このままでは当時、冬期間を乗り切ることが困難ではないかという危機意識の下、昨年末以降から、村民の皆さんに節水を呼びかけて協力をお願いしてきたところでございます。

その結果、12月、本年の1月分の検針データを昨年同時期と比べますと、皆様の御協力のおかげによりまして約1,700立方メートルの節水につながったところでございます。逆に水道料金に関しては、1か月換算で約11万円の減収という結果になりました。

以上です。

○議長（松澤正登君） 杓掛議員。

○9番（杓掛計三君） 私は滝川ダムが一番取り入れが駄目だったとかという感を持っていたんですけれども、今言われたのでは原池が一番いけなかったということ、この原因についてはお分かりですか。

○議長（松澤正登君） 稲垣建設農林課長。

○建設農林課長（稲垣和美君） 正式なところの結果というのは分かりませんが、かつて20年ぐらい前にすごい渇水があつて、滝川ダムの堰堤の水位が5メートル以上低下したような時期がございましたけれども、やはりそのときも原池水源についてはそれほど大きな影響がなかったというふうに記憶しております。

ただ、今回は雨不足が続いたという影響で、滝川ダムの水位が下がったのにつられて、湧水水源であります原池水源についても減ってしまったということでございまして、山の湛水能力が減少してきているのも一因ではないかというふうに認識しております。

以上です。

○議長（松澤正登君） 杓掛議員。

○9番（杓掛計三君） 原池水源は、自然ですかね、山の中腹から取っているんですけれども、ここら辺というのは今までなかなか経験したことがなかったんですけれども、その辺が減ってくるという理由もなかなか分かりにくいのかなと思います。

次に、漏水状況について、私は、今回の節水は、先ほどから言っていますけれども、滝川ダムの水位低下によるものと解釈してきたものです。これほど貯水量が減るということは漏水も大きな原因ではないかと思います。各配水池への送水管の漏水、各家庭への配水管の漏水、各配水池からの送水及び特に夫神配水池からの深夜の水の動きはどうだったのか。昔は下にテレメーター等がありましたけれども、今はパソコンとかスマートフォンで活用しているようですけれども、その深夜の水の動きというのを見るとある程度の漏水は見えるんですけれども、そのところはどんな状況だったのか。

○議長（松澤正登君） 稲垣建設農林課長。

○建設農林課長（稲垣和美君） 現在、各配水池からの配水流量あるいは水位につきましては、担当職員に貸与しておりますスマートフォン、それからタブレットパソコンでいつでも確認、監視できるシステムというものを導入しております。また、係内でも共有しておりますし、一部機器のメンテナンス業者にも同様にスマートフォンで確認できるような環境を取っております、複数の目で監視しているという状況でございます。

御承知のとおり、漏水を調査するというのは、基本的に夜間水の使用がほとんどないと見込まれる深夜時間帯の配水量が、イコール漏水流量ではないかというふうに考えております。夫神配水池は、直近では深夜時間帯に1時間で約9立方メートルの配水流量が観測されておりますので、この量が漏水の量になっているのではないかというふうに推測しております。

以上です。

○議長（松澤正登君） 杓掛議員。

○9番（杓掛計三君） 過去に、私も自分で知っているからいけないんですけども、深夜から、12時過ぎからですかね、早朝にかけて見ると一番よく分かるという状況です。今お聞きしますと、かなりの水量を夫神配水池から村松、当郷、殿戸のそれぞれの配水池まで送っているかと思えますけれども、それだけ把握しているとすれば、漏水箇所の調査というのはやればある程度は分かりはしないかと思うんですけども、どうですか、そのところは。

○議長（松澤正登君） 稲垣建設農林課長。

○建設農林課長（稲垣和美君） 漏水の調査状況でございますけれども、以前は、議員からのお話のとおり、専用電話回線によりまして役場のテレメーター室でのみ配水池等の状況を確認するという仕組みでございましたが、先ほど申し上げましたとおり、現在はスマートフォンで浄水場や各配水池の水位、配水流量、送水ポンプ室の稼働状況など、いつでも、どこでも確認できる遠隔監視システムというものを採用しております。

これは、異常がありますとすぐに警報が職員のスマートフォンに通知されることから、以前に比べて迅速な対応ができていう状況でございます。こうしたことによりまして大きなトラブルになる前に対応することが可能になりましたが、残念ながら全ての水道施設にまだ導入が済んでいないことから、一部の施設では職員が施設へ出向いて直接確認をしているという状況でございます。

漏水を限りなくゼロに近づけるために、常日頃から監視システムを確認、また夜間の配水量が増加した配水系統では、民間企業者へ委託しまして漏水調査を実施し、漏水箇所を発見し修理につなげたり、あるいは前年同月比で使用水量が多いお宅への再検針を行い、宅内の漏水を確認するなど、早期発見・早期修理に努めておりますが、残念ながら完璧に漏水を解消するというのはなかなか難しいのが実情でございます。

以上です。

○議長（松澤正登君） 杓掛議員。

○9番（杓掛計三君） 漏水が調査して分かれば一番いいわけですけども、なかなか難しい。

それは確かに難しい部分があります。どこにしみ出しているのか分からない、また、山とかいろいろなところを管が通っていますからなかなか分かりにくいというのはありますけれども、漏水調査のほうもやはりやっていかなければいけないのかなと思います。

次に、統合整備事業の制度上といいますか、また安全水質上、問題があるかと考えますが、統合整備がされる前は各集落では山からの地下水や表流水を有効活用してきました。今回の能登半島地震等自然災害時には緊急の水源としての活用もやむを得ないのではないかというふうにも思います。このような水源は、ふだん活用しなくても緊急時には活用できるよう、今言いましたように昔からの水源の整備、点検、管理はしておいたほうがいいのではないかと。また、井戸水なども飲料水ではなく下水等に使えるよう、それぞれのところで整備していってもらような考え方を持っていかなければいけないのではないかと思いますけれども、この点については。

○議長（松澤正登君） 稲垣建設農林課長。

○建設農林課長（稲垣和美君） 今回のような渇水になった現状を受けまして、改めまして青木村の水源が天候に大きく左右されるエリアにあるんだということを再認識したところでございます。緊急時の水源確保や長期間断水した際に飲料水以外の生活用水として井戸水を利活用するなど、今、議員から言われたとおり、能登半島地震のような大規模災害を教訓としまして、村としても様々な準備を整えていかなければならないというふうに認識しております。

もとより水量の確保が難しい土地柄ではありますが、既存水利の活用も含めまして、総合的な防災対策の一環としまして、今後、水質や水量の調査等を含めて検討を進めてまいる必要があるというふうに認識しております。

以上です。

○議長（松澤正登君） 沓掛議員。

○9番（沓掛計三君） 先ほど言ったように水質上の問題はありますけれども、やはりそういう水源というものも、全く使わないとどうしても水源自体が駄目になってきちゃうもので、その点については今後も、ただ今の人員体制ではちょっと大変だなという気がしますが、管理していってもらって、緊急時には使えるような方法を取ってもらいたいと思います。

特に釜房とか夫神、殿戸、弘法等、中村もそうですけれども、それぞれに表流水とか地下水を使った結構有能な水源もあると思いますので、滝川等、あちこちに頼ることなく、こういうところもある程度の整備はこれからもお願いしていきたい、やってもらいたいと思いま

す。

次に、青木村の公共下水道や簡易水洗など、80％ぐらいは水洗化されていると思います。水道水の安定的な供給がなければ快適な生活もできなくなる、また、あまり節水を求めてしまうと上下水道会計を圧迫してしまうため、一般会計からの繰り出しが多くなりほしくないかということで、水道水の安定供給のためやはり抜本的な対策が必要と考えるが、村の考え方、対策について伺います。

○議長（松澤正登君） 稲垣建設農林課長。

○建設農林課長（稲垣和美君） 水道、下水道事業ともにでございますが、議員が御存じのとおり、本来であれば公営企業会計としまして独立採算制で、それぞれの実財源で事業を運営していかなければならないというのが大原則でございます。今回のような節水を呼びかけた結果、収入減とはなりましたが、水道事業者の責務としまして、水道水の安定供給を行うことが第一義であるという考えに立って、水系の調整をした上でなお水不足が見込まれる場合には皆さんに少しずつの節水の御協力をいただくことで、結果として給水制限や断水の事態を回避する対応を取ることが責務であるというふうに考えております。

水不足の根本的な解決には、やはり水量の安定した水源の確保が重要であると考えております。先ほども申し上げましたとおり、緊急時に備えた水源の整備等は今後検討していかなければならない課題であります。まずは今ある水源から確実に取水できるように、導水管の布設替えを来年度から行う計画でございます。

導水管は、議員御存じのとおり、水源から配水池まで水を導く導水する管のことであります。その多くは山の中に布設されております。この管路が漏水しておりますと、配水池に十分な水が確保できないだけでなく、山中に布設されていることから漏水箇所の発見が難しく、修理までに時間が長引くことも懸念されます。そのため、今回、国庫事業を使いまして、導水管の更新を優先にした管路更新を来年度から行っていくという計画でございます。

以上です。

○議長（松澤正登君） 沓掛議員。

○9番（沓掛計三君） 大分お金を使うことですが、水というものは大切なものでそういうことをお願いできればと思います。

過日、全員協議会で村長より滝川ダムが満水になりましたという報告がありました。現在の降雨量にしては満水が早く来たんじゃないかなと私は話を聞いたときに感じました。やはり村の最大水源は滝川ダムでございます。ダム上流については国有林野内の沢沿いが荒れて

いると聞いております。また、ダム上流からの土砂流入も多くなってきているのではないかと。土砂流入により貯水量が実質減っているから意外とこのくらいの雨で満水になったのか、それとも、先ほど言ったように入奈良本等を調整した中でうまくいったのかどうか。

それと、このダムですけれども、ダムの建設から既にちょうど50年か50年以上たつかと思えます。これは水道水のためのみではなく、あそこは砂防ダムでもあるので、土砂の搬出も時期を見て実施、点検の国・県への要望が必要であるとするが、現在のダムの状況等についてお聞きできればと思います。

○議長（松澤正登君） 稲垣建設農林課長。

○建設農林課長（稲垣和美君） 滝川ダムにつきましては、1978年の竣工から46年を経過しておりまして、議員の御指摘どおり、砂防ダムとしての役割を担ってきております。同時に、村の一番の取水口としましてその恩恵にあずかっているわけですが、安定した水量を確保する上で、ダム湖へ土砂が流入して堆積量が増えることは大きな懸念材料でございます。

堆積量を確認するために、直近では令和5年3月に調査会社に委託しまして、その際は水中カメラを用いてダム湖の水中の状況を確認いたしました。その結果、今のところ、取水に影響が出るような堆積量というものは見られなかったという調査結果でございますが、その辺を受けて直ちにしゅんせつする必要はないというふうに判断しておりますが、引き続き定期的な調査、場合によってはもう少し詳細な調査をして確認してまいる必要があるというふうに考えております。

以上です。

○議長（松澤正登君） 沓掛議員。

○9番（沓掛計三君） 現在は入奈良本からの堰堤からの水を一番大きい夫神配水池へ出せるという話ですので、時期を見て、上流側のほうへかなり土砂が食い込んできているのではないかと。先ほど言いましたように、大分、上の沢が荒れていると。さらに、あの上には堰堤が何本か入っていますけれども、地元の人たちに聞くとあの上の堰堤自体がオーバーしているといいますが、サッシ等をオーバーしている話も聞きますもので、この土砂の搬出については、砂防ということもありますので県等と早めに手を打ってもらえればと思いますので、よろしくお願いします。

次に、滝川ダムからの水道水の事業についてでございます。これについては、下村ダムとの約束で、農業用水に支障があるときは、区からの要請があったときは放水するという、一

つ、水道水を取るとき条件になっていたような気がします。今後、温暖化とか異常気象による干ばつ等の場合、飲料水が大切なのか農業用水が大切なのか、これはどっちとも言えないんですけれども、今回みたいな異常気象の中では、今回は冬場で起きていたのでよかったんですけれども、今後もしこのようなことがちょうど稲作の時点で起きた場合とか、そういうときについてはどのようなやり方を取っていくのか、このことについてお聞きできればと思います。

○議長（松澤正登君） 稲垣建設農林課長。

○建設農林課長（稲垣和美君） 議員からお話のありましたとおり、滝川ダムにつきましては、堰堤を造る際に、農業用水として必要な場合が生じたときには渇水期にかかわらず依頼に応じるというふうになっているということで認識しておりますが、仮に今後、水道水の確保が危ぶまれるような渇水に陥るような危機が迫ってきた場合には、地元の区長さんはじめ区の役員さんと相談しながら対応を検討してまいりたいと考えております。

村としましては、水道水、それから農業用水、いずれも大切なものでございますので、地元の意向を反映しながら丁寧に対応してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（松澤正登君） 沓掛議員。

○9番（沓掛計三君） それぞれの水源等は水利権というものがありますもので、これについても水道を運営していく中では頭に入れておいて、今後の対応については、温暖化だから急にというような考え方ではなく対応できるような形にしておいてもらえればと思います。

次に職員体制でございます。

上下水道事業は専門的な知識が必要であるということでございます。現在、正規の職員が2名体制かと思っております。水道では水源の確保・管理、導水管、配水管、下水管では、下水処理場は専門業者に任せてありますけれども、特に水道管の管理等を合わせると現体制で運営していけるのかどうか。

それとともに、先ほど私が言いましたように、昔ながらの水源をある程度管理していくには、それぞれの山をかなり登らなくてはいけないところに水源がありますもので、そこら辺の導水管とか調査とかというと、なかなか正規の2名体制では無理なのかなと。

それとともに、専門職と言いましたけれども、ある程度、下から育ててこなければ、一つの弁を開けるにも、ただ開ければいいという問題ではなくてゆっくり開けないと水道管の濁りが出る、破裂してしまうとかいろいろなことがありますもので、この辺の職員の配置等に

ついて今後どのように運営していくのか。

○議長（松澤正登君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 青木村に限らず日本全体のほとんどの市町村で人口が減少している、一方、自治体が担う事業というのは大変増えている状態でございます。御案内のとおり、青木村の職員数は同規模の類似団体と比べて本当に少ない職員で、職員が個々に頑張ってくれております。

上下水道は、御指摘のとおり、現在、正職員2名、再任用職員1名、計3名の体制であります。御質問にもありましたように、現場を知るという専門性が大変重要な部署でございます。今後、民間委託などを検討し、その職員の負担の軽減を図りながら、役場全体の人員配置を考慮しながら、当面は現在の3名体制で業務を担っていきたいとは考えております。

昔、テレメーターが役場にあった時代よりはパソコンとかスマホで家にいながらできる、先ほど課長が説明したとおりでありますし、それから、同じ機器を民間の協力会社にも同時に持っていただいてというような、対応が早くできるとともに職員の軽減を図るということをやっていききたいというふうに思っております。

いずれにいたしましても、現場を知りながら専門性を持って小まめな仕事になりますので、そういった職員をしっかりと育てながら指導してまいりたいと考えております。

○議長（松澤正登君） 沓掛議員。

○9番（沓掛計三君） 1人の職員を長期間同じ場所に置いておくというのも、職員も大変だし、今お聞きしますとスマートフォンや何かで夜中に絶えず起こされるようなことは、その職員自身もかなり精神的にも参ってくる时候があるかと思えますもので、その点については人事異動等を含めた中で考えていってもらえればと思います。

次に、滝川ダムの上流のみではなく、滝川の多くは水源涵養保安林であると思います。国では、今伐採を実施しているようですが、村への相談はあったのか。伐期が来ているということは分かりますが、再造林等、保水能力が落ちないように計画的な伐採をお願いしていただきたいということでもあります。

地元の官行造林では雑木による更新等も考えているようであると聞いております。今後、この国の伐採によってダム上流の水道水への影響はないのか。また、荒廃した上流の沢への堰堤対策等、林野庁、国ですかね、に要望していく必要があるのではないかと思いますけれども、この点についてお聞きできればと思います。

○議長（松澤正登君） 稲垣建設農林課長。

○建設農林課長（稲垣和美君） 御質問の箇所につきましては、大字奈良本地籍にあります上田市の浦里財産区が保有する官行造林地でありまして、国の機関であります林野庁の東信森林管理署が事業主体となりまして、令和３年３月から翌年の令和４年７月にかけて主伐を行ったというものでございますが、実施に当たりまして、国あるいは請負業者から村に対して事前に連絡や相談はございませんでした。今後、同じようなことが起こらないように、東信森林管理署へ改善していただくよう強く要望をいたしたところでございます。

現在では、東信森林管理署の青木森林事務所の森林官と国有林の立木販売の動きについて情報共有を図っておりまして、今のところ伐採する計画はないとのことでございましたが、伐期を迎えている箇所もあるため、今後、伐採計画があった場合は村へ事前に説明をいただくようになっております。

水道水に関しての影響でございますが、断言できる根拠というものはございませんが、一般的な考え方としまして、山に木が根づくことによりまして雨水を蓄え浸透し、少しずつしみ出す天然のダム機能を有しておりますことから、今回のように主伐されたことにより水の保水力が失われるだけではなく、土砂崩れを引き起こすリスクも高まる懸念がありますことから、浦里財産区や事務局の上田市に対しまして、主伐した箇所と今後伐採する計画箇所等があれば伐採後には植林をしていただくよう、依頼文書を出したところでございます。また、浦里財産区と同地に入会権を持つ下奈良本区の皆さんとの打合せ会の中でも主伐後の植林について御説明し、早期の植林をお願いしたところでございます。

滝川ダム上流の治山堰堤については、議員からの御指摘のとおり、沢沿いが荒れ土砂の流入がございまして、村でも現地で確認しております。地元の役員さんからも御相談いただいているということでございまして、今後、土砂の堆積状況を国・県に現状説明をしていながら、しゅんせつ等の対策を含めた適正な管理につきまして、国有林や所在市町村等の連絡協議会の会議の場などを通じまして国あるいは県へ要望してまいりたいというふうに考えております。

荒廃した沢に対しまして新たに堰堤を設置することは、治山、砂防対策の有効な手段の一つであると認識しておりますので、現状を把握した上で国・県等へ相談してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（松澤正登君） 杓掛議員。

○９番（杓掛計三君） 今の課長の答弁のとおりだと思います。それとともに、これは蛇足で

すけれども、水源涵養保安林というのは、やはり用水、水道水とかそういうものを守るために水源涵養保安林ということで、国有林はほとんど全部かかっているはずだと思うんですけれども、それを村とか地元とかにも大した相談もなく今回の伐採というのは私もちよっとまづいなという感じは受けていましたもので、そのことについては強く国・県に、森林管理署ですか、そちらのほうへも言ってもらいたいと思います。

最後ですけれども、青木村の水道水のほとんどは人家より上から取っております。それだけきれいな水であると私は自負しておりました。この水を大切に、災害や異常気象時にも安定した給水をしていただくにはそれぞれ、この後、起債事業ですから今回の起債計画の中でかなり水道の事業が入っておりますけれども、そのようにやはり経費がかかるということ、これも広報の中で住民にも十分御理解していただくような形を取って水道水を守ってもらいたいと思います。

水道管理というのは非常に難しいところかと思えますけれども、現在の生活水準を保つためには安定した水を供給していかなければいけないということ、これも職員も大変ですけれども実施してもらいたいと思います。

○議長（松澤正登君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 今回の震災を受けて、村民の皆さんも常時、非常時にかかわらず水の大切さは御理解いただいたというふうに思っております。これまでは蛇口をひねればおいしい水が出てくるということでしたけれども、お金をかけて水源から引き、ろ過、消毒、施設の水道管の整備、ポンプアップ、減圧設備、維持管理する職員が常時こういった監視をしたり管理をしているということを小学校の社会科の授業でも説明したり、そういう場を設けていただいております。

こういったことを、今御質問いただきましたけれども、何よりも多くの村民の皆さんに御協力をいただき、御理解をいただくということが大事でございますので、そういった視点で、今後、水道行政の整備、管理に努めてまいりたいと思います。

○議長（松澤正登君） 杓掛議員。

○9番（杓掛計三君） どうもありがとうございました。

以上で私からの質問は終わらせていただきます。

○議長（松澤正登君） 9番、杓掛計三議員の一般質問は終了しました。

◇ 金 井 と も 子 君

○議長（松澤正登君） 続いて、7番、金井とも子議員の登壇をお願いします。

金井議員。

〔7番 金井とも子君 登壇〕

○7番（金井とも子君） 7番、金井とも子でございます。

質問に先立ち、このたびの能登半島地震でお亡くなりになられた方々に対しまして心より哀悼の意を表します。また、被災された皆様にもお見舞いを申し上げます。一日も早い復興をお祈りしております。

質問に入りたいと思います。

私の質問は一括質問ですので御答弁をよろしくお願いいたします。

さて、私ごとでございますが、青木村議会議員として今期で3期目、青木村では初めてのただ一人の女性議員として11年目を迎えました。私は唯一の女性議員として男女共同参画についてを一般質問のルーチンとしており、過去にも同様の質問を数回させていただいておりますが、ここしばらくは議長職にあたりして滞っておりました。同じことをまたと思われるかもしれませんが、村当局はじめ村の皆様にも時々思い出していただきたいと思っておりますので、繰り返させていただいております。

さて、今日3月8日は偶然にも国際女性デーです。国連が1975年に制定しました。国際女性デーは、女性の権利を守り、一人一人が性別にかかわらず平等に責任や権利や機会を分かち合い、あらゆる物事を一緒に決めることができることを意味するジェンダー平等の実現を目指すために制定されました。

信毎では、国際女性デーに合わせ、女性の立場についての記事を多角的に掲載していくとありました。今日も幾か所も女性の権利、前進等について掲載されておりまして、県内の男女平等度4分野で上昇という見出しが載っておりまして。女性の働きやすさについても載っておりまして、先進国29か国中、下から3番目ということで、国内では上昇していても国際的に見るとまだまだといったところでございます。

さて、信濃毎日新聞では「時の顔」というコラムがあります。この頃はなぜか女性についての記事が大変多く掲載されています。2月22日の掲載では、群馬県前橋市で初の女性市長になられた小川晶さん、弁護士から県会議員を4期務められた後、保守層を含む幅広い支持を得ることができ、前職に大差をつけて当選されました。まだお若くて41歳でございます。

また、2月27日には、奥村安莉沙さんがコラムに掲載されました。言葉が滑らかに出てこない吃音のある人が1日限定の店員となり、注文に時間がかかるカフェを全国で開き、人前での会話をためらう当事者に自信を持ってもらい、来店した人に症状を知ってもらうのが狙いとのことでした。自身も幼い頃から吃音があったとのことで、時間をかければできることは多い、理解を広め受け入れられる社会にしたいとの抱負が掲載されていました。この方は31歳です。

さらに、2月21日の信毎の「時の顔」では、日本の翼として70年以上の歴史を持つ日本航空で、この4月に初めて女性の鳥取三津子さんが社長に就任されるとのことでした。男性中心の社会に風穴を空ける存在として注目を集めました。本人は、女性だからとは特段思っていない、自分らしくやると、女性ということを意に介さないようだとのことでした。

数例を挙げましたが、ここしばらく女性の掲載が多く、女性の活躍が誇らしく感じられました。未来に向かって心の扉が開かれようというような思いをしております。

さらに、このコラムではありませんでテレビで知ったのですが、2023年第66次南極地域観測隊の隊長に原田尚美さんという女性が初めて起用されたとのこと、男性の職場で一隊員として参加することだけでも驚異的なことだと思っていましたので、とても驚きました。本当に男女共同参画社会が浸透し、女性が活躍される場がたくさん出始め前進していることを実感しています。

上田女子短期大学も2025年4月から男女共学に移行するというので、県内では女子の短期大学では最後の短大となりました。校名も上田短期大学となるとのことでございます。

では1番目の質問でございます。

先月2月10日には4年ぶりの青木村議会主催の住民懇談会が開催され、男女共同参画についての講演会がまず最初に行われました。何かと御繁忙のところ御都合を差し繰られて大変大勢の皆様にご出席いただきました。このことに対しましては心より感謝申し上げます。

先ほど申し上げましたように、女性の活躍の場が広がったとうれしく思っておりますが、その講演会では、日本国においての女性の地位について、世界でのジェンダーギャップ指数が2023年は近隣の韓国や中国を下回り、過去最低の125位だったとのことでした。特に政治の分野においては138位と低迷しています。教育では47位、健康では59位ですので、考えて見ると教育の分野では女性の校長や教頭が増えてきていますし、健康面では女性の医師も多くなってきていますので、そちらの方面は期待が持てると思われます。一番問題は政治の分

野だと、経済のほうもちょっと問題でございます。

さて、規模が世界的ではありますが、この125位という現状について村長はどのように感じておられますか。見解などをお聞かせください。

2番目として、まず身近な区の役員について、女性役員の登用の促進について御努力いただいているところですが、なかなか実践されません。この1月から各地区の新役員が改選されましたが、女性の登用はいかがだったでしょうか。

3番目に、区長等への呼びかけだけでなく、具体的に何か補助金を交付していただいたり、また、村民の方から区の規約に女性の評議員を置くと明記してほしいとの御意見がありました。女性登用の促進を図るために村としての具体策がありましたらお聞かせください。

4番目に、来年度に向けての役場内の人事の状況について、女性の地位向上のための登用について心配りをされていることと思いますが、その内容、また課題などがありましたらお教えください。

5番目に、なかなか機会がないとは存じますが、村として企業などへの女性の役職員登用の推進について働きかけなどをしておられますでしょうか。何かありましたらお教えください。

6番目に、男女共同参画について広報には頻繁に掲載していただけていますが、生涯学習などにおいて、男女共同参画意識向上のために講演会などを村の皆さんを対象に開催していただくことはできませんでしょうか。村民の方から、女性も社会的な活動をするために勉強してほしいとの提言もありました。お考えをお聞かせください。

以上6点について御回答をよろしくお願いいたします。

○議長（松澤正登君） 北村村長。

〔村長 北村政夫君 登壇〕

○村長（北村政夫君） 今日には国際女性デーということは承知しておりました。最近、女性の活躍が目立つなというふうに思っていますのと、毎年、小学校の運動会にお招きいただきまして、あそこの席で見せていただいておりますけれども、女性の児童のほうが非常に頑張っていて、半分冗談に、いずれこの子供たちが大きくなったら、委員会とか議会とか男性の議員の3分の1入れてやらなきゃと言われる時代が来てしまうのではないかなと。確かに、これは子供の成長過程の差もあるのかもしれませんが、それにしても本当に青木小学校の児童は女生徒が頑張っております。

金井議員には、男女共同参画について日頃熱心に取り組んでおられますことに敬意を表し

たいというふうに思っております。

1点目の御質問でありますけれども、依然として性差別によりますいろいろな役割分担の意識、それに基づく社会的構成には、コロナによる社会不安、ストレスなどもありまして、男女共同参画を取り巻く環境は必ずしも良好な方向に行っているとは今現在は言えないのではないかと思っております。

最近、少子高齢化の進展でありますとか人口減少の社会、雇用状況の変化などを受けまして、御質問のテーマの女性の活躍の推進、仕事と家庭の両立ができる環境整備の機運は高まっていると、非常に増しているというふうに思っております。

御質問の中にありましたように、社員が3万6,000人、資本金が5,468億円の日本を代表する航空会社に女性の社長が誕生いたしました。また、アメリカ大統領の民主党候補では、トランプ氏と競って女性の元国連大使のハリスさんが挑戦しております。調べてみますと、国内では都道府県の知事が2名、それから48名の市区町村の女性の首長が活躍しているというふうに承知しております。

政治の世界でも女性の活躍が目立ち始めております。昨年、議員さんと視察いたしました埼玉県の上野原市は、女性議員の数が男性を上回っております。今後、男女の差別なく、自分の意思であらゆる分野に参画して、お互いの個性あるいは能力を認め合う豊かで活力ある社会を共に歩んでいけるよう構築してまいりたいと思っております。

○議長（松澤正登君） 小根沢住民福祉課長。

〔住民福祉課長 小根沢義行君 登壇〕

○住民福祉課長（小根沢義行君） それでは、私のほうから2番、3番、5番についてお答えいたします。

最初に、2番目の区の役員についてですが、令和6年4月から新たに各地区の役員の方が選任されましたが、衛生委員とか文書連絡委員等に女性の方が就いている地区はございますけれども、区長、副区長等に女性の方が就いている区はございませんでした。

3番目の女性登用の促進を図るための具体策についてですが、村としましては、男女共同参画の推進に向けて講演会の開催とか区長さんへの呼びかけ等を行ってきているところでありますが、なかなか思うように進んでいないというのが現状でございます。

ただいま金井議員より男女共同参画の促進についていろいろと御意見、御提案をいただいたところでございます。来年度策定予定の青木村男女共同参画計画を策定する中で、ただいまいただきました御意見等も含めまして、村としてできること等を検討してまいりたいとい

うふうに考えております。

5 番目の企業の役職員の登用の推進についてということですが、県におきましても、企業の課長以上の役職の割合の向上等を目指しまして各種セミナーの開催等の取組を行っているところでありますけれども、なかなかすぐに結果が出るものではないために成果が出ないような状況でございます。

村としまして、直接企業等に女性の登用等の働きかけ等は行っておりませんが、先ほど申し上げましたように、男女共同参画策定委員会の委員さんの中には商工会の女性部長の方も参画してもらっておりますので、来年度策定の計画の中で御意見等をお伺いしまして、村としてできることがあるか検討してまいりたい、このように考えております。

以上でございます。

○議長（松澤正登君） 片田総務企画課長。

〔参事兼総務企画課長 片田幸男君 登壇〕

○参事兼総務企画課長（片田幸男君） 私のほうから4番目の御質問、役場の人事の関係ですね、役場内の人事の状況についてということで御質問をいただいております。

役場内の人事につきましては、男性・女性の区別なく、年齢の構成もありますし経験年数だとか本人の希望、そんなようなこともございますけれども、そういったものを考慮する中で適材適所への配置を行っているところでございます。

これまで途中退職する女性の職員なんかもしらっしゃいまして、管理監督職を担っていくことが少なかったわけですが、現在、係長級以上に在籍する女性の職員は5名おります。うち管理職は1名ということですが、今後はその数も増やしていきたいというふうに考えております。

正規職員の全体の約4割が今、女性職員でございます。今後、それぞれ経験を重ねる中で重責を担っていただけるよう、職員教育という面からもしっかり取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（松澤正登君） 沓掛教育長。

〔教育長 沓掛英明君 登壇〕

○教育長（沓掛英明君） 私のほうから講演会はできないかという6番についてお答えいたします。

生涯学習講座では、これまでも男女共同参画の視点から女性の副知事さんに講演をして

いただいたような取組もしてまいりました。今回は人権擁護委員の皆さんからも講演会等については要望をいただいております、来年度はしっかりと取り組んでいこうと考えております。

教育委員会と住民福祉課とが連携して運営していくことになりますが、村民の皆様からの御意見もお聞きしながら、多くの方に呼びかけ、有意義な会にしていきたいと考えております。

○議長（松澤正登君） 金井議員。

○7番（金井とも子君） 御答弁ありがとうございました。

男女共同参画は意識改革を伴うものであり、行政にお願いしてもできることとできないことがあり、なかなかの難題でございます。議会の住民懇談会での講演会で講師を務められました男女共同参画センター長から紹介がありましたが、岡谷にある男女共同参画センターは縮小され諏訪湖環境研究センターが併設されたとのことでした。こういったことから、県や国も一時の熱が少し冷めてきているのではないかと思います。

村当局には常に男女共同参画を念頭に置いて御努力いただいておりますが、この男女共同参画センターで行われている女性管理職、次世代管理職の異業種交流会や女性活躍推進セミナーなど、そういった講座の案内が村に対してありましたら、小中学校PTAや女性団体連絡会等に御連絡いただいて参加を促進していただきたいと思います。村民の方がおっしゃっていたように、女性自身が能力を向上させ努力し、社会への参加に果敢に挑戦することが必要なのではないかと強く思います。

男女共同参画社会基本法の定義は、「男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」とありますので、これからは性別に関わりなく自分らしく生きるために、特に政治の社会を共に担っていく覚悟が必要ではないかと思っております。

前にも申し上げましたが、少子化に対応するためにも一層男女共同参画を推進し、女性に限らず男性も幸せに暮らせる村づくりをお願いしたいと思います。

○7番（金井とも子君） 次に、2番目の日赤奉仕団の活用と防災についてお聞きいたします。

防災についてはほかの議員さんからも質問が出ていまして重なる部分もあるかと思いますが、よろしくお聞きいたします。

さて、赤十字国際委員会、I C R Cは1863年に創設され、国際人道法に基づき戦争、内

戦または国内騒乱の犠牲者に対して人道的支援を行っております。その後、国際赤十字社連盟がアメリカ、イギリス、スイス、イタリア、日本の5か国代表により1919年にパリにて設立されました。1939年、世界第2次大戦勃発により中立国のスイスのジュネーブに移転しました。

現在は国際赤十字・赤新月社連盟に名を改めております。これは世界最大の人道主義団体とのことです。災害被害者の救出及び復興支援、会員団体の能力強化を目的としています。インターネット上のウィキペディアでの情報では、赤十字社は152か国、赤新月社には33か国が加盟しています。イスラエルでは唯一のマーゲン・ダビド公社として基本活動をしています。

2009年、平成21年から日本の近衛忠輝氏が会長に選出され、2期8年間務められました。近衛忠輝氏は近衛家32代当主で、現在は日本赤十字社名誉社長でございます。

日本赤十字社には、グループで活動しているボランティアと個人で活動しているボランティアがいるとのことで、グループで活動しているボランティアは、市区町村ごとに組織された地域赤十字奉仕団、また、おおむね18歳から30歳の社会人や学生で組織された青年赤十字奉仕団、様々な専門技術や職業を生かして活動する特殊赤十字奉仕団の3種類があるとのことでございます。青木村の日赤奉仕団はこの中の地域赤十字奉仕団であると思います。

これを踏まえまして次について質問いたします。

まず1番目として、ボランティアの日赤奉仕団が青木村に結成されてから20年を迎えようとしています。コロナ禍においては活動もままならなかったと思いますが、現在の組織の現状と活動状況、村との関わりなどについて教えていただきたいと思います。また、所持している備品等はどのようなものがあるか、お教えいただきたいと思います。

2番目に、青木村地域防災力向上行動計画が、記憶が正しければ、令和元年10月の台風19号での経験等を踏まえて2020年12月に策定されました。自助、共助、公助を基本理念としています。そのうち共助、公助を担っている日赤奉仕団では、炊き出し、災害時に役立つ毛布、新聞紙、その他身近にある物品を利用したの活用術などを学習し、ノウハウを獲得している団員が数多くいます。中学校の防災訓練のときに中学校に行ってお教えたりもしております。各区でも機会を設けて災害時の対応について訓練し、この奉仕団を活用したの講習会などを実施してはいかがでしょうか。

記憶が定かではなくて、台風19号のときだったと思いますが、初めて炊き出し等を実施しましたが、それまでは奉仕団の存在自体が広く村の方々に知られていない気がしております。

た。この講習会等を通じてもっと村の皆様を知っていただくことができ、いざというときにはお役に立てることができるのではないかと思います。

青木区では自主防災組織が組織化されたとのことですが、地区の防災担当に奉仕団員を充てていただくのも、女性の役員を増やす機会になるのではないかと思います。

3番目に、同僚議員からも大変よく勉強されて詳細にわたり質問されていますが、再度確認させていただきます。村では、日本各地においての最近の台風、地震などを踏まえて、どのような備えのための対策を講じていらっしゃるでしょうか。また、女性の立場に立っての準備品などをお教えてください。

大変私の質問は雑駁でございましてこのことについては範囲も広くてお答えいただくのも大変だと思いますけれども、何か特記できるようなことがあったらお答えいただきたいと思います。

4番目に、防災に関する協定を企業とも締結していますが、主に目的と内容をお教えてください。青木村は幾本もの道があり、能登半島のように地区が孤立するようなことはあまりないかと思いますが、もしも交通網が遮断されたときの対応について村としてのお考えはありますでしょうか、お教えてください。

5番目に、公助、共助、自助の中でも私どもにとっては自助が最も大切なのではないかと思います。自助のためにはいろいろな備えが必要だと思われます。心構えや必要物品の準備などについて村の皆さんにどのように周知されていますか、お答え願いたいと思います。

さきに質問されて重複していますが、再度お答えいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（松澤正登君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 日赤奉仕団の活用と防災について御質問いただきました。私のほうから、4番目の企業と締結している防災協定の目的と、それから交通が寸断された際のこの点について御答弁をさせていただきたいと思います。

特に民間とは、民間の皆さんというのは私どもが持っていない、いわゆる行政が持っていない自治体になようなもの、あるいは数、量、スピード、そういったことを応援していただきたいということを期待してございます。具体的には、今、青木村では自治体とは4、それから民間企業は20、社協同士では2、医師会との協定3、商工会による協定1でございます。

もう少し具体的に申し上げますと、地方自治体との協定では、職員の派遣、避難者の輸送、

避難所の提供、生活物資等の提供の相互支援でございます。民間とは、飲料水の提供、生活物資、段ボールベッド、ＬＰガス、ＥＶによる電力、重機、簡易トイレ、コンテナハウス、ＯＡ機器等の供給でございます。社協同士による協定では、災害ボランティアセンター支援窓口の相互開設、医師会とは医療救護活動、商工会では物資、人員、商工会活動の支援についてでございます。

交通の寸断でございますけれども、青木村は御案内のとおり上田、丸子、松本、筑北、ちょっと飛びまして間がありますけれども麻績、こういった方面がありますので、それぞれどれか１つぐらいは生き残っていないかなとは思いつつも、それぞれに被災状況がどういう状況かお互いに連絡できる態勢をまずは取りたい。例えば災害相互援助協定を結んでいる自治体には、このルートで来てほしいとかそういったことをお願いしたいと思っております。最悪、これが全部潰れたらヘリコプターによる支援しかないわけでありましてけれども、実は、私が村長になりましてすぐに青木小学校の体育館の屋上に「青木村」と大書しました。これは、ヘリコプターで来たときに、恐らく川とか道路を見て来るんでしょうけれども、どこが青木村なのか、時速130キロで直接飛んできますから、そういうことをＳＯＳの意味で「青木村」と大書しているところでございます。

そういったことと、それからもう一つは通信機能の確保ですね。これは、道路が寸断されてもこれだけはしっかりして、どういう方向で先に道路の寸断が空くのかとかそういったようなことを確保するためにも、寸断と通信機能は直接関係ないわけではなくて、そういったことを期待もするし、ちゃんと予備的に考えていきたいというふうに思っております。

○議長（松澤正登君） 小根沢住民福祉課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） それでは、私のほうから１番目の日赤奉仕団の現状と活動の状況についてお答えいたします。

日赤奉仕団につきましては、現在、会員数は約22名程度でございます。コロナ禍等であり、なかなか思うように活動を行うことが難しかったというふうに思われます。村と関わり合いを持って何か行うということよりも、自主的な活動といたしまして、空き缶の回収等を行い収益金を災害被災地へ寄附する、地域にＡＥＤの寄附等を行っていただくとともに中学校等へ出向いて防災講座等を行っていただいております。

このような活動を自主的に行っていただいていることに対しましては心より敬意を表したいと思います。

また、災害用の資材としましては、タオル、バケツ、簡易トイレ、炊き出し用の釜、ヘル

メット、スコップ、土のう袋、一輪車等を保管しております。

以上でございます。

○議長（松澤正登君） 奈良本防災危機管理監。

○会計管理者兼税務会計課長兼防災危機管理監（奈良本安秀君） それでは、私のほうから2番、3番と5番についてお答え申し上げます。

まず、2番の各区において日赤奉仕団を活用しての講習会等の実施についてでございますけれども、現在、各区で進めていただいております地区防災マップ作りでございますが、このマップを作成していただいた翌年には、その地区において避難訓練等を実施していただいております。そのような機会を捉えて、日赤奉仕団さんを活用した講習会等も併せて実施してみてもどうかということも、各区にも今後お願いしてまいりたいと思います。

防災分野において女性の方に参画していただくことは非常に重要であるというふうに言われておりまして、例えば東日本大震災のとき、震災直後からの避難所生活で女性たちは、シャワーや入浴があまりできないですとか、プライバシーが確保されていないとか、トイレの数が少ないといったようなことに困っていたという調査報告が出ておりました。しかも、避難所の管理責任者の多くが男性の方で、避難所の運営に女性の声が届かないという現実があったそうでございます。

災害時に女性が抱える困難を軽減するために、まず意思決定や現場に女性が参画していただく、それから女性リーダーを育成する、それから男性の理解促進を図るといった取組が重要であると言われておりますことから、各区においても、ただいま申し上げた視点からも積極的な女性役員の登用についてもお願いしていききたいというふうに思っております。

続いて、3番の災害時どのような備えの対策を講じているかということでございます。村での災害時の備蓄品等は、先ほど来、他の議員からの質問でお答えしているとおりでございますけれども、災害時には男性と女性では支援のニーズが異なっております。女性の関係で申し上げますと、例えば女性用品では生理用品でありますとか、乳幼児関係、乳幼児用品では粉ミルク、それから哺乳瓶、哺乳瓶用の消毒剤とかおむつ、お尻拭き、離乳食など、それから高齢者関係の用品になりますと成人用おむつとか介護食など、それから生活用品で申し上げれば化粧品とかリップクリーム、ハンドクリーム、プライバシーを保つ間仕切りとか、必要とされるものは多岐にわたってまいります。

こういったものにつきましては、現在、備蓄ができていない状況ではございますので、改めて今回の災害を踏まえ順次整備してまいりたいと思っております。

続きまして、5番の自助のための備えについてでございますけれども、令和元年の19号台風被害の教訓を生かして、実践的行動計画として地域防災力向上行動計画を令和2年度に策定いたしました。この計画は、自助、共助、公助においてのおおのの行動計画を策定しておりまして、自助については、村から出る避難情報とか避難行動のポイント、それから避難時の持ち出し品、それから非常時の備蓄品等の内容をコンパクトにまとめたダイジェスト版を作成いたしまして全戸配布をしてございますし、村のホームページにも掲載しております。

今後におきましても、自助を含めた共助の部分の概要版を作成し配布するなどして村民の皆さん方により理解を深めていただくよう、広報、周知を図ってまいりたいと思います。

以上です。

○議長（松澤正登君） 金井議員。

○7番（金井とも子君） 大変丁寧に御答弁いただきましてありがとうございました。

やはり青木村は割と災害が少ないところだと思いますけれども、時々思い出して、そういうことが起きたときのために万全を期していただくことが大切だと思います。

村というものは、地域における災害に直接的に対処する責任を負う地方公共団体として、村益、住民の生命・身体及び財産を災害から保護するため、県、ほかの市町村、防災関係機関等と連携しながら防災活動を実施することを責務として定めております。また、災害等があり避難する際は、大変な不安の中、避難するのですから、少しでも避難先で心が安らぎ身体的にも楽に過ごすことができますよう御配慮いただきたいと思います。

このようなときには、日赤奉仕団はいろいろな訓練や研修に研鑽を重ねていらっしゃるようですので、災害時には出動をお願いし活用を図っていただきたいと思います。

ただ、この日赤奉仕団も高齢化が進んでおります。若い方の参加をぜひお願いしたいと思い、以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（松澤正登君） 7番、金井とも子議員の一般質問は終了しました。

ここで暫時休憩いたします。

14時55分再開をお願いします。

休憩 午後 2時45分

再開 午後 2時55分

○議長（松澤正登君） それでは再開いたします。

◇ 宮 入 隆 通 君

○議長（松澤正登君） 続いて、4番、宮入隆通議員の登壇を願います。

宮入議員。

〔4番 宮入隆通君 登壇〕

○4番（宮入隆通君） 議席番号4番、宮入隆通です。

さきに通告しました2点につきまして御答弁をよろしくお願いいたします。

質問の前に、能登半島地震によりお亡くなりになられた方に対しましてお悔み申し上げますとともに、被災された皆様には一刻も早くの復興をお祈り申し上げます。

それでは質問に入らせていただきます。

安全な水についてということで、先ほど同僚議員から水道水の質問がありましたので重なる部分があるかと思いますが、よろしくお願いいたします。

水は、御承知のとおり、人が生きていくために不可欠なものであります。先ほど村長がおっしゃったように、日本では水道の栓をひねればきれいな水が出るということであつた忘れがちなんですけれども、今回の能登半島地震の状況を見ますと、水が出ない状況に陥りますと、生活が困難となり暮らしが成り立たなくなります。また、水は私たちの暮らしの中では、飲料水のほかに農業や工業、そしてこの環境をつくっていく上でとても重要な要素であります。

青木村でも、現在では改善されたとされましたが、昨年からは雨が少なく、また雪もない、このような場合は深刻な水不足になる可能性がありました。青木村の水源について十分な水の確保はできていると言えるのでしょうか、お願いします。

○議長（松澤正登君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） ご質問いただきました水の水源確保の経過についてまず御答弁申し上げますと思いますが、昭和53年に、滝川ダムの建設によりまして1日当たり1,500トンの供給が可能になりました。平成25年に青木村水道整備5か年計画をつくりました。この中で大きいものとして、入奈良本の市ノ沢浄水場、それから延長約6キロメートルの幹線道路の敷設、原池水源の取水の増量をいたしまして、これは平成30年3月に竣工しておりますけれども、8億3,600万円余の資金を投入してございます。市ノ沢浄水場の1日当たりの浄水能力

は500トンでありますし、原池の浄水能力は1日100トンということで、1.4倍に高めることができました。

通常であれば、滝川ダム、須川ダムなどの整備がされました貯水池によりまして水源があるわけでございますけれども、昨年秋口からの雨量が例年の半分以上、しかも今年前半に雪がほとんど降りませんでしたが、こういった異常気象が頻発している状況でございますので節水のお願いをしたところでございます。

最近、この自然災害が平時でも起こる、そういう中で水源の貯水能力というのをしっかり高めていかなければならないわけでございます。今回のような渇水期あるいは緊急時のバックアップ用の水源確保も検討していかなければならない時期に来ているなというふうに思っております。

○議長（松澤正登君） 宮入議員。

○4番（宮入隆通君） 先ほど来からの質問の中にもありましたけれども、地下水の活用などこれから調査等をしていただくなど、私からもお願いしたいところであります。

その水源の一つであります滝川ダムですけれども、当時の資料を見ますと滝川砂防ダムということで、豪雨による土砂の流出を防止して下流域の人命・財産を守るものであるとされています。昭和53年1月に竣工したということで46年経過する建造物になります。耐震性やコンクリートの劣化など不安になるところなんですけれども、このあたりはどうなっているのでしょうか。ダムの整備や耐震のチェックはできているのでしょうか、お願いいたします。

○議長（松澤正登君） 稲垣建設農林課長。

○建設農林課長（稲垣和美君） 先ほど杢掛議員の質問にも御答弁申し上げましたとおり、滝川ダムの土砂の堆積状況につきましては、数年に一度、潜水土または水中カメラを使用した調査を行っております。その結果から、現在、直ちに土砂の撤去が必要な状況ではないというふうに認識しておりますが、今後、しゅんせつ等が必要なタイミングが来た場合には、県とも相談しながら適切に対応してまいりたいと考えております。

耐震につきましては、県が砂防施設の点検業務ということを5年に一度行っておりまして、直近では滝川ダムが令和2年、須川ダムが令和3年に点検を行っていただいております、いずれも異常はなく健全な状態であるという評価がなされたということでございます。

以上です。

○議長（松澤正登君） 宮入議員。

○4番（宮入隆通君） 異状はないということなので、5年に1回ですか、チェックしていただいていることでちょっと安心しました。

私たちが毎日使う水なんですけれども、もちろん検査されたものとは認識しているんですけれども、いつ、どのような人たちがどのようにして管理しているのでしょうか。水の安全性についてはどのように管理されているのか伺います。お願いします。

○議長（松澤正登君） 稲垣建設農林課長。

○建設農林課長（稲垣和美君） 飲料水として飲める水、いわゆる浄水と言われておりますが、浄水につきましては法定の水質検査というものを毎月行っております。また、元の水ですね、原水につきましても年に1回実施しております。いずれも法定で定められたものでございます。

いずれも職員が採水しまして、検査に関しては民間の検査機関のほうに委託しております。また、浄水場につきましては、急速ろ過した浄水の濁度あるいは塩素濃度を、タブレットパソコンなどによりまして常に測定された結果を確認できる状態になっておりまして、必要に応じて職員が浄水場等へ出向きまして薬品の注入の調整を行うなどして管理しておりまして、水質基準をクリアした安全な水をお配りしております。

以上です。

○議長（松澤正登君） 宮入議員。

○4番（宮入隆通君） 常日頃、村の職員の方が巡回しているのはよく目にしていますので、よく管理しているんだとは分かっていますけれども、今後も引き続きお願いしたいところであります。

最近、長野県内でも、水道水で有機フッ素化合物が検出され取水停止となっているところがあると聞いています。沖縄や東京の米軍基地の周辺で問題となっていることは以前より報道されていたわけなんですけれども、これは全国的にも汚染されたところがあって、環境省の2021年度調査においては、全国13都府県81地点で1リットル当たり50ナノグラム以下の暫定目標値があるわけなんですけれども、それを越えたところがあったと言われてしています。

この有機フッ素化合物はP F A Sと呼ばれておりまして、防水加工の衣類とか以前販売されていたフライパンのコーティング、泡の消火剤、半導体製造時に使われていたと言われてしています。その中でも毒性が強いとされるP F O S、またP F O Aは、2021年までには製造・輸入が禁止されているので流通はしていないということなんですけれども、長期間にわたり分解されにくく、人体に入ると蓄積するので継続的に接種すると体への影響が心配され

ます。これらの種類は、発がん性や免疫機能への影響や新生児の低体重などとの関連が指摘されていて国際的には規制強化されてきておりまして、アメリカでは1リットル当たり4ナノグラムという基準になっています。日本では、先ほど申し上げました50ナノグラムというのが基準になっています。

このようなPFASの問題があるんですけれども、青木村の水道水、また地下水、河川、農業用水の状況はどうなっていますでしょうか。

○議長（松澤正登君） 稲垣建設農林課長。

○建設農林課長（稲垣和美君） 議員の御指摘のとおり、PFOS、それからPFOA、これらを総称しましてPFAS、日本語で訳しますと有機フッ素化合物というふうに呼ばれておりまして、水あるいは油をはじく性質があったり、熱や化学的な安定性が高く長期的に環境に残留すると考えておりまして、国内においては製造や使用が原則禁止されております。

これらの物質が人の健康へどのように影響するかについては、健康被害と濃度との因果関係が明らかになっていないことから世界的にも評価は定まっておらない状況でございまして、WHO等の動向を踏まえながら、国では環境への影響について検討が続けられている状況であるというふうに認識しております。そのため、現在は水質基準項目にPFOS及びPFOAは入っておらないということでございます。

これらの物質は議員も御存じのとおり自然由来のものではございませんので、排出源としまして、泡消火剤を保有、使用する施設、あるいは有機フッ素化合物の製造使用の実績がある施設、廃棄物処理施設などが挙げられております。

当村の水源には幸いこのような施設は影響していないことから、現時点では問題ないと考えております。しかしながら、議員の御指摘もありますとおり、歩道等では地下水からこれらの物質が暫定値を超えて検出された事例というものもありまして、安全性の観点から自主検査を実施する事業体が増えてきております。このような動向を踏まえまして、当村におきましても来年度の中で主な水源で自主検査を行う予定としております。

地下水、河川、農業用水について、現状では特段の対応は考えておりませんが、国、具体的には環境省、あるいは厚生労働省の専門家会議の中では水質管理上の規制の見直しも始めたというふうに聞いておりますので、そうした動向を注視しながら、今後、法令等を含めて何らかの指針等が示されれば、それらに従い適切に対応してまいります。

以上です。

○議長（松澤正登君） 宮入議員。

○4番（宮入隆通君） 青木村でも自主検査のほうの対応をしていただけるということで、早速の対応をしていただけるということはよかったと思っています。

水は、先ほど申し上げましたとおり、飲む水だけではなくて農業用水なんかも私たちの体に直接影響するものではありますので、そういったところも、もちろん国のそういった流れとかもあるかと思いますが、ぜひ検討していただきたいと思います。

水が出なくなるというのは災害のときや渇水のときだけではありません。7年ほど前に断水事故があったことは記憶に新しいところであります。水道工事中に起きた断水だったかと思いますが、あのときに私は初めて、実際に給水活動や水に本当に困っている村民への対応、そういったことを体験しました。まずどこが原因かが分からず時間がかかったわけなんですけれども、同じようなことがあっても次回は迅速な対応ができるのでしょうか。

また、隣の家は水道が出るのに自分の家は出ないとか、水道管が複雑に接続されていることもあのときによく分かったんですけれども、そういったときの断水時の対応というのは万全だと言えるのでしょうか、お願いします。

○議長（松澤正登君） 稲垣建設農林課長。

○建設農林課長（稲垣和美君） 水道管の本管でございますが、これらの布設状況というものを把握するために管路図を現在システム管理しておりまして、布設替え等の工事を行った場合には随時更新し、また、必要な際にはプリントアウトして現場に持参して確認ができるような形態を取っております。

また、建設農林課を中心にしつつ、必要に応じて各課からの応援も受けながら対応できる職員体制を取っておるところでございます。

また、村では、給水用のアルミタンクを3台、1立米のものが2台、それから2立米のものが1台、それから給水用のポリタンクを100個、給水袋を1,000袋保有しております。

また、防災用の備蓄品としまして、飲料水の入ったペットボトルを2キロ換算で690本備蓄しておりますので、断水にはこれらも使用しながら、断水しているお宅にお配りするということとしております。

復旧作業につきましては、職員が水道管のバルブあるいは消火栓を操作し、村内の設備業者に依頼して復旧工事を行っておりますが、断水が長期化あるいは断水範囲が広い場合には、周辺自治体からも応援をいただく中で給水車等により支援していただく協定も締結しております。

万全かと言われますと、そのときの事情によりまして当然対応が異なってくるわけですが、

いち早く復旧するべく、状況を的確に捉えて対応してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（松澤正登君） 宮入議員。

○4番（宮入隆通君） あのときの過去の教訓があり、そのことでいろいろ備蓄したりシステムを導入して、ちゃんと管路図の管理というものをやっていただく、また、そういったことをすることによって、少ない職員の方々に管理したり異動とかあったときもそのシステムを見ればチェックできるとか、そういった対応ができているということを今確認させていただきました。

来年度予算の中でも、水道管の工事については耐震の水道管が使われると説明にありました。非常に長期間で多額の費用がかかる水道の整備なんですけれども、この水道管の整備計画や現状の問題点はどのようになっていますでしょうか。

○議長（松澤正登君） 稲垣建設農林課長。

○建設農林課長（稲垣和美君） 村の現在の水道管の総延長は約100キロメートルございまして、その多くは昭和50年代に布設されたものが多くございます。現在、法定耐用年数を経過している水道管が約4割を占めておりまして、今後も年数に従って増えていく見込みでございます。耐震の適合管の使用率というのは現在約24%程度にとどまっております、今後計画的に、耐用年数を過ぎた水道管を耐震管に更新していかなければならない状況でございます。

こうした課題を解決するために、今年度から、国庫補助事業による継続的な管路更新の10か年計画をスタートしたところでございます。令和5年度には調査、設計に入りまして、令和6年度、来年度からまず導水管の布設替え工事を予定しております。しかしながら、この事業で全ての管路が更新できるわけではありませんので、過去の漏水状況から破裂の危険性が高い箇所あるいは影響戸数が多い水道管を優先しながら、これからも継続して計画的に更新していく必要があるというふうに考えております。

以上です。

○議長（松澤正登君） 宮入議員。

○4番（宮入隆通君） 計画的に布設替えのほうはしていただけるということでした。

水道事業を維持していくためには、水道を使っただけながら水道料金を支払っていただく必要があるわけなんですけれども、その水道料金はどのようにして決まるのでしょうか。各自治体によって水道料金は異なるわけなんですけれども、周辺自治体と比べてどうなので

しょうか。この水道料金は、今適正な価格と言えるのでしょうか、お願いします。

○議長（松澤正登君） 稲垣建設農林課長。

○建設農林課長（稲垣和美君） 周辺の自治体と比較した場合のデータでございますが、昨年の令和5年4月時点で、口径13ミリメートルで1か月の料金に換算した場合でございますが、上小管内で申し上げますと、10立方メートルまでにつきましては、当村が1,498円、上田市が1,322円、東御市が1,749円、長和町が1,397円という状況でございます。

20立方メートルまでにつきましては、当村が1,969円、上田市が2,862円、東御市が3,509円、長和町が3,047円、50立方メートルまでにつきましては、青木村が8,059円、上田市が7,842円、東御市が1万109円、長和町が7,997円という状況でございますして、今申し上げた数字を見比べていただくとおり、利用するお宅の使用量によって料金も異なっておりまいますので、一概に高い、安いと判断できるものではないというふうに認識しております。

水道料金に関しましては、本来であれば企業会計の理念の下、独立採算制を重視し、水道料金収入を原資として事業経営をしていくことが大原則でございます。しかしながら、当村のような小規模経営体で原則に従った経営を行おうとしますと、現在の水道料金の約2倍以上の料金をいただかなければ独立採算が立ち行かないような状況でございます。

将来的には水道料金の改定をお願いしなければいけない時期が来るかは存じますが、コロナ禍であった時期を踏まえ、そしてまた、今、ウクライナをはじめとした世界的な情勢不安が続いている影響から、今の物価高騰が続いている現段階で水道料金を改定することは、村民の生活を守るという点におきましては現実的に困難な状況ではないかというふうに認識しております。当面は、引き続き一般会計からの繰入金を受けながら経営を維持してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（松澤正登君） 宮入議員。

○4番（宮入隆通君） 村民の方を思った金額として、きちんとした管理された水道水を提供していただいている、そういったことも分かりました。また、先ほどもあったように、そういうお話を村民の方にも理解してもらえるようなことをぜひ村のほうでもお願いしたいなと思います。村民の中にはまだ高いと思っていらっしゃる方もいらっしゃるの、そういうわけではないのではないのかということも、私なんか、いろいろお話をもちろん聞けば納得するわけなんですけれども、やはり理解してもらおうということが必要かなと思います。

今後の課題の中で、人口減少社会を迎え、水需要の減少に伴う経営環境の懸念があります。周辺自治体の中では、水道事業の広域化の研究、検討が始まっているところなんですけれども、簡易水道事業における青木村の将来的な見通しはどうなっていますでしょうか、お願いします。

○議長（松澤正登君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 青木村の水道事業は、ご案内のとおり昭和30年から始まっております。私どもの村は昔から豊富な水源を有している地域ではございません。昨年のように雨が少なかったりしますと途端に水不足に陥ってしまいます。昨今の異常気象などで今後こうした水不足が頻発するかもしれません。そしてまた、最近の激甚化する災害等にも備えこういった対応が必要で、施設とか管路の耐震化もしていくことにしております。

そのほか、人口の減少とかこういったことによります料金収入の減、水道工事者の人出不足、それから技術の継承がなかなかうまくいっていないと、水道を取り巻く環境というのは大変厳しい状況にあるわけでございます。これは青木村だけに限らず全国的な傾向であるわけです。

こういった解決のために国では広域的な事業の推進をしております、私どもの村も、上田、東御、長和とその枠組みの中で、人口減少社会を見据えた水道事業を安定的なものとするための広域的な取組について勉強会を始めているところでございます。

今すぐ広域化するというわけにはまいりません。いろいろ課題もありますので、断水などの緊急時に応援ができる体制づくりでありますとか、あるいは大量に1年間に買います物品や薬品の共同購入、そういったことも今検討しているところでございます。今回の地震災害を教訓といたしまして、安全で安心な水を安定的に供給していく、こういうことをしっかり取り組んでまいりたいと思います。

全国的な課題につきましては、国の補助制度は、ほかの公共施設、道路とか河川と比べて補助額が少ない状況でありますので、この改善を長年にわたってお願いしているところでございます。来年度から、国の所管が厚生労働省から主に国土交通省に移管する、そして下水道と一緒に一元化して事業を進めていくことになっておりますので、こういった中でもいろいろ課題の解決がされていくのではないかとこのことを期待し、またお願いをしているところでございます。

私ごとでありますけれども、私は、全国簡易水道の役員をさせていただいておりますので、簡易水道のこういった取り巻く課題解決に鋭意取り組んでまいります。

○議長（松澤正登君） 宮入議員。

○4番（宮入隆通君） やはり水道水は、何度も繰り返しますけれども、私たちの生活に欠かすことのできないもので、そういったものを行政のほうで担っている、とても責任のあることだと思います。そういったことを今御説明いただいたように計画的にいろいろやっていたいているということも理解しました。また、私たちもそういった村の水の状況のことを村民の方に伝えるようにしていきたいと思います。

続きまして、最後の質問になりますけれども、ユーモアのある村づくりについてということで質問させていただきます。

ユーモアと聞きますと皆さんはどのようなことを考えますでしょうか。日本語で言いますと諧謔というそうです。滑稽味のある気の利いた言葉、これを指すんですけれども、いろいろ調べますとユーモアのことを研究している文献などもあるんですけども、結局のところ、ユーモアを定義づけることは難しいとされています。

ユーモアというのはジョークとは違いまして、そこには愛情が含まれ心と心の触れ合いがあり、相手を思いやる心があるとされています。そのユーモアの語源はラテン語のフモールという言葉で、人体の液体、体液のことを意味するそうです。中世では、この体液が生命の源泉であり、それが人に活力を与え、創造的な力となり生命を満たすものとされていました。

意外と奥深いものだということが分かります。人で言うと、ユーモアのある人といいますと何か魅力的であったり、ユーモアのある話ということであれば何か滑稽で面白いわけがあります。私自身もユーモアのある人になりたいとは思っているんですけども、そのためには自由な考え方を持つ必要があります。その自由な考え方ができないと笑えずにユーモアをつくり出すこともできません。村長はこのユーモアのことをどう考えていますでしょうか、お願いします。

○議長（松澤正登君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） ユーモアのある村づくりということで、ふだん考えたことがないので、改めて辞書等を引いてみましたけれども、御質問の中にも答えがあったわけであります。ユーモアとは、1つとして、人を傷つけない上品なおかしみ、そして、ゆとりや寛大さをつくるもの、人を和ませるようなおかしみ、上品で笑いを誘うおしゃれ、もう一つは、人の行動に対して、それをおかしみの面から捉え表現しようとする精神態度で表現されたこっけいさ、もう一つは、ユーモアのある人は豊かな感情のある人、ユーモアとは、大ざっぱに言えば周りの人を笑わせることだというふうに思います。

仕事、私もどうしても忙しいときは、心に余裕がないときは、そういったユーモアを考えないで、そういうときこそユーモアのことを考えなければいけない、役場では、御覧のとおり、たくさんの人と接したり、職員もたくさんいるわけでありますので、人を和ませるため、ゆとりを持って笑顔で接したいというふうに願っております。

私が、かつてお仕えして尊敬している知事は、好んで和顔愛語ということを楽しんで揮毫しておりました。この言葉の意味は、穏やかな笑顔と思いやりのある話し方で人に接することとのことでございます。また、最近読んだ雑誌の中に、大手化粧品の女性の社長さんが、私が大切にしたいことという中に、社員から、社長はいつも笑っていなければ駄目だよと、こういうふうに指摘された。まあ、そうだなということで、笑顔で元気な人のほうが、向き合う相手から、また会いたいと思って御縁が広がっていくというふうに結んでおりました。ユーモアについて御質問いただきまして、この2つのことを思い出したわけですが、私も、人と接する際には笑顔を忘れないと自戒をした次第でございます。

○議長（松澤正登君） 宮入議員。

○4番（宮入隆通君） まさにそのとおりというか、そういうことなんだろうなと思いながら、お話を聞かせていただきましたけれども、私、このユーモアの考え方というものを行政の中でも生かせるのではないかと考えています。それは、村民のことを思いやりながら自由な発想をすることができれば不可能ではないのではないかなと思っているんです。いつもふざけているということとはちょっと違ってまして、ふざけていけばそれはジョークという形になってしまうんですけれども、ユーモアはちょっと違うんです。

青木村では、そういったユーモアのある取組、そういったことを意識してやったことはないのかもしれないんですけれども、結果的にそういうことなんではないかなとか、そういったものがもしありましたら教えていただきたいと思います。

○議長（松澤正登君） 片田総務企画課長。

○参事兼総務企画課長（片田幸男君） ユーモアにつきましては、それぞれお一人お一人のまた感じ方が異なったりすることもございますので、業務の中で各箇所が所管する業務によっても異なりますけれども、そのことばかりを前面に押し出していくことというのは、公の業務を遂行する中ではあまり好ましいことではないのかなというふうにも感じているところでございます。

しかしながら、一例ですけれども、例えば産業祭ですとか体育祭だとか夏祭りのようなイベントの中身であったりとか、アオキノコちゃんの様々なイラストなんかも最近作ったりし

ておりますけれども、そういうときの制作ですとか活用ですとか、折に触れてそれぞれの業務の中で村民皆さんに関心を持っていただくとか、あるいは結果的に村民皆様の笑顔だとか住民福祉の向上につながるようなそんな工夫をしながら、御質問にもございますけれども、柔軟な発想の中で取り組んできているというふうに認識しております。

○議長（松澤正登君） 宮入議員。

○4番（宮入隆通君） 御答弁いただいたように、何も全てがユーモアという形で分かりやすいということだけではない、そういった要素があることが重要なのではないかなと思っています。今後の村づくりにはユーモアの要素も取り入れていただいて、村民の皆さんに村政について関心を持っていただく、そういったことがやっぱり重要なのではないかと。幅広い層の方にも村政に対して参加してほしいと思っています。

そのためにユーモアのある村づくりが必要なのではないかなと思うんですけれども、それについてはいかがでしょうか。

○議長（松澤正登君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） ユーモアとはということで先ほど答弁をさせていただいたところでありまして、村民の皆さんあるいは役場の職員が会話をする中で、お互いの立場を尊重し寛大さを持って上品な笑いができるような、そんな日常があればいいなというふうに思っております。

仕事がそれをすることによってスムーズにいくというふうに思います。どうしても今、私たちは時間に追われ、仕事に追われ、ぎすぎすした感情の中にいる時間が多いわけでございます。家庭でも職場でも議会でも、人を和ませる心の余裕ある、ユーモアのある村づくりを目指したいと、おのれの反省を含めて改めて思った次第です。

村づくりはたくさんやらなければならないこともありますし、たくさんの切り口はあるんですけれども、今御質問にもありました、あるいは答弁申し上げましたようなユーモアの要素を取り入れた村づくりに取り組んでまいりたいと思います。

○議長（松澤正登君） 宮入議員。

○4番（宮入隆通君） ユーモア、ユーモアと、ユーモアのことについての私は質問だったわけですが、その質問の内容のどこにユーモアがあったんだと言われそうなんですけれども、そのあたりちょっと私も反省点とさせていただきます、私からの質問はこれで終わりにしたいと思います。ありがとうございました。

○議長（松澤正登君） 4番、宮入隆通議員の一般質問は終了しました。

通告のありました7人の議員の質問はこれで全て終了いたします。

◎総括質疑

○議長（松澤正登君） 引き続いて会議を進めます。

これより令和6年度一般会計、特別会計及び企業会計の予算についての総括質疑を行います。

質疑のある方は。

杓掛議員。

○9番（杓掛計三君） それでは久しぶりに総括質疑をやらせていただきます。

総括質疑は、一般質問とは違い提案された議案に対しての質疑でありますもので、さきに村長にはこの旨、概略は話しております。

今回通告した案件につきましては、令和6年度の学校給食の無償化軽減事業と、地方自治法改正による職員の人件費増に対する財源確保について質問いたしたいと思います。

最初に、学校給食無償化軽減事業について、村長から今議会の挨拶の中では、今後、制度としてとの説明はありました。確認のため質問いたします。

この事業は、令和6年度は地方創生事業の繰越事業の財源を充当しての予算措置をされておりますが、当初は、コロナ禍での子育て家庭への支援事業として実施してきました。青森県では今年10月より、都道府県では初の給食費の無償化事業の予算を盛り込んだようであります。東京都でもこの支援の方向を打ち出してきております。青木村は、今まで国費を活用し今年度を含め4年間実施してきましたので、各家庭では定着した事業であるとの考え方があり、今後、この事業を廃止することは理解できないかと思います。しかし、今後、継続して既に実施している保育園を含め給食の無償化事業を実施していくには、物価高等を勘案すると、今後3,000万以上の自主財源が必要となり、経常経費となることが予想されます。青木村の財政状況、財政規模から見ると自主財源の確保は大変だろうと思います。今後の財源確保の見通しについてお伺いします。

次に、給与改定により、今年度の給与明細書によりますと人件費等、経常経費となると思いますが、約7,500万ほどが増加しております。これは働き方改革による法律改正かと思われますけれども、脆弱な地方財政の村ではかなり厳しい費用になるかと思えます。こ

これは、国からの交付税等によって補填があってもよいではないかと思えますけれども、この財源となる国からの地方交付税が伸びておらず、村民からの要望が多い村単事業や各種施設の老朽化等、投資的経費への確保が心配であります。今後の行財政運営方針とこれからの財源確保について村長にお聞きします。

○議長（松澤正登君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 行財政運営方針について2点御質問をいただきました。

保育園、小学校、中学校の給食費につきまして、その無償化につきまして全ての議員さんの熱い思いを実現させていただいたところでございます。全議員さんの子供たちに対する本当に熱い思いというのをヒアリングの中で感じさせていただきました。ただいまお話にありましたように、その自主財源の確保は今後大変苦勞がありまして、様々な工夫が必要でございます。毎年、この財政運営の中で経常経費を固定することから、財政の硬直化ということにしっかり配慮しながら行財政運営をしていく必要がございます。

幸い、今年度、大型の企業誘致が成功いたしましたことから、今後は、保育園、小学校、中学校の給食費の無償化を制度として維持してまいりたいと思っております。予算書にもありますように村税が約1億800万円余増えております。その代わり交付税が減らされているわけですが、議員さんにも、今後、新規需要などを含めましてこの財政運営につきましては御理解と御協力をいただきたいというふうに思っております。

また、御質問の中の人件費の伸びについてでありますけれども、来年度の予算編成の中で増加分の一部は交付税にて措置される。国の説明によりますと、物価高によります公共施設の維持管理費増加分も含めて、基準額の前年度比1.7%の増として予算編成をしてもいいというお答えをいただいております。しかし、この1.7%というのは、うちの予算で割り返してみますと2,700万円でございます。人件費7,500万円の4,900万円は村の手出しになってしまうわけでございます。さらに、来年度から数か年は、能登半島地震によりまして、今後の交付税の交付につきましては不透明なところもあるかなという心配をしております。

村の財政状況は、御案内のとおり、健全化判断比率によりますと、連結実質赤字比率、それから将来負担率、これは数字が出ないくらいしっかり健全財政を維持しております。また、実質公債費比率のところはアッパー25%に対して7.5%ですから、これもしっかりセーフの状況にあると思っております。

今後は、交付税の減した分は増える村税に加えて、その増えた村税をもって膨らませて、いわゆる国の補助金だとか起債を上手に使って2倍、3倍の事業にしていきたい、そういう

工夫もできるわけですし、していかなければならないと思っております。

また、今後の投資的経費の確保につきましては、議員皆さんの御理解をいただきながら様々な知恵を絞ってまいりたいと思っております。来年度予算の中で、村税の伸びにつきましては、第6次青木村長期振興計画の中で企業誘致を位置づけていただいておりますので、今後も、企業誘致、いわゆる金のなる木をどうやって育てていくかということに、もう一方ではしっかり努めてまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（松澤正登君） 以上で総括質疑を終了いたします。

◎委員会付託

○議長（松澤正登君） 続いて委員会付託を行います。

本会議に上程されました議案第19号から議案第24号までを常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松澤正登君） それでは資料を事務局より配付いたします。

〔事務局資料配付〕

○議長（松澤正登君） 資料はお手元に届きましたでしょうか。

それでは片田事務局長より内容について説明申し上げます。

片田事務局長。

○議会事務局長（片田幸男君） それでは、令和6年第1回定例会議案等付託委員会明細について御説明申し上げます。

委員会付託する案件につきましては、議案第19号から議案第24号までについてそれぞれの委員会へ付託いたします。

以下の報告第1号、議案第1号から第18号、発議第1号につきましては本議会で御審議をお願いいたします。

初めに、議案第19号 令和6年度一般会計予算につきましては次のページをお願いいたします。

歳入につきましては、2ページ目と3ページ目に記載がございますけれども、該当するペ

ージにつきましては左端に記載してあります14ページから31ページまで、よろしくお願いいたします。

歳出につきましては、4ページ目を御覧ください。該当するページは32ページから177ページとなります。

また、特別会計、企業会計につきましては下の表のとおりとなっております。

なお、付託の委員会名につきましては、右側の欄にそれぞれ記載してございます委員会をお願いいたします。

最初に戻っていただきまして、議案第20号から第22号は社会文教委員会をお願いいたします。議案第23号、第24号につきましては総務建設産業委員会をお願いいたします。

なお、委員会審議の会場ですが、会議室1で行いますので、よろしくお願いいたします。配席等につきましては当日、御案内させていただく予定でございます。

以上、委員会付託明細について御説明いたしました。

○議長（松澤正登君） 何か御不明な点がございますか。

〔発言する声なし〕

○議長（松澤正登君） なければ以上で委員会付託を終了いたします。

◎散会の宣告

○議長（松澤正登君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

これにて散会といたします。

お疲れさまでした。

散会 午後 3時41分

令和 6 年 3 月 1 4 日（木曜日）

（第 3 号）

令和6年第1回青木村議会定例会会議録

議 事 日 程（第3号）

令和6年3月14日（木曜日）午前9時開議

- 日程第 1 議事日程の報告
- 日程第 2 委員長審査報告
- 日程第 3 報告第 1 号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第 4 議案第 1 号 青木村辺地総合整備計画の策定について
- 日程第 5 議案第 2 号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について
- 日程第 6 議案第 3 号 青木村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例及び職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7 議案第 4 号 青木村消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 議案第 5 号 青木村営バス設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 議案第 6 号 青木村高速情報通信網の設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 10 議案第 7 号 青木村福祉事業基金条例の一部を改正する条例について
- 日程第 11 議案第 8 号 青木村福祉医療費給付条例の一部を改正する条例について
- 日程第 12 議案第 9 号 青木村介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第 13 議案第 10 号 青木村指定居宅介護支援等の事業の従業者及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 14 議案第 11 号 青木村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第 15 議案第 12 号 青木村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第 16 議案第 13 号 青木村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のた

めの効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正
する条例について

日程第 17 議案第 14 号 教育長の任命について

日程第 18 議案第 15 号 人権擁護委員候補者の推薦の同意について

日程第 19 議案第 16 号 上田地域広域連合ふるさと基金に係る権利の一部を放棄すること
について

日程第 20 議案第 17 号 令和 5 年度青木村一般会計補正予算について

日程第 21 議案第 18 号 令和 5 年度青木村国民健康保険特別会計補正予算について

日程第 22 議案第 19 号 令和 6 年度青木村一般会計予算について

日程第 23 議案第 20 号 令和 6 年度青木村国民健康保険特別会計予算について

日程第 24 議案第 21 号 令和 6 年度青木村介護保険特別会計予算について

日程第 25 議案第 22 号 令和 6 年度青木村後期高齢者医療特別会計予算について

日程第 26 議案第 23 号 令和 6 年度青木村簡易水道事業会計予算について

日程第 27 議案第 24 号 令和 6 年度青木村特定環境保全公共下水道事業会計予算について

日程第 28 発議第 1 号 バス運転手不足を解消し路線バスを維持する支援強化を求める意
見書について

出席議員（10名）

1 番 松 本 淳 英 君

2 番 塩 澤 敏 樹 君

3 番 平 林 幸 一 君

4 番 宮 入 隆 通 君

5 番 坂 井 弘 君

6 番 松 澤 正 登 君

7 番 金 井 とも子 君

8 番 宮 下 壽 章 君

9 番 沓 掛 計 三 君

10 番 居 鶴 貞 美 君

欠席議員（なし）

地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長 北 村 政 夫 君

教 育 長 沓 掛 英 明 君

参 事 兼
総務企画課長 片 田 幸 男 君

商工観光移住
課 長 小 林 利 行 君

住民福祉課長	小根沢 義 行 君	会計管理者兼 税務会計課長 兼防災危機監	奈良本 安 秀 君
建設農林課長	稲 垣 和 美 君	教育次長兼 公民館長	宮 下 剛 男 君
保 育 園 長	成 沢 亮 子 君	住民福祉課 長補佐兼 地域包括支援 センター一長	高 柳 則 男 君
建設農林課 課長補佐兼 農業振興係長	上 原 博 信 君	建設農林課 課長補佐兼 建設防犯係 副管理	小 林 義 昌 君
建設農林課 課長補佐兼 上下水道係長	横 沢 幸 哉 君	総務企画課 課長補佐兼 事業推進室長	塩 澤 和 宏 君
総務企画課 企画財政係長	金 井 大 介 君	住民福祉課 課長補佐兼 保健衛生係長	早乙女 敦 君
住民福祉課 課長補佐兼 住民福祉係長	依 田 哲 也 君	商工観光課 工務観光移 住商係	宮 澤 俊 博 君
教育委員会 教育係 会長	奈良本 いずみ 君	総務企画課 課長補佐兼 総務係	小 林 宏 記 君

事務局職員出席者

事 務 局 長 片 田 幸 男 事 務 局 員 小 林 宏 記

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

○議長（松澤正登君） 皆さん、おはようございます。

定刻になりましたので、本日の会議を開会いたします。

◎議事日程の報告

○議長（松澤正登君） 本定の日程は、最初に委員長報告をいただき、報告第1号から質疑、討論、採決の順で行います。

◎委員長審査報告

○議長（松澤正登君） それでは、各委員長より、委員会審議の内容についての報告をお願いします。

最初に、総務建設産業委員会における質疑内容等について、委員長より報告を願います。

宮入総務建設産業委員長。

○総務建設産業委員長（宮入隆通君） それでは、令和6年度予算の認定につきまして、総務建設産業委員会に付託された案件につきまして、3月11日に行われました委員会審査の結果報告をさせていただきます。

令和6年3月14日、青木村議会議長、松澤正登殿。

総務建設産業委員長、宮入隆通。

委員会審査報告書。

本委員会に付託の事件につき、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第74条の規定により報告いたします。

議案第19号 令和6年度青木村一般会計予算の認定について、総務建設産業委員会付託分について。

歳入では、定額減税、村民税法人分、固定資産税の評価替えなどについて質疑が出されま

した。

また、歳出では、村営バス上田線、地方創生プロジェクト、消防団員の条例定数、防犯カメラ設置に対する村の考え方、5年水張りに対する村の支援策や今後の方向性、森林環境譲与税関連事業に関わる財源と事業の公表、村道の改良や修繕に対する地区要望の関係性について、移住・定住促進事業の状況、今後の村営住宅の改修に向けた基金などについて質疑がありました。

令和6年度は、歳入では、企業誘致により住民税、固定資産税が増額となる一方で、歳出では、会計年度任用職員の勤勉手当の導入により、人件費をはじめとした経常的な経費の支出が増えている状況にあり、健全な財政運営を維持する中で、最大限、村民の生活に配慮された積極的な予算であると賛成討論があり、全員賛成にて原案のとおり認定することに決定しました。

議案第23号 令和6年度青木村簡易水道事業会計予算の認定について、歳入では、水道使用料金収入の算出根拠について、歳出では、村内施設の湧水量や広域連携の取組についての質疑があり、担当職員より、今後の歳入見込みや現在の湧水量、広域連携の体制について説明があり、質疑なく、全員賛成にて原案のとおり認定することに決定いたしました。

議案第24号 令和6年度青木村特定環境保全公共下水道事業会計予算の認定について、下水処理場の稼働状況についての質疑があり、担当職員から施設の現状説明がありました。質疑なく、全員賛成にて原案のとおり認定することに決定いたしました。

以上、総務建設産業委員会に付託されました案件についての委員会審査報告を終わります。

○議長（松澤正登君） 続いて、社会文教委員会について委員長より報告をお願いします。

坂井社会文教委員長。

○社会文教委員長（坂井 弘君） 社会文教委員会に付託されました4つの案件について、3月12日に審議いたしましたので、審査結果を報告させていただきます。

最初に、議案第19号 令和6年度青木村一般会計予算の認定について、社会文教委員会関係部分について報告いたします。

質疑応答では、教育委員会関係においては、子供のための教育、保育、給付金の内容、保育士の処遇改善の状況や保育園給食の内容、第3期子ども・子育て計画の内容、児童センターでの水曜クラブの講師の状況、スクールワーカーをスクールソーシャルワーカーに変更する理由やその影響、小・中学校の英語教育の充実、小学校プールメンテナンスの今後の方向、生活習慣病検査の内容、埋蔵文化財試掘調査の予定、部活動の地域移行に向けた進捗状況、

郷土美術館、五島慶太未来創造館の企画展の内容や設備修繕の見通し、スポーツ推進委員による新しいスポーツ種目の普及について質疑応答がなされました。

また、住民福祉課関係においては、住民票などの各証明手数料の種類、マイナンバーカードの普及率、児童手当制度改正の内容、村福祉委員の概要、子育て支援施設運営事業負担金の減額理由、村障害者基本計画等策定委員の減額理由及び業務内容、県遠隔手話通訳システム負担金と利用方法、障害児者福祉サービス給付費の精算根拠、村老人福祉センターの名称変更の要望、人権対策費による人権事業の内容、部落解放人権政策確立要求負担金の支払先団体の活動内容、乳幼児・児童医療給付費に対する県費補助の対象拡大による予算影響、老人福祉費における委託料、保健衛生総務費のアピアランスケア補助金や出産・子育て応援交付金の内容、指定ごみ袋の今後の方向性についてそれぞれ質疑応答がなされました。

続いて、討論を行い、予算案は、長きにわたった新型コロナウイルスとの闘いにめどをつけ、当村が抱える様々な課題に正面から取り組む予算編成となっている。住民福祉課関係では、人口減少問題に対し、出産祝い金や医療費負担軽減など手厚い支援を継続しながら、新たに結婚新生活支援事業を盛り込み、結婚に伴う費用に対し、補助金を交付する事業などが加えられた。

教育委員会関係では、小・中学校において、引き続き手厚い教職員体制を前提とした予算編成となっており、加えて早期療育のためのカンガルー教室に新規支援をするほか、英語検定受験料の補助、ICT教育に関連した費用が盛り込まれている。当村の恵まれた教育環境を生かし、教育の質の向上に結びつく政策により、子育ての環境改善と移住者増加につなげてもらいたい。これらの政策実現に対しては、自主財源に加え、国・県からの補助金を十分に活用しており、評価できるとする賛成討論があり、全員賛成にて原案のとおり認定することに決定いたしました。

次に、議案第20号 令和6年度青木村国民健康保険特別会計予算の認定について報告いたします。

質疑応答では、重複・頻回受診者等に対する対策費、委託料の減並びに本事業の実績、成果、課題等について質疑応答がなされました。討論はなく、全員賛成にて原案のとおり認定することに決定いたしました。

続いて、議案第21号 令和6年度青木村介護保険特別会計予算の認定について報告いたします。

質疑応答では、介護保険料の算定について、また介護予防事業の内容、今後の取組等につ

いて質疑応答がなされました。討論なく、全員賛成にて原案のとおり認定することに決定いたしました。

次に、議案第22号 令和6年度青木村後期高齢者医療特別会計予算の認定について報告いたします。

議案第22号については、質疑討論ともなく、全員賛成にて原案のとおり認定することに決定いたしました。

以上、社会文教委員会に付託されました案件についての審議結果を報告いたしました。

○議長（松澤正登君） 委員長報告が終了しました。

◎報告第1号の質疑、討論、採決

○議長（松澤正登君） 報告第1号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

なお、報告第1号につきましては、2項目ありますので、1項目ずつ質疑をしていただき、討論、採決は一括で行いますので御承知ください。

1項目め、令和5年度一般会計補正予算（第6号）の質疑に入ります。

質疑のある方。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松澤正登君） 質疑なしと認めます。

1項目めを終了します。

2項目め、青木村手数料徴収条例の一部を改正する条例の質疑に入ります。

質疑のある方。

坂井議員。

○5番（坂井 弘君） お願いいたします。

概要書についてであります、（2）のところに、戸籍並びに除籍に係る発行手数料の額が示されてございますが、青木村手数料徴収条例では、戸籍に係る発行手数料1通450円、除籍に係る発行手数料1通750円としています、この（2）の電子証明によるものとの差額があるわけですが、その辺の違いといいますか、そういったことについて御説明いただきたいと思います。

○議長（松澤正登君） 小根沢住民福祉課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） それではお願いいたします。

まず、戸籍謄本、除籍謄本の広域交付に伴います今回の改正内容ですけれども、これは御説明いたしましたように、今までは、それぞれの本籍地の市区町村でしか交付ができなかったものを、最寄りの市区町村どちらでも、窓口で請求が可能になるというもので、これにつきましては、今行っております戸籍・除籍謄抄本と同じ450円、750円ということでございます。

2項目目の戸籍電子証明書提供用識別符号の発行ですけれども、これにつきましては、新たに今回、規定させていただくものですが、まず内容につきましては、ちょっと分かりづらいんですけれども、戸籍電子証明書の提供の請求を住民の方が市町村にさせていただくと、通常ですと、そこで戸籍謄抄本の証明書のほうの発行手続になるんですが、そうではなくて、識別符号という16桁の番号を、それを御本人のほうに発行いたします。

この識別符号という16桁の番号を持ちまして、例えば法務局ですとか、あとパスポートの申請窓口のほうに提出いたしますと、提出された行政機関のほうで、自ら戸籍の電子証明書のほうを確認をしに行くと。ということで要するに、パスポートの申請のときに、まず戸籍謄本等の添付の必要がなくなるということもありますし、あと相続の登記の等にも、やはり戸籍謄本等の添付の必要がなく、この16桁の識別符号というものを行政機関のほうに出せば、そちらのほうで、証明書のほうを確認していただくという制度でございます。

今言いました450円と750円と、400円と700円という違いなんですけれども、これも全国統一で、国のほうでこの証明書につきましては、この金額ですというふうな形で定めておりますので、特に、青木村のほうで定めたというよりは、全国統一の金額というふうに理解していただければと思います。

以上でございます。

○議長（松澤正登君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） そうしますと、そのことを手数料徴収条例等に記載している部分というのはあるのでしょうか。

○議長（松澤正登君） 小根沢住民福祉課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） 書き込んでいるというのは、どういう内容の書き込みということですかね。

○議長（松澤正登君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） 条例改正案のところには、括弧書きが書いてあったりして、無料というような書き込みがあるわけですがけれども、その400円とか700円というのは、そういう発行手数料については、何の記述もないように思うんですけれども、その点についてお願いします。

○議長（松澤正登君） 小根沢住民福祉課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） 戸籍法に基づく証明手数料ということで、戸籍の謄抄本、または戸籍証明書という形で1通450円という規定が（1）であるかと思うんですけれども、（3）のほうに、戸籍電子証明書提供識別符号番号ということで、1件400円と、（6）のほうで6号のほうで、700円という形で規定をされているというふうに認識しておりますけれども。

○議長（松澤正登君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） ちょっとこだわってしまったんですけれども、じゃ、村の規定ではなくて、国のそういったところに書き込まれているという理解なんでしょうか。

○議長（松澤正登君） 小根沢住民福祉課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） 金額自体は、国のほうの規定に基づいておりますけれども、村の条例のほうに金額については、書き入れてあるということでございます。

○議長（松澤正登君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） 見落としていたようで、申し訳ありません。分かりました。

雑多な質問で恐縮なんですけど、1件と1通の違いは何でしょうか。

○議長（松澤正登君） 小根沢住民福祉課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） 1通というのは、あくまでも紙の枚数ですので、例えば、同じ内容でありまして、2通欲しいということであれば2通という形で、1件幾らという金額を掛ける枚数分になると思いますけれども、1件というのは、あくまでも証明事項、内容について、1件幾らというような形での認識でいいかと思うんですけれども。

○議長（松澤正登君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） そうしますと、同じ内容で出すところが違う、法務局と先ほど例に挙げられたパスポートみたいなところで、発行、別々にお願いするけれども識別番号は同じ、これは1回として、1件とするのか、別々で2件とするのか、この辺はどうでしょうか。

○議長（松澤正登君） 依田課長補佐。

○住民福祉課課長補佐兼住民福祉係長（依田哲也君） お答えします。

こちらの関係でございますけれども、ただいま課長のほうから説明がありましたとおり、パスポートとか、そういったものの発行の際に御利用になるということで、国のほうからお伺いはしておりますが、このシステムについては、まだ、私どもの市町村のレベルではできてはいるんですけれども、国のレベルではまだできていないというお話がありまして、具体的な内容については、今のところお話しできないというような状況でございます。

以上でございます。

○議長（松澤正登君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） ありがとうございます。

○議長（松澤正登君） ほかにございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松澤正登君） 討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松澤正登君） 賛成の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松澤正登君） 討論終結、報告第1号の採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（松澤正登君） 全員賛成。

よって、報告第1号 専決処分の承認を求めることについては、原案のとおり承認されました。

◎議案第1号の質疑、討論、採決

○議長（松澤正登君） 議案第1号 青木村辺地総合整備計画の策定についてを議題とし、質疑を行います。

質疑がある方。

居鶴議員。

○10番（居鶴貞美君） それでは、お聞きをいたします。

概況の中に、辺地度点数がございます。

それぞれ、190点、144点、124点とこのようになってございますが、これにつきまして、へんぴな程度ということになろうかと思いますが、こちらの基準についてお聞きをしたいと思いますが。

○議長（松澤正登君） 金井企画財政係長。

○総務企画課企画財政係長（金井大介君） お答えをいたします。

この辺地の点数でございますけれども、役場、その地域から青木村では、青木村の役場、医療機関といえば診療所、また郵便局、小・中学校、さらには高校、最寄りのバス停、近傍の市役所、青木村でいいますと、近傍の上田市役所になります。そこまでの距離が、遠隔であり、通常の公共交通機関を利用した場合の所要時間が多くかかることなどを、全ての項目を点数化いたしまして、満たした地域が辺地として指定されております。

以上でございます。

100点以上が辺地の対象となっております。

○議長（松澤正登君） 居鶴議員。

○10番（居鶴貞美君） 今、お聞きしようと思ったんですが、100点以上ということなんですよね。それで、これの管轄している省はどこの省に当たるんですか。

○議長（松澤正登君） 金井企画財政係長。

○総務企画課企画財政係長（金井大介君） 総務省になります。

○議長（松澤正登君） 居鶴議員。

○10番（居鶴貞美君） もう一点、お聞きをいたしますが、これの算定について、ちょっと詳しくというか、お聞きをしたいと思いますが、どのように算定してなるのか、先ほどの基準とちょっとかぶるかも分かりませんが。

○議長（松澤正登君） 金井企画財政係長。

○総務企画課企画財政係長（金井大介君） 申し訳ありません。算定というのは点数の算定ということでしょうか。

○議長（松澤正登君） 居鶴議員。

○10番（居鶴貞美君） 点数の算定、項目が決まっていますよね。いろいろ決まっていますよね。こういうことで、こういうことで、こうだという、その点をお聞きしたいという、こういうことです。

○議長（松澤正登君） 金井企画財政係長。

○総務企画課企画財政係長（金井大介君） 先ほど申し上げました、近傍の市町村役場ですとか、小・中学校ですとか、高校、青木村でいえば千曲高校になるんですけれども、そういった高校との距離、そういったものが総務省のほうで距離に応じて点数化されていて、それを積み上げた点数が、入奈良本でいえば190点という形になります。

○10番（居鶴貞美君） 分かりました。ありがとうございました。

○議長（松澤正登君） ほかにございますか。

沓掛議員。

○9番（沓掛計三君） それでは、私のほうから水道関係についてお聞きします。

今回の辺地でやるものについて、水道等、約6億見込んでいるようでございます。かなりの金額だなと思って見ております。

その中で、特に入奈良本辺地ですか、から来るのは、これ深山に来るやつかと思うんですけれども、これともう一つ、法辺地にあります施設、これも山の中にある導水管かと思えますけれども、これらの導水管について、かなりどこをどういうふうに通っているかというこの調査について、どういうふうに皆さん見てきたのか、どういうふうにこの事業費を出してきたのか、お分かりになったらお願いします。

○議長（松澤正登君） 横沢課長補佐。

○建設農林課課長補佐兼上下水道係長（横沢幸哉君） 御説明いたします。

実際に、職員とコンサル会社さんと、一応現場を全て本当の水源まで、実際に見て歩いて、その結果、結構傷んでいるところすとか、ほぼほぼ使えそうもないような場所もありましたので、それを見ながら、実際にこの算定したということになります。

以上です。

○議長（松澤正登君） 沓掛議員。

○9番（沓掛計三君） 私も、このところは、全て歩いてはいますけれども、これ、よく分かりましたねというのはあれなんですけれども、途中どこに池塘があるからと思えますけれども、これを全て、これも今回の私、一般質問の中で言いましたけれども、かなり山の中の水源を取っているところでございます。

その中で、この水量が十分確保できて、今回、直すことによって確保できるのかどうか、そこの辺について、特に、弘法、深山かへ来るやつですけれども、この辺については十分な水量確保できるのかどうか、お願いします。

○議長（松澤正登君） 横沢課長補佐。

○建設農林課課長補佐兼上下水道係長（横沢幸哉君）　今まで使っていた施設でもございます。

実際に、現地を歩いて、管が古いところですか、若干露出しているところがありましたので、今まで使っていたものも再利用できることはいいことだと思いますので、さらに水量を完全確保するために、実施するというところでございます。

以上です。

○9番（沓掛計三君）　分かりました。

○議長（松澤正登君）　ほかにございますか。

金井議員。

○7番（金井とも子君）　総合整備計画書の入奈良本辺地のほうのことですけれども、公共的施設の整備計画ということで表がございます。その中に、公民館その他集会施設ということで、コミュニティ活動の活性化を図るために、集会施設を青木の森のところに造りたいということですが、そちらの具体策ですね。どこに建てて、どのような建物になるのか、その辺お教えてください。

○議長（松澤正登君）　小林商工観光移住課長。

○商工観光移住課長（小林利行君）　御質問いただきました、公民館その他集会施設の整備事業につきましてですが、まず、辺地総合整備計画につきましては、今回、令和6年度から令和10年度という5年間にわたる辺地の総合整備計画の中で、上げさせていただいたところがございます。

まず、この辺地総合整備計画をもって、辺地対策債という大変有利な財源、こちらにつきましては、借入れの充当率ですとか、償還する際の交付税の算入ですとか、大変有利な起債ということをもつて御理解をいただきたいと思います。

その中で、今回、公民館その他集会施設整備事業ということで、青木の森別荘地に、この公民館、あるいは集会施設を整備したいということで、計画を上げさせていただきました。

こちらの設置場所につきましては、現在の青木の森管理事務所、こちらのほうのスペースに建てさせていただきたいということで、今、計画を立てているところでございます。広さ等につきましては、管理事務所のほうとも、要望等聞き入れまして、それからの設計に入りたいと思っております。

以上でございます。

○議長（松澤正登君）　金井議員。

○7番（金井とも子君）　管理事務所と併設みたいな形になるんじゃないかなとは思いますが

れども、これについては、利用者負担というものはあるのでしょうか。

○議長（松澤正登君） 小林商工観光移住課長。

○商工観光移住課長（小林利行君） 青木の森の別荘地の皆さんからは、毎年管理費というものを徴収させていただいておりますので、この集会施設を立てるに当たっての利用者負担というのは、今のところは、ちょっとそこまでは考えていないところでございます。

以上でございます。

○議長（松澤正登君） 金井議員。

○7番（金井とも子君） 大変戸数も少なく、30軒いかないかなという気がするんですけども、それに対しまして3,300万円ですか、大変高額な金額を充てるんだなというふうにちょっと印象を持ちましたけれども、空き別荘とか、売りに出ているようなそういう別荘があるんじゃないかなと思うんですけども、そういうものを利用するようなお考えはありませんでしょうか。

○議長（松澤正登君） 小林商工観光移住課長。

○商工観光移住課長（小林利行君） 確かに、空き別荘もございます。空き別荘につきましては、空き家バンクを介して、希望される方にお譲りしているところが現状でして、現在、青木の森別荘地の皆さんには、入奈良本の、ごめんなさいちょっとコミュニティセンターというんですか、入奈良本のほうの公民館を御利用いただいているところが現状でございます。

30軒ぐらい定住者という見込みではありますけれども、また建てる段階の中で、現状踏まえてふさわしい建物にしたいと思っております。

以上でございます。

○議長（松澤正登君） よろしいですか。

ほかにございますか。

松本議員。

○1番（松本淳英君） 金井議員に続きまして、入奈良本辺地の事業についてお伺いいたします。

リフレッシュパークあおきについて、2,750万円の事業費が予定されておりますが、具体的にどのようなことであるのか、御答弁お願いいたします。

○議長（松澤正登君） 小林商工観光移住課長。

○商工観光移住課長（小林利行君） 観光・リクレーション施設の整備ということで、この入奈良本辺地に位置しますリフレッシュパークあおきの改修工事を予定しております。

この5か年間の中で2,500万という税別ですけれども、税込み2,750万という金額で見込みをさせていただきましたが、施設の老朽化に伴いまして、例えば、食堂のみやぶち、アスレチックパーク、マレットゴルフ、そういった観光施設の改修工事を見込んでおります。

以上でございます。

○議長（松澤正登君） 松本議員。

○1番（松本淳英君） ありがとうございます。

○議長（松澤正登君） ほかにございますか。

宮入議員。

○4番（宮入隆通君） この公共施設の整備計画の中の、公民館その他集会施設で青木の森集会所、先ほど金井議員からもありましたけれども、これ目的としては、その住民の方のコミュニティ活動の活性化を図るというそういう目的にはなっていますが、特性上といいますか、いろいろ公民館とか集会所の目的であると思うんですけれども、これ大きく防災の何か、あそこの場合だと、例えば孤立化してしまう可能性があるとか、いろいろあるわけなんですけれども、そういったことの対策も兼ねているという認識でいてよろしいのでしょうか。

○議長（松澤正登君） 小林商工観光移住課長。

○商工観光移住課長（小林利行君） 議員、お見込みのとおりでございます。

現在、管理事務所の敷地ということで御説明をさせていただきましたが、当然、常駐する職員もいるもので、そちらのほうの管理事務所の機能も持ったというと、ちょっと起債の中では対象外になるところもあるかもしれませんが、常駐する職員もおけるような事務所を併設するような形で、防災機能も備えたそういった集会施設にできればというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（松澤正登君） よろしいですか。

ほかにございますか。

〔発言する声なし〕

○議長（松澤正登君） これで質疑を終了します。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松澤正登君） 賛成の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松澤正登君） 討論終結、採決を行います。

議案第1号は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（松澤正登君） 全員賛成。

議案第1号 青木村辺地総合整備計画の策定については、原案のとおり可決されました。

◎議案第2号の質疑、討論、採決

○議長（松澤正登君） 議案第2号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例についてを議題とし、質疑を行います。

質疑のある方。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松澤正登君） 質疑、終了します。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松澤正登君） 賛成の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松澤正登君） 討論終結、採決を行います。

議案第2号は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（松澤正登君） 全員賛成。

議案第2号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例については、原案のとおり可決されました。

◎議案第3号の質疑、討論、採決

○議長（松澤正登君） 議案第3号 青木村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例及び職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とし、質疑を行います。

質疑のある方。ありませんか。

〔発言する声なし〕

○議長（松澤正登君） 質疑を終了します。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松澤正登君） 賛成の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松澤正登君） 討論終結、採決を行います。

議案第3号は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（松澤正登君） 全員賛成。

議案第3号 青木村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例及び職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

◎議案第4号の質疑、討論、採決

○議長（松澤正登君） 議案第4号 青木村消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてを議題とし、質疑を行います。

質疑のある方。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松澤正登君） 質疑を終了します。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松澤正登君） 賛成の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松澤正登君） 討論終結、採決を行います。

議案第4号は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（松澤正登君） 全員賛成。

議案第4号 青木村消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

◎議案第5号の質疑、討論、採決

○議長（松澤正登君） 議案第5号 青木村営バス設置条例の一部を改正する条例についてを議題とし、質疑を行います。

質疑のある方。ありませんか。

坂井議員。

○5番（坂井 弘君） 2ページにございます料金表に関わってお尋ねをいたします。

第7条第2項第7号の路線、すなわち、今回新しく加えることになった上田駅線についての料金表の中に、2段目ですね。そのところに括弧書で一番下に生徒等のうち障害者等という書き込みがございます。ほかの路線でも同じような書き込みになっているわけですが、生徒等とはどの部分を指すのでしょうか。

○議長（松澤正登君） 金井企画財政係長。

○総務企画課企画財政係長（金井大介君） お答えをいたします。

この表の左、区分のところ上から2つ目のポツと3つ目のポツ、小学校児童、中学校生徒、高等学校生徒、国立長野工業高等専門学校生、また3つ目のポツ、中学校卒業を入学資格とする養護学校高等部生徒となります。

以上です。

○議長（松澤正登君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） 今、一番最後にお示しいただいた養護学校高等部生徒ですが、その生徒のうち障害者等というふうな書き込みと理解するわけですが、その養護学校生で障害者でない方というのは、いるのでしょうか。

○議長（松澤正登君） 依田課長補佐。

○住民福祉課課長補佐兼住民福祉係長（依田哲也君） 養護学校につきましては、基本的に療育手帳をお持ちの方ということが基準になっておりますので、手帳をお持ちでいる方ということで認識しております。

以上でございます。

○議長（松澤正登君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） そうしますと、そこでうたっている養護学校の高等部生については、全てどの路線においても半額であるというふうに読み込んでよろしいでしょうか。

○議長（松澤正登君） 金井企画財政係長。

○総務企画課企画財政係長（金井大介君） お見込みのとおりでございます。

○議長（松澤正登君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） 養護学校の範疇には、長野松本盲学校、あるいは長野松本のろう学校、また信州大学附属特別支援学校、須坂市立須坂支援学校は含まれるのでしょうか。

これ今、名前を挙げたのは県内の学校であります。養護学校というふうには称していません。ここはどうなのでしょう。

○議長（松澤正登君） 金井企画財政係長。

○総務企画課企画財政係長（金井大介君） お答えいたします。

特に学校は、指定しておりませんので、どちらの養護学校でも適用になるということでございます。

以上でございます。

○議長（松澤正登君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） こだわりましたのは、先ほど挙げた名前の学校は養護学校というふうには称していないわけです。全県的には、特別支援学校の範疇に養護学校があったり、ろう・盲学校があったりするわけです。

そういう点では、ここのところは養護学校ではなくて、全部入るとすれば、特別支援学校というふうに改めるべきではないでしょうか。

○議長（松澤正登君） 企画財政係長。

○総務企画課企画財政係長（金井大介君） お答えいたします。

村営バスの設置条例、当初からこのよううたい方をしております。私どももちょっと気づかない点がございました。今後検討してまいりたいと思います。

○議長（松澤正登君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） 今のお答え、そのとおりだと思います。造った当初は、養護学校という形で呼んで一般的におりましたけれども、その後、社会情勢が変わり、特別支援学校というふうに名前を改めてきておりますので、そういう点では、この際、一緒に変えたほうがよかったかなんて思うところではありますが、今回、間に合いませんけれども、以後については、そうしたことも考慮して、改定するときには改めていただければというふうに思います。

○議長（松澤正登君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） 続けて、この今の表においては、高等学校生徒と別校で、養護学校高等部生徒というふうに区分けをしております。

こたわるようで申し訳ないんですけども、過日一般質問の折、奨学金について質問した際、教育長からは、高等学校とうたっている中に、特別支援学校の生徒も入るんだというふうなお答えだったと記憶をしておりますが、もしそうだとすれば、ここで区分けしている必要があるのかどうか、逆に言えば奨学金のほうを区分けすべきではないかと思うわけです。

その辺、同じ青木の条例として、統一したほうがいいのではないかな、私自身からすれば、このようにきちっと書いたほうがいいだろうと、したがって、奨学金のほうもやっぱりそう書いたほうが、その対象、該当する人にとっては分かりやすい、また普及もしやすいというふうに思うんですが、その辺を含めてお願いします。

○議長（松澤正登君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） おっしゃられるように、実は、県の要綱も見てみましたら、県ではしっかり書き直してありますので、御意見としていただいて、今後、改定するときがありましたら、そのようにしてまいりたいと思います。

○議長（松澤正登君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） よろしくをお願いします。

○議長（松澤正登君） ほかにございますか。

塩澤議員。

○2番（塩澤敏樹君） よろしくお願ひいたします。

村民の足を守っていただく計画を立てて、ありがとうございます。

今の先に話から言うと、上田はまだ、養護学校という名前が残っているわけですね、上田養護学校。特別支援学校になったけれども、保護者の方たちが、養護学校という名前を残してほしいということで残っているようではありますが、それともう一つ、先ほど療育手帳持つ

ていればということなので、高等部に行かなくても普通高校に、通常の高校に行っていて、特別支援教室みたいな、持っている生徒もいらっしゃるわけですね。だからあえて、養護学校高等部生と書かなくても、障害者ということだけでもいいんじゃないかというのが1点、あるかと思います。高校へ行って、障害を持っているお子さんも何人かいらっしゃると思うんですね。だから、特別支援学校行くだけではなくても、ほかの学校でもそういう子がいるというのが、一つ考えます。

それからもう一つ、高校生で、上田、千曲バス使っているときに、今チケットQRで使っている人たちがいると、ですからそういう人たちの対応の、そういう料金が支払えるような設備もつけることを考えているのかどうか、2点お願いいたします。

○議長（松澤正登君） 金井企画財政係長。

○総務企画課企画財政係長（金井大介君） お答えをいたします。

まず、最初の1点目でございますが、先ほど坂井議員へ答弁させていただいたとおり、また研究をさせていただいて、次回改定の際には、また、検討させていただきたいなと思います。

2点目のチケットQRの関係でございますけれども、現在予定しているのは、千曲バス青木線のチケットQRの定期券をスマホアプリ上で提示していただければ、今回の趣旨の代替え運行ということですので、定期券を所持している方で、提示をしていただければ、無料といたしますか、無料でお乗りをいただけるというような形を取っております。

○議長（松澤正登君） 塩澤議員。

○2番（塩澤敏樹君） ありがとうございます。じゃそのまま、チケットQRの決済ができるということですね。分かりました。ありがとうございます。

○議長（松澤正登君） ほかにございますか。

〔発言する声なし〕

○議長（松澤正登君） これで質疑を終了します。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松澤正登君） 賛成の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松澤正登君） 討論終結、採決を行います。

議案第5号は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（松澤正登君） 全員賛成。

議案第5号 青木村営バス設置条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

◎議案第6号の質疑、討論、採決

○議長（松澤正登君） 議案第6号 青木村高速情報通信網の設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とし、質疑を行います。

質疑のある方。

松本議員。

○1番（松本淳英君） こちらのほうですが、現サービス提供が2か年程度になることから、加入料無料とするということですが、現サービス加入者が将来的には、新しいサービスに加わるということを考えますと、この2か月間無料期間をもって、加入者を増やすような対策も今回考えているのか御答弁お願いいたします。

○議長（松澤正登君） 片田総務企画課長。

○参事兼総務企画課長（片田幸男君） 今回の一部改正につきましては、現サービスがあと2年で終了するというところで、全く今度違うといえますか、新たな仕組みになります。

したがって、この条例自体も恐らく2年後には、また違った形になっていくだろうというのが、まず前提の中にございます。

現行のサービスが、あと2年しかないという中で、ここに記入がありますけれども、通信サービスについて加入の負担金5万円、それから放送サービスの2万円を頂くということについて、2年間という先が決まっている中で、それでも入りたいという方がもしいらっしまったとしたときに、ここはあと2年という先が見えている中でございますので、頂かないでいこうかと。

次のサービスについては、特に負担を求めていくということには、今、現状は考えておりませんので、そんなことで、今回残りの2年については、加入負担金は頂かないというようになことにさせていただきました。

○議長（松澤正登君） 松本議員。

○1番（松本淳英君） 分かりました。やはり、現行サービス加入者が多ければ、その分新しいサービスの加入者も多くなるかと思います。

せっかくある意味、無料キャンペーンみたいな感じですので、これを機会に、少しでも加入者のほう増えるような努力もしていただけたらと思います。

以上です。

○議長（松澤正登君） ほかにございますか。

坂井議員。

○5番（坂井 弘君） ただいまの松本議員と同じ趣旨の質問だったんですけども、今の課長の御答弁では、残り2年間だからということで、特に、加入者、加入促進を図るものではないという理解でよろしいでしょうか。

○議長（松澤正登君） 片田企画財政課長。

○参事兼総務企画課長（片田幸男君） 当然、今のシステムは2年間は生きておりますので、これから、例えばそこらでテレビ見たい、情報を得たい方については、決して加入を拒否するものではございませんので、そこら辺については、利用料は頂くわけでございますから、積極的な加入をしていただいて結構だというふうに考えております。

○議長（松澤正登君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） 私の言わんとすることは、松本議員と同じなんですが、ある面では、この無料で入れるということが、加入促進に寄与するんじゃないかなと思うんですね。そういう点では、広報も行って、より多くの人が入っていただけることが、新システムの移行をスムーズにするということにつながっていきはしないかなと思っているんで、その辺も御考慮いただきたいのと、と同時に、逆にたくさん入って来られた場合に、対応できる機器等は十分なのか、その点一点お願いします。

○議長（松澤正登君） 片田総務企画課長。

○参事兼総務企画課長（片田幸男君） 情報通信の機器については、まだストックがございます。それが100台ぐらいまだストックがあるということでございますので、その中で十分、対応ができるものというふうに考えております。あと、広報につきましても、広報誌等通じて、また、広報させていただければというふうに考えております。

○議長（松澤正登君） よろしいですか。

ほかにございますか。

〔発言する声なし〕

○議長（松澤正登君） これで質疑を終了します。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松澤正登君） 賛成の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松澤正登君） 討論終結、採決を行います。

議案第6号は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（松澤正登君） 全員賛成。

議案第6号 青木村高速情報通信網の設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

◎議案第7号の質疑、討論、採決

○議長（松澤正登君） 議案第7号 青木村福祉事業基金条例の一部を改正する条例についてを議題とし、質疑を行います。

質疑のある方。

金井議員。

○7番（金井とも子君） すみません。この福祉事業の基金ですけれども、山本哲様からお申出をいただいたということですが、これは、今まで割と奨学金のほうに繰り入れるのが多かったんですが、今回これは、山本様の御意向でこれになったのでしょうか。

○議長（松澤正登君） 片田企画財政課長。

○参事兼総務企画課長（片田幸男君） そのとおりでございます。

○議長（松澤正登君） よろしいですか。

金井議員。

○7番（金井とも子君） 村で、内規とかそういう慣習的なものがあってでしょうか。何か変な質問ですが、すみません。本人の御意向であれば、特に村からこちらのほうにお願い

いしたいとか、そういったことはなかったんですね。

○議長（松澤正登君） 片田企画財政課長。

○参事兼総務企画課長（片田幸男君） あくまで、本人の御意向なんですけれども、もし御相談があれば、こんなことで活用させていただく場面がありますというようなことは、お聞きされればお答えしている場合はございます。

○議長（松澤正登君） ほかにございますか。

沓掛議員。

○9番（沓掛計三君） 今の福祉基金ですけれども、私、決算のほうを見ると約1,600万ぐらいあるのかなという、今回入れて考えております。今後この福祉基金、去年は取崩ししていないんですけれども、活用というのは、どのような考え方で活用していきたいかということ、お願いできますかね。

○議長（松澤正登君） 小根沢住民福祉課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） この福祉基金につきましては、近年、取り崩して使用している実績はございませんが、あくまで村の福祉の向上ですとか、そういったものに使うということで、もし使う際には、内部で検討していろんな意見を聞きながら、活用してまいりたいというふうに考えております。

○議長（松澤正登君） 沓掛議員。

○9番（沓掛計三君） 基金として、これ目的基金です。ためるだけが能じゃないもので、また活用方法については、十分、活用していってほしいと思います。よろしく願います。

○議長（松澤正登君） ほかにございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松澤正登君） 質疑を終了します。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松澤正登君） 賛成の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松澤正登君） 討論終結、採決を行います。

議案第7号は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（松澤正登君） 全員賛成。

議案第7号 青木村福祉事業基金条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

◎議案第8号の質疑、討論、採決

○議長（松澤正登君） 議案第8号 青木村福祉医療費給付条例の一部を改正する条例についてを議題とし、質疑を行います。

質疑のある方。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松澤正登君） これで質疑を終了します。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松澤正登君） 賛成の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松澤正登君） 討論終結、採決を行います。

議案第8号は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（松澤正登君） 全員賛成。

議案第8号 青木村福祉医療費給付条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

◎議案第9号の補足説明、質疑、討論、採決

○議長（松澤正登君） 次に、議案第9号 青木村介護保険条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

なお、この件につきましては、住民福祉課から資料に基づき補足説明がありますので、資料配付の後、説明をお聞きください。

〔資料配付〕

○議長（松澤正登君） 小根沢住民福祉課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） ただいまお配りした資料ですけれども、去る3月12日の火曜日の社会文教委員会のほうで説明させていただいた資料とほぼ一緒の資料でございます。委員会におきましては、出席されていなかった委員さんの方も若干おりますので、再度改めて、ここで資料について説明をさせていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（松澤正登君） 高柳課長補佐。

○住民福祉課課長補佐兼地域包括支援センター長（高柳則男君） 説明をさせていただきます。

社会文教委員会の席でお配りしました資料も一部ちょっと誤り情報があり、大変申し訳ございませんでした。

お配りしましたA4の1枚でございますが、ちょっと御覧いただきたいんですけれども、資料の1につきましては、介護保険の財源内訳となっておりますが、こちらにつきましては、説明のほうは省略させていただきます。

真ん中にあります、2として、保険料基準額の算定方法ということで、第9期保険料の基準額の推計をお示ししてございます。

こちらの推計ですけれども、令和6年度から8年度までの3か年ということで、3年間の推計になっております。

まず、A欄でございますが3年間のトータルの総給付費、こちらが17億300万余りで見込んでおります。

次に、B欄ですけれども、A欄の総給付費のうち第1号被保険者の負担分として、23%が負担分となりますので、それを掛けますと3億9,170万余りとなっております。

次に、C欄ですけれども、こちらは国から上乗せ交付されます調整交付金等でございますので、2,200万余りでございます。

続いて、D欄ですけれども、BからCを引いていただきますと、保険料収納必要額が3億6,960万余りというふうに算定されるところであります。

次に、E欄ですけれども、予定保険料の収納率でございますが、98.5%を見込んでおります。

続いて、F欄ですけれども、3年間になります、被保険者数合計で、4,930人と見込んでおります。

最後に、G欄になりますけれども、Dの保険料収納必要額をE欄にあります収納率98.5%で割っていただきまして、さらにF欄の4,930人で割っていただき、最後で12か月でさらに割っていただきますと月額保険料基準額が算定されるわけですが、そちらにありますように6,340円という金額になっておりますので、よろしく御審議をお願いいたします。

一番下は、第8期の推計となっておりますので、参考に御覧いただければと思います。

以上でございますが、よろしくお願いいたします。

○議長（松澤正登君） それでは説明が終わりました。

質疑を行います。

質疑のある方。

坂井議員。

○5番（坂井 弘君） ただいま、資料提供をしていただきありがとうございました。

その資料の中で、1点だけお聞きをしたいと思います。

Cの調整交付金等ですが、これは上の四角で囲んであります円グラフが3つある中の財政調整交付金5%とは、別のものというふうに考えてよろしいのでしょうか。

○議長（松澤正登君） 高柳課長補佐。

○住民福祉課課長補佐兼地域包括支援センター長（高柳則男君） お答え申し上げます。

こちらのC欄の調整交付金でございますけれども、今、坂井議員おっしゃいましたように、上の円グラフの一番左が標準給付費になっていまして、そちらが5%となります。

右側の真ん中にあります地域支援事業費の総合事業調整交付金が5%ということで、こちらに係る部分でございますが、同じものでございますけれども、実際に調整交付金が、こちらにさらに若干上乗せして交付になるということございまして、その上乗せ分を引かないといけませんので、負担分から引いて算定するような形になります。

以上でございます。

○議長（松澤正登君） ほかにございますか。

〔発言する声なし〕

○議長（松澤正登君） 質疑を終了します。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

坂井議員。

○5番（坂井 弘君） 青木村介護保険条例の一部を改正する条例案に反対の立場で討論をいたします。

本会議並びに委員会審議の中で村からの分かりやすく、また丁寧な御説明を受け、村としては最大限の努力をし、値上げやむなしの判断に至ったということは、理解をするところがあります。

国の制度により、保険料を払う我々が負担すべき率が定まっており、増大する給付費、事業費を賄うためには、保険料を値上げせざるを得ない仕組みとなっていることも、また理解をするところです。

しかしながら、不可解な点は、第8期に比べ9期の推計では、ただいま質問した場所に関わってですが、総給付費4.2%増加しているのに対し、国より交付されるCの調整交付金等は前年と比べ54.8%、ほぼ半減している点であります。

給付費見込みに応じて、調整交付金等を増やすというのであれば、まだ理解はできますが、逆に半減させてしまうというのは、国の御都合主義というほかありません。そもそも、給付費に応じて保険料が上がるという介護保険制度は、国民の労苦に寄り添わない制度であり、破綻をしています。公的支援を増やさなければ、いつまでたっても国民へのしわ寄せが続くばかりです。

よって、村の御努力は是とするところではありますが、国の制度そのものが欠陥商品であり、国の調整交付金も十分でないことから、本条例の改正案には承服できません。

また、物価高騰に国民があえいでいるこの時期に、追い打ちをかけるような値上げ案には賛成できません。

なお、低所得者層の第1段階から第3段階の保険料乗率引下げに伴う保険料の引下げ並びに軽減措置については、反対するものではないことを申し添えます。

以上、反対討論とします。

○議長（松澤正登君） ほかに。

〔発言する声なし〕

○議長（松澤正登君） 賛成の方の討論を許します。ありませんか。

〔発言する声なし〕

○議長（松澤正登君） 討論終結、採決を行います。

議案第9号は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手多数〕

○議長（松澤正登君） 賛成多数。

議案第9号 青木村介護保険条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

◎議案第10号の質疑、討論、採決

○議長（松澤正登君） 議案第10号 青木村指定居宅介護支援等の事業の従業者及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とし、質疑を行います。

質疑のある方。いませんか。

〔発言する声なし〕

○議長（松澤正登君） 質疑を終了します。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松澤正登君） 賛成の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松澤正登君） 討論終結、採決を行います。

議案第10号は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（松澤正登君） 全員賛成。

議案第10号 青木村指定居宅介護支援等の事業の従業者及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

◎議案第11号の質疑、討論、採決

○議長（松澤正登君） 議案第11号 青木村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに

指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とし、質疑を行います。

質疑のある方。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松澤正登君） これで質疑を終了します。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松澤正登君） 賛成の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松澤正登君） 討論終結、採決を行います。

議案第11号は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（松澤正登君） 全員賛成。

議案第11号 青木村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

◎議案第12号の質疑、討論、採決

○議長（松澤正登君） 議案第12号 青木村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とし、質疑を行います。

質疑のある方。ありませんか。

〔発言する声なし〕

○議長（松澤正登君） これで質疑を終了します。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松澤正登君） 賛成の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松澤正登君） 討論終結、採決を行います。

議案第12号は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（松澤正登君） 全員賛成。

議案第12号 青木村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

◎議案第13号の質疑、討論、採決

○議長（松澤正登君） 議案第13号 青木村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とし、質疑を行います。

質疑のある方。ございませんか。

〔発言する声なし〕

○議長（松澤正登君） 質疑を終了します。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松澤正登君） 賛成の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松澤正登君） 討論終結、採決を行います。

議案第13号は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（松澤正登君） 全員賛成。

議案第13号 青木村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

◎議案第14号の質疑、討論、採決

○議長（松澤正登君） 続いて、議案第14号 教育長の任命についてを議題とし、提案説明を求めます。

北村村長。

○村長（北村政夫君） 議案第14号 教育長の任命について、これは人事案件でございますので、暫時休憩をお願いいたします。

○議長（松澤正登君） ここで暫時休憩といたします。

議員の皆さんは議員控室へお願いします。

休憩 午前10時14分

再開 午前10時40分

○議長（松澤正登君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

事務局より資料の配付をお願いします。

〔資料配付〕

○議長（松澤正登君） 北村村長より説明をお願いします。

北村村長。

○村長（北村政夫君） 議案第14号 教育長の任命についてをお願いいたします。

下記の者を教育長に任命したいから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定によって議会の同意をお願いいたします。

記。

住所、青木村大字村松1914番地の1、氏名、沓掛英明さん、生年月日、昭和29年2月22日。

令和6年3月6日提出、青木村長、北村政夫。

どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（松澤正登君） 本案について質疑を行います。

質疑のある方。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松澤正登君） 質疑を終了します。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松澤正登君） 賛成の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松澤正登君） 討論終結、採決を行います。

議案第14号について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（松澤正登君） 全員賛成。

議案第14号 教育長の任命については、原案のとおり可決されました。

◎議案第15号の質疑、討論、採決

○議長（松澤正登君） 引き続き、議案第15号 人権擁護委員候補者の推薦の同意についてを議題といたします。

議案第15号の協議については、先ほど議案第14号の協議と、別室で行いました。併せて終了しておりますので、事務局より資料の配付を願います。

〔資料配付〕

○議長（松澤正登君） それでは、北村村長、説明願います。

北村村長。

○村長（北村政夫君） 議案第15号 人権擁護委員候補者の推薦の同意についてをお願いいたします。

下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいから、人権擁護委員法第6条第3項の規定によりまして議会の同意をお願いいたします。

記。

住所、青木村大字村松2075番地3、氏名、宮入典子さん、生年月日、昭和22年8月12日

生まれ。

もう一人の方でございます。住所、青木村大字田沢2691番地1、氏名、杉村善明さん、生年月日、昭和31年5月3日生まれ。

令和6年3月6日提出、青木村長、北村政夫。

どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（松澤正登君） 質疑に入ります。

質疑のある方。ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松澤正登君） 質疑を終了します。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松澤正登君） 賛成の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松澤正登君） 討論終結、採決を行います。

議案第15号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（松澤正登君） 全員賛成。

議案第15号 人権擁護委員候補者の推薦の同意については、原案のとおり可決されました。

◎議案第16号の質疑、討論、採決

○議長（松澤正登君） 議案第16号 上田地域広域連合ふるさと基金に係る権利の一部を放棄することについてを議題とし、質疑を行います。

質疑のある方。

沓掛議員。

○9番（沓掛計三君） 私、本議案に対する、反対するものではございませんけれども、この基金は、今回説明書にありますように、平成2年10億、平成6年10億ということで、県等の補助また制度を頂きながら、20億で上田地域広域連合ふるさと基金として積み立てられた

ものと私は認識しております。

しかし、このふるさと基金の趣旨につきまして、2枚目の説明にありますように、上小地域の一体的発展を目指した事業として展開し、個性的で魅力ある地域づくりを進めることを目的とするということであります。

平成2年からということで、長い間この基金は利用されてきましたがけれども、最近、平成26年度からにつきましては、主に地域医療への財政支援ということで、これ突出してきております。

今年度は、1億1,736万1,000円ということで、権利放棄するということでもあります。ちなみに、令和4年度は9,554万4,000円、令和5年度は9,513万5,000円というように、令和6年度、来年度につきましては、2,000万ほど多くなっています。このままだと、この説明書から見ますと、あと4億4,000万ほどしか、基金残高が残ってきておりません。

この広域の理事者会議等、また広域の議会等でも審議されていると思いますけれども、この基金の目的からいって、このような医療的なところにずっと充当していくのは、妥当な基金なのかどうか、私ちょっと疑問を感じたもので、この点について村長さんから考え方とかいうか、御答弁いただければと思いますけれども。

○議長（松澤正登君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 青木村のような小さな自治体にとりまして、広域連合というのは、消防とか介護の認定とか含めて、大変頼もしいといいましょうか、頼りになる存在でございます。

そういった中で、いろいろ事業は、それぞれ予算が必要になってくるものが多いわけでありまして、今、杓掛議員から御質問がありましたような経過を含めて、約20億という基金を使いながら今まで事業をやってまいりました。

多くの事業の中で、特に、地域医療の推進ということで多く使ってきてまして、例えば、平成25年には、4億余の取崩しをいたしまして、佐久総合病院佐久センターの施設等、そして上田医療センターのがんの放射線施設についての支援を行ってきたところでございます。

そのほか「あおきむらで遊ぼう！」というような、そういったソフトの事業も実施しているところでございます。

今、あと4億円余しか残っていない。全体見ますと、我々の認識ではあと3年ぐらいで基金が枯渇してしまうかなというふうに思っています。そういう中で、特に上田医療センターへ対する支援というのが、多くの費用を要しておりますし、そして効果もたくさんあったわ

けであります。

先生も50人ぐらいから約90人ぐらいになるとか、そういった支援をしてきた結果、大きな成果を受けてきました。特に、医療センターは、平成26年に50人でありましたけれども、令和5年には89人、飛躍的に増えております。

その結果として、緊急搬送医療の受付ができるようになりまして、平成26年、年間2,730人の受入れを、令和4年には3,507人と増加するなど、県内唯一の中核病院として、二次救急体制を、担っていただいているわけでございます。

こういったことで、しっかりした基金の目的は、十分活用され、そして成果を受けているというふうに思っております。枯渇した際、どうするんだという話でありますけれども、正副広域連合、あるいは事務局との話合いの中では、広域の議会でも一般質問等ありますけれども、事業の精査は必要になってくるかと思っておりますけれども、今後一般会計でも補填が必要になってくるのではないかというふうなことで、今後関係する自治体等との協議を進めてまいりたいと思っております。

○議長（松澤正登君） 杓掛議員。

○9番（杓掛計三君） 今回、ここずっとですか、二、三年見ていますと、医療費関係かなり入っていると、これについては放棄される事業について、今後この事業については、ずっと継続していかなければならない事業ではないかと私は感じております。

そうすると、この基金を事業ではなく、今まではこの事業の中、文書の中にありますように、5年ごとに区切って26年から30年と、5年の中で事業計画をつくり、それで令和元年から令和5年までという事業計画をつくって、今まではその範囲で、こういうふうに支出してきたわけですがけれども、今年度、令和6年度については、その年度を区切っていないで、今回抛出ということで、この1億1,700万が出てきているわけですがけれども。

もし、私の意見とすれば、この事業については、私今回の議会の中で、よく財源の問題、よく言ってきました。経常経費というような問題を言ってきましたけれども、これについては、既に各市町村が、消防費みたいに年間のそれぞれの市町村が、ある程度予算化して、ここへもう投入するというような方法論を取っていかなければ、今後について、なかなか運営しにくいのかなという感じは持っておりますもので、この考え方について、村長のほうでどのような考え方を持っているのか、お聞きできればと思います。

○議長（松澤正登君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 5か年計画、本来つくってやるべきところでありましてけれども、その

裏づけとなります財源が、しっかりしたものが見通せなかった。特に、基金の残金を見ますと、青木村は、2,700万余ありますけれども、東御市は4,100万しかないという状況でありまして、こういったことから、おおむね今後3年間ぐらいはこの基金を使えるかなということとでありますので、今回に限って、今後あと2年かと思えますけれども、単年ごとの事業の精査をしながら実施していくということにいたしました。

2つ目の御質問でありますけれども、これを今までの、医療センターとか夜間救急医療とか、後方支援とかという、あるいは看護師さんの確保、医師の確保等考えますと、これをやめるわけにはいかないということになれば、今、御質問にもありましたような、一般会計から、繰出しをお願いしていくことになるかなというふうに、今思っております。今後まだ、その具体的なことは決めてありませんので、関係する自治体と相談していきたいというふうに思っています。

あわせて、答弁申し上げたいのは、やはり圏域の広域連合、あるいは自治体だけでは大変、いろいろなことが無理といいましょうか、課題がありますので、県にも入っていただきたいということで、昨年の上田に常任委員会が来ましたが、その際にも陳情をさせていただきました。そして近々でありますけれども、広域の、私は行けないんですけれども、上田と東御の正副連合長が県に行きまして、部署のほうに陳情するという予定になっております。

今後は、いろいろな意味で県にも入っていただきたいという努力もしてまいります。

○議長（松澤正登君） 杓掛議員。

○9番（杓掛計三君） 分かりました。私もこの基金の目的というのが、先ほど当初で言いましたけれども、魅力ある上小地域の発展ということなもので、医療費だけで使えば、魅力ある事業のほうへ充当できなくなっちゃうという、何か寂しさを感じたもので、いろいろな市町村でやるイベント等についての補助金とか、基金の繰出しとか、あったような気がしますもので、そこら辺のところは、基金を全て使い切る前に考えてもらいたいということです。

それと私は、青木村自身が、そうするとここで上小課題になるかなり、人口比とか、平均割で拠出していくわけですが、そうすると青木村の場合は、人口等が小さいもので、なかなか、こういうところに出す支援額が少ないもので、私も議長の時、広域議会にはちょっと遠慮はしていました。あまり強いことも言えないなということでありましたが、今後、いろいろな事業に使えるためには、やはり、基金目的にも沿ったような事業の使い方も、もう少しやってもらいたいかないという感じで思っております。この点について、小さい町村であり、小さい議会でありますけれども、このような意見があるということは、また、

どこかのところで発信してもらえればと思います。この点についてまた、村長よろしく願います。

○議長（松澤正登君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 分かりました。青木村からも、広域の議会の議員が2人選出されておりますので、その議員さんと連携しながら、今御質問にあった御趣旨をかなえられるような務めを果たしてまいりたいと思います。

○議長（松澤正登君） ほかにございますか。

坂井議員。

○5番（坂井 弘君） 2ページにございます信州上田医療センター医療従事者確保事業に関して質問いたします。

全体で4,300万円ほど、青木村からも200万近くが放棄されるという提案でありますけれども、この医療従事者の確保なんです、御承知のとおり、上田市立産婦人科病院がこの3月をもって閉院となります。閉院するに当たって、今後の方向性を上田市立産婦人科病院の機能を独立行政法人国立病院機構信州上田医療センターへ集約することにより、信州上田医療センターの体制が強化され、地域のお産を地域内で取り扱える体制が整備されることとなるというふうにうたわれております。

しかしながら、上田産院が閉院となることに対して、出産を控えた、あるいはその適齢期にある皆さんの不安は大変大きいというふうに伺っています。上田で安心して出産ができるのか。そうした不安から、主治医を松本の病院にしたと訴える村民もあり、また救急車で松本まで運ばれたという事例も生まれております。

信州上田医療センターの産婦人科の医師は、常勤4名、非常勤1名。2014年、10年前4月に産婦人科診療を再開しておりますが、再開当時の分娩数215に対し、2022年度の分娩数661と3倍に増え、手術数も127から2021年度には253件と増えています。上田産院閉院に伴う集約化により、この数は格段に増加するのではないかとと思われるところです。

こうした状況に 대응できる、医療従事者確保事業となっているのかどうか、この点について、教えていただきたいと思います。

○議長（松澤正登君） 小根沢住民福祉課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） お答えいたします。

確保事業につきましては、上田の医療センター、特に産院に限定してということではありませんので、全ての診療科目の医師、看護師等の確保のために使っているという認識でござ

います。

上田市の閉院となります産院につきましては、閉院となった分娩数を上田医療センターのほうに移行したとしても、医療センターのほうでは、その件数に対応できるような医療体制を整えるというふうに聞いております。

以上でございます。

○議長（松澤正登君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） 賄い切れるということで、理解をいたしました。

しかし、村民や周りの方たちの不安は大変大きいものがあるかと思います。先ほども、紹介しましたが、松本のほうへ実際に生まれそうだということで、救急車で運ばれた。その救急車の中で出産するといったような例も生まれているというふうに聞いております。上田へ即運んで、そこで十分受け入れて対応できるような、そういった状況が、今後確実につくられていくよう、また村民の不安が解消できるように、周知と御努力をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（松澤正登君） ほかにございますか。

〔発言する声なし〕

○議長（松澤正登君） これで質疑を終了します。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松澤正登君） 賛成の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松澤正登君） 討論終結、採決を行います。

議案第16号は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（松澤正登君） 全員賛成。

議案第16号 上田地域広域連合ふるさと基金に係る権利の一部を放棄することについては、原案のとおり可決されました。

◎議案第17号の質疑、討論、採決

○議長（松澤正登君） 議案第17号 令和5年度青木村一般会計補正予算についてを議題とし、質疑を行います。

質疑のある方。

○議長（松澤正登君） 松本議員。

○1番（松本淳英君） ページ、14ページになります。

17番備品購入費ですが、こちらにつきまして、災害関連に備えていろんなものが今回購入されたと理解しておりますが、貯蔵する場所についてお伺いいたします。どちらに貯蔵する予定でしょうか。

○議長（松澤正登君） 奈良本危機管理監。

○会計管理者兼税務会計課長兼防災危機管理監（奈良本安秀君） お答えいたします。

災害関連の備品等購入させていただきまして、主には、簡易トイレがテントつきで10セットですとか、あと毛布、それからマットが100セットずつと、あと防災テント、個別の仕切りのあるテント等5セットと、あと間仕切り等購入させていただき予算を計上させていただきましたが、今回一旦、保管場所については、広域指定避難所でございます小学校の体育館の倉庫と、あと総合体育館の倉庫、それから役場の防災倉庫と分けて配備のほうをしていく予定でございます。

以上です。

○議長（松澤正登君） 松本議員。

○1番（松本淳英君） 能登半島での地震のことを考えますと、やはり地域の孤立化というのが大きな課題であったかと思います。そのことを考えますと、保管する場所も、この青木村の中心で全てするのではなく、いろんな地域で、それぞれ保管するべきかと思います。

今、一旦という表現をいただきましたが、今後、各避難場所それぞれに備蓄する等のことについて、どのように考えているのか御答弁お願いいたします。

○議長（松澤正登君） 奈良本防災危機管理監。

○会計管理者兼税務会計課長兼防災危機管理監（奈良本安秀君） 各公民館等による避難所への配備につきましては、以前ですけれども、食料につきましては、賞味期限の管理の問題であったりとか、あと保管場所、スペース等の関係での問題も以前若干あったというふうにお伺いしております。今回、補正予算で上げさせていただいた物品等では、各公民館等に配備をする数、絶対数はまだ足りてはおりませんので、今後さらに整備をしていく中で、議員

おっしゃるとおり、孤立化等の問題もございますので、各地区の区長さんとよくお話をさせていただいて、進めていきたいと思えます。

以上です。

○議長（松澤正登君） 松本議員。

○1番（松本淳英君） ありがとうございます。

孤立化する地域は、ある程度いろんな前提を基にすると、想定できるかと思えます。危険性があるところは、優先的に対応をしていただけたらと思えます。

以上です。

○議長（松澤正登君） ほかにございますか。

居鶴議員。

○10番（居鶴貞美君） お聞きをいたしますが、13、14ページになります。

地方創生プロジェクト事業費の中の備品購入費でございますが、こちら、電動自転車購入ということでございましたんですが、まず、この自転車の設置場所、それと台数等についてお聞きをしたいと思えます。

○議長（松澤正登君） 小林商工観光移住課長。

○商工観光移住課長（小林利行君） 御質問いただきました電動アシスト自転車、Eーバイクと略させていただきますけれども、こちらのほう令和5年度の事業としまして、6台購入させていただきました。

設置場所については、現在、道の駅あおきを中心として考えております。

以上でございます。

○議長（松澤正登君） 居鶴議員。

○10番（居鶴貞美君） 大変に結構なことだと思いますが、それでこちらについて、村内の周遊用ということだと思いますが、これ幅広く村内ということになりますけれども、安全面と申しますか、利用されて、例えばトイレとかもろもろ出てくるかと思えますが、そういう安全面とかもろもろについて、当然お考えだろうと思えますけれども、この点についてのお考えをお聞きいたします。

○議長（松澤正登君） 小林商工観光移住課長。

○商工観光移住課長（小林利行君） 事業につきましては、保険にも加入させていただきました、Eーバイク自体の保険、また利用される方の保険、それぞれ保険対応とさせていただきますようになっています。

以上であります。

○議長（松澤正登君） 居鶴議員。

○10番（居鶴貞美君） 観光の増加につながるということになるかと思いますが、これは特に若い女性が来る村、あるいはそういうところで、特に若い女性のところにターゲットを絞るというようなことも、どのくらいか前におやりになったと思います。若い女性が多く来ると、そこにまた男性も来ると、こういうことも十分考えられますので、特に若い女性の今の安全面については、今後とも御配慮よろしくをお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（松澤正登君） ほかにございますか。ありませんか。

塩澤議員。

○2番（塩澤敏樹君） お伺いします。

18ページであります。農林水産業費であります農業費、その1番のところの負担金、千曲川ワインバレー特区連絡協議会、青木でブドウつくられているファンキーシャトーのワインが大変、地域どこへ行ってもおいしいと言われるんですが、今の時点で青木村として、ワイン用のブドウだとか醸造関係のことについて、村としてワイン造りに関して、今これからどのように支援したり、取り組んでいくとかお考えがあるのか、お聞きしたいと思いますが。

○議長（松澤正登君） 稲垣建設農林課長。

○建設農林課長（稲垣和美君） 今、塩澤議員、御指摘のとおり、今、村内でワインを栽培しているのは1軒、ファンキーシャトーさんだけでございます。

彼らの主体的な取組を後押しするということでございまして、一部これまで、ワイナリー等造るとき、利子助成を行ったりですとか、最近では、獣害に悩まれているということで、獣害柵の設置に対する補助金の打合せ等しているところでございます。

ファンキーシャトーさんにおきましては、かなりインターネットの販売が中心ということで、なかなか直接店舗でお買い求めになるには、道の駅、またセブンイレブン等の村内の限られた店舗だけで限定して卸しているということで、なかなか手に入らない貴重な品であるというようなお話も聞いている中で、この千曲川ワインバレー特区という全体の枠組みの中で、さらに知名度をアップするような取組を進めて、後押しをしてみたいと考えております。

以上です。

○議長（松澤正登君） 塩澤議員。

○2番（塩澤敏樹君） ふるさと納税の返礼品には、なっていないわけですね。そんなに量もたくさん造らないんであれなんだと思いますが、それと、丸子のほうのワインのところは、大きな業者が入って、小さな醸造所がなかなかできないというのもあったりして、こちら辺で、造りたいという方が東御市も含めてたくさんいるかと思うんですね。ですから、そういう人たちも、またこちらに来て誘致してといいますか、できるようなことも考えていっていただければと思いますが、以上です。

○議長（松澤正登君） ほかにございますか。

〔発言する声なし〕

○議長（松澤正登君） それでは質疑を終了します。

松本議員。

○1番（松本淳英君） すみません。先ほど同僚議員からも質問がありました電動つき自転車についてお伺いいたします。

こちら、投入合わせまして、利用促進を図るいろいろなプログラムが必要かと思いますが、現時点で考えていることございましたら、御答弁をお願いいたします。

○議長（松澤正登君） 小林商工観光移住課長。

○商工観光移住課長（小林利行君） まず、今回購入をさせていただきました電動アシストつき自転車、Ｅ－バイクですけれども、こちらのほう6台3種類の自転車を購入させていただきました。女性向けのもの2台、男性、比較的背の標準といいますか、小学生から大人の方まで乗れるような自転車のものが3台、もう1台は比較的背の高い方、インバウンドも視野に入れまして比較的大きな自転車ということで、合計6台を入れさせていただいたところで、

冒頭の説明でも、お話をさせていただきましたが、村内、景勝、名勝地たくさんございます。神社仏閣、もちろん国宝大法寺三重塔もございますけれども、そういった周遊の一つの手段として、このＥ－バイクも導入させていただきたいと。

また、当村は、山間地も多いです。こちら自動車以外に、徒歩以外に周遊するのに、この自転車Ｅ－バイクが非常に効果的だということを、私どもも試乗しまして確認させていただきました。導入をさせていただきました。

コースづくり、ポイントづくりにつきましては、来年度、実際にこちらのほうでも設定をしながら、魅力あるコースづくりに努めたいと思います。

以上でございます。

○議長（松澤正登君） 松本議員。

○1番（松本淳英君） ありがとうございました。

先ほど、設置場所は、道の駅と聞いておりますが、田沢温泉や沓掛温泉にも設置すれば、長期の滞在につながるという意見も聞いております。魅力的なコースづくりこれからということですが、飲食店や宿泊業者様の意見をよく反映して、有機的に結びつけて集客につなげていただけたらと思います。

以上です。

○議長（松澤正登君） ほかにございますか。

金井議員。

○7番（金井とも子君） 18ページですけれども、農業振興費の需用費です。

修繕料が29万2,000円ですけれども、何か、そばの倉庫の修繕というふうにちょっとお聞きしましたが、どこの倉庫で、どのような修繕をするのか教えてください。

○議長（松澤正登君） 稲垣建設農林課長。

○建設農林課長（稲垣和美君） こちらは、需用費修繕料につきましては、夫神の作業所内にあります、そばの石臼の製粉機につきまして、大分老朽化して不具合があったものですから、今回、修繕費を計上してお願いするものでございます。

以上です。

○議長（松澤正登君） 金井議員。

○7番（金井とも子君） いいです。

○議長（松澤正登君） ほかにございますか。

〔発言する声なし〕

○議長（松澤正登君） それでは質疑を終了します。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松澤正登君） 賛成の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松澤正登君） 討論終結、採決を行います。

議案第17号は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（松澤正登君） 全員賛成。

議案第17号 令和5年度青木村一般会計補正予算については、原案のとおり可決されました。

◎議案第18号の質疑、討論、採決

○議長（松澤正登君） 議案第18号 令和5年度青木村国民健康保険特別会計補正予算についてを議題とし、質疑を行います。

質疑のある方。ありませんか。

〔発言する声なし〕

○議長（松澤正登君） それでは質疑を終了します。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松澤正登君） 賛成の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松澤正登君） 討論終結、採決を行います。

議案第18号は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（松澤正登君） 全員賛成。

議案第18号 令和5年度青木村国民健康保険特別会計補正予算については、原案のとおり可決されました。

◎議案第19号の質疑、討論、採決

○議長（松澤正登君） 引き続き審議を進めますが、議案第19号から、議案第24号については、先ほど各委員長より報告が済んでいる案件となります。

議案第19号 令和6年度青木村一般会計予算について質疑を行います。

質疑のある方。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松澤正登君） 質疑を終了します。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松澤正登君） 賛成の方の討論を許します。

松本議員。

○1番（松本淳英君） 令和6年度一般会計予算案について、賛成の立場で討論をいたします。

令和6年度一般会計予算案は、青木村の発展を実感するとともに、当村が抱える様々な課題に、正面から取り組む予算編成となっております。

歳入面では、村民税法人分において、今年度予算比270%増加の3,418万円、固定資産税50%増加の2億7,882万円を見込むことから、村税5億2,464万円が見込まれております。

歳入における村税の比率は17%に上昇し、自主財源が大きく増える見通しです。長きにわたる企業誘致の努力が結実した結果であり、賞賛と敬服に資する評価がされます。企業誘致による税収増加は、今後も続くことが予想され、当村の財源の多様化、財政基盤のますますの強化期待されるところであります。

歳出面では、当村が抱える様々な課題に対して、充実した自主財源とともに、国・県の補助を有効に活用し、様々な政策が織り込まれました。

人口の減少に対しては、保育園、小・中学校の給食、副食費を引き続き無償化するとともに、このたび、その制度化を図ることになりました。まだまだ余裕が少ない財政状況下において、財政の硬直化という大きなリスクを踏まえてのこの決断には、人口減少問題に対して、当村が不退転の覚悟を持って臨む強い意志が示されました。

教育委員会関連では、前年度に続き、小・中学校において、手厚い教職員体制を前提とした予算編成となっております。加えて、カンガルー教室に新規支援をするほか、英語検定受験料への補助金、ICT教育に関連した費用などが織り込まれました。1村1校、小・中の強い連携という当村の恵まれた教育環境を生かすことで、子育て環境の改善、若者の移住者増加にもつなげていただけたらと考えます。

また、本年元旦に起きた能登半島地震を踏まえ、災害対策備品の迅速な予算づけがされ、消防団出動支援システムなどを含め、村民の生活と命を守るための対応が取られております。

5年水張りルール対策事業費として、あぜ塗り機、水中ポンプ、発電機の購入や村単土地改良補助金が計上されております。

恒常化する異常気象に対しては、松くい虫被害対応、水不足が懸念される簡易水道にも継続的な対応が取られました。また、電動つき自転車事業、ショッピングサイト事業、五島慶太翁関連プロジェクトなど、コロナ禍からの正常化、国道143新バイパスの開通後を見つめた経済活動の強化にも新たに予算が割り当てられました。

鹿教湯病院改築への補助金を計上し、村民の多様な医療、介護ニーズの維持のために思いやりのある予算配分にもなっております。

また、学校教室、施設において照明LED化を進めることで、カーボンニュートラル社会実現のために地に足のついた対応も取られております。

令和6年度一般会計予算案が、日本一住み続けたい村にふさわしい予算形成であると評価するとともに、その実現に向けて、適正に執行されることを願い、賛成討論といたします。

○議長（松澤正登君） ほかにございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松澤正登君） 討論終結、採決を行います。

議案第19号は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（松澤正登君） 全員賛成。

議案第19号 令和6年度青木村一般会計予算については、原案のとおり可決されました。

◎議案第20号の質疑、討論、採決

○議長（松澤正登君） 続いて、議案第20号 令和6年度青木村国民健康保険特別会計予算について質疑を行います。

質疑のある方。ありませんか。

〔発言する声なし〕

○議長（松澤正登君） 質疑を終了します。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松澤正登君） 賛成の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松澤正登君） 討論終結、採決を行います。

議案第20号は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（松澤正登君） 全員賛成。

議案第20号 令和6年度青木村国民健康保険特別会計予算については、原案のとおり可決されました。

◎議案第21号の質疑、討論、採決

○議長（松澤正登君） 議案第21号 令和6年度青木村介護保険特別会計予算について質疑を行います。

質疑のある方。

〔発言する声なし〕

○議長（松澤正登君） 質疑を終了します。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

○議長（松澤正登君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） 令和6年度青木村介護保険特別会計予算について、さきの社会文教委員会審査報告では、全員賛成にて、原案のとおり認定することに決定と報告いたしましたが、私一議員としては、反対の立場で討論をいたします。

反対の趣旨は、議案第9号 青木村介護保険条例の一部を改正する条例の審議において、申し述べた反対討論と同様です。

よって、保険料の値上げを前提とする予算案には反対をいたします。

以上、反対討論とします。

○議長（松澤正登君） ほかにございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松澤正登君） 賛成の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松澤正登君） 討論終結、採決を行います。

議案第21号、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手多数〕

○議長（松澤正登君） 賛成多数。

議案第21号 令和6年度青木村介護保険特別会計予算については、原案のとおり可決されました。

◎議案第22号の質疑、討論、採決

○議長（松澤正登君） 議案第22号 令和6年度青木村後期高齢者医療特別会計予算について
質疑を行います。

質疑のある方。ありませんか。

〔発言する声なし〕

○議長（松澤正登君） 質疑を終了します。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松澤正登君） 賛成の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松澤正登君） 討論終結、採決を行います。

議案第22号は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（松澤正登君） 全員賛成。

議案第22号 令和6年度青木村後期高齢者医療特別会計予算については、原案のとおり可決されました。

◎議案第２３号の質疑、討論、採決

○議長（松澤正登君） 議案第23号 令和6年度青木村簡易水道事業会計予算について質疑を行います。

質疑のある方。ありませんか。

〔発言する声なし〕

○議長（松澤正登君） 質疑を終了します。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松澤正登君） 賛成の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松澤正登君） 討論終結、採決を行います。

議案第23号は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（松澤正登君） 全員賛成。

議案第23号 令和6年度青木村簡易水道事業会計予算については、原案のとおり可決されました。

◎議案第２４号の質疑、討論、採決

○議長（松澤正登君） 続いて、議案第24号 令和6年度青木村特定環境保全公共下水道事業会計予算について質疑を行います。

質疑のある方。

〔発言する声なし〕

○議長（松澤正登君） 質疑を終了します。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松澤正登君） 賛成の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松澤正登君） 討論終結、採決を行います。

議案第24号は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（松澤正登君） 全員賛成。

議案第24号 令和6年度青木村特定環境保全公共下水道事業会計予算については、原案のとおり可決されました。

◎発議第1号の質疑、討論、採決

○議長（松澤正登君） 次に、発議第1号 バス運転手不足を解消し路線バスを維持する支援強化を求める意見書についてを議題とし、質疑を行います。

質疑のある方。ありませんか。

〔発言する声なし〕

○議長（松澤正登君） これで質疑を終了します。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松澤正登君） 賛成の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松澤正登君） 討論終結。

発議第1号、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（松澤正登君） 全員賛成。

発議第1号 バス運転手不足を解消し路線バスを維持する支援強化を求める意見書については、原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長（松澤正登君） お諮りします。

本定例会に付議された案件は全て終了しました。

したがって、会議規則第7条の規定によって、本日で閉会したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松澤正登君） 異議なしと認めます。

本定例会は、本日で閉会することに決定しました。

本日の会議は閉じます。

令和6年度第1回青木村議会定例会を閉会といたします。

閉会 午前11時28分

以上会議のてん末を記載し、地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

青木村議会議長

青木村議会議員

青木村議会議員